

令和四年九月 二 日開会
令和四年九月 三十 日閉会

令和四年第三回定例会会議録

西之表市議会

令和四年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月二日（金）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
八板市長	七
一、議案審議	七
議案第三六号 西之表市公平委員会委員の選任について	一二
八板市長	一二
議案第三七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	一四
八板市長	一四
議案第三八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）	一六
下川財産監理課長説明	一六
一、休 憩	一八
一、再 開	一八
一、発言の申出	一八
下川財産監理課長	一八
一、議案審議	一九
議案第三八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）	一九

長野予算特別委員長報告	一九
議案第三九号 西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二〇
松下総務課長説明	二〇
議案第四〇号 西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	二一
高石経済観光課長説明	二一
議案第四一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	二二
下川財産監理課長説明	二二
議案第四二号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	二五
中里健康保険課長説明	二五
議案第四三号 令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	二五
平石市民生活課長説明	二六
議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第二号)	二六
岩下農林水産課長説明	二六
議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二七
柳田高齢者支援課長説明	二七
議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	二八
中里健康保険課長説明	二八
議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	二八
高橋水道課長説明	二九
認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	二九
下川財産監理課長説明	二九
一、決算特別委員会の設置及び構成	三二
一、決算特別委員会委員の選任	三三

一、休憩	三三三
一、再開	三三三
一、決算特別委員会正副委員長の互選結果報告	三三三
一、議案審議	三三三
認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	三三三
中里健康保険課長説明	三三三
認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	三三五
平石市民生活課長説明	三三五
認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	三三六
岩下農林水産課長説明	三三六
認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	三七七
柳田高齢者支援課長説明	三七七
認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	三三九
中里健康保険課長説明	三三九
認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について	四〇〇
高橋水道課長説明	四〇〇
報告第一三三号 令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	四〇一
岩下農林水産課長説明	四〇二
報告第一四四号 専決処分承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	四〇三
奥村建設課長説明	四〇三
一、請願・陳情の委員会付託	四四五
一、日程報告	四四五
一、散会	四四五

第二号 九月六日(火)

一、開 議	五二
一、一般質問	五一
遠藤建次郎君	五一
高石経済観光課長	五二
岩下農林水産課長	五四
八板市長	六一
一、休 憩	六三
一、再 開	六三
一、一般質問	六三
杉 為昭君	六三
中里健康保険課長	六四
八板市長	六六
一、休 憩	七六
一、再 開	七六
一、一般質問	七六
高石経済観光課長	七七
岩下農林水産課長	八一
古市社会教育課長	八二
一、休 憩	八二
一、再 開	八二
一、一般質問	八二

宇野裕未さん	八二
八板市長	八四
森企画課長	八八
山崎学校教育課長	九四
古市社会教育課長	九六
下川福祉事務所長	九七
一、休 憩	九九
一、再 開	九九
一、一般質問	九九
濱島明人君	九九
古市社会教育課長	九九
平石市民生活課長	一〇一
下川福祉事務所長	一〇三
八板市長	一〇四
一、休 憩	一〇〇
一、再 開	一一〇
一、一般質問	一一〇
奥村建設課長	一一〇
森企画課長	一一一
高石経済観光課長	一一七
一、日程報告	一一九
一、散 会	一一九

第三号 九月七日(水)

一、開 議	一二五
一、一般質問	一二五
下川和博君	一二五
八板市長	一二六
奥村建設課長	一三〇
森企画課長	一三三
吉田教委総務課長	一三四
一、休 憩	一三五
一、再 開	一三五
一、一般質問	一三五
田添辰郎君	一三五
森企画課長	一三六
柳田高齢者支援課長	一四五
八板市長	一四九
一、休 憩	一五四
一、再 開	一五四
一、一般質問	一五四
鮫島市憲君	一五四
岩下農林水産課長	一五五
高石経済観光課長	一五九
一、休 憩	一六〇
一、再 開	一六〇

一、一般質問	一六〇
河本幸男君	一六〇
吉田教委総務課長	一六一
山崎学校教育課長	一六二
八板市長	一六四
平石市民生活課長	一六五
森企画課長	一七一
一、日程報告	一七一
一、散会	一七一

第四号 九月八日(木)

一、開議	一七七
一、一般質問	一七七
渡辺道大君	一七七
高石経済観光課長	一七八
柳田高齢者支援課長	一七九
八板市長	一八一
岩下農林水産課長	一八二
奥村建設課長	一八六
一、休憩	一九〇
一、再開	一九〇
一、一般質問	一九〇
橋口美幸さん	一九〇

中里健康保険課長	一九一
奥村建設課長	一九五
高石経済観光課長	一九六
森企画課長	一九八
八板市長	二〇〇
一、休憩	二〇七
一、再開	二〇七
一、一般質問	二〇七
橋口好文君	二〇七
岩下農林水産課長	二〇八
八板市長	二一五
大平副市長	二一八
高石経済観光課長	二一九
奥村建設課長	二二一
森企画課長	二二三
中野農委事務局長	二二四
一、休憩	二二五
一、再開	二二五
一、発言取消しの申出	二二五
一、一般質問	二二五
竹下秀樹君	二二五
高石経済観光課長	二二五
森企画課長	二二七

柳田高齢者支援課長	二二八
八板市長	二二八
松下総務課長	二三二
下川福祉事務所長	二三四
一、日程報告	二三八
一、散会	二三八

第五号 九月九日(金)

一、開議	二四三
一、発言取消しの申出	二四三
一、一般質問	二四三
長野広美さん	二四四
山崎学校教育課長	二四四
岩下農林水産課長	二四五
八板市長	二四九
森企画課長	二五〇
一、休憩	二六一
一、再開	二六一
一、議案追加上程・審議	二六二
議案第四八号 財産の処分について	二六二
下川財産監理課長説明	二六二
杉 為昭君質疑	二六三
下川財産監理課長	二六三

長野広美さん質疑	二六三
橋口好文君質疑	二六四
中野農委事務局長	二六四
議案第四九号 財産の処分について	二六五
下川財産監理課長説明	二六五
杉 為昭君質疑	二六五
下川財産監理課長	二六五
長野広美さん質疑	二六六
八板市長	二六六
濱島明人君質疑	二六七
議案第五〇号 西之表市道路線の廃止について	二六七
奥村建設課長説明	二六七
橋口美幸さん質疑	二六八
奥村建設課長	二六八
宇野裕未さん質疑	二六九
森企画課長	二六九
杉 為昭君質疑	二七〇
一、日程報告	二七〇
一、散 会	二七〇
第六号 九月三十日(金)	
一、開 議	二七五
一、諸般の報告	二七六

一、議案審議	二七六
議案第三九号 西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二七六
竹下総務文教委員長報告	二七六
議案第四〇号 西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	二七七
渡辺産業厚生委員長報告	二七八
議案第四一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	二七九
議案第四二号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	二七九
議案第四三号 令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	二七九
議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第二号)	二七九
議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二七九
議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	二七九
議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	二七九
長野予算特別委員長報告	二七九
認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	二八六
認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	二八六
認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	二八六
認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	二八六
認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	二八六
認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	二八六
認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について	二八六
田添決算特別委員長報告	二八六
一、休憩	二九二
一、再開	二九二

一、議案審議	二九二
認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	二九二
渡辺道大君質疑	二九二
田添決算特別委員長	二九二
橋口好文君質疑	二九三
長野広美さん質疑	二九三
中里健康保険課長	二九七
松下総務課長	二九八
橋口好文君反対討論	二九九
認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	二九九
長野広美さん質疑	三〇〇
田添決算特別委員長	三〇〇
橋口美幸さん反対討論	三〇一
認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	三〇二
認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	三〇三
認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	三〇三
橋口美幸さん反対討論	三〇三
認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	三〇五
橋口美幸さん反対討論	三〇五
認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について	三〇六
一、休憩	三〇七
一、再開	三〇七
一、議案審議	三〇七

議案第五〇号 西之表市道路線の廃止について	三〇七
渡辺産業厚生委員長報告	三〇七
橋口美幸さん質疑	三〇八
渡辺産業厚生委員長	三〇八
下川財産監理課長	三〇八
宇野裕未さん質疑	三〇八
橋口美幸さん反対討論	三〇九
杉 為昭君賛成討論	三一〇
宇野裕未さん反対討論	三一〇
請願第九号 馬毛島基地(仮称)に空自救難隊の配置を求める請願書	三一三
濱島馬毛島対策特別委員長報告	三一三
渡辺道大君反対討論	三一四
下川和博君賛成討論	三一四
請願第一〇号 安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書	三一五
濱島馬毛島対策特別委員長報告	三一五
長野広美さん原案に賛成討論	三一六
下川和博君原案に反対討論	三一七
橋口好文君原案に賛成討論	三一七
一、議案追加上程・審議	三一八
議案第五一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算(第五号)	三一八
下川財産監理課長説明	三一八
一、休憩	三一九
一、再開	三一九

一、議案審議	三一九
長野予算特別委員長報告	三一九
議案第五二号 自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出について	三二〇
濱島馬毛島対策特別委員長説明	三二〇
宇野裕未さん反対討論	三二二
橋口美幸さん反対討論	三二三
一、議員派遣の件	三二四
一、閉会中の継続審査	三二四
一、休憩	三二四
一、再開	三二四
一、議案追加上程・審議	三二四
一、総務文教委員会に付託の議案第四八号及び議案第四九号につき審査期限を付ける件	三二五
一、休憩	三二五
一、再開	三二五
一、発言取消しの申出	三二五
一、議案審議	三二六
議案第四八号 財産の処分について	三二六
竹下総務文教委員長報告	三二六
長野広美さん質疑	三二七
竹下総務文教委員長	三二七
下川財産監理課長	三二九
岩下農林水産課長	三三〇
濱島明人君原案に賛成討論	三三一

長野広美さん原案に反対討論	三三一
渡辺道大君原案に反対討論	三三三
宇野裕未さん原案に反対討論	三三三
議案第四九号 財産の処分について	三三六
竹下総務文教委員長報告	三三六
長野広美さん質疑	三三七
竹下総務文教委員長	三三七
一、休憩	三三八
一、再開	三三八
一、議案審議	三三八
下川財産監理課長	三三九
一、休憩	三四〇
一、再開	三四〇
一、議案審議	三四〇
橋口好文君原案に反対討論	三四〇
濱島明人君原案に賛成討論	三四〇
渡辺道大君原案に反対討論	三四一
宇野裕未さん原案に反対討論	三四二
杉 為昭君原案に賛成討論	三四六
橋口美幸さん原案に反対討論	三四七
長野広美さん原案に反対討論	三五〇
議案第五三号 八板俊輔西之表市長に対する問責決議について	三五三
宇野裕未議員説明	三五三

	長野広美さん賛成討論	三五五
一、	市長挨拶	三五七
	八板市長	三五八
一、	議長閉会挨拶	三五八
	川村議長	三五八
一、	閉会	三五九

令和四年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
九	二	金	本	会	議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（委員会付託）、議案審議（予算特別委員会委員長報告・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、議案審議（質疑・委員会付託）の設置及び構成、決算特別委員会の選任、決算特別委員会正副委員長の互選結果報告、議案審議（質疑・委員会付託）、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、請願・陳情の委員会付託
八	一	木	本	会	議	一般質問
七	二	水	本	会	議	一般質問
六	三	火	本	会	議	一般質問
五	四	月	休	会		
四	五	日	休	会		
三	六	土	休	会		
九	七	金	本	会	議	一般質問、議案三件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）

二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会
		付託案件審査 決算特別委員会	付託案件審査 決算特別委員会					付託案件審査 予算特別委員会	付託案件審査 産業厚生委員会	付託案件審査 総務文教委員会			

三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四
金	木	水	火	月	日	土
本 会 議	休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会
諸般の報告、議案審議（各常任委員会委員長報告・質疑・討論・表決、予算特別委員会委員長報告・討論・表決、決算特別委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（馬毛島 対策特別委員会委員長報告・討論・表決）、議員派遣の件、閉会中の継続審査、議案二件追加上 程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・採決）、議案審議（質疑・討論・表決）、閉会		議会運営委員会、各特別委員会、全員協議会				

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 三六号	西之表市公平委員会委員の選任について	即決	九月二日同意
議案第 三七号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即決	九月二日同意
議案第 三八号	令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）	委員会付託	九月二日原案可決
議案第 三九号	西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四〇号	西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四一号	令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四二号	令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四三号	令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四四号	令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四五号	令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四六号	令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四七号	令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月三十日原案可決
認定第 一号	令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
認定第 二号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
認定第 三号	令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
認定第 四号	令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
認定第 五号	令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
認定第 六号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
認定第 七号	令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月三十日認 定
報告第 一三号	令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について		九月一日報 告

報告第一四号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
 即 決 九月二日承認

一、付議事件（追加分）

番号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 四八号	財産の処分について	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 四九号	財産の処分について	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 五〇号	西之表市道路線の廃止について	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 五一号	令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）	委員会付託	九月三十日原案可決
議案第 五二号	自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出について	即 決	九月三十日原案可決
議案第 五三号	八板俊輔西之表市長に対する問責決議について	即 決	九月三十日否 決

一、請願書・陳情書（新規分）

番 号 事 件 名

提出者

結 果

請願第 九号 馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める

西之表市住吉一七一一一六

九月三十日採 択

請願書

中原 勇

請願第 一〇号 安心して暮らしのために真夜中のデモフライト

西之表市西之表九九七二一一

九月三十日不採 択

実施を防衛省に求める請願書

馬毛島基地計画のデモフライトを
求める女性たちの会

鎌倉 久美子 外七名

令和四年九月第三回定例会会議録

西之表市議会

本
会
議
第
一
号
（
九
月
二
日
）

本会議第一号（九月二日）（金）

◎出席議員（十三名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫 島 市 憲 君
三番 橋 口 美 幸 さん
四番 渡 辺 道 大 君
五番 宇 野 裕 未 さん
六番 杉 為 昭 君
七番 川 村 孝 則 君
八番 河 本 幸 男 君
九番 濱 島 明 人 君
一〇番 下 川 和 博 君
一番 遠 藤 建 次 郎 君
一二番 竹 下 秀 樹 君
一三番 田 添 辰 郎 君

◎欠席議員（一名）

一四番 橋 口 好 文 君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八 板 俊 輔 君
副 市 長	大 平 和 男 君
教 育 長	佐 藤 秀 正 君
会計管理者兼 会 計 課 長	下 川 由 喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成 悟 君
企 画 課 長	森 真 樹 君
市民生活課長	平 石 栄 夫 君
財産監理課長	下 川 法 男 君
地域支援課長	松 元 明 和 君
地域支援課長補佐	長 田 恭 枝 さん
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千 秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さ ゆ り さん

◎議事事務局職員出席者

局長	園博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん
経済観光課長	高石心平君
農林水産課長	岩下栄一君
建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君

令和四年九月二日午前十時開会

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和四年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川村孝則君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十三名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

を求めることについて

日程第七 議案第三八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）

日程第八 議案第三九号 西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第九 議案第四〇号 西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一〇 議案第四一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

日程第一一 議案第四二号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一二 議案第四三号 令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第一三 議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）

日程第一四 議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一五 議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一六 議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第一七 認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出

議事日程（第一号）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 議案第三六号 西之表市公平委員会委員の選任について

日程第六 議案第三七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見

決算認定について

日程第一八 決算特別委員会の設置及び構成

日程第一九 決算特別委員会委員の選任

日程第二〇 決算特別委員会正副委員長の互選結果報告

日程第二一 認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第二二 認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業

特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二三 認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第二四 認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計

歳入歳出決算認定について

日程第二五 認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二六 認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算

認定について

日程第二七 報告第一三号 令和三年度公益社団法人西之表市農業

振興公社経営状況報告について

日程第二八 報告第一四号 専決処分承認を定めることについて

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第二九 陳情・請願の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、六番議員杉為昭君、八番議員河本幸男君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る八月三十日開催議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から九月三十日までの二十九日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月三十日までの二十九日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第三六号から議案第四七号まで、認定第一号から認定第七号まで及び報告第一三号、報告第一四号を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長の所信表明並びに提案理由説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和四年第三回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席くださりまして誠にありがとうございます。でございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症について御報告いたします。

市民の皆様には、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げますとともに、日々、医療や介護・福祉などの分野で感染リスクを抱えながら最前線で奮闘されておられる方々に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

全国的に新型コロナウイルス感染者が爆発的に急増している中、本市においては、八月二日に過去最多となる五十七人の新規感染者が確認されています。県内においては、八月十八日に過去最多となる四千九百四十八人の新規感染者が確認され、県は重症化リスクの高い高齢者等への感染防止と医療体制の維持を図るとともに、社会

経済活動を維持しながら感染拡大に対応するB A・5対策強化宣言を九月三十日まで延長いたしました。

本市においての四回目のワクチン接種は、八月八日から市民体育館において六十歳以上及び基礎疾患を有する十八歳以上の方などを対象に集団接種を行ってきております。また、百合砂診療所が九月三十日まで県の無料PCR検査機関となっておりますので、感染に不安のある方は御利用いただきたいと思います。

市民の皆様には引き続き、基本的な感染防止対策としての三密の回避、正しいマスクの着用、手洗い、手指消毒、換気の徹底など、一人一人ができる感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、第二回定例会以降、市が開催した行事等についてであります。

七月十八日には、三年ぶりとなる種子島カップヨットレースを開催しました。今回は、西之表港沖をスタートし山川港沖をゴールとするレースで、県内から十艇が参加しました。スタート地点となった美浜沖が見える美浜公園付近には、早朝にもかかわらず、たくさん市民が観戦に訪れていました。

教育委員会関係では、七月二十二日に第三十回われは海の子黒潮の子浦田遠泳大会を開催し、市内小学五、六年生百四十名と伴泳者百十八名が参加しました。子どもたちのかき一かきする姿は力強く、応援する者を熱くさせるものがありました。

また、七月三十日、市民会館において、日本が世界に誇るクラシカルサクソフォン奏者、須川展也氏によるサクソフォンリサイタルが開催されました。百七十六名の皆様に御来場いただき、上質で心安らぐ演奏に会場中が酔いしれました。

行事以外での取組としては、七月二十五日から二十六日にかけて、種子島屋久島振興協議会で中央要請活動を行ってまいりました。要請の内容は、高速船の更新、種子島空港、屋久島空港の滑走路延伸、航路・航空路運賃低廉化、サツマイモ基腐病に対する生産者支援について、各省庁に要請してまいりました。熊毛管内の課題解決に向け、引き続き連携の上、取り組んでまいります。

次に、農業・畜産業の状況についてであります。

まず、基幹作物であるさとうきびの生育状況につきましては、平年を上回る成熟状況となっていることと、作付面積が六百七十六ヘクタールと、昨年度と比較し六十一ヘクタールの増となったことから、生産量及び粗生産額の増加を期待しているところでございます。次に、さつまいもにつきましては、最も早い圃場で七月中旬から収穫が始まっております。また、サツマイモ基腐病の状況につきましては、現在のところ面的な被害を抑えられており、昨年度の同時期と比較すると発病率が減少していることから、収穫量の増加を期待しております。

畜産につきましては、八月二十八日から二十九日にかけて、始良中央家畜市場で開催された鹿児島県畜産共進会に安納校区の中園省

吾さんの出品牛「こころ号」が熊毛地区代表として出場し、本市産和牛の質の高さを十分にアピールしていただきました。また、十月六日からは、第十二回全国和牛能力共進会が本県で開催されることから、この大会を機に、鹿児島県黒牛の更なる消費拡大が図られることを期待しております。

一方、肥料及び飼料など農業生産資材の高騰が続いており、農業経営が大変厳しい状況となっていることから、国、県と連携し、本市独自の取組を含め、迅速な支援策を行ってまいります。

次に、商工業・観光業の状況についてであります。

今年に入り、原油や資材価格が高騰しております。この影響による市内の中小事業者等の経営を支援するための原油・物価等高騰に係る支援金事業の受付を八月一日から開始しております。商工会を窓口にも、十月三日まで受け付けております。

また、八月一日から三十一日の一か月間、地域経済の活性化と非接触での新しい生活様式での買物を推進するキャッシュレス推進プレミアム還元事業を行いました。十月には、別のキャッシュレスサービスを活用したプレミアム付電子商品券事業も予定しており、来年二月まで利用できる見込みです。

また、県の地域消費喚起のプレミアム商品券支援事業を活用することにより、当初予定していた商品券のプレミアム率と発行額を変更し、実施時期も一か月ほど前倒した計画とした上で、本議会に提案しております。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市公平委員会委員の選任などの人事案件が二件、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例などの制定議案が二件、令和四年度西之表市一般会計補正予算など予算議案八件、令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定など認定議案が七件、令和三年度西之表市農業振興公社経営状況など報告二件の合計二十一件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第三六号から議案第三七号は人事案件で、法令の規定により議会の同意を得ようとするものです。

議案第三八号は、令和四年度西之表市一般会計補正予算(第三号)で、コロナ対策関連及び物価・原油価格高騰分に対応するためのものです。歳入歳出予算の総額に一億三千九百八十九万三千円を追加し、予算総額を百十二億八千五百七十六万六千円とするものです。

歳入では、県支出金において、コロナ禍において原油価格や物価高騰等に対する補助金、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業と保育所等給食支援事業に三千八十六万一千円、繰入金では補正予算(第三号)の財源調整として財政調整基金を一億九百三十三万二千円追加しております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応した事業の増減を一億三千九百八十九万三千円追加しております。

議案第三九号は、西之表市職員の育児休業等に関して国家公務員と同様の措置を講じるため条例の一部を改正しようとするもの、議案第四〇号は、西之表市企業等立地促進条例について対象となる業種を整理するため条例の一部を改正しようとするものです。

議案第四一号は、令和四年度西之表市一般会計補正予算(第四号)についてであります。歳入歳出予算の総額に二億三千七百九十一万二千円を追加し、予算総額を百十五億二千三百六十一万八千円とするものです。

予算の主なものについて御説明いたします。

歳入では、普通交付税が確定したことに伴い、地方交付税を二千六万一千円減額しております。また、令和三年度決算に伴う収支の確定により、繰越金に一億九千八十五万四千円を追加しております。

歳出では、補正予算(第四号)の財源調整として、積立金に九千四百六十八万円など、総務費を九千七百七十八万七千円、産学金官の連携により、地域の資源とし、資金を活用する新規事業など、商工費を四千五百十三万三千円、また、災害復旧費に千七百八十八万円を追加しております。

議案第四二号から第四七号は、それぞれの特別会計及び水道事業会計に必要な補正を行おうとするものであります。

次に、認定第一号から認定第七号までは、令和三年度一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算認定であります。

令和三年度一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百六十八億七千四百四十八万一千三百四十九円、歳出決算額は、歳出決算額百六十五億九千五百三十一万一千六百八十円で、歳入歳出差引額は二億七千九百十六万九千六百六十九円、翌年度へ繰り越すべき財源千二百九十四万七千円を控除した実質収支額は二億六千六百二十二万二千六百六十九円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百二十一億二千六百四十八万八千八百三円、歳出決算額百十八億七千五百五十二万五千七百六十四円、翌年度へ繰り越すべき財源千二百九十四万七千円を控除した実質収支額は二億四千三百一万六千三百三十九円となり、実質収支は黒字であります。

前年度の決算額に對しまして、歳入は七・四％、歳出は六・二％それぞれ減となりました。

特別会計では、歳入決算額四十七億四千七百九十九万二千五百四十六円、歳出決算額四十七億二千四百七十八万五千九百十六円で、歳入歳出差引額は二千三百二十万六千六百三十円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額となりました。

前年度の決算額に對しましては、歳入は〇・一％、歳出は〇・九％それぞれ増となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は八六・九％で、対前年度比二・三ポイント減少しております。健全化指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債

費比率の三か年平均は九・七％で、対前年度比〇・三ポイントの減少、将来負担比率は一・七％で、対前年比一四・一ポイント減少しております。

財政の健全化は保たれており、各指標はおおむね減少傾向にあります。今後とも、財政の健全さを損なうことのないよう細心の注意を払ってまいります。

報告第一三号は、令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてであります。地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により報告するものであります。

報告第一四号は、和解及び損害賠償の額を決めることについて、専決処分承認を求めるものであります。

なお、会期中に、追加議案も予定しております。

ここで、馬毛島への基地整備計画に對し、地元市長としての私の考えを申し述べます。

昨年末、政府において閣議決定をもって基地整備の決定と考える旨の説明がなされて以降、市民の不安と期待による混乱が続いてきました。この新たな局面に当たり、私は地元市長として、基地整備に同意するか否か、改めて検討してきました。私が留意するのは、基地整備が市民の幸福をどう左右するかの一点です。

まず、私は、基地建設に賛同する市民を思います。

自衛隊宿舎の誘致や各種交付金の活用を願う訴えが寄せられました。要望書には、一次産業をはじめ経済状況は深刻であり、各種交

付金で巻返しを図りたい旨の記述があります。また、今年も自衛隊に入隊する市内の若者たちが誇らしい表情を見せました。基地整備を通して、国への協力を意識する市民もいます。

一方、基地建設に反対する市民がいます。さきの戦争を体験した世代には、共栄の名の下に戦争に突き進み、悲惨な結果に至った記憶があります。

高齢者や障害のある人など、弱い境遇の人たちは特に騒音への不安が根強く、漁業者は豊かな漁場喪失を死活問題と心配しています。馬毛島の類いまれな自然、歴史文化遺産の喪失を惜しむ声も小さくありません。

どちらも平穏な暮らしを保ちたいと念じつつ、子孫の幸福を願い、地域の将来を思い、結論としては百八十度異なる選択に至ろうとしています。

私は、まちづくりを思う全ての市民に感謝します。

国の整備計画を機に、市の発展を求めている市民に。基地建設によって失うものに思いを致している市民に。そして、両方の間で判断に迷い、事態の行方を見守ろうとしている市民に。また、島出身者をはじめ種子島を愛する多くの皆さんに、地元選出国会議員ほか関係者の尽力にも心から感謝します。

もし、馬毛島に基地が建設されれば、軍事施設に無縁な土地としては、国内では初めての事例となります。今回、本市が整理した市民の不安と期待に関する確認事項への防衛省の回答を受けた説明会

では、基地建設に期待の声がある一方、騒音への不安、漁場の喪失や基地建設後の操業に対する不安、地域振興策の将来世代まで含めた制度設計の要望、日米地位協定の在り方への疑問等の意見も出されました。環境影響評価アセスメント準備書への本市意見が、評価書にどう反映されるかもしつかり確かめなければなりません。

他方、基地建設に係る予算が国会で承認され、本体工事着手への準備が進められています。不安解消等がまだ途上にある中、隊員宿舎や再編交付金等での国の動きに対応するため、一定の方向性を示さねばならない、次なる厳しい局面に迫られています。

加えて、勢力の拮抗する西之表市議会ほか種子島の二町が賛意を示し、地域住民に賛否をめぐる多様な意見がある中で、一万五千市民の命と暮らしを守る立場の市長として、基地建設のみが進み、負の影響のみを甘受する事態は避けなければなりません。今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと、かつ、また、期待の声に応える最大限の努力を注ぐことです。

世界に目を向ければ、ウクライナや台湾等をめぐる情勢を背景に基地整備が説かれていることもあり、建設容認に傾いている市民も少なくありません。私はこうした趨勢だからこそ、かけがえのないこの島の平穏を守りたい、そう願う小さな声にも寄り添いたいと考えます。

これまで不安や期待に関する確認事項への防衛省の真摯な回答を

もってしても、残念ながら、安心安全に関する諸課題はなお解決されていません。進行中の環境アセスも、環境保全措置が十分になされるかどうか、今後の注視が必要です。また市民の不安解消には至っておらず、現時点で同意、不同意が言える状況にはありません。

安全保障は国の専管事項ですが、地元の理解を大切にすると国防大臣の言葉を思い起こします。私は今後とも、市民の安全安心を守る立場から、市民の不安と期待に対する更なる具体的な措置を講じるよう国に求めていきます。

また、我が国周辺の安全保障環境の状況から、市民の意識にも変化があります。今後、国による馬毛島の基地整備計画の進展により、市に求められる行政手続等があれば適切に対応してまいります。

基地建設についての考えが市民の間で大きく分かれていることは承知しています。しかし、今こそ同じ土地に住む者同士、互いを尊重しつつ、力を合わせて難局を乗り切る覚悟が求められています。

今日を懸命に生きる子どもたちからお年寄りまで、さらには、未来の子どもたちが安心して暮らせるまちづくりのため、ぜひ御協力くださるよう、議員各位、市民の皆様にお願ひし、馬毛島の基地建設に対する現段階における私の考えといたします。

以上を申し上げ、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川村孝則君） 市長の所信表明並びに提案理由説明は終わりました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第三六号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（川村孝則君） 日程第五、議案第三六号、西之表市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第三六号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の二第二項の規定により、公平委員会の委員を選任したいことから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表一五五九〇番地六。氏名、鎌田哲郎。

履歴にしましては、次ページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十二名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願

います。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

一 番 長 野 広 美 議 員
二 番 鮫 島 市 憲 議 員
三 番 橋 口 美 幸 議 員
四 番 渡 辺 道 大 議 員
五 番 宇 野 裕 未 議 員
六 番 杉 為 昭 議 員
八 番 河 本 幸 男 議 員
九 番 濱 島 明 人 議 員
一〇番 下 川 和 博 議 員
一一番 遠 藤 建 次 郎 議 員
一二番 竹 下 秀 樹 議 員

一三番 田 添 辰 郎 議 員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十二票。これは先ほどの表決権を有する出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十二票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十二票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第三六号、西之表市公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第三七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第三七号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明いたします。

議案書三ページをお開きください。

議案第三七号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員法第六条第三項の規定により、人権擁護委員を推薦したいことから、議会の意見を求めるものであります。

住所、西之表市桜が丘七七九番地一〇一。氏名、上籠明美。

履歴に関しましては、次ページを御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これにより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十二

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

- | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 番 | 長 | 野 | 広 | 美 | 議 | 員 | |
| 二 | 番 | 鮫 | 島 | 市 | 憲 | 議 | 員 | |
| 三 | 番 | 橋 | 口 | 美 | 幸 | 議 | 員 | |
| 四 | 番 | 渡 | 辺 | 道 | 大 | 議 | 員 | |
| 五 | 番 | 宇 | 野 | 裕 | 未 | 議 | 員 | |
| 六 | 番 | 杉 | 為 | 昭 | 議 | 員 | | |
| 八 | 番 | 河 | 本 | 幸 | 男 | 議 | 員 | |
| 九 | 番 | 濱 | 島 | 明 | 人 | 議 | 員 | |
| 一〇 | 番 | 下 | 川 | 和 | 博 | 議 | 員 | |
| 一一 | 番 | 遠 | 藤 | 建 | 次 | 郎 | 議 | 員 |

一二番 竹下秀樹 議員
一三番 田添辰郎 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、兩名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十二票。これは先ほどの表決権を有する出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十二票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十二票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第三七号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第三八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第三八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

本案は、議案第三八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）であります。

別冊、予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております財政係が作成した詳細説明書についても御覧をいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千九百八十九万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十二億八千五百七十七万六千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の歳出について御説明をいたします。今回の歳出につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。

六ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費は百二十六万四千円増額しております。こちらは、鹿児島県が十月まで新型コロナウイルスの水際対策として実施予定としていた鹿児島本港南埠頭での検温業務本市負担金、サーモグラフィ設置事業であります。現在の県下の感染状況から、令和五年三月まで延長される見込みとなることから増額するものでございます。

その下になります。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に四百十三万五千円増額しております。こちらは、県支出金の保育所等給食支援事業も活用し、園児に給食を提供し、保護者から給食費を徴収している私立保育所等八施設に対して、園児数に応じ、物価上昇率を踏まえた給食費を補助する新規事業、保育所等給食支援事業の経費を計上しております。

その下になります。

五款農林水産業費、一項農業費、三日農業振興費に四千四百九十万九千円増額しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響により、原油価格高騰の影響を受けた荒茶加工場を支援する新規事業、茶業経営緊急対策支援事業と肥料価格高騰の影響を受けた耕種農家を支援する新規事業、耕種農家経営緊急対策支援事業の補助金をそれぞれ計上しております。

続きまして、五目畜産業費に六千四百四十六万円増額しております。

す。こちらは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、畜産物需要の減や原油及び飼料価格の高騰の影響を受けた畜産農家を支援する新規事業、畜産経営緊急対策支援事業の補助金を計上しております。

その下になります。

二項林業費、二目林業振興費に百八十万円増額しております。こちらは、原油価格高騰の影響を受けた林業事業者を支援する新規事業、林業経営改善支援事業の補助金を計上しております。

七ページをお開きください。

六款商工費、一項商工費、二目商工振興費に二千六百八十二万六千円増額しております。こちらは、当初予算に計上していましたがコロナ対策地域活性化プレミアム付商品券発行事業ですが、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業補助金を活用し、プレミアム率と発行数を増やしたことによる経費をそれぞれ計上しております。

その下になります。

八款消防費、一項消防費、一目常備消防費に二百九十四万七千円増額しております。こちらは、救急隊員の感染防止対策として、感染防止衣の購入や車両及び資機材、庁舎の除菌処理のためのオゾン水生成装置の購入を行う西之表消防署への負担金を計上しております。

その下になります。

九款教育費、三項中学校費、二目教育振興費を六百四十四万八千円減額しております。こちらは、当初予算にて新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行費にキャンセル料が生じた保護者への補助金を計上していましたが、今年度の修学旅行が計画どおり実施されたことから、事業費を皆減するものであります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

十五款県支出金、二項県補助金、二目民生費県補助金を二百二十一万七千円増額しております。こちらは、歳出で説明しました保育所等給食支援事業に対応するものとなっております。

続きまして、六目商工費県補助金を二千八百六十四万四千円増額しております。こちらは、歳出で説明しましたコロナ対策地域活性化プレミアム付商品券発行事業に対応するものとなっております。

その下になります。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金を一億九百三万二千円増額しております。こちらは、今回の補正予算の財源調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。
予算特別委員会は直ちに委員会を開催し、本案の付託審査をお願いいたします。

本会議再開時刻については、庁内放送等でお知らせをいたします。
午前十時四十九分休憩

午後一時三十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○議長（川村孝則君） ここで、財産監理課、下川課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔財産監理課長 下川法男君登壇〕

○財産監理課長（下川法男君） 議案第三八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）の提案理由説明において、九款教育費、三項中学校費、二目教育振興費、説明欄、修学旅行キャンセル料金助成補助金の説明の際、当初予算で計上していた旨を説明をいたしました。訂正しておわびをいたします。

議会運営に多大な御迷惑をおかけし、重ねておわびを申し上げます。

○議長（川村孝則君） 発言は終わりました。

△議案第三八号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）

○議長（川村孝則君） それでは、議案第三八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）の審議を続行いたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 長野広美さん登壇〕

○予算特別委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました議案第三八号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第三号）について、審査結果を御報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千九百八十九万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十二億八千五百七十万六千円とするものです。

それでは、歳出から御報告いたします。

歳出補正については、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となっています。

二款、一項、十二目企画費では、鹿児島県が十月まで実施予定としていた鹿児島本港南埠頭での検温業務が来年三月まで延長される見込みであるため、本市負担金を増額しています。

三款、二項、一目児童福祉総務費では、園児の保護者から給食費を徴収している市内の保育所及び認定こども園の八施設に対して、物価上昇率を踏まえた給食費の補助をするため、保育所等給食支援

事業を計上しています。

五款農林水産業費では、一項、三目農業振興費に、燃油価格高騰の影響を受けた荒茶加工場と肥料価格高騰の影響を受けた耕種農家へ支援する補助金を増額。

同款、同項、五目畜産業費に、新型コロナウイルス感染症などの影響による畜産物需要の減や原油及び飼料価格の高騰の影響を受けた畜産農家を支援するための補助金を増額しています。

また、同款、二項、二目林業振興費には、燃油価格高騰の影響を受けた林業事業者を支援する補助金を計上しています。

六款、一項、二目商工振興費では、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費補助金を活用し、コロナ対策地域活性化プレミアム付商品券のプレミアム率を三〇％から四〇％へ、また、発行数を一万六千セットから二万五千セットへ増やしています。

八款、一項、一目常備消防費では、救急隊員の新型コロナウイルス感染症感染防止及び予防対策事業費として、西之表消防署への負担金を計上しています。

九款、三項、二目教育振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行費にキャンセル料が生じた場合の保護者への補助金が、二年生、三年生の修学旅行が計画どおり実施されたために皆減されています。

続いて、歳入について報告いたします。

十五款、二項、二目民生費具補助金は、歳出の保育所等給食支援

事業費に対応し、また、同款、同項、六目商工費県補助金は歳出のコロナ対策地域活性化プレミアム付商品券発行事業に対応するものとなっております。

十八款、二項、一目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため増額されています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三九号 西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第三九号、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） 議案第三九号、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まずは、議案書九ページの提案理由から読み上げてから御説明させていただきます。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として職員の育児休業等の取得要件の緩和が行われるこ

とに伴い、本市においても国家公務員の措置に準じて同様の措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条文に沿って改正内容の主なものを御説明いたします。議案書は六ページ、参考資料としてお配りしている新旧対照表は一ページをお開きください。

第二条第三号の改正につきましては、非常勤職員が育児休業を取得する場合、その養育する子供が、子が一歳六か月に達する日以降も同一の任命権者から任用される可能性がある場合に限られていた要件を、出生の日から五十七日間の期間の末日から六月を経過する日以降も同一任命権者に任用される可能性がある場合として、期間の要件を短縮できるようにするものです。

議案書七ページから八ページにかけての第二条の三の改正及び第二条の四の改正につきましては、非常勤職員の子が一歳六か月又は二歳に達する日まで育児休業をすることができるとして、配偶者が育児休業をしている場合であつて、その育児休業の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする場合を追加するものなどに伴う改正になります。

八ページ、中段になります。

第二条の五を削る改正は、職員が再度の育児休業をすることができるとして、育児休業等計画書により申し出た場合で、育児休業の終了後三月以上の期間を経過したこととの事情としていた要件を削除するものです。

附則として、この条例は令和四年十月一日から施行とする。

以上、御説明させていただきましたが、今回の改正は、非常勤職員が育児休業を取得する際に、任期の更新の定めがある場合などの取扱いや夫婦が交互に育児休業を取得する場合などの開始日の緩和など、国家公務員の措置に準じて同様の措置を講じることができるよう改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四〇号 西之表市企業等立地促進条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第四〇号、西之表市

企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） 議案第四〇号、西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の一〇ページを御覧ください。

今回の改正案は、第六次市長期振興計画後期基本計画が策定されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

西之表市企業等立地促進条例は、市内で事業所を新設、増設しようとする事業者に対し、奨励措置を講ずることにより企業の育成、誘致を促進し、本市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的に、平成十九年度に設置されております。

改正の内容について説明いたします。

別添の新旧対照表六ページをお開きください。

第五条、奨励措置を受けることができる事業者についての規定となっておりませんが、これまでは業種による要件をうたっていないかつたところを、今回の改正では対象となる業種を規則で定めようとするものです。

議案書一〇ページにお戻りください。

附則として、条例の施行を令和四年十一月一日として、附則二において、施行日以前の申請については従前により取り扱うこととしております。

以上で説明終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第四一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第四一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

本案は、議案第四一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）であります。

別冊、予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております財政係が作成した詳細説明書についても御覧をいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億三千七百九十一万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十五億二千三百六十一万八千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表、債務負担行為補正の追加は一件であります。こちらのスケジュールバス運行業務は、期間が令和五年度から令和七年度まで、限度額は一億四百三十六万三千円であります。

六ページをお開きください。

第三表、地方債補正の変更は二件であります。上から臨時財政対策債は、発行可能額確定により千二百九十五万円減額するものです。

次に、緊急自然災害防止対策事業は、地方債対象事業の県単急傾斜地崩壊対策事業と対象外事業の急傾斜地崩壊対策負担金事業との事業費調整により百万円減額するものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいもの、特徴的なものについて御説明をいたします。

一三ページをお開きください。下段になります。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費に九千四百六十八万円増額しております。こちらは、二十四節積立金、説明欄にありますように、財政調整基金へ九千四百四十六万五千円の増額。その下、西之表市都市計画事業基金へ八万五千円の減額。その下、西之表市奨学基金へ三十万円の増額をそれぞれ計上しております。

一四ページをお開きください。最下段になります。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費に四千六百六十二万二千円増額しております。こちらの主な要因は、十八節負担金、補助及び交付金、説明欄にあります県支出金、鹿児島県地域介護基盤整備事業を活用し、介護事業所、認知症高齢者グループホームの増築に係る費用及び開設準備経費等に対して補助を行う令和四年度新規事業、地域介護基盤整備事業の地域介護基盤整備事業費補助金四千百十五万一千円の計上によるものです。

一七ページをお開きください。下段になります。

六款商工費、一項商工費、二目商工振興費に二千万円増額しております。こちらは、十八節負担金、補助及び交付金、説明欄にあ

ります国庫支出金、地域経済循環創造事業交付金を活用し、産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と地域の資金を活用して雇用を生み出すモデル構築を行う事業者の初期投資の一部を補助する令和四年度新規事業、地域経済循環創造事業のローカル〇〇プロジェクト補助金二千万円の計上によるものです。

その下になります。

観光費に一千百五十三万八千円増額しております。こちらは、十四節工事請負費を資材費の高騰等により増額計上しております。

その下になります。

五目産業創出費に一千二百五十九万五千円増額しております。こちらは、十八節負担金、補助及び交付金、説明欄にあります国庫支出金、特定地域づくり事業推進交付金を活用し、今年度中に設立見込みである市内の特定地域づくり事業協同組合に対し、組合の運営と設立の補助を行う令和四年度新規事業、特定地域づくり事業の市町村財政形成補助金と特定地域づくり事業協同組合運営補助金をそれぞれ計上しております。

二二ページをお開きください。中段になります。

十款災害復旧費、一目農林水産施設災害復旧費、三目現年補助災害復旧費に一千四百三十七万六千円増額しております。こちらは、六月梅雨前線豪雨により農地・農業用施設への災害が発生したことから、県支出金、現年発生災害復旧事業を活用し、復旧作業を行う十四節工事請負費、農地・農業用施設災害復旧工事が主なものとな

っております。

二三ページを御覧ください。

十二款予備費、一項予備費、一目予備費に一千九百九十五万五千円増額しております。こちらは、既に執行しました一千九百九十五万五千円を今後の災害や新型コロナウイルス感染症対策の財源として同額計上しております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

九ページを開きください。二段目になります。

一款市税、二項固定資産税、一目固定資産税に二千六百八十五万三千円増額しております。こちらは、本賦課後の六月末の調定額と直近三か年の平均収納率での再積算により増額計上するものでございます。

中段になります。

十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税は二千六十六万一千円減額しております。こちらは、普通交付税額の確定によるものでございます。

一〇ページを開きください。上段になります。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、四目商工費国庫補助金に一千四百八十三万七千円増額しております。こちらは、歳出で説明しました特定地域づくり事業と地域経済循環創造事業に対応する補助金をそれぞれ計上しております。

一一ページを御覧ください。下段になります。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は三千五百五十五万一千円減額しております。こちらの説明欄に記載してあります公施設建設基金は、当初活用する予定としておりましたが、一般財源で対応可能となりましたので、繰入れを行わないものとするものです。

その下、ふるさと応援寄附基金は、対応する事業の事業費減額に伴うものです。

その下になります。

十九款繰越金、一項繰越金、一目繰越金に一億九千八十五万四千円増額しております。こちらは、前年度繰越金の確定によるものです。

一二ページを開きください。中段になります。

二十款諸収入、四項雑入、一目雑入に一千九十四万八千円増額しております。こちらの主な要因は、五節商工雑入、説明欄、平成三十九年度採択実施事業の中止による雇用機会拡充事業事業者返還金九百九十万一千円によるものです。

下段になります。

二十一款市債、一項市債、一目臨時財政対策債は一千二百九十五万円減額しております。こちらは、発行可能額確定によるものとなっております。

以上で説明終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており
ますので、質疑は省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四二号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、議案第四二号、令和四
年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題とい
たします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第
二号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百九十三万四千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千八
百五十二万一千円とするものです。

主な補正のものにつきまして、歳出から御説明をいたします。

予算書七ページをお開きください。

中ほどより下になりますけども、六款、一項、一目の準備積立金
七百五十二万七千円の増額につきましては、令和三年度の決算確定

に伴いまして、実質収支額が一千五百五千四百七円となりまし
た。なりましたので、その二分の一相当額を準備積立金としての補
正ということしております。

それから、次の七款、一項、七目の償還金四十一万八千円につ
きましては、こちらも令和三年度の決算確定によりまして、国庫支
金の返還金が生じたことにより計上したものでございます。

八ページの八款、一項、一目の予備費につきまして、こちらは全
体の財源調整ということで増額になっております。

次、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

一款、一項の国民健康保険税百六十七万二千円の減額は、七月に
行った保険税の本賦課に伴うものです。

それから、下のほうになりますけども、七款、一項、一目の前年
度繰越金一千四百三十万一千円の増額は、令和三年度決算確定によ
るものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四三号 令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第四三号、令和四

年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 平石栄夫君〕

○市民生活課長（平石栄夫君） 御説明いたします。

議案第四三号は、令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）であります。

別冊、予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十九万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ百九十九万六千円とするものであります。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

予算書の六ページをお開きください。

一款事業費、一項事業費、一目事業費の十八節負担金、補助及び交付金、交通災害共済見舞金を三十九万八千円追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金は前年度決算に基づく繰越金で三十九万八千円を増額し、三十九万九千円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第四四号、令和四

年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） 議案第四四号、令和四年度西之表

市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九万二千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、令和三年度決算繰越金の確定に伴い、二十四節積立金の地方卸売市場基金に六万六千円、二十七節繰出金の一般会計繰出金に六万六千円をそ

れぞれ増額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款、一項、一目繰越金十三万一千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴う補正であります。この結果、令和四年度末の市場基金額は三百八十七万五千円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第四五号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 柳田さゆりさん〕

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千六百十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五百八十四万

円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書九ページをお開きください。

二款保険給付費、二項介護予防サービス等諸費二百八十万五千円の追加は、グループホーム等の地域密着型介護予防サービスの利用が見込めるための補正です。

予算書一〇ページをお開きください。

四款、一項基金積立金三百四十二万八千円の追加は、令和三年度繰越金の確定に伴い、その二分の一を基金に積み立てるものです。

その下、六款、一項予備費四千三百四十四万五千円の追加は、財源調整によるものです。

その下、七款諸支支出金、一項償還金及び還付加算金、二目償還金一千四百九十六万六千円の減額は、前年度給付費等の実績に伴う国県支払基金の負担金交付金の精算返納によるものです。

一ページ、同款、二項繰出金八百六十六万五千円の減額は、前年度実績により一般会計からの繰入金精算に伴う補正です。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料一千六十万六千円の追加は、本賦課後、六月末の調定額と直近三か年の平均収納率での再積算により増額計上するものです。

三款から七款にかけましての国県支支出金及び支払基金交付金並び

に一般会計繰入金につきましては、現年度分は歳出の介護給付費の補正に応じて再算定して計上したもので、過年度分は前年度決算に伴う精算です。

八款、一項繰越金六百八十五万五千円の追加は、前年度繰越金の確定による補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、議案第四六号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

本案は、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千七百七十九万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千二百四

十七万九千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明をいたします。
予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目の後期高齢者医療広域連合納付金一千七百七十八万九千円の増額は、保険料の本算定及び前年度精算額の確定に伴うものです。

それから、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

一款、一項の後期高齢者医療保険料一千百三万三千円の増額は、七月に行った保険料の本算定に伴う補正となっております。

また、四款、一項、一目の繰越金七十六万円は、令和三年度決算確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算

（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、議案第四七号、令和四

年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 議案第四七号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は資本的収入及び支出です。資本的収入の負担金を十三万七千円増額して、七千九百七十六万八千円とするものです。資本的支出は、建設改良費を四百二十四万八千円増額して、二億八千二百九万九千円とするものです。

収入に対して不足する額については、一ページ、第二条の三行目括弧書き、「不足する額二億二百三十三万一千円は、過年度分損益勘定留保資金一億九千五百七十七万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千七十六万円で補填するものとする」に改めます。

内容につきましては、六ページをお開きください。

資本的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款資本的収入、二項負担金、二目他会計負担金十三万七千円は、一節一般会計負担金で、消火栓に要する経費を計上しています。支出の第一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費二百三十九万八千円は、三十節機械及び装置購入費で、阿曾・西京浄水場管理棟空調機更新費を計上しています。同項、二目営業設備費百八十五万円は、四十節車両運搬具で、軽貨物車両の更新費を計上しています。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定
について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、認定第一号、令和三年

度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定に付するものであります。

説明につきましては、監査委員の意見書を使用させていただき報告をいたします。お手元の令和三年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を御覧ください。

二ページをお開きください。

一般会計決算の総括について御説明をいたします。

一般会計歳入決算額は百二十一億二千六百四十八万八千八百三円、一般会計歳出決算額は百十八億七千五百五十二万五千七百六十四円、歳入歳出の差引きであります経常収支は二億五千五百九十六万三千三

十九円で、翌年度へ繰り越すべき財源一千二百九十四万七千円を控除した実質収支額は二億四千三百一万六千三十九円となりました。

次に、財政指標の主なものについて御説明をいたします。

四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられている財政力指数は、令和三年度は〇・二七となり、前年度より〇・〇一ポイント減少いたしました。

財政構造の弾力性を測定する方法として用いられる経常収支比率は、令和三年度は八六・九で、前年度と比較しますと二・三ポイント減少いたしました。依然として財政の硬直化が見られているという状況です。

続いて、歳入について御説明をいたします。

六ページをお開きください。

下段の表中、令和三年度調定額百二十三億四千二百八十九万九千八百三十五円に対し、収入済額百二十一億二千六百四十八万八千八百三円で収入率は九八・三％となりました。なお、不納欠損額は四百四十四万一千八百九十七円、収入未済額は二億一千二百二十五万九千三百三十五円であります。

前年度と比較すると、調定額で十億五千五百三十四万一千八百九十円、七・九％、収入済額で九億七千五百九十三万九千五百三十六円、七・五％の減となっております。

続いて一〇ページをお開きください。

市税全区分の収納状況についてであります。

現年度課税分の収納率が九九・三％、滞納繰越分の収納率が一九・五％、合計で九七・〇％、対前年度比〇・三ポイントの増であります。

一ページから一四ページの一部にかけましては、譲与金、交付金等の状況であります。主なものを御説明いたします。

一二ページをお開きください。

二段目になります。第七款地方消費税交付金は、収入済額三億五千七百四十七千円で、前年度と比べ二千五百五十四万円、七・七％の増となっております。

続いて、一三ページ、二段目を御覧ください。

最も構成比の高い地方交付税について御説明をいたします。

歳入総額の三九・六％を占め、収入済額は四十七億九千七百四十三万三千元で、前年度と比べ四億一千六百六十四万円、九・四％増となりました。

一四ページをお開きください。

二段目になります。第十二款分担金及び負担金は、調定額の増に応じて収入額も増となっております。こちらの主な要因は、土木費負担金であります。市営桜が丘団地と県営深渡瀬団地との共同浄化槽更新に伴う県負担金によるものです。

第十三款使用料及び手数料は、調定額に対する収入済額が九六・〇％となり、前年度と比べ、収入済額では四十万八千八百八円、〇・

二%減となっております。

一五ページを御覧ください。

第十四款国庫支出金は、収入済額が二十三億五千三百五十七千六百四十四円で、前年度より十三億七千二百六十八千七百七十三円、三六・八%の減となっております。主な要因は、総務費国庫負担金、特別定額給付金事業の皆減によるものです。

第十五款県支出金は、収入済額で八億七千七百四十三万三千百九十七円、前年度より三千五百九十七万九千九百八十円、三・九%の減となっております。主な要因は、農林水産業費県補助金、種子島周辺漁業対策事業の皆減等によるものです。

一六ページをお開きください。

財産収入は収入済額三千百五十五万四千十一円で、前年度比八万九千二百四十七円、三・六%の増となっております。

第十七款寄附金については、前年度より三千二百六万二千二百二十六円、一七・四%の増となっております。主な要因としては、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

第十八款繰入金は、収入済額三億九千五百七十七万二千六百三十八円で、前年度比二億六千九百七十万六千四百五十円となり、四〇・八%の減となっております。こちらは、財政調整基金二億九千七十八万九千円の減など、基金繰入金が主なものでございます。

一七ページを御覧ください。

第十九款繰越金は、収入済額四億四千六百二十三万三千二百十三

円で、前年度比三億三千五百九十一万一千九百三十六円、三〇・四・五%の増となっております。

第二十款諸収入は、収入済額一億七千六百七十万三千九百十三円で、前年度比四千五十九万二千八百十八円、一八・七%の減となっております。こちらは、雑入、総務雑入、市町村交付金、衛生雑入、種子島地区広域事務組合精算返納金、消防雑入、熊毛地区消防組合負担金返納金などによるものです。

第二十一款市債は七億百三十九万四千円、前年度と比較して九千五百七十五万二千元、一二・〇%の減となっております。主な要因は、臨時財政対策債四千六百二十八万円、中学校プール整備事業完了等により辺地債七千六百六十万円などの減によるものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

一八ページをお開きください。

令和三年度予算現額百二十四億七千二百二十七万八千円に対し、支出済額は百十八億七千五十二万五千七百六十四円、執行率は九五・二%。翌年度への繰越額が三億三千六百二万一千円、不用額は二億六千四百七十三万一千二百三十六円であります。

一九ページを御覧ください。

歳出を款別に比較しますと、金額で大きいものとしては、総務費、民生費、衛生費、教育費、公債費でございます。主なものを前年度との比較で説明をいたします。

まず、総務費は、決算額二十四億七千七十四万九千六百六十四円

で、対前年度比十一億四千六百五十七千二十円、三一・七％の減となっております。主な要因といたしましては、令和二年度実施しました特別定額給付金給付事業給付費の皆減などによるものでございませす。

次に、民生費においては、決算額三十八億八千四百九十四万四千九百二十九円、対前年度比五億一千三百三十五万八千七百五十九円、一五・二％の増となっております。主な要因といたしましては、子育て世帯等臨時特別給付金や生活支援特別給付金のひとり親世帯分、その他世帯分等の扶助費の増などによるものです。

次に、衛生費においては、決算額十億三千二百七十七万七千九百九十二円、対前年度比一億三千四百六十六万五千五百一十一円、一四・六％の増となっております。主な要因といたしましては、新型コロナウイルススワククン接種による予防接種費の増などによるものです。

次に、教育費においては、決算額九億二千八百九十九万一千七百七十円、対前年度比二億九千六百三十五万九千三百三十円、二四・二％の減となっております。主な要因といたしましては、中学校プール整備工事や校内LANキャビネット整備工事など、昨年度完了しました普通建設事業の減などによるものです。

最後に公債費ですが、決算額十一億四千四百六十四万四千九百円、対前年度比一千八百三十二万一千五百九円、一・六％の減となっております。主な要因は、地方債償還元金が六百四十五万七千四百六十八円、また、利子で一千八百八十六万四千四十一円減少したこと

によるものでございませす。公債費につきましては歳出総額に占める割合が依然として高いため、今後も公債費の管理には十分留意が必要な状況でございませす。

財政状況は、経年比較をいたしますと、悪化こそはしていませんものの、単純に改善しつつあると楽観視できる状況にはございませせん。これは、近年行った大型事業による元金の償還開始や今後増大が予想される公共施設等社会資本の再整備など、注意すべき課題が多いからでございませす。これらを踏まえ、長期的展望に立った財政運営を行うとともに、引き続き、財政の健全化に努めてまいりたいと考えておりませす。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（川村孝則君） ここで、日程第一八、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきまして、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思ひませす。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

△決算特別委員会委員の選任

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から橋口美幸議員、宇野裕未議員、濱島明人議員の三名、産業厚生委員会から杉為昭議員、下川和博議員、遠藤建次郎議員、田添辰郎議員の四名、以上七名の諸君を指名いたします。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

決算特別委員会は直ちに委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

本会議再開時刻については、庁内放送等でお知らせをいたします。

午後二時十九分休憩

午後二時四十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△決算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二〇、決算特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

決算特別委員長に田添辰郎君、同副委員長に橋口美幸さん、以上のとおり決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

△認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、認定第二号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

議案書の一二ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第二百三十三条の三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

説明につきましては、別冊の監査意見書のほうを基にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。審査意見書のほうで、

よろしく願います。

二七ページをお開きください。

(二) 国民健康保険特別会計です。①の決算の概要から申し上げます。上段の表を御覧ください。

西之表市国民健康保険特別会計の令和三年度決算額は、収入済額が二十二億八千三十一万三千三百二十二円、支出済額が二十二億六千五百二十五万五千七百二十五円となりました。実質収支額は一千五百五万五千四百七円となり、前年度比百三万七千四百三十一円の減となりました。

次に、②歳入について御説明をいたします。下の表を御覧ください。

令和三年度の収入済額は二十二億八千三十一万三千三百二十二円、不納欠損額は四百八十七万六千四百五十五円、収入未済額は四千九百九十二万八千八百八十一円でした。前年度比で、不納欠損額は六百八十七万七千四百六十三円の減、収入未済額は一千二百四十五万一千八百八十九円の減となりました。

二八ページをお開きください。

収入の状況についてです。上の表を御覧ください。

歳入の主なものとして、表中の一行目、国民健康保険税の収入済額が三億四千九万八千二百二十円、構成比が一四・九%、それから、その三つ下になりますが、県の支出金の収入済額が十六億七千七百六十八万四千三百三十二円で、構成比が七三・六%、その

二つ下、一般会計からの法定内の繰入金ですけれども、収入済額が二億三千九百六十万七千五百八十八円で、構成比が一〇・五%などとなっております。

下の歳入財源別比較表を御覧ください。

前年度比較になりますけれども、表中の一番右下、一千三十九万二千二百二十五円、〇・五%の増加となりました。その増加の主なものは、上から四行目の県支出金が前年度比七千八百六十九万三千三百七十円、四・九%の増、大幅に増加したことによるものになります。

なお、一行目の国民健康保険税は前年度比較で二千六百六万六千三百二十五円、七・一%の減となっております。世帯数また被保険者数の減少などが要因として考えられます。また、下から二行目の前年度の繰越金についてですけれども、比較しまして四千二百二十四万六千八百二十三円、七二・四%の減となっております。

次に、二九ページをお開きください。

不納欠損処分の状況でございます。

表中の一番右下にございますけれども、合わせて四十四人、四百八十七万六千四百五十五円を不納欠損としております。その下の表、保険税負担の推移についてでございますけれども、こちらについては令和三年度の税率について、前年度との比較、変更はございません。

三〇ページをお開きください。

続いて③歳出について御説明をいたします。上の表から御覧ください。

令和三年度の支出済額は二十二億六千五百二十五万五千七百二十五円で、執行率は九九・六％、不用額は八百八十七万四千二百七十五円でした。

その下の歳出款別比較表、こちらを御覧ください。

令和三年度の支出済額の主なものといたしまして、上から二行目の保険給付費が十六億五百五十六万二千六百七十七円で、構成比が七〇・九％、その下の行、国民健康保険事業費納付金が五億三千十五万五千九百七十九円で、構成比が二三・四％などとなっております。

表中の右側の前年度比較において、合計で一千百四十二万八千六百五十六円、〇・五％の増となりました。その主なものといたしましては、上から二行目の同じく保険給付費、こちらが八千六百七十二万七千四百九十六円、五・七％の増加ということになっております。なお、減少した主なものといたしましては、三行目の国民健康保険事業費納付金七千四百八十五万九千八百八十三円、一二・四％の減となっております。

三一ページから三二ページにかけて、保険給付費の状況一覧となっておりますので、こちらのほう、御確認いただければと思います。よろしく御願いたします。

最後になりますが、飛んで四四ページをお開きください。

こちらについては、(四)基金の状況でございますが、表中の下から五行目、国民健康保険基金になります。令和三年度は八百四万七千円を増額しまして、年度末現在高は一億五千九百七十七万二千円と

なりました。

以上、令和三年度の歳入歳出決算状況について説明を終わります。引き続き、国保財政運営の安定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、決算特別委員会に付託いたします。

△認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二二、認定第三号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 平石栄夫君」

○市民生活課長（平石栄夫君） 御説明いたします。

議案書の二三ページを御覧ください。

認定第三号は、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計

歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

お手元の令和三年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に基づいて御説明させていただきます。

三三ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入歳出予算総額百六十二万三千円に対し、歳入決算総額百六十二万五千七百七十円、歳出決算総額百二十二万五千九百五十円で、実質収支額は三十九万九千二百二十円となっております。全額翌年度に繰越しております。

下段の表を御覧ください。

歳入の主なものについては、共済会費収入百三十九万六千八百円で、収入全体の八六％を占めております。

三四ページ上段、歳入財源別比較表を御覧ください。

歳入において共済会費収入を前年度と比較すると、増減率一二・四％の減となる十九万八千円減少しております。

下段、歳出款別比較表を御覧ください。

歳出では百二十二万五千九百五十円支出しており、事業費が七十二万五千九百五十円で、全体の五九・二％、基金積立金が五十万円、四〇・八％を占めております。

三五ページを御覧ください。

会員数は、一般会員が五千二百九十二人、ゼロ歳から小学一年生までの掛金免除の特別会員が八百二十六人の合計六千百十八人で、

令和四年度三月末時点における人口一万四千三百七十九人に対する加入率は四二・五五％となっております。また、共済見舞金の支出額は十四万三千五百円となっております。

四四ページをお開きください。基金についてです。

下から三行目、交通災害共済基金については五十万円を積み立ててございまして、令和三年度末の基金残高は三千五百万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二三、認定第四号、令和三年

度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書一四ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

お手元の西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で御説明いたします。

意見書三六ページをお開きください。

まず、①決算の概要についてですが、収入済額五十一万四千七百二十四円、支出済額三十七万九千七百七十八円で、実質収支額は十三万四千九百四十六円となりました。

次に、②歳入について、収入率は予算現額五十二万一千円に対し九八・八％、調定額に対し一〇〇％であります。収入済額を昨年度と比較しますと四万六千七百十二円、一〇％の増となっております。

歳入の主なものは、市場使用料四十五万六千八百八円、前年度繰越金六万三千七百六十六円でございます。市場使用料の前年度対比は一〇一・八三％となりました。

次に、③歳出についてであります。

三七ページ、中段を御覧ください。

決算額は三十七万九千七百七十八円で、予算現額五十二万一千円に対し、執行率は七二・九％、不用額は十四万一千二百二十二円でありました。歳出の主なものは一般管理費で、うち地方卸売市場基金積立金が十三万円でございます。

この結果、令和三年度末の基金残高は、めくっていただいで四四ページの基金別の表、下から二項目にお示ししておりますように、三百七十四万三千円となりました。

なお、歳入歳出差引き残高の十三万四千九百四十六円は、全額令和四年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出

決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二四、認定第五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の一五ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に

付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で説明させていただきます。

審査意見書の三八ページをお開きください。

令和三年度決算額は、収入済額が前年度比〇・二五％減の二十二億一千六百六十九万二千百三十七円、支出済額が前年度比一・二三％増の二十二億九百八十三万五千九百二十八円となり、実質収支額は六百八十五万六千二百九円となりました。

歳入について御説明いたします。

三八ページ、下の表になりますが、令和三年度の収入済額二十二億一千六百六十九万二千百三十七円は、調定額に対し九九・八％の収入率で、三百三十二万四千二百六円の収入未済が生じております。これは介護保険料の収入未済額ですが、前年度より百四十五万一千三百九十一円、率にして三〇・五％減少しております。また、不納欠損額は百四十二万四千百円で、件数は百三十七件でした。

三九ページ下の歳入財源別比較表を御覧ください。

歳入では、介護保険料が前年度比一・一％増の三億三千四百二十四万一千九百九十一円、国庫支出金が前年度比一・三％増の六億九十万八千九百二十三円、支払基金交付金が前年度比〇・七％増の五億三千九百五十六万四千二百八十四円、県支出金が前年度比一・八％増の二億九千九百九十九万九千九百九十円、繰入金が前年度比一・九％減の四億三百八十六万一千七百八十四円、繰越金が前年度比三・二％減

の三千九百二十四万七千六百五十五円となりました。

続いて、歳出について御説明いたします。

四〇ページ下の歳出款別比較表を御覧ください。

歳出では、総務費が前年度比〇・一％減の一億六千四百十八円、保険給付費が前年度比一・五％増の十九億九百五十四万三千七百七十五円、地域支援事業費が前年度比四・四％増の一億三千五百九十二万八千八百四十四円、基金積立金が前年度比三・二％減の一千九百六十二万四千円、諸支出金が前年度比四・四％増の四千四百七十三万二千九百五十一円となりました。

決算の特徴といたしましては、令和三年度は第八期介護保険事業計画の初年度ということで、歳入では、保険料が基準額の改定に伴い保険料収入が増加しました。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費とも計画額は下回りましたが、前年度より増加しております。高齢化がますます進行する中、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の強化が求められていることから、引き続き、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二五、認定第六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

議案書の一六ページをお開きください。

本案は、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第二百三十三条の第三項の規定により議会の認定に付すものです。

説明につきましては、別添の審査意見書でさせていただきます。

審査意見書の四一ページをお開きください。後期高齢者医療保険特別会計です。

①決算の概要です。上の表になります。

西之表市後期高齢者医療保険特別会計の令和三年度の決算額は、収入済額が二億四千八百八十四万九千三百八十三円、支出済額が二億四千八百八十八万五千五百三十五円で、実質収支額は七十六万八千四百四十八円となり、前年度比四十万一千九百円の減となりました。

次に、②歳入について御説明をいたします。中ほどの表になります。

令和三年度収入済額は二億四千八百八十四万九千三百八十三円、不納欠損額は三万二千五百円、収入未済額は二十三万六千八百六十四円でした。前年度比で、不納欠損額は七千八百円の減、また、収入未済額は一万一千四百九十円の増となっております。

その下の収入状況についてでございます。

歳入の主なものは、一行目の後期高齢者医療保険料が一億四千二百二十六百円、構成比が五六・七％、その二つ下、一般会計からの繰入金が一億九百九十九万六千四百四十八円、構成比が四〇・九％などとなっております。

四二ページの上の表、歳入財源別比較表を御覧ください。

前年度比較では表中の一番右下になりますけれども、〇・九％の増となっております。増加の主なものといたしましては、一行目の後期高齢者医療保険料二百八十八万四千九百五十八円の増などとなっております。

続いて③歳出について御説明いたします。中ほどの表を御覧ください。

令和三年度の支出済額は二億四千八百八十八万五千五百三十五円で、執行率は九九・六％、不用額は百九万六千四百六十五円でした。

下の表の歳出款別比較表を御覧ください。

歳出の主なものは、二行目になります。後期高齢者医療広域連合納付金が二億二千九百八十九万五千六百六十六円で、構成比は九二・七％となりました。表中の一番右下、前年度比較において、一・〇％

の増となっております。その主なものといたしまして、今ほど申し上げましたとおり、二行目の後期高齢者医療広域連合納付金が三百十八万八千二百二十円の増加したことによるものです。

以上で令和三年度歳入歳出決算状況について説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定につ

いて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二六、認定第七号、令和三年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 高橋英樹君」

○水道課長（高橋英樹君） 御説明いたします。

議案書一七ページをお開きください。

認定第七号、令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

説明につきましては、議会資料の後ろのほうにとじてあります。横長の資料、西之表市水道事業決算及び事業報告書に沿って説明いた

します。

一ページをお開きください。

(一) 収益的収入及び支出の収入。第一款事業収益の決算額は四億六千九百四十三万八千五百三十三円、支出の第一款事業費の決算額は四億三千二百四十三万二千六百四十六円となりました。

(二) 資本的収入及び支出の収入。第一款資本的収入の決算額は四千三百七十七万二千七百二十八円、支出の第一款資本的支出の決算額は二億三千七百七十一万二千六百九十四円となります。建設改良費一千七百八十五万三千円は繰越ししております。不足する額については、下段に記載してありますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

二ページをお開きください。損益計算書です。

下から三行目、当年度純利益は三千三十三万九千六百五十五円となり、前年度までの繰越欠損金に補填され、当年度未処理欠損金は一億六千六百十三万一千八百五十八円となりました。

五ページをお開きください。貸借対照表です。

一番下の資産及び負債資本の合計は四十億九百四十六万一千三百二十七円となり、前年度から一億三千五百五十七万一千八百五十三円の減となっております。

六ページをお開きください。キャッシュフロー計算書です。

下から三行目、資金減少額は一千七百七十二万八千七百七十五円で、資

金期末現在高は三億二千七万六千五百五十八円となりました。

九ページをお開きください。水道事業報告書で総括を記載しています。この内容に沿って、以降のページで主なものを説明いたします。

一 一ページをお開きください。建設改良費の概況です。

道路改良に伴う管路の布設替工事など九件実施しました。建設改良費の実施額は、合計で四千九百五十九万四千円となりました。

一 二ページをお開きください。業務量です。

上から三段目、給水人口は一万四千三百二十八人で、前年度から二百三十四人、一・六％の減で、その下、給水件数は八千八百四件で三件の減となりました。

七段目、有収水量百五十一万二千立法メートルで二・四九％の減、中ほどの総給水量は百九十二万二千六百四立法メートルで二・四四％の減となった結果、有収率は七八・五四％となり、前年度比〇・〇四ポイントの減少となりました。

下段の二項目、給水原価は二百三十八円で、供給単価の二百四十八円を下回っており、給水原価は前年から三・二五％減少しています。

一 三ページをお開きください。

(二) 事業収入に関する事項。事業収益の前年度からの増減額は一千三百二十八万一千九十三円、二・九八％の減となりました。

(三) 事業費用に関する事項。事業費用の前年度からの増減額は

二千二百六十二万二千六十五円、五・三四％の減となりました。その大きなものは、営業費用の原水及び浄水費で、修繕費が減少しております。業務費では、職員減による人件費の減少、また、営業外費用の支払利息では、企業債利息が減となっています。

一 六ページをお開きください。

その他経理に関する重要事項として、イ、未収金の概況の営業未収金の令和三年度の収納率は九八・七七％で、前年度比一・四五ポイント上昇しています。

三〇ページをお開きください。企業債明細書です。

前年度からの新規借入れはありません。当年度償還高は、一番下の中央の額、合計で一億六千六百三十二万九千四百四十一円です。未償還残高は十五億一千六百八十五万四千六円となっております。

以上で決算及び事業報告についての説明を終わります。引き続き、水道事業の健全な経営に努めてまいります。

以上です。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△報告第一三号 令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公

社経営状況報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二七、報告第一三号、令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） 報告第一三号、令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況について御報告いたします。議案書一八ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、公益社団法人西之表市農業振興公社の令和三年度事業実績並びに収支決算状況を報告するものであります。

別冊の令和三年度決算書、七ページを御覧ください。

正味財産増減計算書になります。これは企業会計の損益計算書に該当するものです。

初めに、一般正味財産増減の部における経常増減の部ですが、経常収益は、表の中段になります、三億四千二百九十八万三千二百六十五円、経常費用計は、八ページ下段、三億四千七百二十一万五千二百六十八円、当期経常増減額は、最下段、四百二十三万二千三百円の減となりました。これに九ページの経常外増減の部を含めた一般正味財産期末残高は、中段、前年比四百六十一万四千七百七十円減の八千四百四十五万七千七百一十一円になりました。

さらに、指定正味財産増減の部を含めた正味財産期末残高は、六百五十万九千二百七十九円増の一億三千六百三十一万八千九百九十九円となりました。

続いて一ページに戻りまして、事業報告書でございます。令和三年度公社の取組を総括的に記載してございます。内容につきましては、他の説明項目と重複いたしますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、二ページからは、令和三年度の事業取扱い実績表で、農作業の受託別実績を示しております。

二ページ、最下段、公社直営の作業受託収入は一億四千七百三十八万五千七百八十三円、前年対比約二百五十万円の増、計画対比は約一千二百七十八万円の増となっております。

次ページ、三ページ上段、再委託の欄につきましては、市農作業受託者組織の各作業班に再委託を依頼したものです。実績は一億五千二百二十八万七千四百二十二円で、前年度より約八百四十二万円の増、作業受託収入は合計二億九千八百四十一万四千五百二十五円でありました。

表の中段、育苗の欄から最下段、援農隊の欄までは、各種事業等の取扱い額を示しております。事業総合計は三億一千六百十五万二千五百六十四円で、前年度との実績対比七百八十八万三千三百七十六円の増となりました。

四ページから六ページまでは各事業別の概要を示しております。

後ほど御覧ください。

七ページから九ページにつきましては、先ほど説明いたしました正味財産増減計画書です。

次に、一〇ページになります。年度末の財政状況を、状態を示す貸借対照表です。

まず、表の左側、資産の部ですが、主なものとして、中段の二、固定資産の(一)特定資産のうち作業機械で二千八百八十二万四千四百円の増となっております。これは国、市、農協の補助金及び公社の負担で、さとうきび収穫用のハーベスター一台並びに県の補助金及び公社の負担で、薬剤散布用のドローンを二台取得したものでございます。明細のほうは一八ページに示しております。

資産合計は一億九千九百六万六千二百九円で、前年比一千六百五十一万五千四百九十六円の増となっております。

次に、表の右側、負債の部ですが、一、流動負債の事業未払金四千五百二十六万三千八百三十八円につきましては、さとうきび等再委託の作業料金をはじめ、事業に伴う未払い金を計上しております。負債合計は六千二百七十四万七千二百十八円となっており、前年比一千万六千二百七十七円の増となっております。

資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は一億三千六百三十一万八千九百九十一円となり、九ページの正味財産増減額と一致しております。

一ページから一五ページにかけまして、これらの財務諸表を作

成にするに当たつての注記を示しております。

一六ページから二四ページは、特定資産や公社独自資金で取得した固定資産の明細を記載しております。

最後の二五ページは、当社監事による監査報告書を示しております。

以上、御説明いたします。今後とも議員各位の御支援と御理解をお願いいたしまして、令和三年度公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況の報告を終わります。

以上です。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

報告第一三号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

△報告第一四号 専決処分の承認を定めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二八、報告第一四号、専決処分の承認を定めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

追加議案書の一ページを御覧ください。

報告第一四号は、専決処分承認を定めることについてでございます。地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

二ページをお開きください。内容を御説明いたします。

一の事故の概要等でございますが、令和四年七月十六日土曜日、十六時二十分頃、市宮古園団地一号棟三階廊下の手すり内側に倒壊し、付近に住む児童に接触。連絡を受けた本市担当職員が到着後、確認を行っていたところ、児童が背中から腰にかけて痛みを訴えたことから、保護者を伴い医療機関を受診していただいたというものでございます。

二の当事者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

三の和解の内容でございますけれども、(一)及び(二)のとおり、処分を受けた薬にかかる費用と診察の受診料、支払いに要する振込手数料を市の負担とすること。

(三)では、双方ともに、今後本件に関する異議請求の申立てをしない誓約をしてございます。

四の損害賠償額につきましては、三の一及び二の合計で九千七百四十円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二九、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において、八月二十九日午前中までに受理した請願・陳情書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

付託委員会の欄のとおり、馬毛島対策特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日、三日から五日までは休会です。

六日火曜日から九日金曜日まで本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後三時二十七分散会

本会議第二号（九月六日）

本会議第二号（九月六日）（火）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年九月六日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

一一番 遠藤建次郎 議員

六番 杉 為昭 議員

五番 宇野 裕未 議員

九番 濱島 明人 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、遠藤建次郎君の発言を許可いたします。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一一番（遠藤建次郎君） 一一番議員の遠藤建次郎でございます。おはようございます。

心配された大型台風も大きな被害も出ず一安心でございますが、強風による農作物の塩害被害への対応が今後必要になるのではないかと懸念されますが、特に収穫が始まったばかりのさつまいも生産農家の皆様におかれましては、台風通過後の病害虫防除作業などをやらなくてはならない仕事も増えますが、三年ぶりの増収を目指して共に頑張つてまいりましょう。

新型コロナについてでございますが、いまだに収束の目途が見えず、八月二日には過去最多となる五十七名の新規感染者が確認されるなど、市内医療機関では一般外来の診療を一時中止に追い込まれるほど危機的状況に陥りました。私の知人の中でも、残念ながら感染した方々もいらっしゃいました。

そのような中で、日々、感染リスクと闘いながら、最前線で医療や介護、福祉の現場で従事しておられる方々に対しましては、心よりの敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告書に従い、一般質問に入らせていただきます。

一の質問でございます。様々な業種における人材の確保についての質問でございますが、さきに述べさせていただいた医療や介護、

福祉はもとより、建設業での人材不足、飲食店を含む商工観光業、農業をはじめとする一次産業と、他業種にわたっての人材の確保が問題となっております。

そこで（一）の質問、特定地域づくり事業協同組合制度についての質問でございます。

前回の一般質問の中でも述べさせていただきましたが、今定例会の補正予算書の中でも三百万円ほどの予算処置が講じられている、市内で今年度中に設立見込みである特定地域づくり事業協同組合に対し、組合の補助などを行う事業や事業概要について、改めて説明を求めます。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

特定地域づくり事業協同組合制度につきましては、四社以上の事業者が協同組合を設立して、組合参画事業者が行う事業を補完、支援するための制度です。

組合において、年間を通じて正規職員を雇用し、組合員である事業者の人手が必要な時期に職員を派遣する労働者派遣事業等を行うものです。

この制度を行うことによる利点としては、まず、組合に参画する事業者にとっては、必要な時期に人材の活用ができること。組合が設立された際に、市や国からの財政支援が受けられることが挙げられます。組合で雇用される労働者にとっては、通年での雇用が

約束され、安定した処遇で働くことができるということなどが挙げられます。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ただいま説明を受けましたとおり、人口リスクの要因やＩＵターンの障害なども防げる、いい事業だということが理解できました。

では、伊の質問でございます。現在の取組状況についての説明を求めるとい質問でございますが、前回の一般質問の終了の後、幾つかの業種間での取組の説明を受けましたが、その後の、現在の取組状況についての説明を求めます。

○経済観光課長（高石心平君） これまでの取組状況につきましては、令和三年に設立を希望する事業者から、まず相談がございました、令和三年度に二回、令和四年度に二回、本制度の事業者向けの説明会を実施したところです。現在、四事業者から組合参加の意思を確認し、設立に向けた準備作業が行われている状況となっております。

今回、本定例会の一般会計補正予算に、組合の設立や運営に関する予算を計上いたしておりますので、御審議をよろしく願いましたと思っております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 次に、ウの質問でございます。

今後の新たな参入についての質問でございますが、現在の取組状

況は分かりました。四事業者で取組が行われていると。今後、さらに市民の理解が進み、新たに参入する、参入を希望する様々な業種、事業所、個人など想定されますが、その辺に対する対応についての説明をお願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） 新たな事業者の参入につきましては、制度的に組合設立後も随時参入できることとなっておりますし、現在、組合への参画予定事業者からも、新たに参入したいという希望の業者さんからの声があれば、受け入れていきたいという話は聞いております。

また、そういう声を受けまして、今後も継続的に事業者向けの説明会等を行ってまいりたいと思います。

ただ、業種によっては、法律等の規定によりまして、対象外となる業種もあつたりしますので、そういったところも含めて、広報と研修会等を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 先ほども四事業者と、今後、新たに参入を希望する事業所があるという説明でございますが、差し支えなければ業種の種類などを教えていただければと思います。

○経済観光課長（高石心平君） 現在の四事業者の業種でよろしいか。

○一番（遠藤建次郎君） はい。

○経済観光課長（高石心平君） 飲食業、観光宿泊事業者、それと、農業と、介護関係の事業者です。

○一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

ただいまの四事業者とも、職種も違いますが、さらに理解が進んだ場合に予算的な問題も生じると思いますが、人数制限や事業所数の上限の設定をするのか、それとも、無制限に参入者は認めるのかについて、説明をお願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） 組合が雇用する規模等については、それぞれ参画している事業者が理事となって運営していきますけれども、その理事会の中で協議、確認をしながら決定をしていくことになります。その中でさらに雇用が必要だと、増員が必要だということになれば増員していくこともありますし、逆に、しばらく事業的にこれだけの人数が必要なくなったから少なくともという場合には減数ということもできますので、そこは事業者さんの中で協議しながら進めていくことになります。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 分かりました。

次にエの質問でございます。今後の課題についてでございます。

医療介護関係、建設業関係、農業などの一次産業と異業種間でもともの賃金の違いが出てくると思われませんが、賃金の違いなどへの対応も含めて、今後の課題についての説明を求めます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

今後の課題につきましては、組合を設立するに当たっての課題等は特に支障がないと思っております。ただ、組合設立後においては、

職員五名を雇用することとしておりますので、現在、市内でも人材不足となっている状況もございますので、島外からの人材確保、そういったことも考えながら取り組んでいかなければならないのかなというふうには、雇用の部分が、確保の部分が課題であると考えております。

そして、賃金の格差につきましては、雇用される側にとっては組合のほうで通年、正規職員としての雇用体系、賃金を確保されますので、働く側にとっては安定された職場と、処遇での勤務となりますけれども、それぞれの派遣された先、参画事業者にとっては、既存の事業者との賃金格差、そういったところも確かに議員御指摘のとおり、課題であると思っております。

そこについては今後、設立までに各事業者の職場の中で、課題解決に向けた取組、周知等をしていくことになると思います。また、そういった意見を組合の中で事業者間が持ち寄りまして、どのような雇用体系が継続的に望ましいのかということを協議しながら進めていくことになると思います。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） ただいま答弁のとおり、業者間では賃金の格差もございます。雇用される側にとっては、補償であったり年間を通じての仕事ができるということ、いいことばかりでございますが、答弁のとおり、業者間での賃金の格差もあり、今後また様々な問題も指摘されることも出てくると思いますが、スムーズな

運用ができますように、行政側もしっかりと連携を取って、行っていくようにお願いいたします。

この事業は、少子高齢化による人材不足の解消や、及び他地域からの移入の確保、働き手のニーズに応じた業種拡大など、期待される側面も多いことから、さらに市民への周知をよろしくお願いいたします。

次に、二の質問です。二の農業振興についてでございます。

①の質問です。令和四年度産のさつまいも作付面積についての質問です。

国の事業申請も終了し、作付面積が確定したと思っておりますが、最終的に作付面積は幾らになったのか、各分野ごとについての説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○ 農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和四年度産の本市におけるさつまいも作付面積は、全体で昨年よりも六十・二ヘクタール少ない、四百五十五・八ヘクタールとなっております。

用途別では、でん粉原料用が百九十一・八ヘクタール、焼酎原料用を含む加工用が五十七・四ヘクタール、青果用が二百六・七ヘクタールとなっております。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） ただいま、全体では四百五十五、青果

用としましては二百六・七ヘクタールとなっておりますが、令和三年度が二百七十ヘクタール、約でしたが、昨年から比べても、約七十ヘクタール減っておりますが、ちなみに手元に資料があれば、基腐れが出る前の令和元年の作付面積について、資料があればよろしくお願いたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、令和二年から基腐病のほうが増大したんですけれども、面積自体は令和元年と令和二年、ほぼ同じ程度の面積と考えておりまして、令和二年の作付面積でお答えさせていただきます。

令和二年の作付面積は、さつまいも全体で七百四ヘクタールとなっております。うち青果用のほうが三百二十七ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○一番（遠藤建次郎君） さつまいも全体でも二百五十ヘクタールと、安納いも青果用が全体で比べますと、約百二十ヘクタール減少ということで、種子島の中では安納いもは非常に生産者の皆さんにとっては反収もすごく上がって、所得の面でもすごくいい、島の宝的な存在でございますが、高齢化という部分も多少はございませうが、一番の、この面積が減ったのは基腐病によるのが原因だと思われませんが、そこで二の質問です。

基腐病の発生状況についてです。

農薬などによる完全防除が難しいとされている基腐病でございま

すが、プロジェクトチーム発足により、圃場巡回指導や生産者の懸命な努力、抜取り作業、また、本年は、消石灰の散布など、猛暑の中での作業が続けられておりましたが、現在の発生状況についての説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

サツマイモ基腐病の発生状況については、防除支援員二名による巡回及び市議連会による定点での生育調査を基に、八月三十一日現在、程度は様々ですが、把握できた圃場のうち、約二八%の圃場で発生が確認されております。

また、各圃場ごとの被害程度につきましては、三割以上の被害となつている圃場が一圃場と、昨年度同時期の調査、五十六圃場に比べ、非常に少ない状況となっております。したがって、現段階では、昨年度よりも被害を抑えられている状況であると考えております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ただいま当局答弁のとおり、昨年から比べたら大分収まっていると。

さきに述べた消石灰の散布も今年から始まりましたが、新たに始めた消石灰の消毒についての効果についてはどう見るのかの答弁をお願いたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 消石灰の部分についても、本年度、効果の検証をしているところでですけど、まだ最終的に効果の結果と

いうところを確定しておりませんので、その効果が出来次第、全体的な部分も含めまして、また発表させていただきまます。

以上です。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

確かに、そのとき、年々よっての天候によったり、また、作付時期であつたり、土壌の状態であつたりと、様々な要因が見受けられますので、単年でなかなか結果が得るものではないということ承知しておりますが、今後とも、プロジェクトチームによる巡回圃場の指導などを徹底していただき、今後さらに、基腐病が広がらないように、よろしくお願いいたします。

次に、三の質問でございます。

そのような中で、トリフミン水和剤が適用拡大されますが、期待される効果についてという質問でございます。

先日の新聞報道にて、既存品であるトリフミン水和剤が、早ければ月内にも行政手続を終了すると出ておりました。八月三十日の新聞ではもう承認されたとなつておるようでございますが、本製品は、スナップエンドウなどの園芸作物などにも使用されますが、基腐れに対して期待される効果について、説明を求めます。

○ 農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

このトリフミン水和剤につきましては、県農業開発総合センターに問合せしたところ、圃場での基腐病に対する茎葉散布剤として、本年八月三十日に適用拡大された殺菌剤であり、収穫前日までに二

回使用できるよう、登録されております。

現在、圃場での農薬散布につきましては、使用回数の制限や農薬に対する耐性菌を発生させないよう、銅剤であるゼットボルドーと殺菌材であるアミスターフロアブルの二つの薬剤を組み合わせたらローテーション散布を推奨しております。ただし、殺菌剤のアミスターフロアブルにつきましては、三回以内の使用制限があることから、このトリフミン水和剤の適用拡大により、使用できる殺菌剤の散布回数が増え、より効果的で、計画的な防除体系を取ることができると期待しております。

以上です。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） ローテーション散布などを用いて病気の抑制につながるということで、ぜひ、今後また、こういうふう

に新しく使用できる薬剤が増えていったらいいなと思ひます。次に、④の安納いもの収穫が始まりましたが、反収見込みについての質問でございます。

私も生産農家数件の圃場を見学させていただきましたが、昔から干ばつの年は豊作と言われるように、ここ二年ほど見たこともないような、すばらしい安納いものが収穫されておりました。このように、色も形もいい、ここ二年ぐらいはもうほとんど見ることがなかったような安納いもの畑でございました。見た目には、色も形もよく、非常に、個数も六個、七個となつておりましたので、これも本年から安納紅については苗の更新がされましたので、苗の更新のおかけ

なのか、今年は梅雨も早く上がって暑うございましたので、干ばつによるための豊作なのかは、少し分からないところでございましたが、いずれにしても生産者にとっては、うれしい限りでございます。

しかしながら、一方では、もう植え付けた時期の問題もございましょうが、早い段階で基腐病が確認された圃場なども目につきました。しかしながら、全体的には収量増加が見込まれますが、当局側の判断といたしましては、反収の見込みはどのくらいかの説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

令和四年度の安納いもの反収見込みにつきましては、防除支援員による巡回、また、八月三十日に種子屋久農協が実施した安納いもの収量見込み調査を踏まえ、現段階において、十アール当たり二トン程度になると見込んでおります。

以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

私の方でも恐らく、今後何も起きなければ二トン程度は取れるんじゃないかと思うところございました。

質問の内容とは多少違うかも分かりませんが、先ほど述べたように、今年から安納紅の苗が更新されたわけでございますが、収量全体はあるものの、圃場の生産農家さんの中には、少し形がいびつというかカボチャみたいな感じの芋も今年は見受けられると。それが苗由来なのか、天候なのか、畑なのかの判断はなかなか難しいところ

でございますが、そういうことに対しての当局の判断としては、どのような考えがあるのか、お答えできればよろしく願っています。

○農林水産課長（岩下栄一君） 議員がおっしゃるように、本年度収穫された安納いものつきましては、形のほうが若干丸みを帯びているとか、そういったことの反応も、農家さんのほうからお声もいただいているところです。ただし、全体的な収穫のほうはまだ途中でございますので、全体的な収穫の状況をやはり見た後でしか、この面については判断ができないかなという事は思いますが、そういった情報が入っているということは承知しております。

以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） 今後とも収穫と、あと、情報の収集に、よろしく願います。

次に、⑤の質問でございます。ドローンによる実証実験についての成果と課題についての説明を求めるといふ質問でございますが、カメラを搭載したドローンで圃場を空撮して、画像の分析を行うことにより、生育状況や病気の発生状況、害虫の発生などの可視化などが可能なドローンセンシングによる実証実験が行われてきたと思えますが、そのドローンセンシングによる実験の成果と課題についての説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

この実証は、農林水産省のスマート農業産地形成実証事業の一環

として、JA鹿児島県経済連が主体となり、鹿児島大学農学部、県内情報処理業者、熊毛地区基腐病対策プロジェクトチームで取り組んでおり、令和四年度において、市内八か所の圃場で実証試験をしております。

この実証試験の目的は二つあります。

一つ目は、センシングによるサツマイモ基腐病リスク判定システムの実証です。内容は、植付け後、地上部の状況をドローンで上空から定期的に撮影し、葉の色を解析することで、基腐病株の早期発見及び労力軽減を支援するものであります。

二つ目は、GPSレベラーによる排水対策の実証です。基腐病の拡大要因の一つに、雨水による排水不良が原因として解明されておりますが、多くの圃場は中央部のへこみや高低差により、枕畝をつくらない場合であつてもうまく排水されない圃場が存在いたします。

この状況を解消するために、ドローン画像から圃場の高低差を計測し、そのデータを基にGPSレベラーという圃場内の高低差を調整できる装置を装備したトラクターで凹凸をなくし、排水を促せないか実証するものでございます。

なお、この実証に関する成果と課題につきましては、現在実証中であることから、実証結果が公表され次第、お伝えしたいと考えております。

以上です。

〇一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中の、地上の葉の色などの識別と判別という答弁がありました。葉っぱの色も、こないしんとかの芋は、全体が緑がかったのに対して、安納いもなどは、当初から色が紫っぽくあつたりして、なかなか病気の発生の早期発見に至らないところがあるのではないかと私は考えますが、その葉っぱの色についての課題とは、今のところ声は聞いてないか、そこら辺はどうでしょうか。

〇農林水産課長（岩下栄一君） 詳細については、私のほうで把握できないところなんですけども、実際、実証している状況から述べますと、実証圃につきまして、毎週撮影のほうはやっているんですが、実証圃の一つ一つの畝を実際、農協なり市の職員のほうで、圃場のほうをずっと見ていって、基腐病が確認されている、もしくは疑いのある株のほうで、その列の何番目の株で発生しているかというのを、実際に確認したデータと、それからドローンの空撮による映像には撮影というのを突合させていきますので、そういった意味では、その結果のほうから安納いもなら安納いもに適した解析というのがなされていくんじゃないかということで考えております。

以上です。

〇一番（遠藤建次郎君） さらに実証を行うことにより、そこら辺の難しい課題も解消されていければと思うところでございます。

もう一つは、さっきの回答の中のGPSレベラーについては、先日の新聞報道にもございました。令和四年度産の収穫後に、大型トラクターを使い、レベラーでへこみ具合などを調整するという事業

のようでございますが、このGPSレベラーに使う事業については、もう既にある程度の計画がなされているのかという点については、いかがでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、今月末も実際、関係者が集まっての打合せ等ございまして、予定では十月以降に取り組むこととなっております。

ただ、安納いもを植えた後に、また馬鈴薯を植える方もいらっしゃいますので、時期的には、その実証圃場については、十月からまた明けて三月、四月ぐらいまで続くものと思われれます。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） よく分かりました。

次に、⑥の質問でございます。でん粉原料用、焼酎原料用みちしづくの導入の見通しについての説明についてでございます。

基腐病拡大による、焼酎用原料の、これまではシロユタカやコガネセンガンなどのさつまいも生産量の激減により、一昨年は通常の半分、昨年は約一月足らずで、焼酎の仕込みが終了したと聞いております。先日の新聞報道では、コガネセンガンに近い焼酎原料用にも使用される基腐病にも強いみちしづくの種芋が、本土のほうでは本年栽培され、令和五年度産では、約百三十ヘクタール植付け予定となっておりますが、当市においては、導入の見込みについての説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

みちしづくは農研機構が育成した新品種で、今年六月に公表されました。特徴としては、焼酎醸造用として普及しているさつまいも品種のコガネセンガンよりサツマイモ基腐病への抵抗が高く、多収と言われており、焼酎醸造の適性に優れているため、焼酎原料用の有望品種として位置付けられています。また、でん粉歩留り及びでん粉白土が高いため、でん粉原料用としても期待されているところでございます。

現在、県内外の産地では令和五年度からの栽培普及に向けて、種芋の生産が進められていると聞いておりますが、本市におきましては、従来より、でん粉用及び焼酎用につきましては、シロユタカやシロサツマといった品種が多くを占めており、また、でん粉用につきましては、基腐病の抵抗性が高い品種であるこないしんが昨年度より普及し、面積を伸ばしている状況でございます。

本市における今後の導入につきましては、現在、県農業開発総合センター熊毛支場において、適用性の試験を実施中であることと、令和五年度においては、島内数か所での現地での適応性試験を予定していることから、本格普及は令和六年度以降になるのではないかと考えております。

今後、関係機関と連携し、島内でん粉工場や焼酎会社の意向を踏まえた上で、苗の増殖体制等今後の課題について検討してまいりますと考えております。

以上です。

○ 一 番 (遠藤建次郎君) ありがとうございます。

農研機構のつくったやつでございますので、許諾の問題であったりするところも出てくると思いますが、島内の焼酎も全国大会で優秀な賞を収めたりして、島の宝の一つでもございますので、原料用については、原料の確保が急がれますので、今後また、事業者や行政との連携をよろしくお願いいたします。

次に、七の質問でございます。ハウス被覆資材や飼料作物のサイレージ用ラップなどの販売価格上昇に伴う生産者への支援に対する説明についてという質問でございます。

農業用資材費の高騰に伴い、ハウス被覆資材や飼料作物のサイレージ用ラップなどの販売価格上昇が、園芸生産農家や畜産農家の負担が増える中、宮崎県では、価格上昇分の二分の一相当額を定額補助する定額補助事業が行われると、新聞に出ておりました。

当県、当市では同様な生産者への支援事業はないのかという質問でございます。

○ 農林水産課長 (岩下栄一君) お答えいたします。

国際情勢や円安等により、農業用生産資材の高騰をはじめとして様々な形で農畜産業への影響が出ていると認識しております。

こうした中、本市としましては財源が限られる中で、農業者、畜産農家全体に支援を行うため、肥料や飼料などを中心とした経費を軽減する緊急的な支援策を補正予算として本議会に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○ 一 番 (遠藤建次郎君) ただいまの答弁によりますと、肥料や飼料への事業は、国とか県のやつもあって、その中のを利用していくという事業でございますが、本市では、マルチ用のビニールでは、きびや芋用のマルチビニールへの補助事業がございますが、ハウス被覆資材のビニールであったり、サイレージ用ラップにはございませんので、そこら辺にも適用を広げていただければ、生産者が非常に助かるのではないかと思われまます。

宮崎県の報告では、今後は、さらに三割以上上昇するのではないかと懸念もされておりますので、市場価格の上昇などを注視していただきながら、生産者支援を行っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

通告書にはございませんが、農業振興についてという関連で申し上げますが、所信表明の中で、七月二十五、六日にかけて、種子島屋久島振興協議会の中央要請活動の中で、サツマイモ基腐病に対する生産者支援を省庁に要請してまいりましたと述べられました。どのような生産者支援を要請してきたのか具体的に御回答いただければと思いますが、市長いかがでしょうか。

○ 議長 (川村孝則君) 遠藤議員、それはちょっと通告外です。

○ 一 番 (遠藤建次郎君) 分かりました。

○ 議長 (川村孝則君) 次の質問でお願いします。

○ 一 番 (遠藤建次郎君) それでは、最後に三の質問でございます。

す。自衛隊馬毛島基地（仮称）でございますが、関連についてでございます。

①の賛否の表明についてです。今九月定例会において、市長は最終的な賛否の表明をするのではないかと、私をはじめ、多くの市民の皆様が期待しておりましたが、八月二十五日、塩田県知事との面会后、住民の判断材料はそろいつつあり、馬毛島問題は佳境を迎えていると説明しつつも、報道陣に対し、白か黒かは難しいと述べたように、今定例会でもはつきりとした賛否の表明は先延ばしになりました。

しかしながら、所信表明の中での基地整備計画への所信について目を通しますと、これまで幾度となく聞いてきた新たな局面から、隊員官舎や再編交付金での国の動きに対応するために、一定の方向性を示さなければならぬ、次なる厳しい局面が迫られていますと。加えて、勢力の拮抗する西之表市議会ほか、種子島の二町が賛意を示し、地域住民に賛否をめぐる多様な意見がある中で、一万五千市民の生命と暮らしを守る立場の市長として、基地建設のみが進み、負の影響のみを甘受する事態は避けなければならないと。

今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと。かつまた、期待の声に応える最大限の努力を注ぐことです。また、我が国周辺の安全保障環境の状況から、市民の意識にも変化があり、今後、国による馬毛島の基地整備計画の進展により、市に求められる行政手続などがあれば、適切に対応

してまいりますと、述べておられることから、私的には、ほぼほぼ白に近いグレーだと前向きに受け取りましたが、改めて市長の賛否について、伺いたいと思います。

ほぼほぼ白だと受け取ってよろしいのでしょうか。市長答弁を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島の基地問題についての、私の考えについてのお尋ねであります。

まず、進行中の環境アセスにつきましては、環境保全措置が十分になされるか否か今後の注視が必要です。また、本市と防衛省との協議の場等を通じて、市民の不安について解消に至ってはおりません。そういうことから、現時点では簡単に同意不同意が言える状況にはないと考えております。

一方で、国の専管事項とされる我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増す中で、行政の役割を果たすことも求められます。議員もおっしゃいましたように、私が最も優先すべき使命は、市民の安心安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと。かつまた、期待の声に応える最大限の努力を尽くすことであります。

白に近いかというようなお尋ねについては、以上のことで御理解いただきたいと思います。

○一番（遠藤建次郎君） 先ほどの所信表明の中での文言になり

ますが、市に求められる行政手続があれば適切に対応してまいりますとありました。

それで、昨日のニュースのぶら下がりの中では、馬毛島小中学校の取扱いについては、基地の賛否の判断時期と結びつかないと話しておりましたが、馬毛島小中学校跡地や市道、官舎用地についての行政手続も含まれているのかという質問でございます。

○市長（八板俊輔君） お尋ねのことも範囲内に入ってくると考えております。

○一 一 番（遠藤建次郎君） ニュースの中のぶら下がりでは、先ほどの三つの問題については議案として出さなければならぬとも述べておりましたが、その辺についての答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） その辺のことも、事態の推移を見て検討していかなければならないと考えております。

○一 一 番（遠藤建次郎君） この学校跡地や市道、官舎用地については、後の同僚議員の質問にもございますので、時間もございませんで、また後の同僚議員の質問の中で、しっかりと答弁をお願いいたします。

それでは、最後の質問でございます。

②の交付金の利活用に向けた今後の取組についての説明を求めますという質問でございますが、昨年、私の基地関連交付金に関する一般質問の中の答弁で、市長は、住民の自主性の欠落など、交付金

に依存した地域社会が構築されるなど、不利益な面ばかりの回答を繰り返されましたが、その後、新しい局面、さらに隊員官舎や再編交付金など、国の動きに対応するために一定の方向性を示さなければならぬと、次なる厳しい局面に攻められていますと述べられております一定の方向性を示し、国からの交付金をいただけたらとなつた場合、さきに行われた様々な業種の団体の交付金利活用方法を聞いたと思いますが、交付金の取扱方法や活用についてどう考えるか、今後の取組についても説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

再編交付金とか、それを含めた交付金についての取組というお尋ねでございます。

先般の団体からの要望等がございましたけれども、それについては市政の課題をいろいろ考えておられるという、問題意識として、市政に反映するように心がけようということを考えております。

また今後、防衛省からその交付金等について、何らかの提示があれば、それを踏まえて具体的対応を考えてまいります。

以上です。

○一 一 番（遠藤建次郎君） 九月二日に防衛省の青木報道官は、馬毛島整備に必要な個々の手続を法令に従い進める考えを所信表明で公式に述べたと理解していると、大変意義深く思うと見解を示していることから、今後、国が隣の二町を含め、国が指定後、円滑な事業の実施などをクリアして妨げなければ、交付金をいただけると国

に認められれば、交付金については受け取る意思があるのかどうかについては、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） たいま申し上げましたとおり、国のほうから何らかの動き、あるいは提示があれば、それを踏まえて対応を考えたいと思います。

○一 番（遠藤建次郎君） 今後、国との協議の場の中で進められていくこともございましょうが、ぜひですね、円滑な事業の実施に努力をしていただきまして、交付金を受け取っていただいて、様々な団体からの要望に応えられるよう、頑張っていたいただければと思います。

市の財政にも限りがございますので、ぜひ市長には、馬毛島基地に係る様々な交付金の利活用で、医療介護、福祉関連をはじめ、様々な業種の方々の要望を取り入れながら、一過性ではなく、将来を見据えての交付金の利活用をよろしく願います。

市長も、なかなかこう大変な思いもあって苦労していると理解しております。新聞の中にも、なかなか迷うところがあると、最後までなかなか苦しい立場であるところの文言もありまして、私自身も、市長の立場もよく理解しておりますので、ぜひ、市民の安心安全、今後の市民の生活のために、交付金のほう、よろしく願います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（川村孝則君） 以上で遠藤建次郎君の質問は終了いたします。

した。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時頃より再開をいたします。

午前十時四十七分休憩

午前十一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次は、杉為昭君の発言を許可いたします。

〔六番 杉 為昭君登壇〕

○六番（杉 為昭君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問を行っていきたく思います。

改めまして、皆様こんにちは。市民と寄り添う自民党の杉為昭でございます。

心配されました台風十一号、これも総務課のほうにまず電話をして確認をしたところ、今のところ大きな被害がないと、人的被害、家屋の被害、農作物の被害も、ちよつと農作物が先ほどの一般質問で出てきましたけれども、塩害がどうかという心配はありますけれども、今のところ被害がないということで確認をいたしました。

まずは一安心したところでございますけれども、台風が通過した地域、それからこれから近づく地域によっては被害が出たところ、被害が予想されるところございますので、一概に安心はできない状

態でございます。

この体制につきましても、総務課のほうが金曜日に、ちようど週末に当たるということで、金曜日の日に会議を開いて万全の対策を取れるように準備をしておいたということで一安心、私たち市民も一安心をしたところでございます。

さて、七月から始まってまいった新型コロナウイルス、この問題が非常に西之表、一市二町、種子島で大きな問題となりました。一番、医療従事者をはじめ、介護、福祉の関係の方々、それから、飲食店の方々、非常に大きな打撃を与えて、大きな苦勞を与えてしまったということで、私も市民の代表として、市議として胸が痛んだところでございます。

このことにつきまして、本当に医療、介護を含め、福祉、介護の皆さんの御尽力には本当に、本当に感謝を申し上げたいと思います。昼夜を問わず、休みもなく、二十四時間体制で頑張っておられたという話も伺っております。また、自らもコロナにかかりながら自宅待機をし、それでも心配をしながら連絡を取り合っており、市民の命、生命を守るために一生懸命頑張っておられたということで、非常にありがたい、心強く思っているところでございます。

このことにつきましては、最初の一般質問のほうで質問を詳しくさせていただきますと思います。

まず、最初に大きなくりの一、新型コロナウイルス第七波による本市の状況と影響についてということで、一番目、第七波と言わ

れてからの本市の感染者数を示すように求めるということからスタートさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

「健康保険課長 中里千秋君」

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

全国的な感染拡大を受けまして、七月以降を第七波としますと、本市の七月と八月の感染者数は、千三百八十人となりました。また、一日の新規感染者数が一番多かった日は、八月の二日の五十七人です。でございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

ただいま課長のほうから詳細というか大きなくりということで説明をしていただきました。

これは、なかなか市のホームページを見ても、何月何日男性、年代、男女別、これぐらいしか出てきません。あの状況を見たら、西之表市の感染の拡大状況がどういうふうになっているのかというのはものすごく分かりづらい。先日発行された市政の窓でやっとグラフ化されて、何となく「ああ、そういうことになっているんだな」という危惧は持ちました。これをですね、ぜひグラフ化して、何とか市民に分かりやすく、また、危機感を持っていただくために、私たちですね、個人としてはではなく、西之表と馬毛島の未来創造推進協議会、馬毛島問題だけじゃなくて、市民の問題に寄り添ってこういうということで、グラフ化をちょっとしてみました。ちょっと参照

します。

字が小さくてちよつと見づらいかと思いますが、これが七月に入つて感染が始まったときの状況でございます。七月の十二日ですかね、これから徐々に徐々に右肩上がりが増えていくと。これは大変なことになるぞと、僕なんかは危惧をしました、この状況を見て。そして、AI予想は全国でも言われているように、予測では八月の盆過ぎまで高止まりでいくという予測もされました。

このことについて、しっかりと対策対応を考えなければいけないという事でまいった所存でございますけれども、これが十日間の累計、八月一日から八月十日、これは年代別、男女別ですね。男子、女子、それから分かりづらいですけど色分けしているのが年代別、十歳未満、十代、二十代、三十代、四十代、五十代、六十代、七十代、八十代、九十代以上という数字をグラフ化してみました。

これは、八月十日までの数字、そして、これが八月十日から二十日、先ほど課長がおっしゃった五十数名でしたかね、一番多いのが、その数字に近づいてきた数字でございます。そして、八月二十日から三十一日までの動向、これも見にくいですけど、男子女子ですから、これを合わせた数字が総体数ということで、その総体数の数は、こういうふうになっています。男子女子別で十代二十代、ここが十代未満、十代、二十代、三十代、四十代、五十代、六十代、七十代、八十代、九十歳以上。

これを見て気づいたのが一点。ここですね、四十代、この男性

と女性の割合と付随するように、十歳未満、十代、この年代の感染者が増えていて、ということは親子関係ですよ。親子で感染をしている、もしくは子どもが感染をしまして、子どもだけをお家に置くわけいけませんから、親が付き添わなければいけない、自然と濃厚接触者になる、そして感染をするという、こういう流れの一目瞭然のグラフだと思えます。

そして、これが年代別、見ても分かりますように、四十代、五十代、十歳未満、十代。十歳未満と十代が、約四分の一の数字を占めてきているということが、このグラフによって分かるということでございます。

だから、こういうデータを取ればですよ、これが一日一日のずつとデータをずっと取っていったんですけども、拾い集めて、こうやってですね。そして、最終八月うちだけで九百九十六名、感染者だけですよ、濃厚接触者を入れれば千、倍近い数字。もう把握できてませんから、医療センターも。保健所も把握できていません、濃厚接触者に当たっては、感染経路は分からないということでお伺いします。

こういう事態を見据えたときにですよ、まず行政が、どういう初動を取ったのかということが非常に疑問視される、そこについてお伺いをしたいと思います。

二番目のくくりになりますけれども、感染者数の増加高止まりを受け、どのように考えているのか。また、どのような対策を取った

のかをお伺いしたい。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えをいたします。

感染者数の増加高止まりを受けまして、まずは医療機関への負荷が急速に高まっていると感じております。また、こうした事態が長く引くとすると、重症者が増え、医療への逼迫がさらに広がることを考えられます。

そうした事態をなるべく早く乗り越えたいという思いから、防災無線で日々の感染者数をお知らせする中で、感染対策への御協力をお願いするとともに、人の動きが活発化する夏休みに入る前とお盆前に、新型コロナウイルス感染症対策に関するすこやかだよりを市長のメッセージを添えて全戸配布いたしました。

また、電子音声ではありましたが、市長から改めて市民の皆様に対し、感染対策への御理解、御協力をお願いしたところです。

以上であります。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

本来に医療センターのほうにも二度三度足を運んで、いろんな方とお会いをして、お話を伺いまして、本当に中里課長をはじめ、すこやかの方々が非常に動いてくださってありがたかったとお声がけをいただいたということで、感謝の気持ちを伺いました。ところが市長、今、課長のお話にもありましたとおり、要するにこの第七波、BA・5、これはですよ、行動制限を伴わないということがうたわれました。行動に自粛を伴わない、ふだんの生活、日々の生活を送

らないといけないということで、市長が一生懸命馬毛島の問題に関しては安心安全だということをしきりに言うけれども、今、足元の喫緊の課題のこのBA・5感染拡大、市民の安心安全、子どもたちも感染している、中には療養所から救急車で医療センターに運ばれている十歳未満の子どももいたというふうに聞いていますよ。

そういう命の危険を伴う新型コロナウイルスで、市長が先導に立って指揮を執って、対策会議なり行ったことがあるんですか。市長どうぞ。いや、これは普通の質問ですよ。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 対策会議の日はちよっと今調べてお答えをいたしますけれども、その感染の状況に応じて、その緊急度の程度によりまして、適宜、対策会議等を開いております。

また、先ほど課長も七月以降の第七波についての対応について申し上げましたけれども、八月になりましたから四回目の、六十歳以上の四回目のワクチンというの也开始しております。私も、早々にワクチンを受けまして、また、接種への協力を市民にもお願いしております。

そのほか、国の動き、あるいは、それへの県の対応というものも踏まえてですね、その情報も庁内で把握し、なおかつ、市民の皆さんにお伝えするということは、広報媒体ございますが、すこやかだより等を使って、お伝えをしてきたところです。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。対策会議を開いているということ、そういう話を僕は聞いてないんですけど、いつ対策会議をどこどこどこを招集して対策会議を行いましたか。

○健康保険課長（中里千秋君） 対策会議については、今年度四回、五回ほど開いておりますけども、課長級が集まったの情報共有という場で、県の情報とかそういうものを情報共有しているところです。以上です。

○六番（杉 為昭君） だから、それは庁内の会議でしょう、庁内の。僕が言っているのは保健所を交えて、医療センターの幹部も交えて、行政も交えて、その長は市長ですから、そこを交えて対策を、まず初動の対策会議、離島というこのハンディをですよ、大体分かりますがね、ほかの本土の市はですよ、市とか町とかは医療センター、医療施設がまだ周りにありますからカバーできますよ、そこがキャパがあふれても。ところが西之表は、入院施設ができるのは一か所ですよ。それも限られている、人数は。その体制の中でどうやってこれ、医療を守るか、市民の命を守るか、感染者の命を守るか、感染拡大を防ぐか、ここの初動が一番大事だと思いますけれども、どうですか市長。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

コロナ対策に関しましては、保健所、医療機関、それから各近隣自治体ともですね、日常的に情報交換等しております。そういう中で、先ほどから申し上げたように、それを踏まえて、また必要な、

庁内というふうに申し上げましたけれども、おっしゃいましたけれども、例えば消防とか、そういうものを含めた会議を持って、対策を立てているところでございます。

○六番（杉 為昭君） 対策会議は誰でも開けますよ。対策をどうやって取っていかうと。じゃあ、その行動はどうしたんですかということですよ。そういう行動が、市民の方々への対策の行動、初動的な行動はどうしたのかということですよ、行動はどう取ったのかということ。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げましたように、関係機関、特に保健所、県の対策担当、それから医療機関については日常的に情報活動、情報収集をして、協議もしております。そういうところからであります。あとは、市民に対する呼びかけとか、そういうことを適宜行ってきたということでもあります。

○六番（杉 為昭君） このことはもう質問も三回しましたから、もういいんですけども、このことを言い出したらもう僕は七十分あっても足りないので、次の質問に行きますけれども。

初動、これから中間、それから終盤になるのかな、収まっていくのか分かりませんが、そこに差しかかっています。この、ぜひその対策会議を取ってですよ、情報を共有するのはもう誰でもできるわけやから、情報共有をしながら、それをじゃあ、どういうふうに行動に移して市民の感染拡大を防ぐかというアクションをぜひ起こしてもらわないと。僕は、この第七波、西之表の第七波は、僕

は人災だと思っていますよ。

防げるはずだった。少なからずとも、完全に防げなくても、この感染者の数は減らされた可能性もある。ということはですよ、減らせば、ほかの市長見てくださいよ、本土の。いろんな祭り、イベントやっていますよね。西之表、種子島だけできないですよ、鉄砲まつりも中止。初動体制がよくて、感染拡大をしなくて縮こめることができたなら、いろんなイベントもできたはずですよ。市民の方々が、ああ、やつと三年ぶりにほかのところは花火大会もやっている、お祭りもやっている、ところが西之表、沈んだまんま何のイベントもできない、祭りもできない、花火も見えない。

このこともよくまた、今度の会議があるのであれば、するのであれば、ぜひ開いていただいて、連携を取って、今後、広がることがないように。また、これから寒くなってくればですよ、今度は風邪の症状と伴って第八波、これが来る可能性もあるということを念頭に踏まえて、ぜひ万全の対策で取り組んでいただきたい。これももしできなかったら、僕は十二月の議会でまた言うことになるんだと思いますけど、ぜひよろしく願います。

じゃあ、次の質問。医療機関の状況をどのように受け止めているか、お答えください。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

まずは医療機関の皆様には、新型コロナウイルス感染症が確認されてから二年半という長きにわたり、感染リスクを抱えながら、最

前線で奮闘されておられますことに心から感謝を申し上げます。

医療機関の状況については、新型コロナウイルス感染症拡大により、ベッド数を拡充して陽性者に対応するとともに、八月の六日から二十日目までの外来診療について、電話診療のみとすることや発熱外来を受診される場合は、三十七・五度以上の発熱のある方のみの受診とするなどの対応を取っております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） よく状況は分かりました。

先ほどの話にも付随するんですけども、西之表に医療機関が一つしかないということで、今、世論というか国はですよ、願います。

この、今ここで議論をしていますよね、全数把握から定点把握、観測の仕方をですよ、これに変えていこうかという取組をやっております。ところが市長、西之表はですよ、もう既に最初から最後まで定点把握なんですよ、一か所しかないから。全数把握という、いろんな医療機関があつて、そこから重症化リスクが高い高齢者とか子どもたち、この報告だけを上げましょうよということなんですけども、西之表はもう一か所しかないから、もう既に定点把握に入っているわけですよ。

そこら辺も踏まえて、医療機関はですよ、本当にかわいそうな方は一回かかって、それから二回かかったという方もおられました。約半数近い看護師の方が、看護師というかスタッフの方が感染をし

たと。そういうリスクの中で、もうリスクを既に受けているわけですよ、受ける可能性じゃなくて。そういう思いをして、寝る間を惜しんで一生懸命頑張っておられます。そこに、市長なんか出向いていつてねぎらいの言葉をかけられましたか、市長。かけたか、かけないでいいじゃないですか。

○市長（八板俊輔君） 医療機関に出向いて声をかけたかということではありますが、特に日時等、機会等は申し上げられませんが、医療機関を訪ねて、関係者と話をし、ねぎらった。ねぎらつてといいますか、感謝を申し上げ、日頃の活動に、尽力に対してお礼を申し上げたことはございます。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしく願います。

話によると、七月の前半に市長が自分自身の診察で頼みに行かれて、病院の先生からいろんな施設を案内されて、発熱外来はここでこうするんですよという説明を受けられたというふうに聞いています、僕は。そういう経験があるんだから、一番知識も持っているわけですよ、どういう流れでいくというのを。そこを、いや、今、お笑いになったけども、笑い事じゃないんだけどな。

そこを踏まえて、医療スタッフ、医療施設、医療介護、高齢者福祉センター、福祉も含めて、幅広く見守っていただきたいたいというふうに思います。

じゃあ次、四番目。どのような連携を持って対策に取り組んだのか、また、協力体制はということで、二番目とちよつかぶって

るところがありますけれども、その報告だけお願いします。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

医療体制が逼迫してきている状況にあること、また、医療機関の職員の皆様に大きな負荷がかかってきていること等から、本市として何かお手伝いできることがないか、医療機関へ確認いたしましたところ、濃厚接触者に対するPCR検査等への職員派遣をお願いしたいとの申出がありましたので、私も健康保険課、また、財産監理課の職員で対応してまいりました。

また、八月六日から二十八日までの外来診療について、電話診療のみの対応とするなどの御報告を受けましたので、市民の皆様に対して、診療体制の迅速な広報にも努めてきたところです。

以上です。

○六番（杉 為昭君） そちら辺はですね、本当に感謝を申ししておりました。ものすごい非常に助かったというふうにおっしゃっていただきました、感謝をしているということです。

ただ、市長についてはお越しいただいて、ねぎらいの言葉の一つぐらい欲しかったなという声が素直な声ですよ。彼ら、彼女らスタッフも市民ですから、市民の声をそのまま伝えただけですから、僕は。

そこら辺も踏まえて、ぜひ、逆にですよ、今、中里課長がおっしゃったけれども、なかなかね、医療センターのほうからはやっぱり会社というか組織ですから、これをやってほしいとか、あれをやっ

てくださいとはなかなか言えないんですよ。だから、そこはもう先を読んで、行政のほうから逆に何かできることはないですかと、何かお手伝いするところはないですか、支援できるところはないですか、行政として私たちが協力できるところはありますかという糸口を出していただいたら、いやここがと、今、課長がおっしゃったけれども、いろんな支援体制が出てくるわけですよ。まだまだ今からこれからもいっぱいありますよ。言葉の中にお願ひ事の中にもいっぱいあります。そこは後から話していきますけれども、そういう体制でよろしく願ひします。

続きまして、市民への対応について。これは市民の対応と対策について考えを願ひしたいと思います。できれば市長のほうから。

○市長（八板俊輔君） 市民への対応についてのお尋ねでございます。その前に先ほど、主として、その医療機関等に問ひかけということでもありますけれども、機会を捉えまして、医療機関のトップですとか、そういう関係者に対しましては、こちらから私が直接、何かお手伝いできることはないかとかですね、そういうことを私が直接お尋ねすることもございますし、それは通常、担当課の課長ですとか、日頃からそういう問ひかけということは、やっているところでもあります。それを念のために申し上げておきたいと思ひます。

まず、市民の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症対策に御協力をいただきまして、感謝を申し上げます。本県においては、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大によつ

て、医療提供体制が逼迫してきております。そういうことを受けまして、八月三日にBA・5対策強化宣言を発令いたしました。重症化リスクの高い人などの感染防止と、医療体制の維持を図るとともに、社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応するとして、改めて感染防止対策の徹底を呼びかけております。

本市においても、引き続き、感染防止に努めてまいります。具体的な感染防止対策につきましては、先般八月十日に全戸配布いたしました、すこやかだよりで私の市長メッセージと共にお示したところであります。ワクチンの早期接種、あるいは症状がなく、感染に不安のある方のPCR検査等の受検、外出移動の際の体調管理などへの御協力を、イラストを交えて分かりやすく願ひをしたところでございます。

市民の皆様には、いま一度、すこやかだよりを御確認いただくなどしていただいて、御自身だけでなく、御家族、御友人、周りの方々の命や健康を守るため、引き続き、感染防止対策の徹底を願ひしたいと思います。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひそこをですよ、市としてですね、市民に対して最大限の努力をして、感染拡大をこれ以上、収束ということじゃないかもしれないですけど、それに向けて市民の理解を求めていっていただきたいというふうに思ひます。

ところが、その市民の皆様へ理解を求めていくということで非常

に不確かな情報というのがあるんですよ。市民の方々への理解の求め方、理解の捉え方というものにものごくね、ちよつと格差があつて。

例えばですよ、感染していて、地方に行けば地方に行くほどなんですけど、感染していて誰とも会わなければ、ちよつと外出していいとかですよ、そういう方々中にはおられる。それから、使ったマスクですよ、使ったマスク、このマスクがですよ、この菌を保有していますから、不織布のマスクは殺菌効果もかなりあるというふうに伺っていますけれども、吸収に関してはですよ。でも、ウイルスはつくわけですよ。このウイルスが、衣服、マスク、これがどのくらいの期間付着しているのかというのを課長、分かりますか、この付着日数。どのくらい経てば、この付着感染ウイルスが消滅するというデータがあるんですけど、これは把握していただけますか、課長。

○健康保険課長（中里千秋君） すいません、正確な情報は持っておりません。すいません。

○六番（杉 為昭君） ということですよ、市長。そういう知識も自ら持って市民に理解を求めていかなければ、これはですね、医療雑誌、病院感染ジャーナルという雑誌の中に出ているんですけど、これは二日、四十八時間、衣服がですね。経済観光課が今からやろうとしているPayPayとか硬貨に触らないとか。あの硬貨とか紙幣は四日、ウイルスはそこに。そこは、基本は二十度とか、そういうあれがいろいろありますけども、大体それだけ潜伏というのかな、

ついている可能性もあると、エプロンとか服とか。

そういう知識も持ちつつですよ、市民に確かな情報を発信して、気をつけてくださいよと、こういうことから感染もする可能性もありますというということも自ら勉強して発信しないと、ただ感染しないように、感染しないようにと言うだけでは、何の材料を持たずにですよ、言えることはできないと思いますので、そこら辺も踏まえて、勉強していただいて、市民に理解を、正しい情報、正しい理解を求めていただきたいというふうに思います。

特に自宅待機中ですよ、行動、これに関しては、本当にやっぱり独身とかですよ、高齢者、独り身、独り家族とかですよ、いう方々はやはり感染してしまうと、なかなか身内がいなければ買物とか不便になつてくる。今、なかなかいい制度で、あんまりよくないことなんだけれども、もうそこはちよつと感染対策をしながら回つてくるお店で品物を買うとか、そういうこともあるという話もあるわけですよ。

だから、そこを手厚く、県のね、保健所はもういっぱいですよ。確認したら、もう本当いっぱいいます。もう手が回らない。だから、行政でできるその宅配サービス、そこは感染者を僕なんか知るすべはないですから、そこはもう保健所と連絡を取つて、個人情報があるからあまり大げさにはできないんだろうけれども、そこは行政として、そういう困ったことではないですか、保健所を通じてでもいいですよ、そこを委託、委託じゃないな、相談を

受けて、その手厚い支援をしたりとかです。よ、一日も早く感染を防ぐと、そういう対策もあると思いますので、そこら辺も大きな視点で考えていただいて、対策を取っていただいて、医療センターをまず救うと、医療スタッフをまず守るということを努めていただきたいというふうに思います。

あんまりまた長くなり過ぎてしまいました。じゃあ、今後の予測と対策について。もう大分かぶりますけど、お願いします。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

いまだ収束が見えない第七波でございますが、一日でも早い収束を切に願っているとございます。

今後の予測を申し上げることは大変難しいですけども、昨年八月の第五波、一昨年八月の第二波の感染状況を参考にして予測するとすれば、夏休みやお盆が終わって人の動きが少なくなっていくことで、感染者は今後徐々に減少していくのではないかと思っております。

政府においては、医療機関や保健所の負担軽減のため、BA・5対策強化宣言の設置をはじめ、陽性者や濃厚接触者の療養期間の短縮、陽性者の全数把握の見直し、みなし陽性の導入、また、新型コロナウイルス感染症の感染法上の二類相当から五類への引下げ、そして、オミクロン株に対応したワクチン接種など、オミクロン株の特徴に合わせた対策について議論がなされております。

本県においては、八月三日にBA・5部対策強化宣言を発令しま

した。また、療養期間の短縮やみなし陽性については既に導入しておりますが、陽性者の全数把握の見直しについては、実施時期は未定としながらも、政府の方針に沿って準備を進めるとの報道があったところです。

本市においても、そうした動きをしっかりと見極めていきたいというふうに思っております。現在はオミクロン株、BA・5が主流となっておりますが、今までの感染防止対策同様、ワクチン接種をした方を含め、三密の回避やマスクの着用、それから手指消毒、室内の換気などといった感染防止対策に引き続き御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

また、議員の御指摘ありました新型コロナウイルスの症状が回復したにもかかわらず、身体的、精神的に何らかの症状が続き不安を抱えていらっしゃる方がいらっしゃるかと思います。そういう方々におかれましては、一人で悩むことなく、まずはかかりつけ医、また、医療機関に御相談していただきたいと思います。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。

最初に言うべきだったのは、本当に行政の方々も一生懸命頑張っておりますよ、本当に、それはもう認めます。夜遅くまで、その対策について、各関係課の話をしていると、すこやかのかの皆さん、ものすごく頑張っておられるというのは、ものすごく認めております。そ

こは感謝を申し上げます。

そこも踏まえまして、さらなる努力をしていただきたい。そして、今後予測される、今後、コロナ感染じゃなくて、この後遺症、これについても、ものすごく懸念をされる。いいですか。これ、子どもたちのテレビのやつなんですけども、ごめんなさい。

後遺症、今までは大げさになってないから、ちょっと分からないんだけど、やっぱりなかなか言えないんですよ、子どもたちは。子どもたちが倦怠感があるということはどういうことかということ、学校に行きたくなくなるんですよ、学校に行けないんですよ、頭痛がして、食欲不振、それから脱毛。こういうのもいづれ、いづれというか、もう出ている可能性がある。早い授業は七月から始まっているわけだから、十日間の隔離を過ぎて後遺症が出ている子も一〇〇%じゃないですよ、一〇〇%じゃないけれども、こういう子どもたちが出てくるよということも踏まえて、そこは、やはり各担当課と学校教育課になるのかな、の情報とも共有しながら、ここも踏まえて医療センターとの情報も共有をしながら、その子どもたちの注視というのもしていかなければいけない。

もちろん子どもたちだけじゃないですよ。高齢者、今、増えているのは高齢者だから。九十歳、八十歳、高齢者もまた増えてきている。だから、この後遺症による影響も今から市民の中に出てくるよということ、ぜひ頭の中に入れて対策を取っていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。じゃあ、よろしく願います。

じゃあ二番目、馬毛島問題に行きましょう。

一番目、日本を取り巻く安全保障環境の説明とそれに対する考えはということをお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

日本を取り巻く安全保障環境についてのお尋ねであります。種子島周辺を含めて、我が国周辺の安全保障環境は厳しさを増しているものと認識しております。市民の安心安全は何かあっても担保、確保されなければなりません。そのために安全保障や外交努力による国としての責務をしっかりと果たしていただきたいと思っております。

したがって、地方自治体の首長の立場としましては、行政の観点から、国の取組に可能な限り協力しなければなりません。ただ一方で、市民の幸福と利益追求のため、市長としての務めも果たしていきたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 日本を取り巻く安全保障環境ということで、もう市長も読まれたでしょう、今年度版の防衛白書。これを読まれましたか、もう。読みましたか、ありがとうございます。

これも事細かく、今年度版、僕はインターネットで購入したんだけど、事細かく書いていますので、ここはもう最初は読むつもりだったんだけど、時間がなから読まないんだけど、ここをぜひ読み込んでいただいて、日本を取り巻くもう本当に不穏な動き

ですよ、ここをどうやってやっていくかと。ここが基本ですから、防衛。ここをぜひ読み込んでいただいて、この馬毛島問題について真剣に考えているんだろうけれども、取り組んでいかなければいけないということをお願いしておきます。

二番目、自衛隊馬毛島基地（仮称）ですけれども、市長の基本的な考えを示すように求めたい。基本的な考えですよ、この馬毛島問題について。もう進捗していますよ、進捗している状況での基本的な考え。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

自衛隊馬毛島基地（仮称）であります。これについての基本的な考えというお尋ねであります。

まず、在日米軍の再編に伴い、二〇一一年六月に、この馬毛島をめぐる問題がクローズアップされました。その後、十一年という長い年月と全市的な議論を経て、重要なときを迎えつつあります。

候補地とされた当初、反対運動が盛り上がり、その後、沈静化していたこの問題は、二〇一九年暮れの防衛省による土地取得以降、国の動きが早まり、市民の意見、市民の考えも揺れ動いてきました。

国の安全保障政策に、地方公共団体の長として向き合うことに厳しさと、また、歯がゆさも感じてきたことも事実であります。

そのような中で私が現時点で留意することは、市民の安心安全の確保と、その市民の不安の解消に全力を尽くすこと、そして、併せて期待の声に応える最大限の努力をすることであり、それが今、

私が取り組むべき最大の使命だと考えております。

また、基地整備がそれだけが進み、負の影響のみを甘受するという事態は避けなければならない、そういうこともあるというふうに感じております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。現実を見据えてですよ、夢とか理想とかそういうことじゃなくて、もう現実を見据えてしっかりとした態度を示していただかなければいけないというふうに思います。

今の基本姿勢、不安の解消、市民の安心安全のための不安解消に努めるという発言がありましたけれども、市民の不安解消、この元つてどこにあるか市長、分かれますか、お気づきですか。

例えばですよ、例えばじゃないな。市長が賛成反対、先ほどの議員もおっしゃったけれども、質問の中に出てきたんだけど、議会が一つの節目だというふうにおっしゃってますよ、市民の方々は非常に期待もしました。賛成反対、どちらとも。ところが、出てこない。

しかし、昨日の防衛省との協議の場については、学校跡地、市道認定解除、これについては、議会へと、二転三転行ったり来たりするわけです。これで市民の不安解消、別なですよ、馬毛島基地ができたとしての不安解消じゃなくて、馬毛島基地ができるまでの不安解消、これができているのかということ。市長のその態度で、市

民の不安はさらに募っている。不安どころか不満も募っている。

僕はもう国会議員でも県知事でも何でもありませんから、ただ市民の、市民から選ばれた市議としての発言ですよ。市民の代表としての発言。市長のその動向は、市民の不安や不満をおおっている、反対賛成中立の方々から言わせれば、と思いますけど、どうですか、そこは。不安解消という言葉を使ったからですよ。

○市長（八板俊輔君） 不安解消ということについての御意見でありますけれども、さつき不安といいますのは基地ができる、基地を造る計画にすることから生じておるわけです。それは環境アセスのこともありますが、それ以外のことは、防衛省と本市との協議の場でも議論を尽くしているところでありますけれども、大きなところをかいつまんで言うと、例えば、不安の大きなものは、騒音の問題ということがあろうかと思えます。

— そういうことでありますので、今、議員お尋ねの、私の国に対する対応への云々ということはですね、私が申し上げれば、国の動きがあればそれにその時点できちんと対応すると、最善の対応を取るということでありますので、それは、その都度、適宜、市民にも御説明しているところとあります。そういうふうに御理解いただきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） だからですよ、もう何で言わないのか、もう防衛省からの要望があれば適切に対応していくということは、もうその方向に進んでいくということですがね。反対なら、以前のよ

うにですよ、協議の場にも望みませんよ。どう考えたって子どもでも分かりますよ。

どのタイミングで言うのかって、いつ言うのか、もう腹の中は分かっていると市民の方々は言っていますよ。何で言わないの、ここまですで引張る、意味が分からない。あるとすれば、反対の方々の理解を求めるわけにはいかないな、求められないと思うんだけど、反対の方々の声をどうかわすか、ごめんなさいね言葉が悪いかもしれないけれども。まず、そこが一番気になると思うんですよ、市長とすれば。だってそうでしょう。同意できないで、公約で選挙に出た。それで当選をした、支援をしていただいた、協定書まで交わした。だからだと思えますけども、そこじゃないんですか市長、問題はそこ、違いますか。

○市長（八板俊輔君） 議員のお考えはお考えとして受け止めておきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） だから、僕は市民の代表としてここに立つて質問をしているわけですよ。僕個人で来ているわけじゃないんですよ。市民の代表、市民からの相談を受けて、代表で質問しているわけですね。そこに議員の考えとしてと、それはじゃあ、市民の方々にもみんな言いますか。それは市民の考えとして受け止めておきますよ。それは市長じゃないでしょう、市長らしくないでしょう、市長。

いや、頭をかしげるかな。と思えますけども、もう二回目だから

最後、どうですか、市長。市長の本当の真意はどこなんですか。なぜストレートに言えないの。いや、市長が答えたことに僕はただまた答弁をしているだけです、ここに書いてあること、市長が答えたことに言っているわけです。市長が答えたことに僕は切り返しているだけのことで、新しい質問は僕はしてないですよ、違います。

○議長（川村孝則君） 杉議員、この課題、この質問については、これ以上、答弁は平行線だと思えますから。

もう一度、そうしたらもう一度質問してください。

○六番（杉 為昭君） もうだから同じ質問になるじゃないですか、これで三度目で。いいですか。この馬毛島基地から、基本的な考えから始まってきましたよ、基本的な考え。ほんで、市長は答弁の中で、いろんな施策のことをずっと話してこられて、そんで、国の防衛省の要望に対しては応えていくというふうな発言をされた、そこからここに来たわけですよ。

だから、現実を見据えた上での基本的な考えですよ、もう一言でいいですよ、現実を見据えて、ここまで来ている、もう工事が始まっている、工事本体じゃないんだけど、ほんでこれだけの人間が来ている、工事関係者、もう住むところもないですよ、ホテルも空いてない、空き事務所もない。もう現実を見据えて、だから、どういう基本的な考えですよ。市長が回りくどいことを言うからこんなことになる。

○市長（八板俊輔君） 基本的な考えということについては、先ほどお答えをしたとおりであります。少し長くなりましたけれども、そういうふうにお答えしました。その中で、もう一回再質問されている、その内容をですね、短く言っていただければと思いますが、端的に、質問の趣旨を端的に述べていただけませんか。

○議長（川村孝則君） ちょっと休憩します。

午前十一時五十分休憩

午前十一時五十四分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長からお願いをいたします。間もなく正午となりますが、このまま杉為昭君の質問は続行いたします。

○六番（杉 為昭君） 僕が聞きたかったのは、市長の答弁の中で出た不安の解消ということを市民の方々へどう求めるかということ、聞いたかったんだけど、なかなか答えが出てこないということ、このことについては、市長、市民の不安解消について努めていただきたいと、要望をお願いしておきます。

じゃあ、もう時間がないので次に行きます。

じゃあ次、市長の判断と市民への説明、理解を求める方法をどのように考えているのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私が判断しておりますのは、市民の安心安全の確保と、不安の解

消に全力を尽くすこと。併せて、期待の声に応える最大限の努力を行いつつ、市民の理解を求めてまいりたいということであります。

具体的には、例えばホームページや馬毛島だより等の活用、あるいは先般の説明会のような手法がありますけれども、市民の皆様が情報を得やすい環境づくりについて、引き続き検討してまいります。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。先ほど、市長は僕に議員の考えということで、僕個人との考えとして話をさせていただきましたけれども、賛否は明言しても、しなくても、腹の中はおおむね賛意を示すというふうに考えて、そこはもう流していきたいと思います。これは、僕個人としての考えですから。

続きまして四番目、住民説明会、この前まで行われた説明会を終えて、印象と感想を述べるように求めます。

○市長（八板俊輔君） 先般の住民説明会につきましては、多くの市民に参加していただくために、区長会等にも御相談をして開催いたしました。コロナ禍ではありましたが、賛成、反対、双方の立場の方に参加していただきました。

これまで賛成か反対かのみが当てられていたこの問題について、課題認識を示すことで、課題の深掘りができたのではないかと捉えております。来場者の御意見を伺う限り、安心安全に関する諸課題は完全には解決されておらず、市民の不安解消には至っていないと感じたところです。

以上です。

○六番（杉 為昭君） この不安解消、非常に先ほど僕が言いたかったのは賛成、特に反対の方々への理解、これをそっちに傾いたとしてですよ、寄り添っていただきたいということが非常に危惧されます。僕たちはまず、賛成というか容認のほうなんですけれども、そこにもう非常に気になって、二十一項目せつかく出して、その答えが来て、その説明会を行ったんだけど、やはり一番多かったのは、九割近い方はやはり反対の声、なかなか賛成の方々は行きづらいとか、おおむね二十一項目出した時点でもう傾いているというふうに理解を求めたから、していたから、なかなか会場に足を運ぶこともできなかったんだけど。

反対の方々がおのすごく言っていたところ、そこを十分理解してですよ、そこで分断しているとか分かれているとかそういうことじゃないけども、市長も自ら努力をして、その溝を少しでも埋めるような努力をしていただきたいというふうに思いますので、もうこれでこの質問は終わります。よろしくお願いします。

続きまして、大きくくりの三、本市におけるサーフィン及びブラダンスについてということで、がらっと話題は変わりますけれども、本市のサーフィン人口とサーフィンを目的とした来島者数について、お答えください。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

本市において、詳細なサーフィン関係人口の数字は把握しておりませんが、市内の宿泊施設の方にお聞きした話では、日頃サーフィンをされている方が約二百人から三百人、サーフィンを目的として来島されている方が年間三千人ほどおられるのではないかとということです。

以上です。

○六番（杉 為昭君） まさしくそのとおりですね。西之表市だけで二百人ぐらい、居住している方ですよ、サーフィンをされている方が二百人ぐらい。そして、来島者数も二千人から三千人というところで、ものすごくこのサーフィン、ここにもやはり力を入れて行政としても後押しをしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひですね、このサーフィン人口、これを観光として盛り上げて、西之表、種子島がサーフィンの島だということで良い波は四面、北はちよつと難しいけども、三面、西、東、南、ここに行けばどこでもサーフポイントがあるということで、非常にサーファーの方たちも自慢をする島でございますので、そこも市が後押しをしていただきたいところが、なかなかサーフィンをする環境というのかな、波はいいんだけど、それは自然環境だから。ところが、やはり人工的な環境ってやっぱりありますよ。トイレとか道とか駐車場とか。そこらがなかなか整備されていないということ、ちよつと不便を被っているなという意見も何度か、課長のほうにも相談があったんです

よね、課長ね。何度か相談をされたということでお話を伺っております。

まず、ここは安城、ごめんなさい、これが安城のトイレになるんですけども、こんな状態、これは使っているのか使っていないのかどことが設置したのか、そこまではちよつと調べなかつただけども、安城のサーフポイントにあるトイレ。管理はどこがやっているのかもこれは分からない、天井も朽ち果てて。でも、使っているような形跡はありませんよ、人が通って。これ一か所しかない。

そして、その安城のポイントの道は駐車場がないもので、こうやって、もう雨が降って車が通るものですから、こうやってもう溝になって、なかなか非常に通れないと、止められないと。駐車場がないんですよ、このポイント。安城の漁港の海側を向いて左側のポイントになりますけれども、ここがなかなか車の止められないと、非常に、ちよつと荒れていて、ここを何とかしてほしいということ、を何度か要望を上げているようでございます。このことについて課長、何かありますか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

サーフィンをされている関係者の方からサーフスポットとなっている箇所への駐車場やトイレ、また、海岸ごみ、専用のごみ箱の設置など、幾つかの要望が届いております。

駐車場、トイレの設置については、土地の問題や整備による周辺環境への影響、管理問題など考慮しなければならない点がございま

す。市が資金を投じて整備するということになると、市の財産として管理責任も生じることになり、設置後は継続的な経費がかかることにもなりますので、将来的な影響を考え、関係者の皆さんと協議しながら、対応策について今後も検討していきたいと思えます。

以上です。

○六番（杉 為昭君）そこはぜひよろしく願います。猫の問題と一緒に、各関係機関とですよ、それからサーフィン連盟つてありますから、そことうまくお話をさせていただいて、お互い納得する形で、土地の問題はいろいろありますでしょうけれど、そこは前向きに、やはりもうこれだけサーフィンのメッカですからね、もう擦れ違う十台中、二、三台はもうサーフボードを積んでいる車と、夏場は、この台風時期は特にですよ、ありますから、また、そこでは、また、事故でもあったりとかそういうことがあったらまた大変なことになりますので、知名度的にもおかしくなるので、そこもよろしく願います。

今後、このサーフィンについてどのように考え、取り組もうとしているかということは、このフラダンスの最後の質問とちよつとかぶっていきことがありますので、そこはまとめて、最後のほうに御答弁をさせていただいて、フラダンス、この現状を把握しているか、ちよつとお答えいただきたい。

○経済観光課長（高石心平君）お答えいたします。

本市内において、市文化協会に加盟しているフラのグループは四

団体で、計九十九名の方が所属しております。これ以外にも趣味でされている方を含めると、さらに多くの方が活動されておると思えます。

これまで、鉄砲まつりなどをはじめとするイベントで演じていただいているほか、島外のフラの大会に参加するなどの活動をされており、また、昨年度は、島内で例年開催されているフラのイベント、種子島アロハフェスタが、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった代わりの取組として、島内の観光地でフラをする様子を映像化し、観光PR用素材として提供させていただいており、種子島観光協会において、鹿児島島の高尾船ターミナル内で活用させていただいております。

以上です。

○六番（杉 為昭君）ありがとうございます。今、アロハフェスタの話が出たけど、今年はやるんでしょう。今年も中止。

○経済観光課長（高石心平君）大会運営側からは、本市も今年度、事業予算において、イベントをするための経費を計上しておったんですけれども、そこについては、運営側のほうから補助金はもう活用しないで自主的なイベントとして実施するという旨の話を聞いております。時期、規模等については、詳細は把握しておりません。以上です。

○六番（杉 為昭君）分かりました。びっくりした、もう中止したのかなと、行政がと思いましたがけれども、願います。

予定どおり、このアロハフェスタ種子島、これを開催するという
ことでありますので、ぜひ、ここは行政、補助金が外れたというこ
とで、協力できるならですよ、こうやって地道な活動をやって頑張
っていますから、できるところがあれば手助けをしてあげて、種子
島観光の発展につながっていけばなというふうに思っています。

なぜそこを言うかという点、もうその課長が今、答弁していただ
いた冊子ですよ、ここに種子島よりアロハを込めてということ、
西之表もこうやって取り上げていただいて、いろんな、僕なんかも
知らなかったようなところも取り上げていただいて、そのポイン
トで踊っていただいて知名度アップというのかな、観光のPRもし
ていただいている。そして、中種子町もこうやって、いろんなと
ろに出向いて、こうやって観光宣伝、観光のPRも一生懸命頑張っ
ているということでございますので、ここは行政とやはり手を組ん
で、頑張っていたきたいというふうに思いますけども、その協力
体制はまた、ぜひ課長、よろしく願いますから。

ということ、この活動について、最初のサーフィンと絡んで、
今後、このサーフィン、フラダンスについてですよ、市としての考
えの今後の活動、取組ということをちょっと一言願います。

○議長（川村孝則君） 八板市長。八板市長。

○市長（八板俊輔君） 失礼しました。私というあれが聞こえな
かったものですから。

サーフィンと、フラダンスについての今後のことでの考えという

ことでありますけれども、両方とも島の観光のためには必要な重要
なアイテムだと思っております。

サーフィンにつきましては、一市二町で組織するサーフィラン
ド種子島PR協議会がございます。そこで、一体的な島外へのPR
や大会誘致などについて進めてきております。観光協会など関係者
とも協力しながら進めていきたいと思っております。

また、フラダンスにつきましても、またソフトな形で、この種子
島を売り込むために非常に有効な素材だと思っております。今後も
引き続き、市のイベント等に参加していただき、華やかな雰囲気
で盛り上げていただきたいというふうに考えております。いろんな取
り組み方があると思いますが、関係者の皆さんの御意見を聞きなが
ら、市としても十分に協力して、盛り上げていきたいと思えます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひそこはですよ市長、そこはぜひよろし
く願います。

ところがですね、ちょっと頭の中に入れてほしいことが一つだけ
あるんですけれども、観光協会の方々もちよつと今、頭を悩ませて
るんですけど、こうやっていると、いろんなイベントをしたいと、イ
ベントをするというふうに企画をして呼び込もうとしても、今、御存じのと
おり、先ほども僕が言ったとおり、泊まる場所がないんですよ、今、
宿泊所が。だから、大きなイベントができない、島外からの人を呼
び込めない、こういう状況が続いていますから、そこは何年かかっ

ていくのかな。だから、その間で島内でどうやって温存していくのかというのも一つの課題となっていくますので、そこも踏まえて、ぜひ、経済観光課と観光協会、それからフラ、サーフィン、連携をとって、ヨガも含めてですよ、温存していく方法、それから宿泊所がないところでどうやって呼び込んでいくかということも協議しながら、一市二町、これは西之表市だけではもうキャパがいっぱいで無理ですから、一市二町、中種子町、南種子町も含めて考えていただきたいというふうに思います。

四番目、第一次産業について。もう大きなくくりでいきます。

一番目、本市の第一次産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いている中、市としては、農業振興に関し、どのようなビジョン、視点を持って対策を考えているのかお伺いしたい。一言でお願いします。いや、一言じゃないですね。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市としましては、第六次長期振興計画・後期基本計画におきまして、農業振興施策として四つの関連する取組を行っていく方針を示しております。

一つ目が農業農村の整備であります。環境との調和を図りながら、生産性の向上を図るため、スマート農業を見据えた基盤整備の在り方を検討しつつ、地域気候の風土に合った農業生産基盤の整備や、施設の長寿命化を推進いたします。

二つ目に、産地づくりです。農産物の産地化及びブランド化を図り、農業者の所得向上を目指します。併せて、耕畜連携による環境に配慮した循環型の畜産業を推進いたします。

三つ目が、多様な担い手育成です。新規就農者の確保育成や認定農業者の経営改善等、多様な担い手の育成に向けた支援を行い、農業経営の安定化を図ってまいります。

四つ目が、農地利用の最適化です。農業委員会や農地中間管理機構などと連携し、人・農地プランを基に、担い手への農地の集約等を進めます。本市としましては、計画に示された方針の下、農業者の所得向上に向けた振興策を図るとともに、取組の過程において生じる様々な課題においても、農業者の皆様と本市農業振興の方向性を共に見据えながら、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 何か問題がありますか、いいですか。

いいプランを発していただきました。ぜひですね、農業の、農業じゃなくても、第一次産業の漁業も含めて、魅力ある第一次産業という事です。

○議長（川村孝則君） 杉議員、次の質問に移らないと、三分前です。

○六番（杉 為昭君） 了解。お願いします。
そうしたらですね、次の質問、セーフですか。

市民会館前のフェンス、手すりの損傷について、その原因と今後の対策について説明をしてください。

「社会教育課長 古市善哉君」

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

市民会館駐車場のフェンスの損傷は、ブレーキとアクセルの踏み間違いが原因でした。今回の事故は、駐車場に車止めが設置されていれば防げた可能性もありますので、今後、事故の防止や軽減のためにフェンスのある駐車場東側に車止めを設置することを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひよろしくお願いします。最初聞いたときにはフェンスが何か車止めみたいなことを、前はそれ、なかったね。フェンスによって車が止まった、たまたまですね、いいですか、これ、ちょっと。止まったからよかったものの、もしこのフェンスがなくてですよ、そのまま後退してて、もし、すこやかの前ですからね、すこやかの前ですから、人でもはねかかっていたということをお願いいたします。そこは前向きに検討をお願いします。

続きまして、能野のヨガのコメント。

○議長（川村孝則君） 杉議員。次は移れません。次は移れません。

○六番（杉 為昭君） 大きなくくりでもですか。

○議長（川村孝則君） 最後の質問が三分前です。

○六番（杉 為昭君） そうなんですか。大きなくくりじゃないの。小さなくくり。

○議長（川村孝則君） 以上で終わりますか。

○六番（杉 為昭君） あと一分あるじゃないですか。

○議長（川村孝則君） 決まりは決まり。よろしいですか。

○六番（杉 為昭君） はい、終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で、杉為昭君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。おおむね十三時十五分頃より再開をいたします。

午後零時十三分休憩

午後一時十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、こんにちは。宇野裕未です。

前回六月議会からこの九月議会にかけて、島内外、様々な出来事がありました。特に、先ほども同僚議員から指摘がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大に伴い、これまでに二年以上大変な状況が強いられていたところに追い打ちをかける

かのような事態で、医療機関はじめ関係機関の最前線で働かれている方々、その御家族など、多くの市民が大変な思いをされたこと、その御尽力に心から感謝申し上げます。

また、私自身も七月下旬に新型コロナウイルスに夫婦ともに感染し、陰性だった子ども二人と共に自宅療養となりました。今まで以上に、感染した方の苦しさ、大変さ、それらが理解でき、今もその症状や後遺症に苦しんでいる方々に心からお見舞い申し上げ、一日も早い回復を祈っております。

子どもや介護者を抱える家庭では、感染拡大防止のためになるべく隔離をと言われましても、自宅では限界がございます。医療機関が充実していると思われていた都会では、感染者数の分母が多いことから、もつと大変なことに、救急車を呼んでも、搬送先がないため対応してもらえないという事態にまで発展しております。七十兆円という予算を投入しながらも、このような状況にまで悪化させている国の対応に憤りを感じております。この金額は、国民一人一人に配っていたとしたら、一人当たり六十一万円です。家族四人だと二百四十四万円という大金です。

そして、今、ここ種子島では、政府は自衛隊馬毛基地（仮称）建設を推し進めようとし、日本全国コロナで疲弊しているところに加え、新基地建設という重い課題を私たちは突きつけられて押し潰されそうな日々でございます。

一方、三年ぶりに開設されました能野海水浴場にて、この夏、馬

毛島をバックに海水浴を楽しむ子どもたちの姿に励まされました。今年は何年よりも産卵箇所は少なかったように思いますが、ウミガメのふ化を見たいと集まる家族連れの姿をたくさん見かけました。私自身も、一度、このふ化を体験させていただきました。小さな体で殻を破ったばかりの子亀が、ばたばたと手足を動かし必死に海を目指し、途中、幾つもある漂流物などを乗り越えながらも、最後は大海原に泳ぎ出す姿は大変感動的でした。

これまで、この子亀たちと同じように、種子島の豊かな自然と穏やかな環境で伸び伸びと育った子どもたちの多くが、高校卒業と同時に島を巣立ち、様々な知識と経験を得てまた島に戻り、ここで子育てをし、またその子どもたちが巣立つということを繰り返してきてと思います。

しかし、ここに基地ができればどうでしょうか。戦闘機が飛び交う、排気ガスで空気が汚れる、爆音で眠れない、そのような環境で、今後、これまでのように子育てを島でしたいと帰ってきてくれるでしょうか。

自衛隊員が増えたのはいいけれども、もともと島に住んでいた人たちは減っていく、移住者も減っていく、市長もおっしゃるとおり、どちらの未来を選択するかの重要な場面に差しかかっています。だからこそ、今、市長が政治家としてもともと描いてきた未来像を具体的に語り、諦めかけている市民たちの矢面に立って、諦めない姿を見せてください。そのために二期目にも立候補し、今も市長とし

てその席に、その席に座っていらつしやるのだと思います。

同僚議員からも質問が相次ぎましたが、市長の所信表明についてからまず伺います。正直なところ、今回、どのような表明になるか分からない中でのこの一般質問通告でした。失うものが大きく、同意できないとしていた市長の二期目の公約を頼りに、材料がそろってきたけれども、やはり失うものが大きく、同意できないという市長の言葉を期待して今回の一般質問の通告をいたしました。その前提が大きく変わりましたが、まずは通告書に沿って質問いたします。

今年に入って、市長の言う新たな局面を迎えてから、二月三日の要望書、そして七月二十二日の確認書、そういった経過を経なければ賛否を表明できないと考えていた根拠について説明を求めます。以下の質問は質問者席から行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

これまで私は国に対して幾度となく判断材料を求めてきたところですが、ままたまなかつた状況がございます。

二年前、二〇二〇年八月に突然示された馬毛島における施設整備に対して、同意できないとの所見を発表しました。昨年、二〇二一年十二月、基地整備に向けた予算案が閣議決定され、国はそのことをもって基地整備の決定と考えるとの説明がなされるとともに、国会においては、基地整備に係る予算案が計上され、可決されました。

私は、馬毛島をめぐる問題が昨年末に新しい局面に入ったと捉えま

した。その後も国の動きが進み、さらに局面は厳しさを加えております。こうした状況下で、一定の現実的対応も取らなければ、いたずらに混乱を招き、修復不可能な分断に市民を陥れる危険性を感じました。

そこで、国に要望の上、協議の場を設け、さらにはその協議状況の論点を整理し、国に確認事項として回答を求めたところであります。基地整備に向けた国の準備が進む中、住民の不安や期待の声に国がどう対応しようとしているのか明らかにし、私自身も含め市民の皆様にも冷静に考えていただく必要を感じたからでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 今、市長のお答えの中でですね、やはりここから修復不可能な状況に陥るかもしれないと、で、市民の不安解消に至っていないと、そういったところを理解されていると捉えました。

そうであれば、なぜ、今、そのままを防衛省に主張し、現時点では、だから同意できないんですよと。住民の理解を得ることなく今進んでいる、工事が現実に進んでいるとおっしゃっております。それをですね、一旦中止し、不安解消のための課題解決を先にするべきではないかと、そのようには訴えられないのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議員おっしゃるようなことも私も考えるに至ってはおります。しかし、そうした中で、国の動きが現実として動いていると。そういう中で、私のその考えの表明がまた混乱を招

くと、そういうことを危惧しているところでもあります。

でありますので、所信に述べましたように、現時点で同意、不同意を言うには、まあ、そういう状況下にはないと、そういうふうに考えたところでもあります。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 同意、不同意が今言える状況ではないとしながらですね、所信表明で、行政手続には適切に対応すると表明しております。

昨日の防衛省との協議の場においても、具体的なその行政手続に関する協議に入られたと報告がありました。市長が所信表明で発言されていた行政手続、それが具体的に今提示されているわけなんですけれども、なぜですね、その同意、不同意が言えないのに、この工事につながる行政手続を進めることができるのかお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。
全体として現状に対する考え方はそのとおりでありますけれども、その国の動きに対応する中で、対応しなければならぬことが生じてきているわけがあります。そのことについて、所信の中で、今議員がおっしゃったようなことで対応するというふうに考えを述べたところでもあります。

○五番（宇野裕未さん） ではですね、今後、この行政手続が進んでいく中で、市長がですね、その賛否を表明するときに残されている、何か工事を具体的に止められる、そういった手続というのはあ

るんでしょうか。

○議長（川村孝則君） 宇野議員、ちよつと多少、質問がちよつとずれてきていますよ。

○五番（宇野裕未さん） はい。では、次の質問に移ります。

国の専管事項という側面だけを捉えて諦めている市民に、自治体の長として具体的な対応策を提示できるのか教えてください。

○市長（八板俊輔君） 安全保障は国の専管事項であり、地方自治体としても、行政的観点から、できるだけ協力をすべきであるというふうには判断しております。

地域に重大な影響を与える事項につきましては、地方自治体の長として意見を述べていかねばなりません。市民の不安解消への努力あるいは課題の解決は最後の最後まで諦めてはならないというふうに考えます。将来にわたる西之表市民の安心・安全、そして市民の幸福と利益追求のために、国に対しより具体的な対策を求める、その市長としての務めを果たすために引き続き努力してまいりたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 憲法学者のですね、木村草太都立大学教授によると、憲法九十二条の中に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とあるが、地元自治体の自治権を制限することは、地方公共団体の運営に関わることだということは誰もが納得するところだと思います。どのような自治体のどのような自治権を定めるかは法律で定めるべ

きだと述べられております。

今ですね、市長は、答弁の中で、市民の幸福の追求をしなければならぬとおっしゃっております。その自治体の長として、市長はどのような対応策を具体的に求めるのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 地方自治に関する憲法の規定、その考え方については議員御指摘のとおりだと思います。

具体的な、その市民の幸福と利益追求のための具体策というものを考えなければなりません。そしてまた、この基地に関する市民の不安については、先ほどの防衛省に求めた確認事項の中で求めている、その不安に対する具体的な対策を現在なお求めているところでもあります。

例えば、この問題では、騒音のことなどがございます。居住地の上空飛行についての、をしないための具体的な対策ということを考えているわけです。例えばそういうことでありますが、そういうことも含めて、今後、しっかり対策を考え、あるいは国に求めていきたいと、そういうふうに思います。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、具体的に、自治体の長としてですね、国の専管事項とは別にしっかりと憲法でも定められておりますので、その要望のほうよろしく願います。

続きまして、ウの賛否表明後の市民の混乱をどのように解消していけると考えているのかということですが、こちらですね、私自身、市長が同意できないと表明してくれることに期待して質問させ

ていただきました。

当初とは違う意味ですね、また混乱を招いておりまして、市長を支持してきた市民が、よりですね、先ほど同僚議員からも指摘ありました、混乱しております。こうした、これまでですね、不同意を掲げていた市長が、今回、理解し難い、行政手続には対応するけれども、賛否は表明できないとしている、この状況に対してですね、この混乱をどのように解消していけると考えているのかお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほどの議員の御質問にもありましたけれども、この馬毛島問題に係るこれまでの私の言動から市民に御不安などをおかけしているとすれば、心から深くおわびをしたいと思います。

ただ、私は、この、今般、馬毛島に関わることに、首長として一定の考えを示させていただきました。現時点で本市にとっての最善の選択をしたつもりであります。引き続き市民の皆様の声に耳を傾け、不安解消や期待に応えていけるように尽力をさせていただきます。

様々な御意見があるうとは思いますが、今後の市政発展のために、さらに今後ともお力添えをいただきたく存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○五番（宇野裕未さん） ちょうどですね、先日の説明会でも、防衛省からの回答が、現時点においてはこうだ、現時点においてはこ

のように予定しているという回答ばかりで、それに対して市民からですね、やはりこの先、恒久的な施設として設置されるとされているので、そこはやはり現時点ではという記載ではないんじゃないかという具体的な指摘までございました。

にもかかわらず、今、市長がですね、現時点では最善の策だという今の表明でございましたが、やはりですね、この先長い、先の世代にまでも今責任を持たなければならぬ立場であると市長自身も認識されていることと思います。本当に大変苦しい立場であることは私自身も認識しております。それでも、やはりですね、手後れになる前に、同意できないということですね、表明してくれることを私は強く求め、次の質問に移ります。

関係自治体における関連施設についてでございます。

こちらですね、賛否表明の内容によって、再度自治体との協議を持つ予定かと書かせていただきました。もちろんそれはですね、この西之表市が受け入れませんよとした場合に、そもそもその大前提が崩れるわけですので、関係自治体とどのような協議を持つのかというところで質問を書かせていただいております。

またこちらですね、実際は内容が変わりましたが、行政手続には対応しておりますので、引き続きですね、若干ニュアンスは変わりますが、再度ほかの関連自治体との協議についてはどのような予定でしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

住民の不安、安心・安全の確保などについて、今後、必要があれば、広域的な対応も行ってまいりたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 市長はですね、二月三日、防衛省に提出した要望書について、あくまでも馬毛島が属する西之表市に特段の配慮を要望したんだという旨をこの議会でも説明されております。

防衛省に要望されることはもちろんですが、中種子町、南種子町にも、防衛省にされたようにですね、馬毛島が属する自治体の長として、市民の中にはまだ基地建設に不安を抱いている、そして自身もまだ表明を、賛否を明らかにしていない、賛否も拮抗している状態だから、まずは西之表市の判断を待ってくれと、特段の配慮をですね、中種子町と南種子町にもぜひ要望していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

まず、二月に防衛省に出した要望書の中で特段の配慮ということを申しましたが、それにつきましては、議員おっしゃるように、馬毛島の行政区はあくまでも西之表市であり、当事者である本市住民の声を優先すべきであるということをお伝えしております。まずは市民の不安解消や期待に応えるために必要なことを防衛省に伝え、しっかりと措置を、対策を講じてもらいたいと思います。

島内など関係自治体へ要望を行うことは、今のところ、考えておりません。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、馬毛島に基地ができますと、

中種子町、南種子町にも確実に影響は出てまいります。少なくとも、外から見たら種子島は一つです。一市二町ありますけれども、やはり一つの種子島で私たちは島民として生活しております。中種子の町民、南種子の町民からも不安の声は届きます。

そうしたところをですね、やはり頭ごなしに、西之表市民のですね、意向を今無視する形で事を進めようとしている、それについてはですね、自治体の長としてしっかりと説明をしていく、もしくは要求をしていくことは必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島は西之表市に属するということはもうごく当たり前のことでありまして、そのことについては防衛省との協議の場でもですね、繰り返し申し上げてきているところです。

ですから、西之表市をまず、西之表市の市民をまず考えて対応していただきたい、そのことは引き続き防衛省にも申し上げて伝えてまいりますし、また島内でも、機会があれば、今後、そのような機会があればですね、そういうこともお伝えしたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） ではですね、ウに関わるんですけれども、今、関連施設への土地の売却などが、ちょうど昨日ですね、協議の場でも議題に上がったと報告がございました。そういった具体的なその進捗の状況などについても、情報交換などそういったやり取りはあるのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。
この点について、関係自治体との情報共有は特に行っておりませ

ん。そのように承知しております。

○五番（宇野裕未さん） 今後ですね、大変重要な行政手続になってくるかと思えます。市長は賛否とは別のところでこの行政手続に対応すると申し上げておりますが、やはり大変重要な局面でございますので、中種子町、南種子町にもですね、再度、その西之表市のこの状況を考慮してほしいという要望はぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、環境アセスメント準備書への意見書提出について伺います。

知事への意見書を提出されましたが、前回の方法書の際の提出内容は県知事の意見書にどれほど反映されたと分析されているのでしょうか、教えてください。

「企画課長 森 真樹君」
○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

県におかれましては、さきの環境アセスメント方法書の際には、本市を含む関係自治体の意見も踏まえた上で対応いただいたものと感じております。

防衛省によります事業計画の内容や生態系に関すること、あるいは種子島上空への飛行、工事による周辺海域への土砂流出など、多岐にわたり反映していただいたと認識してございます。

○五番（宇野裕未さん） では、その意見書の提出以外の知事への働きかけは実施しないのかと続いての質問しておりますが、この

通告書の提出後にですね、知事への申入れを実施されておりますので、それがそういった働きかけの一つだと理解しておりますが、そのような受け止めでよろしかったでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

去る八月二十五日に県知事との意見交換をいたしました。そのときに、当事者である本市意見を最大限配慮していただくようお願いをしてきたところであります。

○五番（宇野裕未さん） そのときの申入れに対する知事の返答とございますか、そういったその成果というのはどのように感じていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） 私の要望に対して、特段、そのときにお答えはなかったところでありませうけれども、理解をしていただけだと思いますし、今後の、十月中旬に知事の意見書が、十七日までに意見書が出されることになっておりますけれども、それを注視したいと思っております。

○五番（宇野裕未さん） 今後、では、環境省に対してはどのような対応を取っていく予定でしょうか。知事と同じように、直接申入れもしくは面会、そういった働きかけは行わないのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

環境省に対しまして本市から直接対応すること、そういう場面はないものと考えております。

○五番（宇野裕未さん） はい、承知いたしました。

では、続きまして、四番、米軍の基地再編交付金について伺います。

まず、最初ですね、岩国基地視察の結果などを基にと、私、お知らせしております。先日ですね、この岩国市を視察した、副市長と企画課の職員が視察した、そのときの視察の報告がですね、西之表市と防衛省との第四回の協議の場の報告として配付されていたかと思えます。

その中でですね、岩国での現状が記されておまして、特に経済効果の面ですとか再編交付金凍結時の状況など、答弁、それぞれ質問し、答えをいただいている。で、その中に、再編交付金凍結時の状況について、議会において予算案が否決されるなど、市が二分されるような状況となった。その後、市長が替わり、四十三項目の安心・安全対策を求め、基地への理解を示し協力するスタンスを取ったことで解決したという文章が紹介されております。

一方ですね、このことを普通に聞いていると、あ、何かやはり防衛省に対して反対をすると、その交付金が凍結されるなりそういった措置を取られるんだなど、そのことがやはり市民の不安材料にもつながっていると、これ、受け止めました。

で、一方ですね、愛媛大学の朝井教授の『基地騒音』というこの書籍がございます。この中で、この岩国市の財政についての記載がございますので、紹介いたします。

米軍基地を抱える自治体は、一九七四年六月に制定された防衛施

設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、様々な助成のための補助金を国から受けている。それらの総計は、厚木基地を抱える大和市では、二〇〇〇年度は十億三百二十六万円であり、それは一般会計歳入総額五百六十七億六千二百二十万円の一・八%を占める。一方、二〇〇四年度に岩国市が受けた基地関係の補助金の総額は二十四億一千五百三十七万円であり、それは一般会計歳入総額四百十八億一千四百十九万円の約五・七%に当たる。また、岩国市の国庫支出金に占める基地関係の補助金の占める割合は、二〇〇四年度は五四・三%である。つまり、岩国市では、国からの補助金のうち基地関係からが半分以上を占めていて、防衛関係の予算に公共事業が大きく依存していると言えるのであると記載があります。

このようにですね、一つの事象を取りましても、様々な背景をもって分析しなければ、市民への正しい情報共有がなされるかといったときに、誤解を招く可能性がございます。そういったところで、この正しく情報共有なされるかというところの対策について伺います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

岩国の視察結果についてのお尋ねであります。これについては、御承知のように、馬毛島だより十二号、五月十日付けで御報告をさせていただきます。その中で、再編交付金はどのように使われているか、その岩国市の実情を視察いたしましたので、そのことを紹介しております。

もし交付金、基地交付金が交付されることになれば、他の自治体の例も参考にしながら、真に市民のためになるようであれば活用すべきでありますし、その使い方等について各種広報でもしっかりお伝えしていく必要があると考えたからであります。そうした必要な情報については、今後も適宜提供してまいりたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） では、防衛省がですね、令和五年度概算予算の増額、結構ニュースで取り上げられております。この増額がもたらす影響についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） 防衛省の概算要求についてのお尋ねでありますけれども、予算の増額は、それだけ我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増しているということではないかと思えます。概算要求の内容も不明であり、具体的な回答は難しいと思いますが、市長の立場で、市民の安心・安全そして幸福と利益追求のために、その務めを果たしてまいりたいと思えます。

○五番（宇野裕未さん） この再編交付金についてはですね、結構様々な誤解が生じていると、正直、感じております。基地問題は、いわゆる迷惑施設だからこそ、交付金があります。そして、そのそれぞれの自治体にかける迷惑度合いによって、それが高ければ高いほど、やはり比例していく、そういったものであるということをおま一度しっかりと説明をしていただきたい。

そして、市長はじめ職員の方々はですね、私以上に、国は防衛省だけではなく、特に地方、地域の活性化、地方創生などに力を入れ

ている総務省もございます。そして、実際ですね、ここ数年、雇用拡大のための有人国境離島の補助金なども多くの事業者が活用しております。そして、経済産業省、環境省、またさきの内閣改造です。ね、地元選出の野村議員が農林水産大臣に就任されております。

そういった様々な窓口があるというところを再度市民にもお知らせし、今後ですね、何もあえてこの米軍による基地再編交付金を頼らなくても、そうではない交付金を活用する、また事業化できるものに対しては融資だつて受けられる、そういったまた別の方向からのですね、説明といったところも必要なのではないかなと考えております。ぜひその方面での検討もよろしく願います。

続きまして、日米地位協定について伺います。

防衛省に提出しましたさきの確認書、七月二十二日の確認書の中でも触れられておりました全国知事会・市長会における要望の具体的な内容について、市民はどこで確認ができるのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

全国知事会のホームページで確認できると承知してございますけれども、その環境にない方につきましては難しいと認識しております。情報提供の在り方につきましては、行政としても十分検討してまいりたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、確認書の中にも、これまでの馬毛島だよりの中にも、その中身についての記載がございませんでしたので、できれば、幾つか重要な事項をピックアップする形で

もいいので、こういった内容が全国知事会で採択され、そして地方議会でもですね、意見書として、この採択をしっかりと進めるようにという意見書もですね、相次いで採択されております。そういった状況もお知らせしていただきたいと思っております。

で、今後ですね、市長の言う住民の不安解消のためですね、根本にある問題だと捉えております。防衛省との協議の場だけでなく、県や国、関連自治体へもその働きかけを強化しなければならないと考えておりますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

安全保障のみならず、外交政策にも関係する課題であると認識しております。国に対しましては、市民の安心・安全を守る立場として、市民の不安解消のための具体的な措置を講じるよう、引き続き連携の上、対応を求めていきたいと考えております。

県や関係自治体とも必要に応じて連携していきたいと考えております。現在でも、幾つかのところとは情報の交換、お願いをして協力をしていただいているところでもございます。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、多くのこれまで基地を抱える自治体が、この作業、取り組んでできていると存じております。で、もう大変労力のかかる作業であることと思いますので、少なくともですね、本市がこういった問題に直面しているところを踏まえますと、この要望書の内容を実現するためのですね、ロードマップを専門家とのチームなども結成して具体的に進めていかなければ

ならないと考えますが、そういったところはいかがでしようか。

○市長（八板俊輔君） 広く知見を求めてこの問題に対応するということは、いろいろ御意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） ではですね、恐らくこの要望がすぐに実現するとは、正直、考えられません。にもかかわらず、今現在ですね、工事は進んでおります。

このような中で、最低でも、国会で、戦後新しくできる基地に対する運用を法整備することを求めたらどうかと考えます。例えば馬毛島基地関連法などとして、地位協定の改定を求めるほか自治体とも連携し、自治権を守る、つまりは住民の安全を守るという観点から、国へ法整備を訴えかけるべきと考えます。

例えば、そういった訴えがあつて初めて物事を進める、それまでは、少なくともこの工事をですね、なし崩し的に進めていくような事態がないように、そういった要求を上げることが可能でしょうか。

○市長（八板俊輔君） おっしゃるその法整備のこと等も含めてですね、本市としてこの問題に対応するにはどういう方策があるかということは、いろいろな方々の御意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

○五番（宇野裕未さん） ぜひですね、このなし崩し的に物事が進むということがないように、再度、しっかりとですね、要求していただきたいと思います。

そして、この馬毛島問題最後、基地経済のもたらす影響について伺います。

この基地経済を語るときにですね、よくメリットと受け止めていられる方が多いように感じております。先ほど同僚議員からもありましたが、もう今現在スタートしている浚渫工事、この影響で市内に工事関係者が増え、一見にぎやかになってきたかのように見えます。

しかし、この工事が未来永劫続くわけではなく、工事期間は五年前後と見られております。途中、三年後ぐらいにはFCLPの訓練ができるようにしたいという計画も防衛省からは説明を受けております。仮に工事がその先も続くということは、現時点での整備計画よりもより多くの訓練が実施される、基地整備が拡大されるということを意味するわけです。

社会学者の宮台真司さんが、『これが沖縄の生きる道』という著書の中で、戦略的なあえてする依存、自律的依存から他律的依存への類落という概念について語っています。法実務で附従契約と呼ばれる事象があり、自由契約を支える自由意思が仮象、言い換えると、実際にあるようでないものでしかないような契約を指します。あえてする依存は確実に自由契約を附従契約に類落、つまり崩れ落ちる。ところが、自由契約の見せかけのせいで、自覚がないままに不自由な契約にはまってしまいがちだと書いております。これでは未来の豊かな選択肢を引き寄せることは無理だと思つと、この書籍の中で指摘されております。

私は観光協会西之表支部の理事も担っておりますが、この夏、観光に行きたくても宿泊できない、特にレンタカーがなかなか予約できないという報告を受けました。コロナ禍で大変な状況が続いた観光産業なので、うれしい悲鳴のように思えますが、中には、リピーターの方をお断りする心苦しさ、そしてこのリピーターの方たちがこれまで二年コロナで来られず、やっと思えるかなと思っていた矢先に今年からは工事関係者で予約がいっぱいですと、それで行けませんということが増えていった場合、果たしてこの五年後、工事完了後、また来てくれるのだろうかと不安の声も聞こえてきました。このような機会損失についてどのように分析されているのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 基地損失という、何か難しい。

○五番（宇野裕未さん） 機会損失。

○市長（八板俊輔君） ああ、機会、失礼しました。機会損失ということですが、基地経済、現在考えられることは、おっしゃるような基地建設に向けたその経済活動、あるいは各種交付金という基地に由来する、基地影響を踏まえた各種交付金というものをめぐって地域社会の将来が形づくられているという、それが自己決定できなくするというようなおそれがあるという考え方もあると承知しております。常に行政や議会、市民が主体性を維持し得る社会構造の構築を意識し続けることが求められると思います。

機会損失の分析ということですが、基本的な私どもの考え

方は、今申し上げたようなことで進めていきたいと、さように考えております。

○五番（宇野裕未さん） もともとですね、市長はこの基地経済には頼らないというところを掲げていらっしゃったと思いますので、ぜひですね、この機会損失も含めてその分析のほど、そしてそういった実はメリットではないんじゃないかというところの問いかけというのもししてほしいなと思っております。

続きまして、沖縄で基地返還に伴う経済効果について報告されております。例えば、那覇新都心返還後の経済効果が千六百五十億円、基地があつたときは五十二億円で、その三十二倍になっている、そして雇用者数は、基地があつた当時は百六十人、それが今は一万六千五百人と報告されています。

先ほども申し上げましたとおり、島内では基地経済に期待する声を聞きますが、実際、基地経済を体験し、そして返還後も経験している沖縄では、全く逆の結果が出ています。このような状況ですね、どのように捉えますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

沖縄での基地返還による経済効果につきましては、返還された跡地利用における再開発など、経済効果が高い事例などを承知しております。

例えば、沖縄本島の北谷町の射撃場の跡地にできたアメリカンビレッジですか、あるいは那覇市の米軍住宅跡地につくられた新都

心、おもしろまちというようところがありますが、そういう事例があるといます。

でありますので、その地域に合った経済の構築というものは、やはりこの我々の持つ土地の資源を利用しながらという考え方は常に持っていなければならないというふうに考えております。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、市長自身、沖繩にも住んでいらっしやったということをお話しされておりました。そういった現状、より詳しいと思います。

改めてですね、今、この漠然とした基地経済というものに期待をしている市民に対してですね、具体的に、やはりこういった実例を基にですね、一つ一つ丁寧に語りかけていくこと、大変求められていると思います。ぜひですね、間違った選択にならないように、市長からも市長の体験を基に語っていただきたい、それを私からはお願いして、この馬毛島基地問題の質問を終えたいと思います。

続きまして、大きくくりの小規模小学校の運営について伺います。

まず、各小規模小学校の次年度の入学予定児童数について説明を求めます。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） 榕城小学校と下西小学校を除く八校の小規模の小学校についてお答えします。

現時点での令和五年度の入学予定児童は、上西小三人、国上小六

人、伊関小一人、安納小一人、現和小八人、安城小三人、古田小入学予定者なし、住吉小四人となっております。

○五番（宇野裕未さん） 大変ですね、厳しい状況だと思います。年々ですね、この新規入学予定児童数が減っているということに、このそれぞれの地域で住んでいる皆さんも不安に思っておりますし、またこの小規模校のエリアに住む親御さんたち、これから小学校に子どもを出していくという親御さんたちからも同様にですね、やはり自分の子どものこの教育の環境として大丈夫だろうかという声をよく聞きます。

で、そこにですね、今、これまでちよっと年々ひどくなっている暗い気持ちになるところをですね、しおさい留学が開始され、外からの留学生が一年間滞在されるというところで、大分ですね、この小規模小学校に明るい話題を提供してくれていると、私、認識しております。

その期待をかけられている、期待されているこのしおさい留学、次年度へ向けての募集が七月からスタートしていると認識しておりますが、今の募集状況について教えてください。

○学校教育課長（山崎省一君） 来年度のしおさい留学の募集は七月十一日から開始しており、本市のホームページに掲載しているとともに、留学生募集のためのポスターやチラシをこれまでに受け入れた留学生の出身の教育委員会や種子島ふるさと応援隊の方々へ送付しています。

来年度に向けた申込みについては、八月末現在で、里親留学一人、親子留学一家族二人を受け付けております。

夏休み中に県外から来島し、しおさい留学について教育委員会に尋ねてこられたり、学校の様子を見に行かれたりしている方もいらっしやったことから、十一月半ばの締切り期限が近づいてくると、例年のとおり、申込者数も増えてくるものと考えております。

また、来年度の親子留学用の住宅の確保については、現在入居している住宅が十一軒、今年度新たに見つけていただいた住宅が二軒の計十三軒を予定しています。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

里親の受入れについては、昨年度からの増減というのはあるんでしょうか、次年度に向けて。

○学校教育課長（山崎省一君） 令和三年度は、里親は五件ありました。令和四年度は、里親は今六件入っておりますので、同数というところですか。

○五番（宇野裕未さん） 現在ですね、親子留学が終了した後に移住へと、そのままですね、一年親子留学したけれども、そこで子ども、親両方の希望によりその場所に引き続き通う、そういった移住が出てきているというケースを伺っております。この状況と課題についてですね、各学校、地域、どのように捉えていらっしゃるのか教えてください。

○学校教育課長（山崎省一君） 令和元年度から始まった親子留学

は、この四年間で二十家族を受け入れ、そのうち移住に移行したケースは二家族です。

移住へと移行された理由としましては、留学している小学校で学び続けたいと子どもが願ったことや、西之表市で楽しく過ごし、個性を伸ばし、たくましく成長している子どもの姿に感動した保護者が引き続きこの地で生活させたいと思ったことなどが挙げられます。

移住のあった学校では、留学生の頃と同様に、子ども同士が学び合う機会があったり、異学年間の交流が広がったりしています。

また、地域においては、地域の方々から住宅環境を整える手伝いをいただいたり、伝統行事の継承に参加し、地域の一員として地元で溶け込んで生活したりするなど、地域の活性化にもつながっていると考えます。

移住する際の課題としては、住宅の確保や地域での生活への理解などが挙げられます。

今後、親子留学から移住へと移行を考える家族があれば、移住を決めた理由や今後の生活への期待などをしっかりと受け止め、地域支援課や各校区の区長さん方とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、今、総数として二十家族がこれまで親子留学されていると報告がございました。

この二十家族に対する終了後の何かアンケート等、その次につながるための情報収集などは、今現在、どのような状況でしょうか。

○学校教育課長（山崎省一君） 実際、その追跡して情報収集をするとかいうことはしておりませんが、やはり地域の方から、また、帰られた後、こういうことが聞こえてきたよとかいうような形で、やはり地域とのつながりもまだあるようですので、そうしたところからもまたつながりを持っていきたいと思えます。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、昨今、やはりSNSの普及によってですね、この親子留学を体験されている方の発信を見て、次の、実はこの西之表市でこういった取組があることを知りましたという声を私自身伺いました。

このこれまで経験してくれている二十家族というのが、また今後ですね、次の親子留学を呼び込むための様々なですね、ヒントですとか、そして実際体験談を語ってくれることというのはとても貴重なことであると考えます。

ですので、今後ですね、このこれまで終了した方に、例えば、その後、一斉にアンケートを取ってみますすとか、何か、例えば、実際、入る前と入った後とで改善点などあるかなど、そういったちよつとこの制度をですね、よりいいものにしていくための何か手だてというのは考えられる、もしくは検討されている、どういう状況があるか教えてください。

○学校教育課長（山崎省一君） 子どもたちの様子を見ると、南日本新聞の「若い目」に、留学生としてこちらに来て、こういうことができるようになりました、こういうことを頑張りましたということ

とがよく掲載されております。そうしたところで、子どもたちはこの地で、新たな生活の中で一生懸命頑張っているんだというところがうかがえるところです。

また、保護者の方々につきましても、今議員からあったように、折に触れてお話を伺ったりしながら情報は収集していきたいと思えます。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、受入れをしている自治会の方からですね、大変、私自身、感謝の言葉をいただきました。この取組によって、やはり子どもたちがその地域に住んでくれている家族で来てくれているということがとてもいい刺激になっているということですので、ぜひですね、この西之表市としても、この親子留学、そして今後ですね、里親の受入れを確保するところ、が結構難しい課題だとは思いますが、そういったところに、学校関係者だけでなくですね、地域の人たちともぜひ協力しながら進めていっていただけたらなと思っております。

そして、小規模校のですね、実際のその運営上の、特にここでは今PTAの運営というふうに書いておりますけれども、そういった課題ですとか、放課後児童クラブとの連携についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

「社会教育課長 古市善哉君」
○社会教育課長（古市善哉君） PTAに関連してお答えいたします。

小規模校におけるPTA運営上の課題は、会員数の減少によって組織づくりや仕事分担が難しくなり、会員の負担が大きくなっていることです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事が中止となり、会員相互や先生方との交流が希薄化していること、またPTA関連の行事を経験していない会員が増え、今後の活動の充実や引継ぎに支障が出ることも予想されています。

しかしながら、様々な課題がある中においても、部会の編成や恒例行事の見直しを行うとともに、PTAのOB会の協力を得て会員不足を補うなど、各学校が工夫を凝らしながらPTA活動を進めていただいております。

教育委員会といたしましては、市内小中学校の単位PTAやPTA連絡協議会との連携を深めながら、PTA活動の充実を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔福祉事務所長 下川昭代さん〕

○福祉事務所長（下川昭代さん） 小規模小学校区における放課後児童クラブとの連携について、放課後児童健全育成事業を所管する立場からお答えをいたします。

現在、本市には九つの放課後児童クラブが開設をされており、このうち榕城・下西小を除く小規模小学校区では、安納校区と安城校区以外の六か所で、校区や社会福祉法人が主体となり運営されてい

ます。

各児童クラブにおいては、運営規程の中で、地域との結びつきを重視し、市や児童福祉施設、また利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接な連携に努めるものとするとしておきまして、日常的な連絡調整のほか、関係者で組織する運営委員会などを通じて情報共有を図っていると聞いております。

特に小規模小学校区においては、校区ぐるみで地域活動等も行われることが多く、日頃から顔の見える関係性が構築されており、地域や学校と連携して放課後児童の安全確保や居場所づくりに努めていただいているものと認識しております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

ここですすね、写真をちよつと紹介したいんですけども、お願いします。

これはですね、昨年開設された伊関の児童クラブですね。ちょうど児童クラブ側から小学校のほうを向いて撮影をしております。なので、児童クラブの目の前に、こういった遊べるスペースがしっかりと確保されております。

続いて、今年度から開設されました上西の児童クラブですね。こちら、ちょうど右側の、何というんですか、えっと、サッシ、ひさしが出ているところがちょうど児童クラブの室内になっていて、その目の前にはですね、こういった広場があります。

こういった形で、小規模校ですね、児童クラブは、大変、設備的にもその環境的にもとてもいいクラブを運営していただいている、それに対して、本当にですね、私自身子を持つ親を代表して、皆さんの御協力に感謝申し上げます。

そしてですね、こちら上西の児童クラブではですね、何とこの夏からですね、この給食が提供されるようになっております。こちらはですね、「市政の窓」でも次の号か何かで紹介されるということなんですが、施設隣のNPO法人の協力の下、そちらの給食を、この児童クラブの希望する児童には長期の休みのときに対応してくれると。そういったその地域ならではの取組も実施されております。

そして、この下の、下段の写真は、前回ですね、取り上げさせていただきましたいただきました子ども食堂の一環として、住吉の児童クラブで毎月第二土曜日実施されておりますみんな食堂の様子です。こちらもですね、月に一回ではございますが、こういった地域ぐるみでの取組で、子どもたちが、第二土曜だけ授業がありますので、その後に見学クラブでこういった食事が取れる、そういう独自の取組をされております。はい、ありがとうございます。

このようにですね、どの、今、ケースを見ても、それぞれ、小規模校ではありますが、地域そして関係各所の工夫の下です。ね、今、大変、子どもたちを一丸となつて育てるといい環境が整っているのかなと、私、思っております。で、それをですね、やはり今後も引き続きこの連携を行政としてサポートしていただき

たい、そのようにお願い申し上げます。

最後にですね、私、この学校のことをですね、最後取り上げさせていただきますましたのも、やはりこれまで、今、馬毛島基地問題、大変な佳境を迎えております。基地経済に頼らない持続可能な島暮らし、それをですね、市長も掲げておりました。そこに一番キーとなってくる重要なのは、今の子どもたちにどのような環境を残しているかにかかっていると思います。

現在、この市議会もですね、賛否が拮抗しておりますが、実際の市民はですね、市民の多くは、もともとは基地は要らないとやはり思っております。しかし、国が土地の買収を強行したことで諦め、このまま不利益を被るなら、少しでもメリットを取っていいんじゃないか、そういった意味合いからですね、容認だと受け止めております。

しかし、このメリットはですね、基地負担のデメリットとのセットであつて相殺されるものだ、先ほどの質問の中でも、私、説明させていただきますました。

市長は私たちの代表であります。しかも、基地建設に反対の立場で西之表市民の幸福追求の仕事に立つたはず。まさに行政手続を肅々と進めるといふ、そういった立場になるのであれば、政治家八板俊輔はどこに行つたのでしょうか。その席に座り続けるのであれば、市民の安心・安全のために国と対峙し、もともとの決意に沿つた市長の描く未来を応援する市民がいることを忘れずに、手後れ

になる前に不同意を表明してくれることを切に願ひ、私の質問を終らせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。おおむね十四時四十分頃より再開をいたします。

午後二時二十四分休憩

午後二時四十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、濱島明人君の発言を許可いたします。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） 皆さん、こんにちは。

本日最後ということで、今回は新人四人、新人と言っているんでしょうか何でしょうか、四人で初日を務めさせていただきました。最後、私ということで頑張りたいと思います。

もう早速、質問に移りたいと思います。

件名一、燃ゆる感動かごしま国体に向けての市の取組についてです。

五十一年ぶりの鹿児島国体、八月ですね。今回、ここに、あ、いいですかね、早めに、すみません。今回、こうやって全国大会に

空手道で参加したと。市長を表敬訪問したと。また、こちらでも、中学生、小学生が全国大会、九州大会に参加したということと、また今年、甲子園でも何か本市の出身者が登録はしたということで、結構、今年の夏は、西之表市の子どもたちよく頑張っていると思います。

残念なことに、国体に関して西之表市で会場がないと、競技が行われないということで質問なんですけど、西之表市大会で競技が開催されませんが、国体を盛り上げるための企画等あるのか、お願いします。

〔社会教育課長 古市善哉君〕

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

令和五年に開催予定のかごしま国体において、本市では、デモンストレーションスポーツとしてソフトバレーボール大会が開催されることとなっております。

大会の機運を盛り上げるために、また市民の方々にソフトバレーボールの関心を高めていただくために、今年度内に市民を対象としたソフトバレーボール大会を計画しているところでございます。

また、来年の七月から八月の間に炬火リレーが本市でも実施されることとなっております、多くの市民の皆様に参加していただくよう、「市政の窓」などによる広報活動に力を入れていきたいと考えています。

さらには、県がかごしま国体用に作成したゆめくKIBAIYA

NSSEダンスを広く市民に周知、普及し、地域の行事や学校の運動会等で活用していただくことも計画しております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ちよつと一点、炬火リレーというのはどういふものかというのと、あとそのゆめくKIBAIYANSEダンスの広報というのは、具体的に、これ、振りつけとかあると思うんですけど、どうやって教えていくかというのを教えてもらつていいですかね。

○社会教育課長（古市善哉君） 炬火リレーについてでございますけれども、オリンピックでいう聖火みたいなものですが、県下においては三コースございます。大隅コース、薩摩コース、離島コースという三コースで炬火リレーを実施をするということでございます。

それと、ゆめくKIBAIYANSEダンスの広報等のやり方についてですけれども、えつとですね、実際、平成三十年度と令和元年度にですね、市民体育祭でマスゲームとして実施をいたしましたけれども、実際ですね、研修等をする希望の団体があればですね、出向いて講習会等を実施して啓発に努めたいというふうに考えているところです。

以上です。

○九番（濱島明人君） そうですね、マスゲーム、ゆめくKIBAIYANSEダンスということで、平成三十年、私も推進委員し

てたので、その講習会には参加して、実際、踊れます。課長、踊れますか。KIBAIYANSE、KIBAIYANSEつてやつです。まあ、いいです。それはいいですけど。

ですけど、あのころは市民体育館に集まって講習会を開いたりしてたんですけど、何せこのコロナ禍だということで、まあ、今、リモート、携帯でも見れますしパソコンでも見れますので、そういう形でどんどん皆さん振りつけ、まあ、二、三、三、四年前まではした方も多いので、ちよつと踊り出せば踊れるんじゃないかと思えますんで、これを機に皆さんも一緒にマスターして盛り上げていきましょう。

じゃあ、次に移りたいと思います。

種子島内では競技大会は開催されませんが、国内のトップアスリートが鹿児島県に集まると。国体で鹿児島開催されるので、ぜひ中高生や各校区のスポーツ推進委員を観戦させ刺激を与えとか、そういうことをさせてほしい、そのための予算を組んでほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○社会教育課長（古市善哉君） お答えいたします。

令和五年に開催予定のかごしま国体を本市の小中高生や各校区のスポーツ推進委員の方々に観戦していただき、ハイレベルの技能や勝利を目指して愚直に競技する選手の姿を目の当たりにすることは、多くの感動や学びを得るものと思えます。観戦された方々が、その感動や学びを基に、自らの競技力を高めたり、西之表市のスポーツ

の活性化や後進の育成に努めてくださったりすることが期待できるというふうに考えております。

しかしながら、小中高生については、授業のある人、派遣予定日の調整や観戦に派遣する人選の仕方などを考える必要があります。また、全国から選手や役員、応援の方々など多くの人が鹿児島を訪れるため、早い段階での宿泊の予約と予算の確保も必要であり、実施上の課題について慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） そうですね、各種いろいろ問題あるということと予算の問題もあると思うんですけど、自分も、先ほど言ったように、推進委員しているときになかなか予算がなくて、したい企画とかもなかなか組めなかったということもありましたので、今の段階で予算を組む、組まないとしても頭に入れて、それに向けて取り組んでいただければいいかなと思いますんで、まあ、一年ちよつと先なんで、それまでの間に考えてもらえればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。二番、地域猫・野良猫対策の市の取組についてです。前回同僚議員が取り上げた質問ですけど、その後の進捗状況等を踏まえて、再度質問いたしたいと思います。

野良猫対策や捨て猫対策において、広報活動以外での具体的な取組をお願いします。

「市民生活課長 平石栄夫君」

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

本年第二回市議会においても御説明させていただきましたが、野良猫対策や捨て猫対策については、動物の愛護及び管理に関する法律により県が所掌しており、市町村は県の求めに応じ協力をする事となっております。

具体的な取組につきましては、市民から多頭飼育や野良猫等への餌やりの相談を受けて、県と同行し状況の確認や指導等を行っております。

今後も、継続して愛護動物の適正飼養について広報活動を行ってまいります。

以上です。

○九番（濱島明人君） 今、保健所と一緒にあって、協力しながら多頭飼育等に関しての指導とかをしているという話だったんですけど、今年度か六月以降でもいいですけど、何件ぐらいその指導とか保健所と一緒に同行されたか教えてください。

○市民生活課長（平石栄夫君） 七月、八月の間に、現和の浅川、それから榕城の野首、あともう一か所、えっと、ちよつと特定し得なくてあれですけど、鞍勇だったと思いますけども、同行して行っております。

二件は市民の方から、一件は相談窓口と、それからケーススワーカーからの情報で動いております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

じゃ、それでは、次の質問です。

前回の一般質問で同僚議員が提案した市のボランティア団体島n e c o会との連携、どうなっているのか、お願いします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

本年第二回市議会後において団体の代表者らが来庁されており、野良猫の状況や地域猫活動の課題など、意見交換を行っております。

その際、個人を特定する情報を伏せた形で多頭飼育の情報提供を受けております。また、適正飼育等に関する広報依頼もありましたので、ふん尿処理や屋内飼育などについて、防災行政無線において周知を行ったところであります。

○九番（濱島明人君） いや、あのですね、ボランティア団体との連携、協力して何かしたとか話を具体的に聞いたとか、そういったことはしたんですかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） ボランティア団体と直接的な、何というんでしょう、協力し合って何かのイベントを開催するとか、そういったことはやっておりません。

○九番（濱島明人君） 前回同僚議員が質問した、まあ、議会だよりに掲載してるんですけど、そのときに、課長はボランティア団体と情報を共有し課題を検討していくということをおっしゃっているんで、ちゃんと会って話をしてもらってください。そうしないと、ボ

ランティア団体も待ってるんですよ。で、言いたいことはいっぱいあるみたいで。そして、もちろん私よりそのボランティア団体のほうが四年以上の活動、五年ぐらいやっているとしますので、情報もいっぱいありますし、直接話したいこともある。

で、先ほど課長おっしゃいましたように、個人情報もあるんです。だから、取扱いは十分注意しないといけないので、簡単にそれは市には出せないというのはあると思います。けど、それは一回置いといて、どういう現状なのかというのは分かる、また活動、どういう活動をしているかというのを知るためにも、ぜひ連携を、連携というか、一回会って話を聞いてください。

で、これは島n e c o会の要望としてなんですけど、島n e c o会は、野良猫や多頭飼育の避妊、去勢の手術の取組、これにも全力を尽くしたいと。けど、今のところ、課長もおっしゃったように、多頭飼育の現場とか捨て猫とか、犬もそうですけど、そういうところで、あと虐待もちよつとありそうなところ、案件があつたりとかでもう動き回っている。本当、まあ、こう言っちゃなんですけど、猫の手も借りたいぐらいなんですよ。

だから、市役所の手を借りたいということで要望してるのは、市としては、飼い猫の適正飼育と責任を持って猫、犬を飼育するようへの啓発普及と広報をしっかりとしてほしいということです。

で、その指導とか内容に関しては、島n e c oさんは結構詳しいですから、もちろん、やり方も詳しいですので、その辺は、市が困

った場合は、言っていただければ協力すると言ってますので、できれば、ちよつとでも負担を減らすためにもその点は協力していただきたいと思ひます。何とぞよろしくお願ひします。

あと一点、例えば、広報活動以外での、この猫とか犬とかに關しての予算というのはついたりしてゐるんですかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 猫対策ということで限定した予算というのは特段持っておりません。

以上です。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

それでは、次の質問です。

前回、また同僚議員が示した多頭飼育している生活困窮事例、多分、こちらの画面で出て、写真を提示しました。で、それに関して、關係各課はその聞き取り、また対策、対応をどのように取ったのか。取ったのであれば、どういう内容を行ったのか、してないのであれば、なぜしなかったのか、その内容をお願ひします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

本年二回市議会後において、高齢者による多頭飼育ではないかというところで、福祉事務所、高齢者支援課と情報共有をさせていただきました。

關係課においては、民生委員やケアマネジャーなどと連携し当該者の把握に努めました。が、確認はできなかったと伺っております。

○九番（濱島明人君） え、その特定に至らなかったということ

ですか。議員が提示した方に行き着かなかったということでは話が終わったんですかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

福祉事務所等においても、各係相談窓口等で地域や民生委員からの情報を確認したようでございます。これまでのところ、多頭飼育を要因とした生活困窮の相談や情報等は特に確認できていないということでした。

ただ、生活困窮に至るおそれのある世帯等は、複合的な課題等も持っている傾向等もあるようですので、別の面から関わりを持つているケース、そういったものを關係機關と連携しながら様々な視点から情報把握に努めて、關係部署等々でも情報共有を図りながら必要な支援につなげていきたいと思っております。

○九番（濱島明人君） これ、福祉事務所も関連はあるんだと思うんですけど、どうですかね。

〔福祉事務所長 下川昭代さん〕

○福祉事務所長（下川昭代さん） 今市民生活課長のほうから答弁のありましたように、福祉事務所内におきましても、そういった情報があるかということで確認をいたしましたけれども、そういった情報という面からの生活困窮事例の相談とか情報というのは確認できなかったところですよ。

ただ、今申し上げましたように、生活困窮に至るおそれのある世帯については、その多頭飼育だけではなくて家族間の問題であると

か、障害であったり高齢者の認知症の問題であったり、そういった様々な課題が複合的にあるケースがありますので、そういった別の側面から関わりを持つているケースもあるかと思えます。

で、前回の議会でお示しいただいた家庭が、こちらが関わっているケースかどうかというのがちよつと確認ができなかったというところでございます。

で、そういったこともありまして、こちらとしましては、様々ないろいろな視点から、多頭飼育で困っている世帯等も含めて、また地域や民生委員さんからの情報等もまたいただきながら、庁内でも情報共有をして支援につなげていければというふうに思っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） あのですね、これ、ちよつと、そこに行き着いてない、行き着くとかっていう話ではなくて、前、同僚議員が示したのは現実問題なんですよ。で、もし、であれば、さつきから言ってるように、Isnecco会に、一応、ちよつと教えてよとか、同僚議員が発表したんですから、同僚議員に、知ってる、どこかって聞いて、その家を訪問したりする必要があるんじゃないですか。

あのときはまだ六月ですよ。今回、台風がそれたからよかったですけど、その前に言ったのは、台風でもし家が壊れたりとか、また熱中症で倒れたりとかいうことの問題提起をして、あのとき同僚議員も言ったと思いますよ、市長、どうですか。市長も、議会だ

よりで、市民生活がしっかりできるよう調査し対策を取っていきたくて言ったんですよ。

市長的に今の両名の答弁聞いてどう思いますか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

島猫、猫の問題に発して、市民の生活上の問題ということもあってですね、担当課でそれなりに対応したと思っております。

今後ですね、議員の御指摘のようなこと、もつともな点もございまして、またさらに市として取り組んでいくように、また考えてみたいと思えます。

○九番（濱島明人君） お願いしますよ、本当。この件はどうなったのかというのを、一応担当課にも指示をして、あとどうなったかという確認ぐらいはして、もし済んでないようであれば、こうしろあしろというやつば指示を出していかないと、これ、どうしようもならないと思えますよ。

なので、さつきから市長は市民の安全・安心とおっしゃってますので、これ、重要な問題だと思えます。馬毛島だけじゃないんで。この点はしっかりと対応していただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

七月十三日、日置市は市内の独居女性が飼っている猫十四匹の不妊手術を支援したと、記事が七月二十三日付けの南日本新聞に掲載されましたが、本市も同様の取組ができるかどうか、お願いします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

七月二十三日以南日本新聞に掲載された内容につきまして、日置市の担当部署に確認をいたしました。

経緯を説明いたしますと、日置市では、ふん尿等の問題で保健所等が指導を行いました。状況が改善されず、地域猫活動団体や地域との協力の上、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を活用して手術を行ったようです。本市においても同事業の活用ができないか検討を進めているところです。

今後につきましては、一般的には、これまでと同様、猫は愛護動物であることから、駆除目的に捕獲等ができないため、県と連携し対応を進めていきたいと考えておりますが、飼い主の生活状況の悪化や周辺の公衆衛生に関わる特殊事情等々と判断される場合には、その都度対応を検討するという事になるかと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 今課長答弁でもありましたように、どうぶつ基金ということなんですけど、どうぶつ基金というのは御存じですか。

○市民生活課長（平石栄夫君） どうぶつ基金ですけども、ちよつとインターネット等でも私も調べました。年間、不妊手術とか多頭飼育、そういったものをサポートしている団体のようでございます。

ただ、どうぶつ基金においても手術の費用等も限度があり、また事前に一般枠、行政枠で協力していただける病院の審査等、そうい

ったものもあるようですので、そういった等々も含めて検討している最中でございます。

○九番（濱島明人君） そのとおりですね。どうぶつ基金というのは利用すれば無償で手術をしてもらう、もちろん予算があるので、全てが対応できるというわけじゃないんですけど。まず、その前に、やっぱり登録行政ということで登録をしないとけない。鹿児島県においても、日置市をはじめ十市町村が登録して、それを活用したということですので、まあ、いろいろ問題があるかもしれないですけども、市として、なるべくこのどうぶつ基金に市も登録して、そういう活動、取組をしていく。先ほど質問したときに、予算に関しては特段の予算がないと、特別なことだったので、こういう基金を使いつつ。で、今、島 n e c o さんも一生懸命やっていますけど、本当、寄附とかそういうことで何とか賄っている状況ですので、このどうぶつ基金を利用して、少しでも不幸な猫が生まれないように形をさせていただきたいと思えます。

で、そのボランティア団体、今おっしゃったように、その会長に会ってきました。その方が言うには、新聞にも書いてたんですけど、増やさないと責任は飼い主にあるが、収入のない高齢者の多頭飼育は社会全体で考える問題、行政が動いてくれたことが大きな一歩とありました。本当にこれは大きな一歩だと思います。で、私も会っているいろいろ話を聞いて、もう何度も言われたのが、行政を動かすのは議員の仕事だからねと、それを何度も言われました。で、島 n e

c o会は猫のことを集中して頑張ってくれということを行いました。やっぱり行政が動くように私も何度も言っていますし、もちろん島necoさん、私も含めて取り組んでいく問題かなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次の問題です。三番で、ごみの不法投棄です。

これ、関連があるんですよ。なぜかというところ、この島necoさんたちと多頭飼育の現場とか、ここに捨て猫があつたんですよとかというところと一緒に活動するときに、必ず不法投棄の看板が捨て猫が捨てられてるところにあるとか、近くにあるとかというのが結構あつたので、それを見ていったときに、うん、この看板、どれぐらいあるんだろうという疑問も湧いたんですけども、それに付随してなんですけど、一の質問です。

本市における西之表市衛生自治会へのまず加入率を教えてください。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

本市の一般家庭ごみの収集体制は、自治会と連携して収集を行っているところでございます。

行政文書の配付戸数七千三百七十三世帯を令和四年七月末の住民の世帯数七千八百五十三世帯で除して求めますと、九四・七九、約九五％程度となります。

○九番（濱島明人君） えっとですね、加入率をなぜ聞いたかというのですね、ちよっと警察のほうに確認してみたんですよ、この不

法投棄はどれぐらいあるのか。まあ、件数はちよっと教えられないということにして、例えばそれが不法投棄した人を逮捕なり何か罰金刑とかあつたのかつて聞いたら、逮捕は今のところないということなんですけど、罰金刑があつたということなんです。まあ、その話を聞いたら、自治会に入ってなかったということで、もうどうしていいか分からずに捨ててしまったという話だったんです。ですから、自治会加入率がどうかという質問をしたんですけども、実際、この罰金刑があつたというのは、課長、御存じですか。

○市民生活課長（平石栄夫君） 当事者間の問題で、警察からの情報提供もちよっと私の記憶しているところございませんので、ごめんなさい、すみません、私、知りませんでした。

○九番（濱島明人君） ン、この罰金刑があつたということは知らなかったということですよ。そういうことですね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 罰金刑があること、罰金自体があるのは知っていますけれども、罰金刑が。

○九番（濱島明人君） 罰金刑で、まあ、捕まったというか、その刑を科せられた人がいたのは。

○市民生活課長（平石栄夫君） 知りません。

○九番（濱島明人君） 知らなかったですよ。そうなんですよ、これ、なかなか罰金刑だけだと新聞に出てこないの、ちよっと分からないところで、自分も、え、実際にたんだと思って、まあ、言い方悪いですけど、やっぱり実際あつたとなると、これは抑止力効果

も発生するかなと思います。

けど、これはもちろん名前を出さないようにしつつ、実際あったんですよみたいな、よく警察の広報のところでも、交通事故何件何件とかあったりするんですけど、ああいうみたいに、実際捨てたらこうなるんですよというのを、ちょっとやり方を考えつつしていけば、やっぱり不法投棄も減ってくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、次に、二番のところですか。不法投棄禁止看板の設置数、場所を把握しているかどうかなんですけど、ちょっと待ってください。

ちょっといいですか、すみません。うん、この看板ですね。この看板、よく目にしてると思うんですけど。あれ、こうか。うん、どうでしょうか。お願いします。

○**市民生活課長（平石栄夫君）** お答えいたします。えっと、二番の不法投棄の看板の設置数、場所の把握をしてるかという、ついてお答えいたします。

不法投棄の相談件数につきましては、直近三か年では、令和二年度二十六件、令和三年度二十四件、令和四年度が六件となっております。

投棄場所の確認も行っております。その際、必要に応じてではありませんが、八十一枚の看板を配付しており、所有者等において設置していただいているところでございます。

以上です。

○**九番（濱島明人君）** え、じゃ、今、二と三を答えてもらったということですかね。二番、八十一か所の看板を設置してたと。で、場所も特定しているということでしょうか。そうですね。そうですね。まあ、ちょっとせっかくなので、私も、小学校の自由研究じゃないんですけど、どこに看板があるかちょっと調べてみました。六十か所までは行ったんですけど、見えますか。これ、桃園とか今年川とかあの辺の地図なんです。ここはすごいんですけど、看板がもうこれだけ。自分が数えたのは六十件ですけど、ここだけでももう十個ぐらい。もう看板銀座と、看板天国というぐらいなんですけど。まあ、把握してるということであればいいんですけど。例えばこれ、見てほしいんですけど。あ、いいですか。見えづらい。また、これに関しては、この杉の木に何か打ったつけてる、打ったつけてるというんですかね、されてるんですけど、これは大丈夫なんですかね。了解取っているんですかね。

○**市民生活課長（平石栄夫君）** 設置自体はですね、所有者、当事者にお願ひしてありますので、市が直接行ってその木に結びつけるとか、まあ、現場自体は確認してんですけども、市が設置するということはないと考えております。

○**九番（濱島明人君）** 今の話では、これは市が設置してるんじゃないかと、言った人が市からもらってつけてるということではないんですかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 相談があった際に、地図で大体この場所ですねというところで把握して、で、所有者を特定して、当然、本人さん、捨てられた所有者、土地所有者さんから連絡来る場合もありますし、例えば道路清掃等で、地域の清掃のときに道下にごみがあったと、という形で自治会長さん等からも相談される場合がありますので、そういった場合には、所有者を特定して、こういう状況になっていると、必要であれば、不法投棄の看板をお渡しするという形になります。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

まあ、三番とも、今、関連するかもしれないんですけど、不法投棄の状況確認、見回り、また見回りでごみの不法投棄と確認した場合等と、あと他の課との連携についてお願いします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

不法投棄について相談等があった場合には、現地に出向いて状況確認等を行っており、土地所有者が不明な場合には、所有者を把握し、状況を案内しております。

また、日を定めて不法投棄等の見守り等を行っておりませんが、建設課や農林水産課と道路管理者等を通じて、不法投棄と思われる場所を発見した場合は情報をいただけるような体制を取っております。

以上です。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。ああ、じゃ、連携

は一応取っていると、情報はもらっているということですね。ありがとうございます。

それでは、四番、不法投棄されたごみ等はどのように処分しているか、またその量はどれぐらいか、お願いします。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、不法投棄されたごみの処理については、投棄者が判明しない場合は、土地所有者、管理者が処理することとなります。

種子島地区広域事務組合では、投棄者が不明な場合に限り、市が不法投棄の事実を確認した上で、処分手数料の免除を行っているところですが、

ごみの処分量につきましては、種子島地区広域事務組合では集計しておらず、免除申請の件数のみ集計しており、令和二年度に一件、令和三年度に二件の申請があった模様でございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） 今の答弁ですと、例えば不法投棄されましたということで、自分の土地に行って、これを、じゃ、処分しますということで清掃センター持っていけば、その料金は免除される、その申請とか、そこにあつた写真とかもちゃんと見せて、これですよということをしていくんですかね。ただ単に、これ、不法投棄されたんで持ってきました、免除お願いしますという形でも大丈夫なんでしょうかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 答ええます。

市のほうで、当然、窓口にも相談来られますので、そのときに証明書になるようなものをお渡しして、免除にさせていただいているというような形でございます。

○九番（濱島明人君） いいですか。まあ、ちよつと今のあれと前後するんですけど、一応、これ、ある山に捨てられたところですよ。ということは、今の課長の話ですと、もうこれは持ち主がやっぱり責任を持つてというか、処理しないといけないという形になると。けど、これだけの量になると、ちよつと厳しい部分があるのかなと思います。

で、県のほうに確認しました。県は、市は一般廃棄物、で、県は産業廃棄物ということで分けられているということで、県の話ですと、やっぱり今課長がおっしゃったように、捨てられたところの土地の所有者が処理してくださいとなるらしいです。けど、やっぱりちよつとお金の面、ちよつと量的な問題でちよつと難しいと思った場合は、産業資源循環協会というところに登録している建設業者さんをお願いするらしいです。で、そこはボランティアでやっぱりしてくれるみたいですけど、もちろん毎回毎回ボランティアじゃできないので、年に一回か二回はしてくれるみたいです。で、それでもやってくれない、そして県もこれはちよつと量的にまずい、危険性を伴うということであれば、県の予算をつけるということでした。

市としては、持って行けば免除するということでしたけど、市と

しての予算というのは組まれますか、その処理、処分に関しての。

○市民生活課長（平石栄夫君） 通常、一般廃棄物につきましては、通常、家庭から出るごみという形で処理費用は予算上出てきますが、不法投棄されたものの処分等についての個別の予算というものは組んでおりません。

以上です。

○九番（濱島明人君） そうなんですよね、自分もちよつと改めてこの一般会計の予算見たんですけど、ついてなくて、あれっと思っただけですよ。

で、先ほど、その土地の所有者が責任を持ってしないといけないということだったんですけど、これを見てください。昔県道だったところ、まあ、場所を言うともた捨てられる可能性があるんで、言いませんけど、要は市道です。これ、今、市道になっています。で、ここに看板があるんです。で、この看板のここ、昔、旧道だったんですよね、旧道。ここ、カーブになって、こっちに出られるんですけど。で、この、なぜ看板があるのかなと思って、ちよつと行って見たんですよ。したら、何とですね、ここに、空き缶、最悪なこと古タイヤ、家電製品とか捨てられてるんですよ。で、これは間違いなく市の土地です。けど、さっき予算は組んでないと言いましたけど、これは市が責任を持って処分するべきじゃないかなと思うんですけど、それに関してどう思うかということと、で、ここは谷になってるんで。これがあつたところの反対側、谷です。これは

人の山です。ここは触れない。ここは個人、この人が責任を持ってやらないといけない。まあ、けど、私もちよつとやっぱりせっかく見たんで回収したんですけど、空き缶があまりまして、賞味期限を見たら二〇一三年ということ、今から十年、九年近く前の物じゃないかと推測したんですけど、この件に関しては、処分はどうしてももらえるんでしょうかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） 市民生活では、市の土地であっても、処分とかそういったものの予算は組んでおりません。通常でいきますと、市道であれば、道路管理者である部署において予算計上の上、処分することになるかと思えます。

以上です。

○九番（濱島明人君） 市長、これに関しても、そういういろいろな手続をしないと処分できないということなんですかね。予備費か何かですぐしてもらおうとかということではできないんでしょうかね。

○市民生活課長（平石栄夫君） ケース・バイ・ケースになるのかとは思いますが、場所であったりとか危険度、そういうところも踏まえて、急用な対応がある場合には、予備費からの充当とかそういうものも考えられますので、そういうところを道路管理者のほうで話していただくというような形になるかと思えます。

○九番（濱島明人君） 一応、何らかの処分はする考えはありますか。できない。できるかできないか、じゃあ、そこだけお願いします。

一回時間止めてもらって話し合ってもらってもいいですけど。ちよつと時間があったいなんで、すみません。

○議長（川村孝則君） 休憩します。

午後三時二十分休憩

午後三時二十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） すみませんでした。お答えいたします。えっと、今の写真は、古田の中学校から上がった旧道ではないかなというふうにはっと見思ったんですけれども、そちらの現場がですね、道路敷であれば、市民生活課ではなくて、これは建設課になりますので、建設課のほうで予算、多少持っておりますけれども、足りなければ後日となりますけれども、処分自体は次年度というふうには、あるいは補正というところになりますけれども、対応はしたいと思えます。

なお、境界確認をいたしまして、見た目では確実に市道ではないかなとは思いましたけれども、境界に誤りがないことを確認した上で、管理者である建設課のほうに対応したいというふうには思います。

○九番（濱島明人君） いや、さすが課長、やっぱ一瞬でどこの場所かというのが分かるのはすばらしい、すごいと思えます。

この不法投棄に関しての質問はちょっとあれなんですけど、一つの取組なんですけど、ちょっといいですかね。国土地域のあるところでこういう形でしてたということで、これは、ごみが多かったので、こういうことしたらごみが減ったと、なくなったという話を聞いていますので、まあ、いろいろなアイデアがあるかなと思います。ただ看板立てるんじゃないかって、いろいろあると思いますので、よろしくお願いします。

ちよつとあと一点、看板をいろいろ見てたときに、ちよつと目についたのがあったんですけど、これ、古田の、入る、鞍勇線、またこれ、ここに清掃センター入るとこんなんですけど、もう看板が多くて多くて困っているというか、ちよつと、うん、景観形成上、ちよつとどうかかなという部分もあります。ただ、これは私の独り言とさせていただきます。

それでは、次の質問です。馬毛島基地建設について、あ、仮称についてです。

防衛省は、令和四年度、三千億円の予算を計上し、南日本新聞で約五百九十三億円の基地整備契約をしたと掲載した。市は、早ければ今年度から馬毛島基地（仮称）建設が開始されると考えているかどうか、お願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省は令和四年度予算に滑走路等の整備に要する経費を計上し

準備作業を進めているところであると認識してございます。環境アセスメントの手続を経た後、今年度中も含め、できる限り速やかに工事に着手する意向を示していると認識してございます。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

じゃあ、建設が進むと認識しているということで、次の質問なんですけど、まあ、奄美をちよつと視察した際に、奄美市の、瀬戸内、奄美市建材店と店主の話聞いたんですけど、ここに聞いた話を書いて、上で、簡単に説明すると、奄美に駐屯地、瀬戸内に分屯地ができたときかなりな経済効果もあったし、逆に、島外から来たたちのけんか、トラブルもあったというのも書いてあります。で、さらに、食品、弁当などもかなり売れ、ガソリンなども売れたというところで、多分、今の課長の答弁でありましたように、もう建設が進んでいくとなると、もうこういうことは絶対起きてくるんじゃないかなということと質問です。

まず、アの、例えば、工事が始まって人口が増えてきた場合の交通渋滞、駐車場の確保についての問題について市はどのように考えているか、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

環境アセスの準備書が示されました。その中で、種子島におきましては、資機材の運搬等のため、ダンプトラックあるいはセメント運搬車、トレーラー等の運行が予測されておりました。で、車両のルートとしては国道が示された上で、現場状況等により変更される

との記載がなされている状況でございました。

で、安全や周辺の交通への影響については配慮がなされる、そういったことでは思うところがございますが、関係各所と連携しながら、市民生活に悪影響が出ないよう取り組む必要があるかと考えております。

○九番（濱島明人君）　じゃあ、次のイの治安についてお願いします。

○企画課長（森 真樹君）　お答えいたします。

これも、関係各所と連携しながら、市民生活に悪影響がないよう取り組む必要があるかと考えております。住民に不安を与えることがないよう防衛省にも依頼していく必要があるかと思えます。

○九番（濱島明人君）　あれ、もう多分、これも、ウもエも企画課の課長が全部答えるという形でよろしいんですか。あ、そうですか。あ、じゃあ、もうまとめてウとエ、お願いします。

○企画課長（森 真樹君）　お答えします。

地産地消、食品供給についてでございますけれども、防衛省からは、地元企業の方々が広く参加いただくための取組を通じ、地元企業の受注機会の拡大に努めていると伺っております。

本市としましても、必要に応じ防衛省に対しまして働きかけを行う必要があるかと考えております。

続きまして、エでございます。基地建設での経済効果による人手不足についてということですが、各産業におきまして人手不足が深

刻であり、その対応につきましては、各種団体等の御意見を踏まえ、検討していく必要があるかと考えております。後継者育成あるいは島外、島内からの新たな人手の創出などを行うには、それぞれその産業の実態を踏まえる必要もございますので、なかなか簡単に解決できるものではないと認識してございます。各種団体と連携の上、対策を講じる必要があるかと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君）　ありがとうございます。えっとまあ、抽象的な答えという形になってしまおうと思うんですけど、一応分かりやすく、奄美と瀬戸内の状況、聞いた話をここに載せてきたんです。

で、今の話を聞いて、実際、さっき同僚議員もおっしゃったように、もうホテル、宿泊場所また空き家に関してもかなり埋まっていますということなんです。話によると、空き家バンクに関しても、結構申請が多くて、もう予算がないというぐらいの話をちょっと聞きました。ということは、もう思ったより早い段階で、本体工事が始まる前に、もうこれだけの経済効果というか、が起きている。先ほど同僚議員が言ったように、起きてます。

で、今後、洲之崎の耐震岸壁工事も始まった場合、これ、西之表市、対応できるんですかね。市長、どう思いますか、その交通問題とかその辺に関して。

○市長（八板俊輔君）　お答えをいたします。

基地絡み、建設絡みでいろんな動きが出てきていることについて

のお尋ねであろうかと思えます。

今おっしゃったようなホテルの逼迫といえますか不足というようなことも伺っておりますが、それに併せて、またその需要に 대응するというような業界の動きもございますので、そうしたことを踏まえながらですね、行政として対応できるものがあれば対応していきたいと考えております。

○九番（濱島明人君） これはですね、もう間違いなくこういうことが予測されてますので、早急に、商工会、建設業、いろんな各種団体があると思いますので、その人たちと市と一緒にやって、問題があるか、で、今後どう対応していったほうがいいかということを示していかないと、多分、これ、かなり交通渋滞又は宿泊、治安に関して、防犯カメラの増設等も踏まえて、また物価高騰、これも結構起きるんじゃないかなと思います。ですから、本当、関係各所と今のうちから話し合っって策を練っとく必要があると思います。そのために、今回、こうやって奄美で聞いた話を載せていますんで、それを参考にしてほしいと思います。

それでは、五番目、馬毛島問題についてです。

市長が締結してる反対市民団体との政策協定は有効かどうか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

お尋ねの有効性ということについて、この場で言及するものではないというふうに考えております。

○九番（濱島明人君） 言及することではないというと、えっと、有効かどうか、有効というか、まだ、じゃ、締結はしたままかどうか。有効じゃなくて、締結はしたままかどうか。どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） その有効性ということでございますけれども、お尋ねになりたいのは、恐らくこの問題に対する私の基本的な考えということであろうかと思えます。それについては、所信でも申し述べましたように、同意、不同意を言う状況にないということ述べたところであります。そういうことでありますので、御理解いただきたいと思います。

○九番（濱島明人君） 市長、違いますよ。同意、不同意とかそういう話をしてるのではなくて、この政策協定が生きてるかどうか、そこなんです。その、市長が賛成してる、反対してるとかじゃなく、この協定が生きているかどうかを聞きたいだけなんです。もう三回目なので、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お尋ねのその文書については、確かにそういうふうな事を交わした文書があることは承知しております。それは現在においても生きているものだと思います。

○九番（濱島明人君） 生きてるといって、効力はあるということですね。この協定書を読んでみますと、防衛省によりFCLP移転に伴う馬毛島基地整備計画には、失うものが大きく、当選後も条件によってこの決意を変えることなく、当選後もこの立場を引き継いでいくということが書かれています。

で、ここにFCLP移転という言葉があるんですけど、この協定がある限り、米軍再編事業の円滑な実施に反する内容だと思わんですけれども、これがある限り、再編交付金は市は頂けないんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうですか。

○議長（川村孝則君） これ、濱島議員、二番目の質問ですか。

○九番（濱島明人君） 二番目。

○議長（川村孝則君） 二番目ですね。

八板市長、二番目の再編交付金の関係です。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

基本的に、交付金、再編交付金等ではありますが、来る、来ないに関わらず、まちづくりは進めないといけないというふうにご考えております。

今最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと、かつまた期待の声に応える最大限の努力を注ぐこととあります。

他方、基地が整備されるとすれば、これまで防衛施設とは無縁であった本市にとって極めて大きな変化となります。このような状態を、状況を踏まえ、市民の不安解消のほか、交付金を含めた期待に応えるための措置を積極的に講じるよう防衛省に求めることが現実的な対応であると考え、基地建設のみが進み、負の影響のみを甘受する事態は避ける必要がある、そう判断したところであります。

○九番（濱島明人君） ということは、受け取らん、受け取らない

ということ、もう一回。その受け取る、受け取らないどっちかということ、言うてもらっていいですか。前置きはなしで、すみません。

○市長（八板俊輔君） 防衛省から何らかの動きがあると思いますので、そのときには適切に対応したいと考えております。

○九番（濱島明人君） すいません、ちょっと冷静さを失ってしまいました。すいません。

それでは、次の質問に移りたいと思います。えっと、どこでしたっけ。

市は、旧馬毛島小中学校跡地を防衛省に売却しない、昨日の協議の後の市長のコメントだと、ちよつとどうかということがありますんですけど、これを書いたときはしないという考えだったと思いませんで書いてあるんですけど、七月二十日、防衛省が自衛隊宿舎の建設候補地を示したが、売却する考えはあるのか。また、官舎建設を受け入れた場合、隊員と住民の交流をどのように考えているのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省は、馬毛島の基地の安定的運用のために、旧馬毛島小中学校跡地を取得したいという意向があります。その意向は聞いておりましたが、これまで実質的な協議はなされておりませんでした。そこで、昨日、九月五日、協議の場で整理を行ったところであります。

旧学校跡地につきましては、改変区域外に存在し、基本的に現状

を維持し、将来的な基地拡大に供することは考えていない旨を確認いたしました。また、馬毛島の出郷者の愛着が極めて深く、現存する遺構、遺物については、可能な限り、葉山漁港周辺に予定される交流の場等への移転が可能との説明を受けました。葉山漁港周辺の交流の場を拠点とした体験活動の延長として旧学校跡地の活用が可能であること、それから仮に基地整備が進まなかった場合、本市の利用に関する意向が聴取されることを確認いたしました。

この旧馬毛島小中学校跡地につきましては、昨日、払下げ申請が防衛省から出されたところであります。この売却するかどうかについて検討するに至っているところであります。

また、隊員宿舎についても同様に、用地取得の申請が同時に出されました。これについても同様に、売払いについて検討を始めております。

また、自衛隊員と住民との交流等についてのお尋ねであります。隊員の地域貢献については市民の期待の一つであるというふうに認識しております。協議の場を通じましても、様々な活動事例があることを聞いております。将来のことにつきましては、将来についての参考にしたいたと考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君）　そうですね、この隊員との交流ということなんですけど、説明会の後に、質問箱でこういう、とか、あと何を言ったかということ聞いてみました。

で、九月四日でしたっけ、日曜日、先週、市民会館で集会が開かれて、ちょっと自分も参加してみたんですけど、やっぱりかなり反対という、強烈に反対と思っている人は、まあ、市民会館では百二十名か三十名だったと思います。で、まあ、デモ行進には六十名ぐらいと新聞に書いてたんですけど、やっぱりそれだけの人がいますし、このアンケートを見ても、かなりのやっぱりまだ反対して、説明会の中でも、迷彩服のものをちょっと嫌がるような発言もあったかと私は記憶しています。

ですから、何とかその来られる自衛隊員が気持ちよく住めるような環境をしっかりとやっぱりつくっていく必要があると思いますので、その点はお願いたします。

あと、昨日、市長のインタビューを聞いてたときに、この小中学校跡地の件、市道認定はちよつと書いてないんですけど、官舎の件に関しては議会にちよつと諮ってみようかという話をインタビューで聞いたんですけども、それは事実ですかね。

○議長（川村孝則君）　これ、あれ、濱島議員、ちよつと通告外で、ほかの質問にしてください。

○九番（濱島明人君）　え、言ったかどうかというのは駄目なんでしょうか。昨日のインタビューで、何か議会に、その新聞とかマスコミで伝えているところがちよつと微妙だったので、それをもう一回確認してるんですけど、それも駄目ですかね。議会に諮るか、諮らないか、言ったか、言わないか。

「発言する者あり」

○九番（濱島明人君） いや、この。

○議長（川村孝則君） もう一度。

○九番（濱島明人君） もう一度ですか。昨日、防衛省、協議の場があったじゃないですか。で、市道認定の件とか、まあ、市道認定はいいや、えっと、小中学校の件とこの官舎の土地を買いいたいんだということが多分言ってきて、そしてその後、市長がインタビューで、一応議会にこの問題は投げかけたい、諮りたいみたいなことを三つぐらいのマスコミとかで見たんですけど、言ってるということ言わないとかがあったので、多分言っただろうなと思うんですけど、議会にかけたいというのは、考えはあるんですかね。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議会に諮るかどうかというのは、土地の用地取得に関してのことだと思いますが、昨日の段階では、取得したいということの希望を防衛省から聞いたということ、その取得ということであれば、市有地でありますので、市有地をもしその辺に定める、売却するということになれば、金額ですとか面積ですとかそういうことで議会に諮ることになるという、そういう意味でお答え、話をしたというふうに記憶しております。

○九番（濱島明人君） ということは、議会が例えばそこで議案を提出して、じゃあ、売るかどうかということを決めてくれとということを考えていいんですかね。議会で、例えば売る、売らない

は議会が決めてくれということでもいいんですか。

○議長（川村孝則君） 議会に諮るということはそういうことです。

○九番（濱島明人君） そういうことでもいいんですね。

○議長（川村孝則君） 法律上。

「発言する者あり」

○九番（濱島明人君） 分かりました。分かりました。

じゃあ、それでは、四番の市長が馬毛島基地建設賛成を表明したときの防衛省の対応や基地建設や交付金についてどのように考えているか、また基地建設対策課等の新設を考えているか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、現段階で同意、不同意について述べる状況にはないというふうに判断しております。私といたしましては、市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすとともに、期待の声に応える最大限の努力を行ってまいりたいと、そう考えております。

以上です。

○九番（濱島明人君） 四月に岩国市を視察されたと思うんですけど、そのときに基地対策課を訪問したのかと思うんですけど、そのときに、基地対策課がどういう仕事をしているのかとかその辺の内容は、視察された方は聞いたんですかね。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

そこまでの時間的余裕はございませんでした。実質的には、岩国の取組の状況等の確認でございました。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

それでは、次の質問です。

市長が馬毛島基地建設反対を表明したときの防衛省の対応や交付金についてどのように考えているか、また西之表市に、反対と表明した場合、どのような不利益が生じると考えているか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 現時点で同意、不同意について述べる状況にはないというふうに判断しております。私としましては、市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすとともに、期待の声に応える最大限の努力を行ってまいりたいと思います。

議員お尋ねの点につきましては、その同意、不同意いずれを表明するか、その仮定での御質問と思われるので、お答えは控えさせていただきます。ありがとうございました。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

まあ、そうですね、四番、五番、ちよつとこれはもう市長が所信表明でどちらかに言うかなと思ったので、四、五という、賛成したとき、反対したときということを言いました。

今日も、一般質問するということで、市民の方、昨日もそうでしたけど、あんまり市長にいじめるなど、市長もごーらしかちやというようなことを話を受けました。で、市長も賛成、反対の板挟みに

なって大変なんだと。けど、私は板挟みにはなっていないと思いますよ。これ、反対派と協定書の重みの圧力で潰されそうになっている感じがします。賛成派は特にそこまで市長に対してこうしろあしろということは今まで言ってきたような気がします。ので、うん、なるべく本当は冷静に質問したかったですけど、ちよつとできなくてあれですけど、まあ、そういう形です。

はい、じゃあ、それでは、次の質問です。六、西之表市への商品券無料配付について。

昨年、市長の専決処分、市内事業者に対して一律十万円の見舞金を支給する事業者見舞金事業、また事業者感染防止対策補助事業で予算計上した。財政調整基金を使って商品券の全戸配付を行わないのか、お願いします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

昨年実施いたしました事業者見舞金や感染防止対策費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた事業者支援をするために実施した事業でございます。

本年度予定しているプレミアム付商品券につきましても、地域経済を活性化し、市内事業者の支援をすることを目的としております。

議員御質問の商品券の無料配付については、現段階では予定しておりません。

以上です。

○九番（濱島明人君） これは、やっぱり市民のほうから、南種子町の事例を受けて、無料配付をしてくれないかという声があったので、一応質問しました。

それでは、次に、西之表市はなぜ商品券無償配付でなくプレミアム付商品券にしたのか、お願いします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

本年度発行を予定しておりますプレミアム付商品券につきましては、繰り返しになりますが、新型コロナウイルスで大きな影響を受けた地域経済を活性化するため、地域経済回復の一助として実施するもので、個人消費の喚起を促し、より事業効果が出るよう事業構築を行ったところでございます。

商品券の無償配付は、地域経済の活性化という側面もございいますが、全世帯あるいは全市民を対象として実施される場合が多いことから、主として生活者支援という色が濃く、昨年度、子育て世帯や低所得者向けの給付金を実施していることも考慮し、現段階では、商品券の無償配付は行わないこととしております。

市内経済への波及効果を単純に比較した場合、仮に五千円の商品券を一万五千人に発行した場合は、市の負担は七千五百万円、経済への波及効果は同額の七千五百万円となり、今回のプレミアム付商品券では、額面七千円を二万五千セット販売することで、市の負担は五千万円、経済への波及効果は一億七千五百万円となりますので、より市内経済への効果的な事業になると見込んでいます。

います。

以上です。

○九番（濱島明人君） これは要望なんですけど、まあ、委員会でもほかの同僚議員が要望したんですけど、やっぱり商品券の購入のしやすさ等は何とかまだ余地があるかと思えますんで、その辺、商工会と一緒に何とかしてもらえればと思えますんで、よろしくお願いします。

それでは、もう、そうですね、あと最後になんですけど、私たち古田の消防団が市の職員に助けられたという話は、市長、聞いてますか。聞いてない、何も。

六月にちよつと火事があつて、まあ、そんなに大した、そこも燃えなかつたんですけど、四人しかいなくて、何とか消火活動をして、けど、もう一線ホースを出さないといけないというときに、ちょうど水道課の職員が近くについて助けてくれました。やっぱり本当、ちよつと水道課の人、水だなど思いました。水のこと詳しいなと思いました。

課長はその話は聞きましたか。うなづくか。聞いてない。

○水道課長（高橋英樹君） 聞いてません。

○九番（濱島明人君） 聞いてない、ああ。そういう形で、本当はあまり、保険とかいろいろな部分があるので、分団員以外の人があんまりそういうことはしちやいけないうんですけど、四人しかいなかったの、そのとき五人か六人水道課の職員いて助かりましたので、

そういうことをちよつと報告させていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ただいまの濱島明人君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。

日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後三時四十九分散会

本会議第三号（九月七日）

本会議第三号（九月七日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第百二十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	古市善哉君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年九月七日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

一〇番 下川 和博 議員

一三番 田添 辰郎 議員

二番 鮫島 市憲 議員

八番 河本 幸男 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 皆さん、おはようございます。

一般質問をいたしますけれども、その前に、馬毛島問題についてですけども、昨日から、馬毛島問題について同僚議員が質問がありました。重なるところも多々ありますので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

また、理事者にお願いですけれども、昨日一日聞いておりまして、市長をはじめ理事者の皆さん方の声がちよつと小さいような気がいたしましたので、マイクに近づけて、大きな声で答弁をしていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

市長は、昨年十二月に、国が、馬毛島を基地の整備地として閣議決定をしたことにより、新たな局面になったということであり、今年の一には、日米のツー・プラス・ツーで、馬毛島がFCLPの訓練地として正式に決定をされました。また、一月の中旬以降には、市内の各種団体から聞き取りを行い、私の判断ですけれども、大多数が基地建設による恩恵、交付金等に期待する意見であったとの、私は認識をしております。

また二月に入り、防衛大臣に対し、直接、市長自ら隊員の宿舍並びに再編交付金については、特別な配慮を、また、今後の諸課題解

消のために協議の場を設置をしていただきたいということを要望をしたところであります。

三月の末には、葉山港の浚渫工事の許可を出しました。これについては、議会終了後ということで、いろいろあったところです。

このような状況の中で、市長は、私の考えですけれども、容認に変わったのではないかというのは、私だけではないと思います。

三月議会、六月の議会において、賛否をいつ表明するのかと、議員から質問もありましたけれども、市長はしかるべきときに判断をするとの答弁でありました。

八月には、市民の不安と期待に関する確認事項への防衛省の回答を受けた市民への説明会を実施をしたところでありました。延べ人数で三百ちよつと参加をしていただいたことですが、その中には、九割ぐらいが反対の意見であったということでもあります。

そして、この九月議会においてですが、市長として、一定の方向を示すということで、私も期待をしておったところですけれども、所信表明の中では、市民の不安解消には至っておらず、現時点で、同意、不同意が言える状況にはないということでありました。

ここで質問をいたします。

市長、いつになれば判断をされるんですか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

進行中の環境アセスについては、環境保全措置が十分になされる

か、今後の注視が必要であります。

また、市民の不安についても解消に至っておらず、現時点では、簡単に同意、不同意が言える状況にはありません。

一方で、国の専管事項である我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増す中、行政の役割を果たすことも求められております。今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保と、不安解消に全力を尽くすこと、かつまた期待の声に応える最大限の努力を注ぐことでもあります。

環境アセス、それから国の対応を踏まえ、しかるべきに、私の考え、また、私の考えを改めて述べたいと思っております。

○一〇番（下川和博君） また、しかるべきという言葉が出ましたけれども、もう一回伺います。このしかるべきというのは、大体どの辺だというのはないんですか。

○市長（八板俊輔君） 今、申し上げたように、環境アセスメント、それから国との協議が続いております。そういう中で判断したいと思っております。

○一〇番（下川和博君） 時期は分からないということですね、それがはっきり。

次、ちよつとお聞きをしますけれども、不安解消には至っていないということが、もう最大の原因だろうと思うんですけども、この不安の解消というのは、どのような形になったときに、不安の解消ができたというふうには、市長は判断をされるんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

いろんなことがありますけれども、例えば、騒音問題に関しましては、居住地の上空を飛ばないこと、そのための対策を、具体的なことを講じてほしいということを申し上げております。

それに対する防衛省のこれまでの回答では、まだ満足はできていないところでありまして、それについても、今後の協議で求めていきたいと思えます。

例えば、そういうようなことがありますけれども、そういう諸課題について、今後の防衛省との協議において、市民の不安が少しでも解消の方向に向かうように努力をしたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） この市民の不安の解消というのが、今、市長が言われましたけれども、どうやって計るんですか。市民が、不安が解消されたというのを、市長はどのような方法を取って、計って、解消されたというふうに考えておられますか。

○市長（八板俊輔君） 例えば、騒音で言えば、それなら安心だなというふうに市民が思える状況が、そういう言葉が、私のほうに伝わってくる、例えば、そういうことであろうかなと思います。

○一〇番（下川和博君） 分かりました。

どうも納得がいかない、あんまり納得いかないですけども、抽象的で、どこか納得いかないうところがあります。

市長も六年前ですか、反対で当選をされた。私の思いでは、その後、三月議会、その後でしたか、六月議会でしたか、中立に、私の

思いは中立に変わってきたというふうに考えております。それから大体三年間ぐらいは、ずっとそういう形であつたろうと思います。そしてまた、二年前に二回目の当選をいたしました。そのときも反対で掲げて当選をされ、二年前は、反対の皆さん方と政策の協定まで結びました。それからこう来て、昨年十二月から、市長は変わったなというふうに思います。私は、その点はものすごく評価をします。現実的になつてくれたなということだと思います。

ですから、そういう経緯をたどったときに、市長も本当に、毎日大変だと思えますよ。夜もなかなか寝つかれないこともあるんだろうと思えます、いろいろ考えると。ですけど、どっかで判断をしていただかないといけないと思います。これが、私に言わせれば、判断をする機会は、もう今まで何度もあつたと思えますけれども、例えば、防衛大臣に要望を出す前か後ろか、浚渫を許可した頃とか、六月議会、今回の議会もあつたと思えます。タイミングは何回もあつたと思えますよ。ですけど、私に言わせれば、今まで、また今日もですけども、しかるべきときに判断をするというのは、やはりこのタイミングを逸しているような感じがします。やはり反対を掲げて当選をしたというのは、十分私も分かりますし、反対の皆さんから言わせれば、今の市長の方向を見ると、そりゃあ、裏切られたというふうに思うのは、私が逆の立場であれば、そう思います。ですけど、市長は、西之表市民の一万五千人の市民のために、市長をされていると思うんで、八板俊輔さん個人としては、私反対でも

構わんと思うんですけれども、西之表市長としては、やはりこの市民の、これからの五十年、百年の将来を左右する問題ですから、ぜひ現実的に市民の将来のことも考えて、私は判断をしていただきたいと思えます。

結論が先送りになると、かえって市民が混乱をするのではないかと、私は思います。ですから、先送りをするのではなくて、今議会でもいいですし、この一般質問の中でもいいですし、どつかタイミングがあれば、同意をしていくと、苦渋の決断であるけれども、西之表市の将来のことを考えていくと、同意をせざるを得ないというふうな判断を、私はしていただきたいというふうに思いますが、これはコメントをいただこうかな、もしよければ。差し支えなければです。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

議員おっしゃるようになりますね、市民の将来のために、一万五千人の市民の西之表市の首長としてですね、将来を担う市民についても、その幸福のために追求、幸福を追求するために努力するという思いは変わっておりません。

私の根本的な考え方とかですね、いうものは変わっておりません。これまで延ばしてきたというふうに言われますが、この立場で、この問題についての、何といたしましうか、進捗といいますか、国の動きが非常に速くて、それに現実的な対応をしなければならぬということがありますので、そういうことがあって、今のような経緯

をたどっているということでもあります。

しかるべき時期に、しっかりと首長としての判断をお示しいたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） ぜひ早く判断をしていただきたいと思えます。それも、前向きに同意をするという方向で判断をしていただきたいと思えます。

本当に市長も大変だと思います。人として考えると、本当に大変だと思います。もう、体調には十分注意をされてください。お願いします。

今回の所信表明の中では、判断は先送りをされました。しかし、文中をよく読んでみますと、最後のほうになりますけれども、今後国による馬毛島の基地整備計画の進展により、市に求められる行政手続等があれば、適切に対応してまいりますとあります。これについては、防衛省が行政手続を要望したときには、それにはもう、しっかりと従っていきますよと、対応しますよということでもあります。この表現は、私はもう、大いに評価をするところでもあります。

私は、個人的にはこの表現は、この事業については、黙認をしているんだらうなというふうな感じで思っておりますので、ぜひ、このような方向で、今後よろしく協力をしていただきたいと思います。

それでは、次の二番目の質問ですけれども、（二）ですが、この小中学校跡地について、現在の状況、また、今後どのような対応を

されるつもりか。いろいろ報道もありますけれども、私は、防衛省に早急に払下げを行って、この計画が順調に進んでいくように協力をするべきと思います。

これについては、市道の認定をしている道路についても、いつものことですけれども、市道については、もう早急に廃道をしていただきたい。すみません、一つずつ行きます。

二番目の小中学校跡地についてですが、これについてはどのようなように考えているか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の小中学校跡地についてのお尋ねであります。以前より、防衛省は馬毛島の基地の安定的運用のために、旧馬毛島小中学校跡地を取得したいという意向を言ってきました。ですが、実質的な協議は、なかなかなされておりませんでした。

そこで、先日、今月の五日であります。協議の場で整理をしたところ。旧学校跡地につきましては、防衛省の説明によりますと、改編区域外に存在し、本体工事に直結するものではない旨、確認いたしました。

本市としましては、出郷者の愛着が極めて深く、改修、もしくは再利用の可能性を探っていたところでありますが、防衛省からの説明で、現存する遺構、遺物については、可能な限り葉山漁港周辺に予定される交流の場等への移転などが可能であること、それから、葉山漁港周辺の交流の場を拠点とした体験活動の延長として、旧学

校跡地の活用が可能であること、さらに、仮に基地整備が進まなかった場合、本市の利用に関する意向が聴取されることを確認いたしました。平たく言えば、返還の希望について考えるというようになるとでございます。

以上のことから、旧馬毛島小中学校跡地につきましては、売却を検討するに、今現在のところ至っているところでございます。

○一〇番（下川和博君） 売却を検討しているかどうかということ、了解をしてよろしいですか、今言われたのは。確認です。

○市長（八板俊輔君） そのように申し上げます。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

それでは、次の三番の市道認定している道路についてですが、これは前から、私はもう廃道にしてもらいたいというふうなことを考えておるわけですが、市道自体があるのか、ないかも、実際分かりませんが、市道と認定しているから、市として管理をする義務があるということでしたが、この市道の認定している市道について、廃道にするつもりはあるのかどうか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市道につきましては、これまで調査や管理がままならず、実態の把握が困難な状況にあります。

また、馬毛島の土地の大部分は、既に国が所有、取得をしております。タストンエアポート社の許可を得て、その所有地を通過した上で市道に入るという現状も、そういう必要があつて、そういう現

状もでございます。

これまでダストン社及び防衛省からは、廃止の取手続を取るよう求められておりましたが、実質的な協議はなされておられませんでした。そこで、九月五日の協議の場で、この点について整理をしたところであります。

本市としては、道路法上の道路認定を行ってはいえるものの、道路法第十六条に規定される管理が行われておりません。本市としましては、将来の利用を視野に入れていたところでありますが、国の全島取得の動きなどから、事実上、今後も管理を行う見込みが立たない状況にあります。こうしたことから、市道につきましては、廃止の取手続を取るか否かということを検討しているところでございます。以上です。

○一〇番（下川和博君） この(二)と(三)、小中学校跡地、市道認定、これについては、市長が所信表明で述べられた行政取手続と、防衛省が求めた行政取手続ということで、理解をしてよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） 昨日も答弁の中でお答えしたかと思いますが、小中学校跡地と、それから自衛隊宿舎の用地については、五日、五日付ですかね、五日付で、防衛省から用地の払下げの申請が出ております。これは行政取手続ということに当たると思っています。

○一〇番（下川和博君） 払下げの取手続が行政取手続で、市道認定は取手続には入っていないということ、なりますか。

○市長（八板俊輔君） 市道につきましては、取手続ではないんです

が、その辺のところは、所管のほうで少し、正確には述べたいと思えますが、取手続というのは、今申し上げたように、隊員宿舎用地と、それから小学校跡地のところであります。

市道については、少し、若干状況が異なると思っております。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

今の議員御指摘、御質疑の内容から申し上げれば、市道の部分については、判断を求められたということで理解していただきたいというふうに思います。

○一〇番（下川和博君） 了解しました。ありがとうございます。

それでは(四)に、すみません、ここで一つ参考ですけども、今朝の南日本新聞にですね、中種子町・南種子町が、土地の売買の取手続に入ったということで、中種子町は七千三百四十六平米で千三百九十万円、南種子町は四千四百六十五平米で、金額は出されておられませんでしたが、五千平米を超えないということで、南種子町の場合は、議会にはかけないというふうな報道がなされております。

次の四番に行きます。

これについては、本市に居住する隊員が、マックスで、最大で百名ということで、防衛省から説明がありました。私としては、半数以上が西之表市に居住をしてくれるということで、市長、本当により頑張ってもらったなというふうな、個人的には思っているところなんです。まだ少ないもんだと思っておりましたので、本当に頑張っても

らったなと思つてますけれども、このことについて、市長の感想を一言お願いします。

○市長（八板俊輔君） 隊員宿舍の定員ということだと思ひますが、防衛省が運用等を踏まえて検討したのですが、宿舍につきましては、非常に市民の関心も高く、そういうことに配慮されたのではないかと思います。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

まだ多くなることにこしたことはないと思ひますけれども、今後とも交渉を続けていってほしいと思ひます。

（五）の今後の防衛省との協議についてであります。

まず、全体的にですね、私が思うのは、先ほども述べましたが、市長が同意する前提で判断をすれば、まだ、きめ細かな、詳細な協議ができていくのではないかと、私は個人的に思うところでもあります。そういうこともあって、早く判断をしてほしいということもあつたんですけれども、今後とも、協議の場は続けていくということでも理解をしてよろしいんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

防衛省と本市の協議につきましては、これまでも九回にわたる協議の場を設けてまいりました。その中で、市民の不安や期待について協議をしてまいりました。議員、御案内のとおり、引き続き住民の不安解消のために、継続して防衛省との協議を進めてまいりたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） その協議の場ですね、ぜひやはり、今までも言われてますけれども、とにかく住民の不安の解消、これに努めてほしいということでもあります。

特に、騒音問題とか、治安の問題で、いろいろあるかと思ひますけれども、ぜひ、これに努めてほしいと思ひますけれども、これについて何か意見があれば、市長、お願いします。

○市長（八板俊輔君） いろいろな課題があると思ひますので、一つ一つ協議をしつかりしていきたいと思ひます。

○一〇番（下川和博君） それでは、（イ）ですが、再編交付金について、馬毛島は、西之表市の行政区画であります。私、説明会でも申し上げましたけれども、とにかく一円でも多く西之表市に配分されるように努力をしていただきたい、そのことが、市民の大多数の意見だと思います。ですから、今後とも協議を続けていくのであれば、やはり一円でも多く西之表市にくださいと、要望を、今後とも続けていってほしいと思ひます。

そのためには、やはり様々な協力も必要でしょうし、やはり早く賛意を示す判断をするべきと思ひますが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

市民の期待にかかるところにつきましては、貴議会や市民の御意見を伺いながら、防衛省に対して伝えていきたいと、そういうふうを考えております。

○一〇番（下川和博君） 重ねて申しますけれども、ぜひ、この件

については努力をしていただきたい。市民が最も期待しているところだと思いたすので、よろしく願います。

(ウ)ですが、本市に居住をする隊員の予定が百名程度というところでありますけれども、最大ですね。これ、宿舎は下西校区というのごみ焼却場の跡地のところということで説明がありました。

やはり地元の住民としては、五年後ぐらいになろうかと思えますけれども、実際に運用がされたときに、隊員との良好な関係を保つていかななくてはならないと思うんです。それについて、先のことかもしれませんけれども、ぜひ円滑に保てるような対策とか、今、考えていることがあれば、御説明をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

隊員と地域住民とのことに対するお尋ねであります。議員のお考え、御意見等を受け止めて、しっかり対応してまいりたいと思いたす。

○一〇番（下川和博君） ぜひ願います。

生徒、子ども、児童生徒も来ると思うんで、また、いろんな行事等にも参加していただいて、下西ばかりでなくて、西之表市が発展されるように期待をしているところであります。ぜひよろしく願います。

次に、(六)ですが、これ、昨日も聞いて、私はちよつと聞き逃したところがあったもんですから、ですけども、今後予想される市として、例えばですが、基地対策課などの設置が必要になって

こようかと思いたす。基地対策だけでなく、防災、災害も兼ねていくのかもしれませんけれども、そのような組織をつくろうというふうな考えがあるのか、昨日も聞いて、同僚議員が聞きましたけれども、また、すみません、重なりますけども、願います。

○市長（八板俊輔君） 現在、企画課に馬毛島対策係というものがございすが、新しく、例えば、馬毛島基地対策課等の新設をすかどうかというようなことでございすが、そうしたことについては、行革の取組の一環で、例年庁内全体の組織や事務分掌の検討を行っておりますので、その中で検討してまいりたいと思いたす。

○一〇番（下川和博君） ぜひ早く検討していただきたいと思いたす。

実際に、本体工事も年度内には始まるような話もありますんで、浚渫等も始まっておりますから、できれば、来年の四月には、そういうふうな部署も発足をさせていくべきと思いたすので、早めに検討していただきたいと思いたす。

それでは、最後の大きな二番ですが、教育について、教育というか、市内の各小中学校の立ち木の調査の状況に。

○議長（川村孝則君） 下川議員は、七番目はいいんですか。

○一〇番（下川和博君） ああ、七があった。申し訳ございません。すみません。

この再編交付金の活用についてですけども、再編交付金には、再編交付金はほかの交付金等と違って、決定したらすぐ出るという

ことであります。市長が判断をすれば、すぐに出る交付金だということであって、幅広いものに使えるということでもあります。

例えばですが、まだはつきり決まっていない中ですけれども、現在で活用する予定が、具体的に何か持っているかどうか。あればお願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

再編交付金につきましては、防衛省から何らかの提示がございましたら、それを踏まえて、具体的対応を考えてまいりたいと考えております。

○一〇番（下川和博君） その、何らかのつちゅうのは、具体的にどういうことですか。

○企画課長（森 真樹君） 交付金が交付されるか、あるいは金額が幾らか、そういったものを含めてということでございます。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

今の中ですから、なかなか難しいと思うんですけども、このイのほうの、今後活用する具体的な案ということですが、私の考えでは、子ども・子育て、福祉、また教育関係、それとか、市道ですね、西之表の市道、中央線はほとんどないところが多いですし、もう舗装ががたがたになってたり、あります。出せば切りがないぐらいにありますんで、ぜひ、この再編交付金、また、新たにほかにも交付金はありませんけれども、そのような交付金、また補助金等を使って、

西之表市の、特にインフラの整備等、またスポーツ施設とか、いろんなことに使えると思うんで、ぜひ職員の皆さん方で知恵を出し合っって、西之表市がよくなるように、ぜひ検討していただければ思っっております。

市長のほうから、何か一言お願いします。交付金の使い道等。

○市長（八板俊輔君） 今、課長のほうからも申し上げたところがありますが、これから提示されればということですが、現在のところ具体的な計画は策定しておりません。

○一〇番（下川和博君） 市長の心の中ではいろんな考えがいろいろかと思えますけども、今言える立場にはないと思うんですが、ぜひ市長の心の中に思っていることが実現できるようにお願いをしたいと思えます。

また、この再編交付金については、中種子町・南種子町もなっておりますんで、中種子町・南種子町は、先ほども申したように、もう宿舎の位置とか、そういうものも具体的に出てきてます。ですから、西之表市も遅れを取らないように協力をしていって、具体的なものを出していって、馬毛島は西之表市の行政区域ですから、私は九〇%以上は、もう西之表市に下りてもらおうようにして、私はいかんと思っってます。ぜひその努力をしていただきたいと思っます。最後でよかかな。すみません。

それでは、最後の市内の小中学校の立ち木の調査の状況についてですけれども、これについては、先般、曾於市の校長先生が、木が

倒れてきて亡くなったというふうな、もう悲惨な事故がありました。教育長も知っていらつしやる方だと思っただけでも、本当に悲惨なことだと思います。心から御冥福を申し上げます。

そのような事故が二度と起こらないようにということで、特に鹿児島県は、重点的に小中学校の立ち木等の点検をされています、調査点検を。

その中で、点検の内容、調査の内容ですね、それと、もし不具合があれば、今後どのような対策を取っていくかと考えているか、そこから辺、お願いします。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） 本市の立ち木の調査の状況についてお答えをいたします。

県内小学校における校庭の大木の落下による学校職員の死亡事故を受け、教育委員会総務課といたしましては、八月十六日と十七日の二日にわたり、市内の全小中学校の立ち木等の調査を実施いたしました。

児童が集まる場所での枯れ木の有無や、折れた枝が木に引っかかっていないか、幹に裂けや腐れがないかなどについて、現地で状況を確認したところでございます。

また同時に、学校教育課からも、各学校長宛て、樹木の安全点検を行い、報告するよう依頼し、調査を行ったところでございます。

その結果、枝の落下等により重大な事故につながりそうな樹木と

いたしました。上西小学校の校庭にあるセンダンの木一本を特定したところでございます。その後、危険箇所にはロープを張り、立入禁止といたしました。

対応についてでございますが、特定いたしましたこの木は、上西小学校のシンボルとして、地域の方々の思い入れもあるものとなっていることから、学校長及び区長と協議し、校区の役員会を経て、危険とされる枝の剪定について御了承をいただいたところでございます。先週末、区長や児童、地域の方々が見守る中、剪定作業が完了いたしました。

今回の調査で、重大な事故につながる木としては至らなかったまでも、今後枯れそうな枝や、高くなり過ぎて管理が困難となりそうな立ち木等、対応が急がれると判断したものについては、早急に対応していくこととさせていただきます。

以上です。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

この立ち木等については、小中学校のばかりでなくて、ほかの市の施設とか、いろんなところもありますけれども、なかなか難しいかもしれませんけれども、所管のほうで調査なり、そういうところがあれば、調査なりしていただけがあればありがたいかなと思います。

学校ばかりではないというふうに考えているところです。

一応質問は終わりましたが、何度も言いますけれども、市長、私は、先延ばしが、市民の混乱を招いている一つの原因と考えます。

ですから、早めに判断をしていただいて、西之表市の将来のために、ぜひ前向きに同意をしていく方向で判断をしていくようにお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十時五十五分頃より再開をいたします。

午前十時三十八分休憩

午前十時五十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

今回、九月議会ということになっております。議員にとりましては、一般質問をする機会は年に四回、三月、六月、九月、十二月となっております。今回の一般質問、その後は委員会等で質問が、質疑ができるかもしれませんが、市長にこういった形で質問をするのは、十二月まではないかと思えます。

市長のほうも、その間に新たな現実を目の前に迎え、また、新た

な判断をしていくかと思いますが、ぜひとも、今できる判断は、今のうちにはつきりと申し上げていただければ感謝いたします。

まず、質問に移らせていただきます。

馬毛島の交付金決定システムについてであります。

馬毛島の再編交付金、馬毛島関連補助金の利用計画の在り方については、これまでも何度も質問させております。馬毛島の、同意するか、同意しないか、このことについて、市長のほうも、まだ判断しないということで、なかなか満足のいく答弁をいただけないところでもあります。

しかしながら、ただいま様々な臆測を生んでおります。その点について、決まっていないことは分かっているわけでありますが、さも現実かのように、そういう噂が流れておりますので、ぜひとも担当課長のほうに、その辺を確認させていただければと思います。

まず、一点目であります。企画課長にお尋ねいたします。

榕城中学校の跡地、複合施設を建設するとか、そういう話が出ております。当然、私のほうも、将来的には複合施設、考えていかなければならないと思うわけでありますが、手続の問題等、そういうことを考えれば、決定するというのは時期尚早である、また、ちゃんとした手順を踏んでいない、そういうふうにも思っております。まずは、その点を確認させていただきます。

榕城中学校跡地に複合施設を建設するとか、そういったお話が、ちまたに出ておりますが、それは事実かどうか、お願いいたします。

以下の質問は、質問者席より行います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

これまでも榕城中学校の跡地につきましては、その利活用につきましまして、市民の皆様から多くの御意見が寄せられているところでございます。その中でも教育、あるいは子育て関連の複合施設につきましての御意見も寄せられておりますので、本市におきましては、視察などを行い、設置が可能かどうか、今現在検討を行っているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 議員、市民の方々から様々な要望があると思います。検討されているということでございます。検討されても結構なんです、やはり最終的には、議会の承認のほうも必要になってくるかとは思いますが、それまでに、市民に疑いを持たれないような、透明な決定手続を持つようお願いいたします。

では、続きまして、二番目です。

再編交付金、その他関連補助金を利用して、医療関係者の人件費への補助がなされるという話もあります。それは事実でしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

医療従事者の不足につきましては、大変深刻な状況であると捉えてございます。現在、その対策につきまして検討を行っております。ただ、人件費の補助等についての検討には至っておりませんし、

具体策のほうも決まっておらず、したがって、ちょっと財源の話にも至らない、そういった状況でございます。

○一三番（田添辰郎君） まだ、そういう検討の段階にも入っていないということでもあります。

前回の質問でも、看護師の不足という問題を質問いたしました。私も、そのときに様々な勉強をさせていただきましたが、なかなか人件費のほうに、行政が関わっていくというのは難しいということ、看護学校の子どもの補助金云々ということをおっしゃっていただきました。ぜひともですね、こういった重要問題、ぜひとも市民の目にも届く中で、決定されるようお願いいたします。

続きまして、三つ目ですね、これも榕城中学校跡地の問題なんです、以前出ておりました、沖繩のほうで民間の病院、民間の看護学校が、看護大学でしたかね、のほうで、町が三つで公立病院にしたということが、成功事例を説明されたことがございます。私のほうも、そのときいろいろ、様々なことを調べましたが、土地の取得はもちろんですが、医師の確保、看護教育の確保、様々な問題があります、そして一番は、子どもさんを持つ親の方たちに、数人ございますが、確認させていただきました。これは、当然医療関係者のほうもございしますが、ここに看護学校をつくったからといって、やはり選択肢は、鹿児島の方になつていくんではないか、そういう話を聞き、当初から反対をさせていただいたわけがあります。

そのときにですね、説明されたのが、現企画課長なんですが、学生が一人増えることによって、どれぐらいの交付税に影響が与えるということがございました。私は、そういうことはあり得ないと、うまくいった場合にそうなり得るかもしれませんが、あり得ないと思っております。また、そういう議論をするならば、今回自衛隊のほうに来ていただけるわけでありますから、同じような議論が成り立つ、そのようなものかと思っております。

そして、その点をですね、まずは、課長のほうにお聞きしたいと思います。医療看護系の学校、再び再浮上しているのかどうか、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

この件につきましては、熊毛地区医師会から要望のほうを受けてございます。これまでの検討から解決すべき課題があることから、引き続き医師会等とも連携しながら、今後、検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

○一三番（田添辰郎君） はつきり申し上げまして、西之表市の医療機関のほう、数が少なくなってきたり、残念ながらですね。医療機関、どれぐらいの機関があるのかどうかということも、私自身、疑問には持つわけですが、医師会と相談した上で、前回のほうも、医師会のほうとも協議はした上で、看護学校のほうをやるということでありました。もし赤字が出た場合にはどうするのかと、これは行政が負担すべきだと、そういうふうなことでありまし

た。

今回の場合はですね、公立の看護学校をつくるんじゃないかという話が出ています。看護不足解消はしなければなりません。この西之表市に看護学校をつくったとしても、採算は取れません。また、その何年間御奉公で、医療機関のほうにお勤めになったとしても、今までの例と同じように、奉公の、失礼ですね、これはですね。決まった任期が過ぎれば、また鹿児島市やよそのところに行くというのが続いております。

そのようなことも考えていただいて、議員に、私一人の議員に対しても、ほかの議員に対して、議会に対して、きつちりと説明して納得させる、説得できるような材料を持ってから提案すべきだと。これまでのことにかかっても、ほぼそうなんです。議員に少し質疑されたからといって、あやふやになるような、そもそもその方向から変わるような答弁がですね、そのようなことが多々ございました。自ら決めるものであったら、きつちりと議員まで説得できる、市民も説得できる、そういったものを検討していただければと思います。私自身は、はつきり申し上げますが、この看護学校、どこにしろうとも、榕中跡地であろうとも、ほかの地域であっても、私は、この医療を守るために反対をさせていただきます。

次、移りましょうか。

四番目ですね、再編交付金、その他関連補助金の利用方法をどのように決定していくのかどうかです。

一番の肝は、今、何もやってないということではありますが、様々なことを、事務的な手続準備は役所内部では行わなければならない。企画課だけで決めていくのかどうか、そこが肝になるかと思えます。決定しても、どのようになつていくのか。

以前には行政経営課というものがありません。財政課と企画課が一緒になつたやつであります。これは、長野力市長の肝煎りでつくつたわけでありまして。また、行政経営課というのがはやつた時期でもありません。

本来なら、企画サイドと財政の仕事は全く正反対の仕事でございます。お互いに議論し合つて、けんかをし合つて、そして、市民のためによりよい政策をつくっていくのが望ましいわけでありまして。だからこそ、企画と財政課を分けた。今、西之表市のほう、企画サイドが圧倒的に強い、そういうふうにも思っています。

再編交付金、その他関連補助金の両方に、どのようにして決定していくのか、この辺をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

貴議会、あるいは市民へ御意見を伺うことに、まず、なろうかと思えます。その上で、庁内での計画策定作業を進めていく必要があるろうかと考えておりますけれども、基本的に、現在の予算編成、事業の構築、計画策定につきましては、庁内の会議体で整理をしてございます。政策調整会議、それから経営会議ということで、合議制を取つてございますので、そういったところをベースに、庁内の意

思決定については進めていくんだらうということは考えてございます。

○一三番（田添辰郎君） 庁内で、合議でもつて決めていくということなんですが、当然庁内だけではなく、長期振興計画がつくるとき、これ、つい最近はですね、以前、今県議をやられているMBCのアナウンサーか何かをですね、お呼びして、長にして、長期振興計画をつくつた時期もございました。それ以降、そういうことはなとは思いますが、少なくとも、そのような協議体、そういうものはつくつていかなければならないと思えますが、その辺を教えてくださいませんか。

○企画課長（森 真樹君） これから検討することになるかと思えますけれども、一般的にはそのような手法が考えられるのではないかと考えているところです。

○一三番（田添辰郎君） 次の質問に移るんですが、議員の策定段階への参加をどう考えるか。これを、まず、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

それこそ、貴議会の御意見も踏まえながら、検討が必要だと考えます。

○一三番（田添辰郎君） 課長のほう、御存じのとおり、三権分立でございます。残念ながら、私が議員になる前には、そういった長期振興計画の様々な部があつて、部会長のほうに、議員がやってきた時代がありました。出された案を、議案のほうをチェックする

方とつくるほうが一緒ということ、十分な審議ができるのかどうかという疑問がありまして、議員のほうは、そういうものは遠慮させていただく、本来の三権分立、地方議会の場合は、二つの代表制になっておりますので、市長、議会と分かれておりますので、それをのつとつてやっていこうということでありましたが、課長のほうはどうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

それこそ、先ほど答弁しましたけれども、貴議会の御意見をしっかりと伺いしながら、検討していくことが必要かなと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 私は反対であります、政策を策定する過程において、残念なことに、議員は過程に入れないんです。それを、今から判断するということですか、考えるということですか。もう一度お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まさに議会サイドの御意見というのも非常に重要だと考えておりますので、御意見を伺いながらというところで考えてまいりたいと思います。

○一三番（田添辰郎君） 議会、議員、それぞれの意見、尊重していただくのはありがたいかと思っております。

自民党の議員団のほうでも、様々な意見のほうも、要望のほうも出していただいておりますが、もし、そのような会議体

をつくった場合、その会議体の中に議員を入れるかを、どうか聞いていただくわけがあります。

もちろん議員の意見も、市民の意見も十分に聞いていただければ困ります。企画課だけで決めるようなことが、ちまたに流れております。政策策定段階に議員が入るかどうかがです。

○企画課長（森 真樹君） 誠にすみません。繰り返になりますけれども、そういったことについて、貴議会の御意見を踏まえて、検討が必要かなと考えるところでございます。

○一三番（田添辰郎君） 三権分立なんですが、その辺を尊重したほうがいいと思います。貴議会の考えをお聞きしてということでございます。大変ありがたい、尊重されているわけですが、本当にそれで市民のためになっていくのか、私は懸念を持つものもあります。

では、七番目ですね、先ほどの質問と同じような質問であります。先ほども言いました大学教授の先生とか、コンサル等の参加はどうなっていくのか。全ての案件につきまして、計画をつくらうと思えますと、この地元を全く知らない方が、それなりの地位、見識を持った方ではあるんでしょうが、その方たちが主導して決めていくということになってまいります。当然そのときの問題があるわけがあります。

既に企画、行政サイドで決まった路線の中で動いていく。せっかく市民の声を聞いたとしても、それは手続の一つにすぎないという

ことが、今までの例だったかと思うわけですが、今回はそういうことをやっていただきたくないと思っておりますが、大学教授等有識者、コンサル等の参加はどう考えているか、お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

専門性が必要となる場合もあるかとは思いますが、これも、貴議会含め、広くちよつと御意見をお伺いしながら検討していく必要があるのかと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 昨日の答弁を聞いてましたらね、課長ね、僕は、アセスの結果を云々は、市長の判断には関係ないと思っております。また、アセスの判断、そして市長の発言がどうであったとしても、今回十月十七日に出されます県知事の意向がどうであったと思っても、国は、国民の生命を守るためにはやらざるを得ないことは、十分な説明努力をしながらやっていく、それが現実かと思っております。

市長の御努力のおかげで、今年度に配付される再編交付金のほうも、今、本当ありがたいことに支給される見通しとなりました。そのような中で、一般質問のこの場では答弁できないようであります、やはり市民からこれで納得だという、政策決定システムのほう、当然すぐすぐ使うということはできません。何十億か知りませんが、二百六十億という話がありました、トータルで。十年間のものを、そのときに使ってしまった、二十年後の子どもたち、二十年後も自衛隊基地もあり、FCLP訓練もある。その後は、武器の発達によ

ってどうなっているか分かりませんが、まあ、二、三十年はあるだろうと。二、三十年の子どもたちには、再編交付金を残していないという使い方ではまずい。やはりその世代、僕はいつも街頭で言っているんですが、子どもたちが出ていくだけのふるさと西之表市から、帰ってこれる、戻ってこれる西之表市、そういう頭からですね、課長一人の頭でも、企画課、所管課一つの頭でも、二十年、三十年後を見通したものをしてくれるとは思えません。

そして、議員の意見、今生きている市民の方々だけ、そういう声を拾っても、なかなか難しいと思いますが、よりベターなものができるかと思しますので、市民の参加のほう、どうしてもよろしくお願ひします。

まず、建物・箱物よりは、写真があつたんですが、ぼろぼろの市道がございます。先ほど議員もおっしゃったように、ぼろぼろの道路があります。そして老朽化した水道管があります。私が議員になった二十五年前、そのときも水道管の話が議論されておりました。そして、明らかなことは、今応急処置で、破裂した場合に修繕をしておりますが、それでは耐性が弱いということです。やはり計画的に水道部門を検討していかなければならない。そのために基金が必要だとか、そういう話はございますが、建物とか、今ない建物とか、ほかの物を、まずは道とか、そして、ほかの施設の修繕、体育館にも冷房施設もまだないかと思ひます。消防のほうも、古くてどうなるかって分かんないわけですが、まずはそういうった、どうし

てもやらなければならない、これまでの十二年間、十二年間じゃない、十八年間、公共事業はおろそかになってまいりました。これをやらなければ、公共事業は次の世代への借金ではなく、つなぐ財産であります。きちつとした道がなければ、港湾がなければ、この西之表市に子どもたち、孫たちは住むことはできません。そのことを頭に入れながら、ぜひとも、これから検討していただければと思います。

では、次の大きな質問です。

再生エネルギー事業者への預託金制度の導入について、こちらのほう、提案であります。私のほうの勉強不足で、なかなかまとまな質問ができません。また課長のほうにも、そういうことを求めておりませんので、簡単でございます。

全国的な状況を把握しているか。これはですね、熱海のほうの問題もでございます。これは、因果関係がはっきりしたわけではございません。また、ほかのほう、インターネットを検索していただければ、たくさんの方々の山々、あれが山なのか分かりませんが、そういうのを御覧になっていると思いますが、そういった状況を把握しているか、お願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員の御質問につきましては、太陽光発電施設の廃棄等費用積立て制度の件だと認識してございますので、その観点からお答えをさせていただきます。

再生可能エネルギーの太陽光発電につきましては、各地域における太陽光パネル等の施設の放置や、不法投棄の懸念を解消するため、資源エネルギー庁が、二〇一八年から議論を開始しており、今年四月の改正再生エネルギー特措法により義務づけられました廃棄等費用積立て制度でございます。これは、十キロ以上の太陽光発電のうち、FIP認定事業を対象に、廃棄等費用を確実に積み立てる制度だということ承知をしているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） お願いいたします。いいですか。これぐらいで見えますか。

すみません、今、森課長がですね、おっしゃった資料であります。ちよつとこれ、僕も見えないな。

そこにですね、冒頭です。これは、廃棄物費用積立てガイドブックということなんです。太陽光発電事業は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすいこと、また太陽光パネルには、鉛・セレン等の有害物質が含まれていることなどから、ちよつと飛ばしますが、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置、不法投棄されるのではないかと懸念がある。これは懸念ではなく、そろそろ生じてきております。

またですね、私のほうは、見えないかな。私のほうは、再生エネルギー、進めてもよろしいですし、進めなくても結構であります。

種子島は特殊な地域でございます。離島であります。そして皆様把握してほしいのは、九州電力のほうは、九州管内同一価格で

電力を提供しております。種子島だけで採算を取ろうと思えば、島々で、屋久島は例外になりますけど、種子島で採算を取ろうと思えば、とても採算はできない。ですから、この九電さんが、今やっている事業、火力になるわけですが、火力発電、問題があるかということをおっしゃる方もいらっしゃいますが、離島ということを考えれば、この博多の人、鹿児島の人という、同じ料金を支払っている。そのことに、恵まれている私たち種子島島民、西之表市民から言えば、九電さんのほうの撤退とか、力が弱まるようなことは、絶対してならない、私は以前からそう信じているわけでありませう。

特に、太陽光のほうであります。森林破壊という言葉が出ております。この本ですね、誰も知らないと思えます。一九九五年に出された本であります。多分僕も若かったんだろうと思いますが、二十年、二十七年前の本ですか。これを見て、太陽光、再エネをやらなきやということ、一生懸命思っております。

そして、以前にも使わせていただきました、レスター・R・ブラウンという方がいます。この方も、一九九七年にこの本に書いております。当たったものもあれば、まだ課題がそのまま残っているものもあります。

レスター・ブラウンさんというと、「だれが中国を養うか」という、赤い表紙の衝撃的な本を書いた方なんですけど、今、このような状況になっております。

世界的な食料危機、ウクライナ紛争も尾を引いておりますが、私はその一因に、太陽光もあるのではないかと、そういうふう思っているわけがあります。

二〇一一年三月の悲しい震災の後、海を取り戻そうということで、森は海の恋人ということ、そういう漁師の皆さんが、山に木をつくるという運動を始めました。そのおかげもあって、カキの仕事とか、そういうものが復活したわけでありませう。本当に森は海の恋人であると、私はいまだに信じているわけですが、太陽光パネルを張ると、当然その下のほうには土が生えなくなります。ですから、台風とか大雨が降った場合には、表土が流れてきます。表土といいますが、皆さんも森に入ってみれば分かるように、ふかふかの表土がございます。その表土五センチといえども、これは本当、海にとつても、自然にとつても、本当に栄養分の高い、滋味あふれた土地であります。それが、太陽光パネルを張ることによって失われやすくなるという問題もございます。

さらには、種子島は台風常襲地でございます。東京都のように、首都直下型地震が二十年、三十年以内に起こると言われているところでも、屋根の上に太陽光パネルをはこうとかいう、私から見たら、気が知れない政策を打つ方もいらっしゃいます。

太陽光パネル、屋根の上に張るのは結構なんですけど、政府も以前検討したことがあるんですけど、それをやったら、台風災害をした場合に、阪神淡路の震災でも、家が倒壊して火事が起こる、その害が

多かつたわけでありませぬ。太陽光パネル、屋根の上にも敷き詰めていけば、地震とか災害が起きたとき、二次災害として火災が起きれば、これは今の現在の技術では止めることがなかなか難しいということがございます。どうしてもやっていただきたくないわけでありませぬが、慎重に見守りたいと思ひます。ぜひとも、西之表市のほうはですな、そういうことも分かつていただきたいと思ひます。

また、森を切ればですな、CO₂の吸収能力が失われます。皆さん御存じのとおり、四大文明と言われるところがございませぬ。ほとんどの土地が、砂漠地帯になっておひます。日本でいいいませぬと、奈良にあつた文化が、中心が平安のほうに移りました。それはなぜかという、琵琶湖周辺の森林を使い果たしたからでありませぬ。現在、それ以前は、木材が最も重要なエネルギーでありましたから、それにつれて土地を移つていく。

葛飾北斎の浮世絵のほうを思い出していただけの方はいっぱいらつしやるかと思ひます。今のうちに、自然豊かな緑であふれておひる山々の風景はございませぬ。ほぼほげ山の日本風景が描かれておひります。それを、これではいけないということで、木を植えておひたわけでありませぬ。

そのような点、また食料不足、私は、以前から食料危機が起こるんではないか。七十億の人口をどうやって支えていくのか。研究者によつては十分支えられるんだという方がいらつしやいませぬが、本来なら農地になる場所を、太陽光パネルで敷き詰めて、それでおい

て、食料はよそから輸入する。はつきり言つて、気候変動が激しいところでもありませぬから、今まで安く買えたものが高くなつていくわけでありませぬ。そのようなことを考えると、自分たちだけ食料は得て、ほかの国の方たちの貧困を、また飢餓を生み出すことにもなり得るかと思ひます。

さらに、太陽光パネルのほうは、先ほど読ませていただきました鉛やセレンという有害物質が入つておひます。それも問題であるわけでありませぬ。

風力発電は、二十年以上前は、デンマーク、ドイツが有名でした。今、中国製です。太陽光パネルも、日本が優秀であつたわけでありませぬが、今、中国製です。それも、あのパネルをつくる自体、自然エネルギーというきれいな言葉では言つておひますが、あのパネルをつくることにもすごい電力を必要としておひます。そのために、中国のウイグルのほうでつくられておひるという現実がありませぬ。

人権問題にも絡んでくるわけ、アメリカのほうでは、その人権問題があるということで、輸出のほうを禁止されておひるような状況もありませぬ。

ぜひともですな、再生エネルギー、本当に、前に進めていかなければならないわけでありませぬが、再生、またエネルギーの中の太陽光、風力、うちで可能性があると思われるのは、唯一バイオマスですけどおひます。ぜひともですな、その辺の意見も参考にしておひただいて、これからの御検討をお願いしたいと思ひます。

ちょっと待ってください。あれ、どれだったっけ。すみません。では、市内の再エネ状況のほうを教えてくださいんですが、どうでしょう。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

資源エネルギー庁のホームページのほうに掲載されてございます認定を受けました民間業者、あるいは個人が設置する施設でございますけれども、太陽光で四十一件、これ、二十キロワット以上なんですけれども、四十一件ございます。風力が二十六件、事業計画認定を受けている状況ですけども、これにつきましては、稼働していない、運転開始前だという情報で載っているところでございます。御質問に関して、関連してなんですけれども、この稼働している四十一件の太陽光につきましては、全てこの積立て制度を活用し、外部の積立てというのを実施しているということで、情報を得ているところでございます。

○一三番（田添辰郎君） なかなかですね、国のほうも積立て制度、遅まきながらきつちりとしたものをつくっていただいております。本当にそれでいいののか。

状況が変わりまして、買取価格が、当初と比べれば安くなりましてので、太陽光パネルの進出のほうは、なかなかこれからは多くないのではないかと思います。ほかの風力とかに方向を変えて、業者のほうももうからなければなりませんから、方向性を変えていくのではないかと思うわけであります。

その辺を考えればですね、当市といたしましても、太陽光、すばらしいとか言う方もいらつしやいますし、風力もすばらしいと言う方がいますが、再度言いますが、我々の土地は台風常襲地であるということを考えていただきたいと思えます。

では、次の質問のほう、移らせていただきます。

預託金制度の必要性、導入についてであります。

国のほうはですね、ちょっと映してもらっていいですか。国のほうではですね、廃棄等費用積立て制度、内部積立て、外部積立て制度というものがございます。これで十分に、本当に電力をやるだけやって、ほかの事業所に売りっ放しで逃げて、そして、その事業所も逃げるということは、なかなか難しくなったと思うんですが、日本という国は甘いところがあります。

私は、本当に預託金制度、そういうものが需要ではないか、そういうふうにかけておるわけでありますが、そのようなものは必要ないとお考えでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今現状では、国の廃棄等の費用に充てる、この制度につきまして、非常に重要であり、かつ必要がある制度だと考えてございます。

この積立てのガイドラインに基づきまして、対象となる事業者につきましては、適切な対応をしていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一三番（田添辰郎君） 適切な対応を本当お願いしたいんですが、先ほど二冊の本ですが、レスター・ブラウンさんと、タカギさんの本を御紹介いたしました。一部はですね、再生エネルギーの導入とか、そういう進めるということは、この本にも書いてあったとおりに進んできたわけでありまして。しかしながら、政府が万能かというところ、間違いも起こすわけでありまして。結局、今のような、熱海の大災害とか、そういうことは、あまり想定にもしておりませんでした。

前もつての協議が、市町村でできるという話にはなっておりませんが、それに強制力があるのかどうか、その辺も正直言ってあやふやなところでもございます。

取りあえず、慎重に慎重にですね、この山肌を削ってしまえば、三十年後にも、四十年後にも、木を植えることはできません。山の表面の五センチが流れてしまえば、もう既に、木が生える山ではなくなってしまうということを、やはり認識していただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

生活援助従事者の研修制度についてであります。

前回も質問させていただきました。その後、各事業者の意見を聞き、人材不足に対応するような提案をしましたが、事業所に対する聞き取りのほうを行ったかどうか、教えてください。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

議員の御指摘を受けて、窓口や業務の中で聞き取りを行った結果、新型コロナウイルス感染症が拡大状況であったこともあり、介護従事者が感染又は濃厚接触者となり、人員不足のため一時的に休止や縮小をしなければならぬサービスが出てきて困っているという意見や、離島は介護人材確保のための県の補助事業が充実していることを知らない事業者もあるので、もう一度周知してみてもどうかという提案をいただきました。

今後、新型コロナウイルス感染状況を見ながら、介護事業者へ、更なる聞き取りや介護人材確保に関するアンケート調査を実施する予定としております。

○一三番（田添辰郎君） せっかく早々ですね、対応していただいたように、ありがとうございます。

本当に難しい問題なんですね。ちよつと映してもらえます。鹿児島で、八月何日かな、皆様の税金を使わせて、研修にいただきました。ためになる、勉強になったかと思えます。また、その勉強の成果を、今日少し生かしていただきます。

先ほどの環境再生エネルギーの問題についても、大学の先生、こういう考え方で行政マンを指導しているんだな、どうして行政マンが、再エネが一生懸命大事に考えるのか、突き進めていくのか、よく分かりました。深く考えていない、それが結論であります。

人口減少とか、そういう問題は、これはある程度共通しております。この図を見ていただくように、人口減少時代のほうは到来して

おります。出生率、今年も下がりましたが、八十一万人台、こういうことになっております。この子どもが少ないということで、様々な政策を打っておりますが、どれもこれもピント外れのために、成果が実っておりません。

若者が、所得が少なく、結婚できない状況を政府が招いている、私は政策的な判断ミスが、少子化を生んでいると思っっているんですが、そういう事態を放棄して、今、生まれた子どもを、今、出産されるお母さん方、もちろん当然手厚く保護する、手厚く手当てをしてあげるの大事であります。それ以前に、少子化対策をするのであれば、若者が結婚できる所得をきっちり確保する政策をしなければなりません。そのためには、財政規律より何よりも、景気回復以外ないわけでありまして、残念ながら、そのような傾向はございます。ですから、人口減少のほう、まだまだ続くかと思っております。そして、こちらのほう、超高齢社会の到来というふうになっております。見て分かるように、青色のほうが一九八五年ですかね、ちよつとごめんなさい。そして、だいたい色のほうが二〇五〇年であります。逆の動きをしているわけでありまして、このことを問題にして、様々な政策が打たれているわけでありまして、しかしながら、国はのんきなことを言っておられますが、目の前にお年寄りがいる、また自分も年を取っていく地方自治体としては、グラフを見て、評価・評論をするだけでは済まないわけでありまして。

以前にも使わせていただきました二〇二五年問題、あるわけであ

りますが、既に西之表市の医療介護のほうは崩壊状態にあるかと思えます。コロナのせいもあるんですが、コロナ回復後にも、この状況は変わらないふうに思うわけでありまして。

医療介護人員の不足が、ベッド数減少、診療科目の縮小、介護施設事業所減少、医療サービスの、介護サービスの低下になって、また余計に仕事、負担が多くなるんで、看護師・介護士がいなくなってしまう、人口は減少するというふうになるかと思えます。

これも、前回質問、使わせていただきました。病院、診療側へと情報交換、これはきっちりやっていたきたい。でき得ることがあるとしたら、奨学金の増額のほう、そして農業の新規就農者、就業者のほうには様々な手当がございます。ぜひとも看護師のほう、また、ほかの建設業界、どこも人手不足、本当に帰ってきて、また移住して、ここで働いてくれる方、ありがたいわけでありまして。ぜひともそういう制度も考えていただければと思います。

このような超高齢化社会になってきたわけでありまして、どう我々地方自治体が立ち向かっていくかであります。具体的な対応策はあるのか、ないのか。もし、なかなか難しいんでね、お願いいたします。

○高年齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

先ほど言った、聞き取った情報を受けて、市といたしましては、緊急的に抗原定性検査キットを配付することで、濃厚接触者の待機期間を短縮し、早期に職務に復帰できるように、短期的な介護人材不

足に対応いたしました。

また、県の補助事業の周知不足を指摘いただきましたので、赴任旅費や引越し、転入費用など、就職するために必要な費用が助成される離島中山間地域等における介護人材確保支援事業や、新規雇用者の三か月分の人件費と、研修受講費用を補助する介護職員人材確保対策事業など、様々な支援事業がありますので、さらに情報提供に努めてまいります。

加えて、十月から介護職員の収入を三％程度引き上げるための措置が創設されますので、事業所に対して、申請のための支援を行っております。

今後、市として取り組むべきことを検討していきたいと思っております。

○一三番（田添辰郎君） いろいろ考えて対応していただいているようであります。よろしく願いたいと思います。

今回ですね、ちょっと申し訳ありません。なかなか分かりやすい資料にですね、できなかつたんですが、御存じのとおり、介護職員初任者研修制度というものがありません。これ、百三十時間でありまして。今も様々な制度があるわけですが、なかなか研修をしてくれる機関のほうが少ないということで、鹿児島県のほうでどうなっているのか分かりません。結局時間数が、研修時間が短いものから、事業所のほうが教育研修とやったとしても、採算が取れないということになっているというふうに思います。ごめんなさい。

だからこそですね、ぜひとも、よく言われることは、民間ができることは民間にというお話があったわけでありまして。これじゃない。

しかしながら、これからの時代ですね、民間ができることは民間でという話で進んでいくのか。そうは思えないと思うわけでありまして。民間がやってもうかることは、民間は率先してやっていくでしょう。行政がやるべきところは、民間がやれないけれども、どうしても必要な福祉施策、医療関係の施策、そういうものを考えていかなければなりません。民間にすぐ任せようという甘えた、甘えたというよりは、やはりが中曽根政権から続いてきたわけです。橋本内閣のほうからも厳しくなりました。そういうことであって本当にいいのかわるか。

私のほうは、やはりきつちりと問題点を考えていって、地方自治体、政府の意向はどうであろうとも、我々の西之表市民のためにはこうすべきだということをやっていたらと思えます。

前回の質問のほうで、施設の増設は見込めないというお話を課長のほうから答弁いただきました。現在市内三十三介護事業所で、介護職三百二十二人といいものも、説明にいたいたわけでありまして。

特老のほうも、今二つあります。昔は、特老は一個で、それ以上増えないというふうに言われておりました。それを一つ増やしていただいたから、これ以上は増やせないのかなと、そういうふうにも思うわけがあります。

しかし、課長の説明にありましたように、高齢者の人口ピーク、

六十五歳以上は二〇二〇年、令和二年、もう既に過ぎて減少傾向でありますが、二〇五〇年にピークを迎えます。そのことを考えれば、このままでいいのか。都会のほうでは、待機児童という問題がございます。前回の質問にもつながるわけですが、待機要介護者が、我々離島にとつては問題になってくるのではないか、そういうふうに思うわけがあります。

ぜひともですね、私は検討でいいわけです。二十年のたったスペースで、黒字になるとかそういうものではありません。行政がやる場合は、黒字にならなくとも、必要だからやるべき、やるわけであります。民間はそういうわけにはいきません。

そしてまた、民業圧迫という批判もあるかもしれませんが、やはり、いま一度行政で新たな介護施設をつくるということ、そのようなことを考えていただけたらと思います。

また、北欧のほう、人口規模は日本とは全く違いますんで、比較にはならないわけですが、安易な介護つきのナーザリーホームというものがございます。その辺のことも検討に入れていいのではないか、そういうふうに思うわけがあります。

今後、子どもたち、孫たちの世代においても、我々が年を取っていくわけですが、我々が年を取ることは、若い人たちの仕事をつくることでもあります。子どもたち、自分の子どもたちにとつては、その時代、今もそうでありますが、共働きが普通の時代であります。そういうことになれば、介護が原因で離職をするという

ことにもなりかねません。また、痴呆のほうも進んでおりますし、とんでもないですが、自宅では見れないという方が、見たくても見れないという方が生じてまいります。その辺の検討もしていただきたいと思うわけがあります。

先ほど申し上げました、何でしたっけ、従事者研修制度、これは県のほうの積極的な動きが必要であります。以前から、この頃はずね、渡辺議員のほうが一生懸命してくださっているんですが、窓口負担なくしてくれという話があります。これも県のほうがあれで、なかなかうまくいかない。こちらのほうも、県の動き次第で、いかんとも難しいというところがあるわけですが、窓口負担、医療費の、高校生まで医療費無料化、これは本当に、市長になったらすぐやっていただいて感謝しておるわけですが、喜ばれておりますが、その窓口負担の問題も、そして、今申し上げた生活援助従事者研修制度、このほうについても、県に強く要望していただきたい。施設のほうは、ある程度資格がなくてもできるということなんです。介護ヘルパーのほうは、この資格がなければ、買物援助すらできません。この辺がどう考えられるのか、教えていただきたいと思います。

○高齡者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

生活援助従事者研修制度は、県から指定を受けた事業所が実施できることとなっております。今後、市内事業者が指定を受ける際に、必要に応じて支援を行っていくこととなります。

現在の状況について、県に確認したところ、県が指定した事業所は、県内二事業所、研修は、募集しても希望者が集まらず、県内ではまだ生活援助従事者研修が実施されていない状況とのことです。

この制度は、平成三十年に介護人材不足の軽減や、身体介護を伴う介護職員の負担軽減につながることを期待して創設された制度です。

今後、県の動向を見ながら、本市においても、制度について周知広報を行い、導入に向けた支援を行っていきたいと思っております。

○一三番（田添辰郎君） 取り組んでいらっしゃるようですが、なかなか難しいというところもあります。

本当に、もう老老介護が当たり前の時代になってまいりました。子どもさん方も、親の介護をしたくても帰ってこれない。本当に親のために帰ってきた方もたくさんいらっしゃいますが、帰ってきたくても帰ってこれない方がいっぱいいるわけです。そのような場合に、我々行政がどう対応していくのか。その辺、やはり二十年后、三十年後を見据えて、民間企業ではないわけでありますから、二十年后にはお年寄りがいなくなるから採算取れない、赤字になるということと判断することはやめていただきたい、そういうふうにお願いたします。

続きまして、四番目、公約違反についてであります。

最後になりますね。一、市長としての説明責任を果たしてきたと、市長自身はどう考えているのかお願いたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市長としての説明責任というのは、馬毛島のことをおっしゃっているのだと思いますが、そのことについてお答えしたいと思います。私といたしましては、所信でも述べましたとおり、この問題につきまして、現段階で同意、不同意を述べる状況に至っていないというのを申し上げます。

その理由は、これまでも申し上げましたが、目指すところは、やはり市民の幸福というところであります。それにつきましては、これまで、この西之表市の本来のある資源を生かしたまちづくり、経済の構築ということを考えなければならぬ。それについては、やはり一次産業の振興でありますとか、それから、それによる商工業の発展、また観光につきましては、近年新たな魅力づくりの事業は、県の事業等も利用しましてですね、進んできているところでもあります。

そうしたところを踏まえてですね、そうした事業を今後とも展開しながら、将来にわたる市民の、西之表市民の安心・安全、市民の幸福等利益追求のために、市長としての務めを果たしていきたいと、かように考えております。

○一三番（田添辰郎君） ちょっとお願いたします、映して。見にくいな。ちょっと僕も文字が見えないんですが、ちょっと御勘弁を。

二〇一一年ですね、六月二十一日に、これは民主党政権下ですが、

ツー・プラス・ツーということが明らかになって、既にですね、それから十一年と二月十六日が経過しております。日数に直しますと、四千九十六日が、もう既に経過しているということでもあります。市長が就任されたのが二〇一七年三月三十一日でありますから、それから考えますと、既に五年五月と七日、二千日近く、千九百八十六日、もう既に経過しました。

その間様々な事業が、変化がございました。国・政府のほう、防衛省のほうとしても、当初二〇一一年に説明した時点の説明内容がプラスしなければならぬ、大幅な変更があったということが、事例があまりなかったものですから、説明のほうは、市のほうにもしていなかったわけでありませう。

ちよつと飛びますが、二〇一九年に市民団体のほう、こちらのほうが、防衛省のほうに直接市民の、市民に説明する説明会を開くように、すみません、説明会を開くように、議会のほうに出されまして。二回連続で継続ということで、三回目に駄目だということで、なりました。

その事実から分かりますように、市長も、議会のほうも、それまでは、説明を聞くこと自体がこの計画を認めることにつながるということ、また同僚議員がおっしゃっておりますが、防衛省は、自分たちに都合のいいことしか言わないから、市民の人が勘違いをしてしまう。もつとひどい言葉を使っておりましたが、そういうふうなことで、反対反対であったわけでありませう。

そして、市長のほう、様々な、同意できるとか、同意できないとか、様々なことがありまして、二〇二一年、市長になったわけです。その前の年の十月二十九日から二月六日、防衛省のほうの説明会のほうが、地元十五地区で行われております。

その後、市長選があつて、前の前の選挙のときから、市長のほうは、馬毛島基地反対で、何だったかな、軍事基地反対か、そういう公約でありました。そして市長になったら、賛成、反対を言わなくなりまして。また選挙が近づいたら、反対と言いました。反対の人たちと、一緒に文書も交わすような関係になりました。それ以降、また時がたつて来るわけでありませう。

今年の二月に、各種団体とか、その他人数が集まれば、その方たちの意見を聞くという場を設けました。そして、最近になつても説明会をする。本当に失礼な話だと思ふんですが、答弁書に関わることだけをということだったんですね、説明会、市長も同席されておりました。私も七回ともユーチューブのほうで見させていただきましたが、初めから市長、市長がせっかく説明するのに、防衛省の答弁書を見て、これを説明します、範囲をものすごく限定しているわけでありませう。ああ、市長の考え方を表してるな、そういうふうに思つたわけでありませうが、今年に入つてからであります。市長はこれまで、何度も説明しようと思えば説明する機会がありました。特に一期目は余裕がございました。防衛省の動きもさほど見えなかつたわけでありませうが、何もしなかつたわけでありませう。本当に説明

責任のほうを果たしたと思っっているのか、再度確認いたします。

いいです、議長。

では、二番目、あのですね、日曜日に反対派の皆さんが集まっておりますね、七十代男性、チラシ持っているんですが、七十代男性、最後まで市長には反対してほしい、そういう切実な声が載っております。戦争で馬毛島や種子島が標的にされるのではないか。最大の抑止力が敵をつくらぬこと。軍事による抑止はいつか破綻します。そして、見えるかな。お願いします。八板市長、公約を守って、明確な反対表明をということであります。

僕が見ていたら、十分な説明責任も果たしてないし、私は、今回の市長の決断は、黙っているということも決断であります。この決断は大いに評価していいかと思いますが、やはり明らかに公約違反だと思えます。公約違反だと思えますが、公の約束と言います協定書、そのほうも、市長と団体とのあれですから、約束であります。状況が変われば、判断も変わらざるを得ないのが当たり前じゃないでしょうか。事情変更の原則と言いますが、私は胸を張ってですね、公約違反を認め、最初に選挙のときに言ったこととは違うかもしれないけれど、状況がこうなってしまうと、市民の皆様、反対の立場で応援した、くださった皆さんに、きっちりとおわび申し上げて、この場でなくても結構であります。そういう方たちとお会いしたら、おわびを申し上げて、市長としてはやむを得ない、このような状況の中では、また、よくよく考えてみれば、市民のためには、必要な

手続は進めなければならぬし、そして、たとえ黙認と言われようとも、市民のためにはそれに耐えなければならぬ、そういうふうなことを言っていたかと思えます。

本当に泣きたい思いの反対している方、いっぱいいらっしゃるんですが、あの方たちの不断の努力は見えております。日常の頑張りは見ております。八板俊輔を信じたからこそ、あれほどやったわけじゃないですか。ぜひともおわびをして、そして今の判断に、人間の判断、正解か過ちか分かりません。しかしながら、市民のためになるんだというふうに突き進んでいただければと思います。

まずは公約違反かどうか、市長はどう考えているのか、教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私の馬毛島の問題において、公約違反かどうかというお尋ねであります。

この件に関しては、繰り返し述べておりますけれども、所信でも申し上げたとおり、同意、不同意を言う状況になっていないということをお申し上げます。

防衛省との協議の中で、いろいろな課題を挙げて、それに対する防衛省の対応、状況の確認というのを、一つ一つ表に出して、それを市民に判断していただきたいという、そういう作業をしているところであります。

この馬毛島の問題は、議員おっしゃるのように、十一年以上の長きにわたって続いております。この間に、そういう難しい問題でありますから、市民も非常に迷うようなところもございます。実際、議員の中でも、最初には反対を表明しながら、立場を転じて、賛成に回ったり、あるいは中立を標榜して、その後態度を変えたり、さように非常に難しい問題であろうかと思えます。

私は、先ほど申し上げましたように、この問題について、いろいろな課題を整理して、それがまだ途中でありますので、それを踏まえて、現状のようなことを申し上げているわけで、公約違反という認識はございません。

加えて申し上げますれば、私を支持して、選挙で支持してくださいという方は多くは、まだ私を見守って、あるいは支持していただいているというふうに、力強く感じているところもございます。

以上です。

○議長（川村孝則君）　ここで議長からお願いをいたします。

正午を過ぎましたが、このまま田添辰郎君の質問を続行いたします。

○一三番（田添辰郎君）　すみません、ちょっと映してもらえますか。見えるかな。

これ、インターネットでね、いろいろ、事実かどうか分からないデータもありますんで、あるんですけど、中国のほうは、沖縄は自分たちの領土だと、尖閣はもちろんですけど、沖縄も自分たちの領

土だと言っております。

この地図は、見て御覧のとおりには、琉球弧、種子島、屋久島まで中国だと示しているものであります。このような状況の中で、沖縄のほうで知事選が行われており、私のほう、本当に心配しておるわけですが、そのような状況の中にあつて、公約違反の認識もないということでもあります。

市長ね、議員のことをおっしゃるんですけど、市長なんだよ。五年もかけて決断もできない。市長の立場であれば、僕以上に、僕の十倍、百倍、情報を得ることができたはずですよ。議会に聞く必要もない、市民に聞く必要もない、このためにどうあるべきか。まずは防衛省の考え方、それが分かるわけじゃないですか。そのための努力はほとんどされなかった。特に一期目はされなかった。それで、おいて、説明責任もないがしろにする。まして、そうしてほかの議員のことまでおっしゃる。議員は、多勢に無勢ということがございますが、百人議員がいたって、あなたにはかなわないですよ。地方自治制度の仕組みはそういうふうになっているんです。自らの責任をもう少し感じたらどうですか。

自衛隊基地、FCLP訓練にどう対応するのか。平和とは何か。それを維持するために何が必要か、お願いいたします。

四番目のほうはですね、これで三回目ぐらいの質問です。ぜひとも答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君）　三、四、一緒にということでもよろしいです

か。

○一三番（田添辰郎君） はい。

○議長（川村孝則君） 田添議員、四番目はできません。

○一三番（田添辰郎君） どうして。

○議長（川村孝則君） 残り三分前には一つの質問だけです。

市長、三番目の答弁をお願いします。

○一三番（田添辰郎君） はいはい、いいですよ。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

進行中の環境アセスについては、環境保全措置が十分になされるか、今後の注視が必要であります。

また、市民の不安についても、解消に至っておらず、現時点では、簡単に同意、不同意が言える状況にはありません。

国の動きに対して、行政の役割を果たすことも求められます。今、最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保と、不安解消に全力を尽くすこと、かつまた期待の声に応える最大限の力、努力を注ぐことであると考えております。

○一三番（田添辰郎君） 決まりは決まりなんでしょうね。四番目できないということで、誠実に対応するということで、これまでの答弁と一緒にですね。

自衛隊基地FCLP訓練に対して、市長はいつも市民のためにと言っているんです。市民のために、先ほど表を示しました。五年何か月も引き延ばしておいて、市民のためになっているのか。僕は、

あなたの行動は、予想してほぼ外れたことはありません。多分これから外れないかと思えます。

しかし、そういうことは予想屋ではありませんから、申し上げませんが、戦前の日本です。ね、本当に優柔不断、決断のできない総理の時代がありました。その方は外務大臣もやった方であるわけです。ありますが、大事なときに、そういう方が有力な地位にあったからこそ、戦争に巻き込まれていったところもございませぬ。ドイツのヒトラー政権のほうもそうです。あのときも融和政策ということでありました。

今、この国は大変な危機になっております。もう、E E Zまでミサイルが撃たれている時代です。マスコミは何も言いません。新聞も大騒ぎはしません。市民も関心はございません。本当に戦前にそっくりだと思っております。備えるべきは備えて、この国は我々が守るんだ、そういう意気込みを持っていただければと思います。

御紹介したい、他の自治体の長の発言がございました。抑止力を高めるために、やはり地方自治体の長、できる限りのことはやる。その上で市民のこともきちっと配慮する。それでよろしいのではないのでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時十分頃より再開をいたします。

午後零時五分休憩

午後一時十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔二番 鮫島市憲君登壇〕

○二番（鮫島市憲君） 通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、台風十一号も、本島にはあまり影響も少なく、今、成長のさなかにあるさとうきびの生育も順調に進んでおります。非常にありがたいなと感謝しているところであります。今日は、このさとうきびを主体として、質問をさせていただきます。

まず、さとうきびの本年産の実績について、関係機関から頂いた資料を調べてみますと、本市の全農家の数は九百六十五戸中、きび栽培農家は、半数近い四八・七％の四百七十戸であります。収穫面積は六百十六ヘクタール、これを平均反別に農家数を見ますと、八トン以上が二六％の百二十二戸、七トンから八トンが二四・二％の百十四戸、それから六トンから七トンが二一・一％の九十九戸、五トンから六トンが一五・七％の七十四戸、五トン以下が一三％、六

十一戸となっております。十アール当たりの平均反収は、本市の場合六トン七百八十八キロであります。種子島全体の平均反収は、六トン九百四十一キロと比較をしますと、百五十三キログラムの減収量、さらには、隣接の中種子町と比較しますと、四百九十九キログラムの減収量であります。

この減収量を五百キログラムとした場合、一トン当たり、さとうきび買取り価格を、糖度十三・七度の場合二万二千七百十一円、これは交付金と原料代金五千八百五十一円を加えたものであります。で試算をしますと、五百キログラムで一萬一千三百五十五円。これを一ヘクタールでしますと、十一万三千五百五十円の実質収入減となります。

このことから、行政はじめ関係機関、団体等の連携を基にして、適期の栽培管理作業の励行等、指導強化に進めて、取り組んでいたきたいと、このように考えるわけでございます。

ちなみに、本市の栽培農家の年齢を見ますと、六十五歳以上が五五・七％、二百六十五戸であります。

これから、本市の農業経営を中長期的に展望した場合、現在の農作物生産の基本とも言われる土づくりの再検討が最大の課題であります。

さとうきび生産の現状と今後の対応について、次の四点についてお尋ねします。

まず、既存の品種、農林八号、十八号、二十二号と、本年から作

付が始まります、本格的に始まりますはるのおうぎの作付状況と、次年度以降の推進についてお尋ねいたします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和四年、五年産の西之表市のさとうきび作付状況は、七月一日現在の生産見込数量等調査結果によりますと、全体で、前年より六十二ヘクタール多い六百七十七ヘクタールとなっております。

次に、品種別に多いものから、面積と割合を述べますと、農林八号が三百十ヘクタールで、全体の四七%と最も多く、次いではるのおうぎが百五十九ヘクタールで二三%、農林十八号が百四十四ヘクタールで二一%、農林二十二号が五十一ヘクタールで八%、農林三十二号が三ヘクタールで一%の順となっております。

本年度より、はるのおうぎの原料受入れが開始されるため、品種が一つ増え、五品種となります。はるのおうぎにつきましては、茎数が非常に多く、萌芽性に優れる株なし多収なさとうきびの新品種であります。機械収穫に適しており、収穫後の萌芽も良好であることから、生産者から評判もよく、今後作付面積が増えていくことが予想されます。

一方、黒穂病に対する耐性が低いことから、黒穂病蔓延のリスク、機械刈り面積の増加に対する受託作業の体制、繊維質が多く、製糖工場の圧搾時に排出されるバガスの増加処理等の課題もございます。次年度以降につきましては、今期の状況も踏まえ、生産者、受託

者組織、新光糖業等関係機関と協議をしながら、課題を整理し、推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 次の質問に移ります。

きび生産向上を高めていくためには、どうしても輪作体系というのが不可欠になります。甘しよの基腐病対策等も踏まえた中で、安納いもやでん粉用甘しよ、及びほかの作物への対応について説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

本市において、さとうきびと甘しよは基幹作物として作付面積も多く栽培されておりますが、近年サツマイモ基腐病被害の拡大により、甘しよからさとうきびへの転作が増加しているところがございます。

さとうきびの生産においては、作付から収穫の時期を鑑みますと、甘しよの収穫後に、さとうきびの新植を行い、数年植えた後、さとうきびの収穫後に甘しよへ戻すという輪作体系が、本市において最も一般的で定着しております。こうした輪作を行うことで、病害虫の蔓延防止や、連作による地力低下を避けることができ、作物の収量や品質が安定するものと考えられます。

一方で、輪作については、各生産農家の作付状況等、諸事情がございますので、市としましては、連作障害を来さないような輪作体系の構築を、技連会とも連携し、農家に指導、周知を図っていると

ところでございます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 次の質問に移ります。

ウの近年の農業経営は非常に厳しい状況下にあります。燃油、肥料、農薬等の生産資材、機材等々の値上げが、農家経営を圧迫し、その対応が今後の重要課題であります。

その一つとして、土づくりが必然的に求められます。化学肥料頼りの農地で、地力も低下し、風水害の影響も受けやすい。きび作にしても、早くから梢頭部、トップといいますが、梢頭部は、早くからというのは、古くからですね、梢頭部は、牛馬の餌として、またハカマについては敷物に活用して、その厩肥に浜砂を加え堆肥化し、畑に施すなど、土づくりの原点を顧みる必要もあると考えますが、意見を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

さとうきびは、新植から更新まで三年から四年の長期を要し、また生育量が大きいため、土壌養分の収穫量も多く、しかも高温多雨条件下で、土壌有機物の分解も速いため、地力が低下しやすい傾向にあります。

このため、新植時の土づくりが重要で、堆肥やハカマのすき込み、夏植えさとうきび植付け前の緑肥の栽培、すき込みによって、地力の向上を図ることが、生産性向上につながるものと考えております。

このため本市においては、国の補助事業の活用や、市の単独事業

にて、土づくりである堆肥の投入を積極的に促進しているところでございます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 次に、先ほど土づくりの問題、それと、もうお答えありました。そして、新品種のはるのおうぎについての特性、ほいで、これから先の、この期待というんですかね、こういったことについて、るる説明がございました。

この製糖工場のはるのおうぎについて、ちよつと調べの中では、おっしゃるように茎数が多い。根が張って、多収量、高糖度で優良品種であると伺っております。

一方、課題として、操業中の圧搾、絞るときですね、圧搾時に生じる残渣、すなわちバガスの量も多くて、処理経費が大きいとのことであります。

本市の畜産農家は減少傾向にありますが、増頭に推移しています。規模拡大の畜産農家と連携や、農業振興公社等々への供給等、いろいろと考えられます。当局の積極的な取組について、その方策をお尋ねいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

これまで畜舎の敷料として、さとうきびのバガス利用が行われてきましたが、さとうきびの年ごとの作柄により、製糖工場から排出される量も増減する状況にございました。

今後は、高バイオマスの品種が普及していくことから、これまで

より製糖工程で発生する余剰バガス等の副産物を安定的に利用できる可能性があります。

本市としましては、今後も畜産農家へのバガス利用等を促進し、堆肥化による循環型農業の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） さとうきびの生産農家によりますと、このバガスの利用について、非常に新光糖業まで、積みに行くのが大変だと。しかし、確かに地力が落ちている。そして生産する肥料代、そういったものにしても高騰が続いております。これが下がるということは当分考えられませんが、しかし農家の、さとうきび農家の経営を圧迫することは間違いありません。

そういうことから、今後は、やはりこの製糖工場の、これは副産物ですが、バガス、さらには和牛、乳牛の畜産農家との、やはりこの活用によって、そこから生じる優良な、やっぱりこの堆肥、それを今、施す必要が、これから先は重要になっていこうかと思います。

話によりますと、中種子町では、今回の議会に、堆肥センターの予算が計上されているようでございます。そのようにして、この問題は、やはりこのはるのおうぎに関わるバガス、そういったもの対応ということも、当然、考慮した中での政策とは思いますが、私たちは、本市でも、やはりこの積み場、それを何とか確保しながら、

この近くに取りに行けば取れると。その受皿となるところはというと、先ほど御迷惑かと思いましたが、農業振興公社を等という言葉で挙げさせていただきました。

どうかさとうきびは、やはり本市の基幹産業であり、このさとうきびを取り巻くことによって、全ての農家はもちろん、経済的にも、こういう影響を与えることは大きいわけでございます。

永劫未来に、さとうきびがますます安定し、収益性が上がる、そういうった生産農家を育てるためにも、有効な、この土づくりに懸命に取り組んでいただきたいと、このように思い、次の質問に移りたいと思えます。

次の二番目の、種子島公設地方卸売市場の現状と将来の展望についてお尋ねします。

前もってお断りを申し上げますが、私も、俗に私たちが言います青果市場、この運営等について、現和物産館との、やっぱり借地という施設を、一部貸してほしいという願いの下から出したわけですが、経営主体、管理母体が異なっているという説明を、当局から受けました。よって、末尾にあります市場経営の問題等については、割愛させていただきます。お許しいただきたいと思えます。

それでは、種子島地方卸売市場は、本市はもとより、中種子町・南種子町の生活取扱い店舗にも、存在は大きく貢献しております。市場の現状と将来の展望についてお尋ねします。

その一つに、前年度の市場取扱い青果物の本土からの輸送量、す

なわち旅荷ということになります。それと、地元生産者の出荷量の割合の説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

種子島中央青果の令和三年度の実績報告数値で申し上げますと、入荷量の合計は約三百八トン、うち島内産が百八トンで、割合が三五％、島外産が約二百トんで、六五％の割合となっております。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 次に、地元生産者の高齢化、さらには後継者不足等、厳しい状況と推察するところでありますが、近年の新規の生産者等について、その動向について説明をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

種子島中央青果に伺ったところ、新規で出荷する生産者数につきましては、毎年五名程度の増加で推移しておりましたけれども、令和三年度につきましては、二十名程度増える見込みとなっております。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、生産者の高齢化が進んでいることから、全体の出荷者数につきましては、年々減少傾向にあるということでございます。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） 非常に後継者が、若干といえども増えているということに、非常に光を見るところがあります。ひとつ、また、更なる発展を祈念するところあります。

次に、ウとして、通称現和物産館についてであります。情報によりますと、現和物産館が閉鎖されると、出品者から聞きます。この物産館は、平成二十一年十二月にオープンをしております。たまたま私も、当時は校区の会計という立場にありまして、開店に向けて、校区の区会議員、九つの自治会長、一緒になって開店を、出発を見守るものでした。

ただ、現和物産館といえども、現和という広大な農地を抱えている校区ゆえに、そのように近郊園芸風な野菜、そういった園芸物が小まめに出荷できるかという不安を持ちながらも、スタートした記憶がございます。

大方さとうきび、バレイショ、甘しょにしても、面積がそれなりに多くて、広くて、大体平均耕作面積をよく三ヘクタールというものでありましたが、このようにして、小まめな物を作るという、こういういったとが、形がないことから、これ、何かそこをカバーして、軌道に乗せなけりやいけないということで、雇用対策での事業として導入してスタートしました。そして二年間、家賃補助もしていただきましたし、一年は、さらにまた単独で延ばしていただきました。そうしながら、年数がたつにつれ、生産物がどんどん増えてくるわけです。すなわち出品者がですね。そして、それを買うに来るお客さんもどんどん増えてきました。私たちも一安堵するものでありまして、これなら独自にも行けるねと、すなわち現和物産館として独自に行けるといふことですね。安堵するものでございま

した。

そうした光景を見ますと、やはり現在、一日に大体百五十人から二百人ぐらいの出品者、利用者があるようでございますが、これを一月に二十日間開店します。計算しますと、大体千人ぐらいになつていきますよね。これを一年間として計算しますと、四万から五万近くの方々が利用することになっていきます。

さて、私たちは、この年間を通して五万人の方々が出入りする、集つていく、そういった集まりは、容易にできるもんじやないわけですね。この物産館があるからこそ、そこに出品する人も増えてきて。そうして買物客も増えてきた。また、その次、プラスとして、御年配の方々、特に多いわけですが、そこで語らいをする、コミュニケーションの場所にもなっているわけですね。

これはもう、これを今、市が提供しています港町づくり、こういった構想からしますと、やはりこういったことの、やっぱりどうしたら人が集まるのか、どうしたら集められないのか、そういったことを考えるわけですね。ですから、貴重な経験であるし、手本になつていくんじゃないかなと、そのようなことを考えるわけです。

そういうことから、私たちは、今、いきなり閉店するというところからしますと、非常に、もう少し続けてほしい、出したい、買いたい、そして、遠くにいる子どもたちにもそこから直接荷を送りたい。そのような方々が結構多いわけです。

そこで、この現和物産館が閉店になる、立ち退きということにな

るようですが、そういうことからして、何かこれにかなえられないもんかと。そういうことから、市当局に、その市有地、もしくはそれに該当する、そういったところの借用できる土地がないものかと、このようにして問うところではありますが、いかがでしょうか。担当課長、お答えください。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現和物産館は、今ほど議員のほうからも御案内もありましたとおり、平成二十一年度から、国のふるさと雇用促進事業を活用しまして、町なかの空き店舗対策解消と、商店街集客対策として三年間実施後、安定した運営体制の確立のため、平成二十四年度からは三年間、市単独補助金で家賃補助を行うことにより、人・物の流れをつくり出し、地域全体の活性化を図り、消費者へ安心・安全、新鮮な農作物及び加工品などを直接販売することにより、地産地消の推進と、高齢者を中心とした交流拠点施設づくりを行ってまいりました。また、多種多様な出品物が集まり、その大半は高齢者の方々の出品が多く、作る楽しみ、収穫する喜びを醸成し、貴重な収入源、あるいは生きがい対策ともなっていると認識しております。

現在は、生産者を中心に独立した運営を行っており、年間六万人の利用者を確保するなど、重要な施設となつているところでございます。

市では、現和物産館が、現施設から退去しなければならないとい

う一報を受けた直後から、その対応について、関係課で協議を進めてきており、現在、次の移転先店舗への入居について、積極的に支援しているところでございます。

九月末での退去が予定されていることもあり、十分な対応ができないところもありますが、引き続き存続に向けて支援してまいります。と思います。

以上です。

○二番（鮫島市憲君） なかなか、すぐに土地を探して、移転するという、そういったことも不可能かと思えます。

しかし、ここまで積み上げてきた十三年間の、この実績を振り返るとき、そして、これから先の、先ほど言いましたまちづくり、そういったことを考えていくときに、あるステップラインになっていくんじゃないかと、このようなことを考えるわけです。

どうか、生産者の意向を、利用者の、そのやっぱり心の癒やしの場所というような、こういったことも含めた力強い、なんかこう、人と人との触れ合いの中に、こういったお店が生きていくんだと。私たちのところがない、道の駅のようなものかなと。また、私たちも帰る途中、役所から田之脇の港まで、十四から十五の百円市がございませう。それぞれ朝の、農家がそれぞれに、その市、その市に合わせた物が出されているわけですが、非常に、帰りにはほとんどが籠には空っぽになっています。そうした中でも人が動いている。動かないことには繁栄はない。活性化も生まれません。そういったことも

つぶさに思うわけでございます。

今後とも、その辺も視野に入れて、まちづくりのほうにも頑張っていきたいなど、頑張っていってほしいなど、このように考えます。以上で、私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時五十分頃より再開をいたします。

午後一時三十七分休憩

午後一時五十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問になります。しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

今回の一般質問については、世間の方も注視をしているところでもあります。全議員が質問を実施いたしました。大変いいことだと思います。

私も早めに質問をしたかったですけども、持って行く時間が、八時過ぎ、九時前には行ったんですけども、結局八番目ということ

で、今回二日目の最後になってしまいました。

また馬毛島に関する質問についてはですね、多くの議員、同僚議員が質問をしておりますので、重複している部分が大分あります。そういった部分で、時間も短くなると思いますので、よろしくお願います。

馬毛島に関する質問については、最後に回したいと思います。順番を入れ替えたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、一般質問を行いたいと思います。
まず最初に、学校における大木等の樹木の管理についてお伺いしたいと思います。

一学期に曾於の高岡小学校ですか、においてですね、大木の周辺の清掃作業していた、その当時の校長先生が、突然落下した木の下の敷きになってですね、枝の下敷きになって死亡するという痛ましい事故が発生をいたしました。

とても残念な事故であったと思いますけれども、本市においてもですね、例えば、榕城小学校には校庭に大きなアコウの木や、イヌマキも階段の横にありますし、北側にはガジュマル等があります。上西小学校にもセンダンの木などの特色ある木が、大木がありますし、また、そのほかの学校にもですね、それぞれシンボルとなる木がですね、昔から存在し、親しまれてきております。その学校によってはですね、その下で読書の活動などを行う事例もあるんじゃないかなと思います。

そういった中でですね、県教委にあつては、痛ましいこのような事故を受けてですね、学校における大木等の状況、管理について調査が行われたと思っております。

そこで質問いたしますけれども、本市における調査の結果はどうだったのか。先ほどの同僚議員もありますけど、もう一度、すみませんが、教えてください。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） 学校の樹木の調査についてお答えをいたします。

県内小学校における校庭の大木の落下による学校職員の死亡事故を受け、教育委員会総務課といたしましても、八月十六日と十七日の二日にわたり、市内の全小中学校の立ち木等の調査を実施し、児童生徒が集まる場所での枯れ枝の有無や、折れた枝が木に引っかかっていないか、幹に裂けや腐れがないかなどについて、現地で状況を確認いたしました。

また同時に、学校教育課からも、各学校長宛て、樹木の安全点検を再度行うよう依頼をし、また、それに対して報告するよう依頼をし、調査をしたところでございます。

その結果、枝の落下等により重大な事故につながりそうな樹木としては、上西小学校の校庭にあるセンダンの木一本を特定したところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 上西小学校のセンダンの木が、危険な木と
いうことのようにすけども、昨日もですね、MBCのニュースを聞
いてたんですけども、県内の県立高校も含めたですね、七百五十五
校、その中ですね、百九十四校においてですね、注意が必要な木
が存在するという報道がなされておりました。

本市には、その上西小学校が入っているんでしょうか。本市の一
件の中にですね。どうなんですか。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

この調査をもってですね、県のほうにも報告したのは、この上西
小学校のセンダンの木一本が危険であるというふうな報告をしてご
ざいます。

○八番（河本幸男君） 百九十四校ですけども、そのうちの三十何
校ですかね、既にもう、上西もそうだと思うけど、除去をした、先
ほど説明がありましたけど、除去をしたということのようですけど
も、私は、そのほかもですね、いろんな学校に、例えば、防風林と
なるガジュマルとかですね、そういった部分の木がたくさんあるよ
うに思っているわけですけども、そういった部分を含めてですね、
学校とか先生方、児童生徒にですね、どのような指導といえますか、
対策を取られているのか、お伺いしたいと思います。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） 各学校では、毎月一回を原則に、
樹木を含む施設設備の安全点検を実施し、安全確保に努めておりま

す。

また、今回の県内小学校での死亡事故のように、緊急の必要性が
あるときには、臨時の安全点検を行うようになっております。

点検に当たっては、目視だけではなく、点検対象の樹木や施設等
を振動させたり、たたいたりするなど、十分な時間をかけて点検す
るよう指導しています。

また、把握している危険箇所については、児童生徒や来校される
保護者や地域の方々に対して、近づかない、立ち入らないなどの掲
示をしたり、ロープを張ったりして、安全確保に努めるとともに、
学校日より等で広く周知するなどの指導をしています。

今後も、事故防止の観点を重視し、より丁寧に確実な点検や未然
防止策に努めるよう、八月末の校長研修会で指導したところです。

○八番（河本幸男君） そうですね、やっぱり、今でこそコロナと
かいことで、学校には行く機会はなかなかないんですけども、や
っぱり地域の方は小学校、特に小学校というのはですね、やっぱり
地域のまとまりをつくる大事な場所であったように感じております。
そういった部分で、学校に行く機会も多かったと思いますけども、
そういった部分で、児童生徒、先生方じゃなくてもですね、地域の
人たちの安全・安心を守るというのですね、学校の役目だろうと
思ってますので、ぜひそこところはですね、台風のときの避難所
にも指定されている学校もたくさんありますのでですね、そういつ
た部分も含めて、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の三番の質問に移りますけども、調査後、調査後でなくてもなんでしょうけども、管理の状況はどのようになっていくのか、そのところについてお答えください。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

まず、調査後の管理の状況について、先にお答えさせていただき
ます。

調査後の管理の状況についてでございますが、危険な木として特定した後、危険箇所にはロープを張り、立入禁止をしたところでございます。

対応については、この木については、特に上西小学校のシンボルとしての地域の方々の思い入れもあるものとなっていることから、学校長を含め、区長と協議し、校区の役員会を経て、危険とされる枝の剪定を御了承いただき、先週末、区長や児童、地域の方々が見守る中、剪定作業が完了したところでございます。

そのほかの学校につきましても、議員がおっしゃったようにですね、大きな木、またシンボルとなるような木、それぞれがござい
ます。今回の調査で、重大な事故につながる木としては至りません
でしたけれども、今後枯れそうな枝や、高くなり過ぎて管理が困難
なりそうな、そういった立ち木等対応が急がれると判断したものに
ついては、早急に対応することとさせていただきます。

また、そのほかにですね、毎年各学校には、次年度に整備をして
いただきたい部分があればということで、毎回調査をしてございま

す。その中で受けた、こういった木々も含めてですが、こういったものに必要な経費については、翌年度の当初予算に計上するように努めているところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） そうですね、管理については、たまたま危険な木と判断されたのが、上西小学校のセンダンだけだったという判断でしょうけども、私は、そのほかですね、例えば、防風林になるような木が、ずっと学校の周辺には生えているんですけども、それらが邪魔をしていると、影をつくることはいいんでしょうけども、その影以外の、あまりにもそれが広がってきている、特にガジュマルという木がですね、大分広がってきているんじゃないかなと思っているわけです。

国上小学校においても、私も国上なものですからね、小学校の作業、これはPTA等以外にですね、国上というのは、各集落に、年一回は小学校の奉仕作業をしようという制度を設けてまして、たまたま私の地域のところに当たったときは、校長先生から、プールの上のガジュマルを切ってくれと、プールが葉っぱで汚れると、水が汚れると、だから切ってほしいという要望がありましたので、若いって言うってはなんですけども、若くても四十代、五十代、六十代なんでしょうけども、そういう方が木に登ってですね、枝をですね、大分切りました。そういった部分ですね、そういったことが必要な学校がですね、あるんじゃないかなと思っているわけでありま

そういった部分で、そういった伐採するには人力に頼る、あるいは、やはり高所作業車のですね、やっぱり予算が必要になるんじゃないかなと思ってるんで、そういった予算というのは、今十分なものですか、総務課長。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

学校の樹木の伐採や剪定等につきましては、各学校の技師が日常的に行っておりますが、そのほかにも、PTAの協力により、愛校作業でも実施していただいております。

議員がおっしゃるように、PTAの戸数も少なくなったりですね、することで、なかなか行き届かないような作業が増えてきているような現状がございます。

こういった、これらの作業で対応できない高木等がある場合はですね、高所作業車を借り上げて対応しております。この部分については、先ほども少し述べましたが、次年度の予算の中に、学校から、この木を切っていただきたいという要請があるところについては、優先的にそういった予算をつけて、そして高所作業車を借り上げる予算を確保しているところでございます。

本年度におきましては、年三回程度の予算を確保しておりますが、今回の死亡事故を機に、施設整備予算を充実するよう調整をしながら、十分な安全対策をできるよう予算の確保に努めてまいりたいと思います。

○八番（河本幸男君） ぜひ予算の確保についてはですね、木に登

って切ればいいと思うんですけども、やはり、そこには人命を伴う、さっきの事故じゃなくて、直接人間が落ちるという可能性も十分秘めてますので、ぜひ安全性の確保のためにもですね、予算の確保をお願いしたいと思います。

市長、この事故については、市長はどのような感想をお持ちでしょうか。そういった伐採についての部分ですね。予算が足りないとか、教育委員会が言えば、予算を十分つけてほしいと思うんですけど、いかがですか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 学校は、まさに安全なところであればならないわけで、所管課の調査と、その対策に応じて、しかるべき予算についてはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○八番（河本幸男君） ぜひよろしくお願いしたいと思います。

多くの学校にですね、記念樹とか、地域のシンボルとなる、そういった木々がありますので、みんなでこれらをですね、守りながらですね、快適な学校生活、そして地域の集いができるようにですね、今後とも教育委員会のほうにはですね、指導方よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の海岸清掃について質問をしたいと思います。

この質問についてはですね、以前も行いました。五月の市民一斉のですね、海岸清掃を実施してほしいとお願いをしたところでしたけども、残念ながら、コロナがですね、発生ということですね、

なかなか実施がなされておりません。

そうなつてきますと、頼るのはですね、市の公社に委託をしている清掃活動になつてまいります。この作業は、公社が請けて行つておりますので、この一般質問に適しているかどうかというのがですね、あれなんですけども、それを委託をしているという意味ですね、一般質問をしたいと思えますけども、この清掃箇所の選定は、どのような形で行われているのか、ちよつとお伺いしたいと思えます。

「市民生活課長 平石栄夫君」

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

海岸漂着物等地域対策推進事業ということで、海岸清掃を行つておりますけども、海岸管理者である鹿児島県から、助成、補助の事業を活用して行つております。

原則として、県の定めた鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に掲げる重点区域、市内に二十八か所ありますけども、において、海岸漂着物等の回収・処理を推進することとされておりまして、本市においては、この重点区域も含め、市内全域の海岸を対象として、まちづくり公社に業務委託により漂着物等の回収をお願いしている状況でございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 全部をとということなんですけど、その全部を見るのはいいんですけども、例えば、今日はどこどこしよう、あ

したはどこどこに行こうとか、そういった計画的な部分があるのかどうか、その委託職員任せになつているのかどうか、どうなんですか。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

年間、公社に対しては、積算上でございますけども、二名体制で一年間、通年作業をしてもらうような形でお願いしております。

基本的には雨の日も、特段の業務がない日には活動していただくと。住吉から順に、西之表、それから上西、北回りで、東海岸を安城までずっと下りていくような形で、三か月に一遍で一週程度、年間四週程度するような形でお願ひしている状況でございます。

○八番（河本幸男君） 年間四回ぐらい回るような感じでございますけども、私はですね、やっぱり、今ちょうど観光シーズンは終わろうとしておりますけども、どうしても人が多いときについてはですね、海岸でも、浜、石寺の浜とかですね、上西とか、それから伊関とか、やっぱりどうしても白いところにごみがあれば目立つわけですよ。そういった部分ですね、やっぱり、今、海水浴場から帰る、例えば西之表に帰つてくると、どうしても花里浜のごみが非常に気になります。ですから、やっぱり清掃場をですね、決めるのはですね、職員が四回回ればいいというような感じじゃなくて、やはり場所を選んで、その時期時期を選んで、やっぱりやるべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

○市民生活課長（平石栄夫君） お答えいたします。

夏季観光シーズンにおきまして、浦田海水浴場、能野海水浴場等においては、オープン期間中においては、清掃作業も含めて、業務委託をしていると伺っており、管理は行き届いていると思っております。

一方、議員のおっしゃられる道路沿いの海岸等々につきましては、時期等によっては、多量なごみも漂着することもありますため、そういったところも含めて、夏場のシーズン、景観対策ができるようなところで、効率・効果的な収集ができるよう検討してまいりたいと思っております。

○八番（河本幸男君） 人間ですから、それぞれこう、感じるところが違うと思うんですけども、やっぱり人が多い、人の目立つところ、そういったところはですね、やっぱり丁寧に、やっぱりする必要があるんじゃないかなと思っております。確かにごみですので、台風とか潮の流れとかですね、季節風によってはですね、一気に、それこそ全部、全島が汚れる可能性というものもあると思うんですけども、やっぱりそれはそれとしてですね、やっぱり時期を見る、やっぱり人が多いときはですね、やっぱりそこを中心にする。我々も祭りとか、そういうときには、海岸のほうを、昔は拾って回りましたよ、職員のほうでもですね。やっぱりそういったことをやらないと、もう少し優しい行政をやらないと、私はいけないんじゃないかなと思っております。

市長、このことについては、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

海岸の清掃につきましては、非常に重要なことだと思えます。一斉清掃では、建設業界のボランティア等をいただいておりますし、サーファーの方、海を愛してくださっている市民、そのほか一般の市民のボランティア活動で、海を中心ですね、日頃から清掃に取り組んでいただいていることに、まず感謝申し上げます。その上で申し上げますと、やはり海は、やはり島にとっての命みたいなところもありますので、議員おっしゃるように、観光シーズンのスポットと言われるところについてはですね、日頃の巡回だけでなく、時期に応じて心がけるようにですね、担当課もそのような意識は持つておると思いますが、御指摘を受けてですね、さらに努力をして、美化に努めて進めるようにしてまいりたいと思えます。以上です。

○八番（河本幸男君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。ごみを二人ですね、二人の職員で全てを拾い上げるというのはとても不可能なことだと思えます。年に一回でもですね、市民総ぐるみで海岸清掃を行うようですね、やはり相当の量の、毎年集まっておりますので、そういった部分ですね、ぜひ来年こそは実施をできるようにですね、お互いにコロナの撲滅に向けてもですね、頑張っていけたらなと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後に、馬毛島について伺いたいと思えます。

もうこの質問は、市長もう受けたくないと思っていらっしゃるだろうと思えますけども、時間を短くしていきますので、昨日からも何回も言っても、お互いの接点は埋まらないと思っておりますので、短くしていきたいと思えます。

葉山の漁港ですね、浚渫工事も着工されました、内陸部においてもクレーン車が何台かですね、立っております、着実に工事が進んでいると思っております。

一方、この西之表の市街地においてもですね、土地の売買があったりですね、住宅の整備が進んでいるようでございます。そういった中、土地の標準価格の見直しとかですね、そういったことも今後発生していくでしょうし、家屋や固定資産税の増加も、家屋等ですね、固定資産税の増加も見受けられていると思っております。もうこれはですね、止めようもない、これ以上ですね、これを止めるということとは、もう不可能ではないかなと思っております。

そういった部分ですね、市長はこれまでの市民の不安解消のためにですね、防衛省と協議の場を設置して、その後においてもですね、二十一項目の質問をするなど、不安解消に向けて努力をしてまいりました。

また、八月の十六日から二十二日にかけてですね、住民説明会を実施してきました。ここで、住民説明会についてですね、質問をしたいと思えますけども、もう私は、多くの市民がですね、たくさん参加するであろうと思っていたわけでありまして。しかし、思っ

たより少ないように感じました。

市長、これについてはどのような感想をお持ちでしょうか。

○市長（八板俊輔君） この問題は重要な案件でありますので、議員の皆様方に質問していただいて、その説明を、私に与えていただけるといいうのは、非常にありがたく感じております。

お尋ねの今般の住民説明会につきましては、コロナ感染拡大の中で、実施の可否についての区長会の御意見も賜りながら、感染予防に十分配慮した形での実施を心がけたところです。

感染予防のため、広い会場での実施ということで、大字各地域での開催も検討いたしました。結果として、市民会館ホールでの説明会となりました。市街地から遠く離れている地区においては、参加について大変な御負担があったものと、恐縮しているところです。そのような中で、賛成、反対、双方の立場の方々に参加していただきました。状況等につきましては、市のホームページや、馬毛島だより等にて、積極的に情報提供に努めてまいりたいと思えます。あわせて、市民の皆様が説明会等に参加しやすい環境づくりについても、引き続き検討してまいります。

いずれにしても、この説明会を通じてですね、課題の深掘りといいますか、少し掘り下げて論議するきっかけにはなったのではないかと、そのように思っております。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

私はですね、この馬毛島の容認者といえますが、反対から容認に

変わった人が増えてきているから、今回は参加が少なかったんではないかなと。反対する人たちは、毎日のように来てましたよ。しかし、賛成する人は、私は国上と上西の部分でしか行きませんでしたけども、実際国上から来た人も、そんなにいなかったと思っただけです。区長とかはですね、それぞれ区長とかは来てましたけども、反対する人が多かったと。ですから、結局、みんな容認に回ったのではないかなと思うんです。それが増えてきているのではないかなと思うんですが、市長はどんな感じをしておりますか。もう昔のままだと感じておりますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

参加者が少なかった、思いのほか少なかったことに加えまして、推進の立場の方の参加も少なかったというふうに感じております。

これまで賛成か、反対かのみ焦点が当てられていた嫌いがございしますが、課題認識を示すことで、先ほど申し上げたように、課題の掘り下げができたのではないかと捉えております。

来場者の御意見を伺う限り、安心・安全に関する諸課題は完全に解決されておらず、市民の不安解消には至ってないと感じたところ です。

容認に傾いている人が多いのではないかというお尋ねでありますけれども、というよりも、この問題に処する、その根拠というものを、まだ市民の皆さんが、もう少し求めているというふうなふうにも感じます。そういうことがございますので、今後もうそうした不安

解消に向けての努力は、今後も続けていきたいと、そういうふうにも思っております。

○八番（河本幸男君） 不安解消を、今後も続けていく、それはもう私は、今後もですね、ずっと続いていく部分ではないかなと思っております。これができるかどうか分かりませんが、できた後でもですね、運営がされていく上でもですね、それはずっと、今後ともですね、続いていくことだと思っております。そういった部分ではですね、今後ともぜひ、その点については、市長としてですね、しっかりと不安解消に努めていたきたいと思っております。

次の質問に移りますけども、説明会で出た意見は、毎日、大体毎日来ておられる方もいらっしゃいましたので、九〇%がほぼ反対を唱えるような意見であったと思っておりますけども、そのことについてどう捉えられておりますか。

○市長（八板俊輔君） 私も、毎回出席したわけでございますので、その中で、おっしゃるように、反対の同じ、常連的な方もいらっしゃいました。そういう中であつても、賛成の方の中でもですね、今までと異なった質問なんかもあつたりしてですね、それはそれで双方の、何といえますか、意見交換というふうにはなりません、自分と異なる考えの方の意見を聞く機会を提供するということにもなったのではないかと思います。

そういう意味でも、いろいろ至らない部分はありましたけれども、それは、成果といえますか、よかった点もあるというふうにも思いま

す。

○八番（河本幸男君）　そうですね、やっぱり市民の意見を聞くというのは大事なことだろうと思います。今後とも、こういった機会を捉えてですね、住民の意見を吸収をしていただきたいと思えます。

その後、国のほうに行かれて、県知事と協議を行ったようであります。そういった部分ですね、県知事とはどのような協議がなされたのか。テレビでも放映がなされておりますが、そこで賛否についても、恐らく伝えてないと思いますけども、表明はなかったのかどうかも含めてですね、お願いします。

○市長（八板俊輔君）　お答えいたします。

八月二十五日に鹿児島県知事と面会をいたしました。内容につきましては、今、おっしゃっていただいている八月十六日から二十二日にかけて行いました住民説明会の報告、それから、重ねて環境アセスメントの準備書の県知事が、知事意見に、本市の意見書を十五日に提出していただきましたので、その本市の意見の内容を、知事の意見に反映していただくように、最大限反映していただくようお願いいたしましたところがあります。賛否とかのところでの話はいたしませんでした。

○八番（河本幸男君）　そのときの賛否の表明というか、そういったものはなかったということでもありますけども、次の質問に移っていきませうけども、次は、市長としてどのような判断を下したのかと。恐らく九月議会で判断をされると思っておりますので、このよう

な質問をしたところでですけども、昨日からの質問の中でもありますように、現時点で同意、不同意が言える現状にないと、現状でないというようなお答えが返ってきているんですけども、これについては、ちよつと方向性を変えてですね、一定の方向性を、市長として示すということだったので、そういった部分で、市長の苦しい立場はですね、私も十分理解をしているものの、相対するですね、意見を併記して、市民全体の理解を得るようなことは、容認派や反対をする双方を無視することではないかなと思っております。市民全体からですね、そっぽを向かれるという可能性も十分あるのかなと、私は思っております。

しかしながら、所信表明ではですね、我が国周辺の安全保障環境の状況から、市民の意識の変化もありますと、今後、国による馬毛島基地整備計画の進展により、市に求められる行政手続等あれば、適正に対応してまいりますと述べております。適正に対応していくということであればですね、容認、あるいは黙認をはっきり言ったほうがですね、多くの市民のあれを、理解を得られるのではないかなと、私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君）　先ほどちよつと申しそびれましたけども、県知事につきましてはですね、今後県としての連携については、従来どおり続けていただくようにということをおっしゃっていただいているわけですが、この問題についての、白か黒か、あるいは賛成か反

対かということでは、どっちかということになるんでしょうが、それぞれの市民の思いとして共通の部分もございいます。それは、例えば騒音とか、環境の問題とか、それは双方通じることだと思います。

そういうものを意識した上でですね、私の使命としては、市民全体の安心・安全を確保すること、そしてまた期待に応えることも追求していくと。市民の幸福というものを、将来にわたって考えていくという、そのことを常に念頭に置きながら、その時々々の事態にですね、現実といえますか、そこにきちんと対応していくということだと思います。御理解をいただきたいと思えます。

○八番（河本幸男君） この判断についてはですね、今後、いずれかですね、出てくるんだろうと思っておりますので、ぜひ早めですね、よろしくお願いをしたいと思います。

基地に、市に求められる行政手続等があればですね、適切に対応してまいりますということを受けてかどうか分かりませんが、五日には、午後にはですね、防衛省と馬毛島の市道、小中学校の跡地、西之表市に駐屯する自衛隊の宿舎等の予定地について協議を行ったということでありませう、これはもう、この次の三つを、市道、学校跡地、宿舎予定地について、今後どうするのかも含めですね、まとめて、すみません、課長のほうからでもいいです、市長からでもいいです。よろしくお願ひします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市における自衛隊の隊員宿舎予定地についての取扱いということなどであると思えますが、さきの答弁でも申し上げましたけれども、防衛省が、宿舎用地として、市有地を払下げの申請の書類を提出して、それを市として受けているところでもあります。それに関するところの追加議案の提出を予定しております。

そのほかの二点につきましても、今、同様にですね、申請書が出たりなどしておりますので、それについても、今、検討をしているところでございます。

○八番（河本幸男君） 今、議案提出の準備をしているということですが、今議会という理解でよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） そのように考えております。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

今議会にそういった議案が出てくるということでありませうので、またその中で、議案審議の中でですね、いろいろと発言をしていきたいと思えます。

先ほどの議員も言いましたけれども、もう既に中種子町・南種子町はですね、九月に提案するというような、今日新聞報道がなされております。そういった部分でですね、西之表市も遅れを取ることなくですね、同時に進行していくようにですね、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、移ります。

条件が整えばですね、再編交付金が交付されることになっており

ます。そういった部分ですね、今、市長が言いました三つの部分ですね、議案提出等あればですね、条件に沿ってくるのかなあと思っているところでありますけども、そういった部分で、次は、この再編交付金の基金条例の提出、恐らくそのまま使うこともできるんでしょけども、なかなか一定額をですね、一気にぼーんと使うこともできませんし、やはり長い将来ですね、有効に活用するためには、基金条例をつくって、そこに積んでいくということが大事だろうなと思っておりますけども、それをする時期等は考えてないんじゃないか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

繰り返し返しの答弁になって恐縮なんですけれども、防衛省から何らかの提示があった段階で、それを踏まえて、具体的対応のほうを考えてまいりたいと思います。

○八番（河本幸男君） 具体的な提示があつてからと、防衛省から具体的な提示があつてからということでありますけども、そういうことだろうなどは、答えはそうだろうなと思っておりますので、何も言うことはありませんけども、ぜひ、そのところまで頭の中に入れてですね、組立てをお願いしたいと思います。

基金の活用策についてはですね、いろいろあると思っておりますけども、この件については、先ほどの同僚議員もですね、いろいろと質問いたしましたので、この点は省きたいと思えます。

そういった部分で、これで終わりたいと思えますけど、やはりこの再編交付金の活用はですね、やはり市民が期待をしている部分であります。市長も所信でも述べているようにですね、基地建设のみが進み、負の影響のみを甘受する事態は避けなければならないということを述べております。ぜひですね、そういったことにならないようにですね、中種子町・南種子町と遅れを取ることはないようにですね、ぜひ行政手続等ですね、適正に進めてほしいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ただいまの河本幸男君の質問をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。

日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後二時三十四分散会

本会議第四号（九月八日）

本会議第四号（九月八日）（木）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	古市善哉君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年九月八日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

四番 渡辺 道大 議員

三番 橋口 美幸 議員

一四番 橋口 好文 議員

一二番 竹下 秀樹 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） おはようございます。通告書に従いまして一般質問を行います。

今年四月から六月期の国内総生産は、実質で前期比年率換算にして二・二％増加となりました。年換算の実額は五百四十二兆円と、新型コロナウイルス感染蔓延前の二〇一九年十月から十二月期を上回っております。しかし、七月以降は感染が急拡大をし、物価高騰が暮らしや営業に与える影響も深刻で、回復とは程遠い状況と云われております。

欧米諸国と比べても、日本経済の低迷は際立っており、国際通貨基金による七月時点の予測では、二〇二二年の成長率は、アメリカで二・三％、ユーロ圏で二・六％に対して、日本では一・七％となっております。日本では第七波がこれまで経験したことのない規模で広がっており、亡くなる方も急増するとともに、経済活動を妨げているということも分かります。

そういった中で、物価高騰は食料品、水光熱費など生活必需品やあらゆる品目に及んでおり、また島内においても、十月から種子島鹿児島間の種子島発料金が千円の値上がりが見られ、更なる島民の負担が増えていくことが分かっております。

総務省の家計調査を基に物価高騰の影響を見ると、所得が低い層

ほど大きな打撃を受けることも分かっており、年収二百万円以下の層では、物価上昇による家計の負担が年収比で四・三%増、消費税を五%増税したのと同等の影響となるようです。また、年収一千五百万円超では〇・七%増となり、家計に占める消費税の負担も低所得者層に重くのしかかっております。それだけに、全ての物価を一気に引き下げるといふこの消費税減税というものは、最も効果的な物価対策ではないかと考えております。

消費税についても、一九八九年の導入以来、三十四年間で税収総額四百七十六兆円に上り、ほぼ同時期に、法人税と所得税、住民税の減税が、合わせて六百十三兆円と言われております。もともと消費税は、法人税、所得税など直接税が税収に占める比率を減らし、間接税の比率を増やすという一つの目的を持って導入されたと言われております。間接税である消費税が税収全体に占める割合、今や所得税や法人税を上回って最大の税目となっております。

このように、現在の物価高騰に消費税増税、そして十月から導入されるインボイス制度、これは仕入税額控除、課税売上げから課税仕入れに関する消費税を控除することを受けるための新たな制度であり、導入後は、消費税を納める必要のある企業や個人事業者にも影響があると言われております。

それで、質問に入ります。

このインボイス制度についてですが、本市ではどのような影響があると考えているか、お答えをいただきたいと思っております。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

インボイス制度が施行された場合に影響を受けるのは、事業を営んでいる方々です。消費税における仕入額控除は必要経費に相当する控除なので、仕入額控除を適用できないと、消費税を本来よりも多く支払うこととなります。インボイス制度は、現在の仕入額控除の適用要件を厳格に行うことが目的であり、適用するためには税務署に申請手続を行う必要があります。インボイス制度の申請自体は任意ですが、制度申請を行わないと適格請求書の発行ができないため、取引先から取引を停止される可能性が出てきます。また、消費税の免税事業者はインボイス制度を申請できないため、課税売上額が一千万円以下の事業者であっても、今後は消費税の課税事業者として申告が必要になるケースもあります。

本市の場合、これまで免税事業者として申告納税していなかった事業者も多かったと思われませんが、これらの方々が新たに課税事業者となる場合に、その手続や申告するための事務的負担が増えること、また納税義務が発生することが主な影響であると考えております。

これまで消費税を納付していた事業者にとっての影響はあまりないかもしれませんが、これまで免税されていた事業者にとっては、取引先、販売先の状況により、登録事業者となるのか、免税事業者となるのかなど選択していかなければならないと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 今課長ありました選択というところで、様々な関係団体においても、商工団体とか税理士会といったそういったところでも、始まってみないと分からない制度になるのではないかなというふうに聞き及んでいるところです。

今ありましたように、これまで年間一千万円以下の事業者は、消費税法第九条で消費税納税義務が免除されておりましたけれども、このことについては法律で決められておりましたが、インボイス制度が導入されれば、先ほどありましたように、記載義務を満たした請求書を発行して、保存適格請求書を保存するというものが出てくると思います。これをしなければ消費税業者というふうにしてならないわけなんですけれども、免税事業者はインボイスを発行しないので、やはり取引先がですね、消費税を余分に払うということが言われておりました、免税事業者は仕事が減るといって、そういった問題が起こるのではないかというふうにして言われております。

業者においても、今ありました小規模な個人事業主が多いというふうにして考えられまして、飲食や小売、建設、農業の業種とか個人タクシー、シルバー会員なども該当すると。また、このほかにフリーランスも該当する場合があります。また、このほかにフリーランスも該当する場合があります。

今ここで該当することになりましたシルバー人材センターの会員なんですけれども、会員はですね、センターが発注する仕事を請け負う個人事業主という関係であり、シルバーセンターとの雇用関係

にはありません。就業に応じてセンターが会員に支払う配分金には、就業したことによる報酬に係る内税として消費税が含まれております。また、配分金は所得税法上では雑所得扱いというふうにしてなおります。本来、会員が受け取った配分金に含まれる消費税を税務署に申告納税する必要があります。しかし、課税売上げとして受け取る金額が年額一千万円以下であるため、現在は、免税事業者として納税する必要がないのが今の状況です。それが、インボイス制度が始まると、配分金が消費税の仕入税額控除の対象とならないために、センターのほうがですね、消費税納税額が一気に増えるのではないかとこのようにして言われております。

そこで、インボイス実施に伴って、このシルバー人材センターと会員に新たな負担が生じるのではないかなというふうにして考えますけれども、そのことについて今どういった認識を持っているか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（川村孝則君） 渡辺議員、マスク外していいですよ。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

シルバー人材センターは、議員がおっしゃられましたように、センターと会員の間に雇用契約があるわけではなく、センターが受注した仕事を会員が請け負い、その単価を支払うシステムとなっております。会員は課税収益一千万円以下の非課税になるため、現在、センターには仕入税額控除が適用されています。

しかし、インボイス制度が始まると、会員の配分金に含まれる消費税一〇%分を会員がセンターが支払うこととなります。会員が支払うとなると、低額な配分金がさらに少なくなり、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、シルバー人材センターが支払うとなると、新たに約三百万円の負担が生じるようになります。

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいや社会参加を創出するという社会的な側面もあり、単なる収益目的の団体ではなく、会員の消費税分を負担する余力はないと認識しております。現在、鹿児島県シルバー人材センター連合会が中心となり、国と県に要望書を提出しております。本市といたしましても、機会を捉えて、要望が認められるよう支援していきたいと思っております。

○四番（渡辺道大君） 今課長からの答弁ありました。シルバー人材センターとして年間三百万円ほどの負担が出てくるということで、定時総会の議案書というものを私シルバーの関係者の方からちよつと見せてもらったんですけど、やはり年間ですね、繰越額が約五十万円ぐらいになるといふことで、それがそういったものに充てるかどうかというところでの、非常にこう、深刻な状況になっているというような話もされておりました。だからといって、会員のほうにですね、負担を押しつけるのもどうかというような、今そういった中にあるというような話もされておりました。

二〇二一年の七月からですね、十二月の間で、全国地方議会にお

けるインボイス制度の特例的な取扱いに関する意見書等の決議というものがですね、全国において五十六件、この時点です、上がっております。多分今でも増えてきてるんじゃないかと思えます。また、その趣旨・概要についてもですね、今課長からもありましたように、免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができずですね、そういう状況にあると。で、健康維持とか社会参加にですね、重きを置いて生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業主であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、高齢者のやる気や生きがいをそいで、地域社会の活力低下をもたらすことが懸念されると。センターにとって新たな税負担はまさに死活問題というふうにして、この決議の内容についても書かれております。

その中でもですね、山梨県市長会とか兵庫県市長会、長崎県市長会などが、インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置についてといった内容の要望事項を示しております。

シルバー人材センターにですね、限らず、先ほど経済観光課の課長からもありました、前述の課税業者と取引のある免税事業者に大きな影響を及ぼすのではないかと。国税庁の調査では、フリーランスをはじめ、個人事業主の約七五%を占め、法人を含めると、約四百二十四万人に上る免税事業者のうち、三百七十万人超が課税事業者となってインボイス制度を適用するというふうには試算をしております。

今後ですね、地元の事業者に対して、こういった制度についてどういった対応を行うか、今現在の考えをお答えいただきたいと思えます。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

来年十月の制度施行に向けて、商工会等、また各種業種による関連団体等を通じた広報や研修、インボイス制度に関する国の問合せ窓口の紹介など、制度の理解促進や不安解消に向けた取組を行ってまいりたいと思っております。

ちなみに、九月十三日午後二時から、種子島税務署においてインボイス制度の説明会が行われます。締切りは本日までとなっております。防災ラジオについて、この紹介も行っておりましたが、このような機会の周知を今後も図ってまいりたいと思います。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひそういった周知のほうも進めていただきたいと思いますけれども、この質問の最後にですね、ここに鹿児島市ですね、シルバー人材センターの試算というものを頂いたんですけれども、令和二年度決算の支払配分金で試算しますと、鹿児島島のシルバー人材センターは、約七千八百万円ですね、センターが消費税を納税しなければならぬというふうになっております。

しかし、広域法人センターの運営については、収支相償ですかね、収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないということ

が原則であり、税負担をできる財源がないので、センターは配分金を会員に支払う際、消費税分を預かって税務署に納付するということになる。そうすると、やはり会員ですね、受け取り配分というものが減ることになります。

西之表市もですね、シルバー人材センターに対して、国からの補助金と同額の市の補助金というものを交付しているかと思えます。インボイス制度によって会員の配分金の減少を抑えるためには、やはり単価を見直す必要があるのではないかなというふうにして思いますけれども、そういったその基準については、やはり鹿児島県の最低賃金を下回らない、そういった措置がやはり必要ではないかなというふうにして思いますけれども、そういった協議をですね、市の補助金を増やすとかですね、そういったことについての協議をシルバー人材センターなどと持つべきではないかなというふうにして考えますけれども、こういったことについて、市長、今どういうふうにして考えているかをお答えいただきたいと思えます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

インボイス制度の影響を受けるシルバー人材センターの会員の問題についてはですね、非常に深刻な点もあるかと思えます。議員おっしゃるような単価のこともありましようけど、まずは、先ほど課長が申し上げましたように、現在、連合会が出している要望を出しておりますけれども、それが認められるようにですね、受け入れら

れるように市としても支援をしてみたいと思います。そのほかの御提案の件については、また視野に入れて研究してみたいと思います。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。ぜひですね、地域の事業者がですね、継続してやっていけるような、全体的にですね、そういう大きな支援とか措置を考えていただきたいと思います。

そういったことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

昨日、さとうきびに関する質問では、作付面積等の答弁ではなかったかなというふうにして思いますけれども、昨日と重複する場合もあるかと思えますけれども、さとうきびの生育状況ということになります。

種子島一市二町の令和三年、四年期のさとうきび生産、十五万三千百九十七トンで、令和二年、三年期に比べて約二・八万トン増収となっております。これは、平成二十八年、二十九年期の十五万八千五百八十トンに迫る勢いというふうになっております。

昨年九月、十月に大きな災害などがなくて、その後も天候がよかったことなども増収の要因になっており、糖度についても十三・八度と、霜の被害や寒波による気象被害が少なかったことが品質上昇につながったのではないかというふうに見ておりますけれども、今現在、今期のさとうきびの生育状況についてお答えをいただきましたと思います。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

技連会が行っている生育調整の結果によりますと、八月三十日現在、本市のさとうきびについては、仮茎長、期間の一日当たり伸長量、茎数ともに平年並み以上の生育を確保できております。要因としましては、期間を通じて高温で日照も多かったこと、島内全域で局地的降雨があつたなど気象条件に恵まれたことによります。

なお、一部圃場にてさび病の発生も散見されているとの報告を受けておりますが、今後、葉の入れ替わりにより改善されるとの予想もあることから、生育状況について特段大きな問題はないと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 生育状況については、いい方向だというふうにして認識します。

令和三年の第四回定例会においてですね、従来よりバガスを副産物とした優良な堆肥生産が行われており、今後、さとうきびの面積増や新品种はるのおうぎへの転換に伴って、バガスの排出量が増加すると想定をされ、今年度についても、新光糖業と地元畜産農家との連携によって生産された堆肥をJAで取り扱うようになったことから、島内における普及も進むと思われる。引き続き、この循環型農業の確立に向けて取り組みたいというふうにしております。また、続けてですね、今後、循環型農業として地元で生産された

堆肥と普及させるためには、原料となるバガスの供給側と堆肥化する畜産農家側との連携を深めて、利便性のある仕組みにしていく必要がある。したがって、関連する既存の協議会等を活用しながら、循環型の農業に関わる事項について協議の場を今後も設けたいというふうにして、令和三年第四回の定例会において答弁があります。

その後ですね、この協議について行われたか、また、行われていればどのような内容だったかをお答えいただきたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

循環型の農業に関わる事項についての協議の場につきましては、耕畜連携を推進するための場を想定しており、今年度、畜産関係機関で構成する西之表市畜産経営確立対策協議会において、計画を盛り込み取り組んでいくこととしております。

現段階で具体的な取組はなされておりましたが、今後、先進事例も参考にしながら、本市に適した耕畜連携による循環型の農業を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、協議のほうを進めていただきたいと思いますけれども、新品種はるのおうぎの登場で、更なる増収が見込まれて、新光糖業さんにおいても、はるのおうぎの作付面積が、新植面積を八〇%と数えても、約二七%程度の普及率があるのではないかとというふうに見ております。

また、バガスや糖蜜などさとうきびから出る副産物ですね、こう

いったものを活用して、堆肥やエタノール、これを消毒液として学校や公的施設にと。また、ラム酒などが造れないかですね、今現在、研究をしているようであります。

さとうきびから出る副産物を活用してですね、やはり堆肥であれば土に返す、そして製品加工であれば島内で消費をするという、そういった地域循環型の取組というものが、今後可能になってくるのではないかなというふうにして考えます。

昨日の質問、答弁でもありました土づくりですよ、やはり。畜産農家と連携した堆肥づくり、そして、多くの農家になるべく安価で提供をして土づくりからと。また、物価高騰の背景や基腐病によって、なかなかさつまいもつくりがですね、困難な状況にある中で、大変さとうきび生産大変なところもあるんですけれども、そういったさとうきびをですね、つくりやすいような、そういった環境に移行しやすいような仕組みづくりというものが必要ではないかなというふうにして考えますけれども、今後、さとうきび生産向上についてどのように考えているかをお答えいただきたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

まず、さとうきびの生産に直接影響する品種については、本市においては、令和三年に奨励品種となりました農林八号が、早熟、高糖、多収で主要病害にも強いということで、長期にわたり作付されてきました。しかし、高齢化等により栽培戸数が減少する中で、手刈りによる収穫からハーベスターによる機械刈りが普及してきた

ことにより、株出し、多収かつ機械収穫しやすい新たな品種に対するニーズが高まってまいりました。そこで開発されたのが、はるのおうぎになります。はるのおうぎは茎数が非常に多く、萌芽性に優れる株出し多収なさとうきび新品種であります。したがって、今後普及が進む中で、単収向上につながるものと期待されるところです。

一方、堆肥による圃場の地力増進や新植栽培、株出し管理作業など様々な経費によって負担を軽減するための国や市独自の支援事業も併せて行っております。今後、生産性向上による収益の増と経費負担の低減により、さとうきび生産農家の所得向上につながるよう施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ぜひです、そういった方向で取り組んで進めていただきたいなというふうにして思っております。

それでは、次の質問になります。

今朝方の新聞報道ですかね、記事を読んでいて、やはりこのまま進めば非常にですね、取り返しのつかないことになるというふうにして感じました。まず、そのことを述べておきたいと思えます。

そこですけれども、住民の不安や期待に関するものを整理して判断材料とするために、二月二十八日から市と防衛省との協議の場が設けられており、先日五日にですかね、第九回の協議というものが行われております。また、そのことについては、馬毛島日より等

で全戸配布をして、その都度、市のほうも市民に知らせてきたという経緯があります。

そして、八月十六日から二十二日まででしたかね、防衛省に対して住民の不安や期待に対する確認事項二十一項目を出して、その回答をですね、市のほうが示して住民説明会を開いております。その際にですね、八板市長に対する厳しい意見とか激励の言葉というものもあつたかと思えます。

改めてですけども、馬毛島への基地建設に同意できないと公約を掲げて市長に選ばれたというふうにして思いますが、市長が進める防衛省との対話路線との整合性を今現在どのように考えているか、あるいは、どこにあるのかというものをお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この問題に対する私の考え方といいますか、現時点でも、やはり市民の不安解消と。目指すところは市民の幸福というところであります。そういう中で、現在市内には、基地建設に推進の方、あるいは反対の方、また判断のつかない方というのが、様々な市民がいらつしやいます。そのような中で、市長の立場で防衛省とのやり取りを通じ、二十一項目の確認事項として市民の不安や期待に対する防衛省の考え方を求め、材料をそろえてきたところでございます。対話の流れというのは、そういう中であるものと考えております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

こうやってですね、ずっと防衛省とのやり取りというのを重ねてきてると思いますが、市長がですね、こうやって航空機騒音対策及び高齢者や障害のある方への騒音に対する不安への対応についてとか、安心・安全についてとかですね、こういった地方自治における重要な確認をしても、現時点では実施する計画はないとか、調査結果を踏まえて適切な対応を検討したいとか、想定されてませんとかなどの回答というふうにして、これ繰り返しこういうふうな回答になっております。これではですね、西之表市の代表、八板市長の理解はおろか、市民の理解というものも得れないと、やはり私は思います。つまりはですね、市が出したこういった確認書に対する防衛省の回答が市民の判断材料にはならないと、そう思います。それでも、今回の市と防衛省との協議内容を見て判断した市民は、自分の意見というものをどのように表明すればいいのか。こういったことについて具体的に市長に示していただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先般行われました住民説明会においても、賛否様々な御意見が寄せられました。そうした中で、市民が自分の意見をどういうふうに表示すればいいかというふうなお尋ねでございますが、確認事項等の市の考え方、それから防衛省の考え方を確認しながら、市民の皆さんには自分の意見をしっかりと固めていただきたいと。それを語り合っていたきたい。もし意見の異なる人がいたら、相手の意見を尊重しながら冷静に話し合うことだと思います。そして、そういう

中で、未来の子孫に自分の意見をきちんと伝えられるようにしていただきたい。そういうことかなと思います。

○四番（渡辺道大君） そういった説明会に参加できなかった方々に、手紙とかですね、電話とかファクスとかですね、あらゆる手段というものを示されていたかと思えますけれども、そういったものが現在そういった届いているのか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

説明会の前後からですね、市民の方々から様々な御意見を手紙ですとかメールですとかいろいろ伺っております。頂いております。そういうものを参考にしながら、最後は私がこの問題についてはきちんと決断をしてまいる、そういうつもりでおります。

○四番（渡辺道大君） それでは、次になりますけれども、八月十六日に、葉山港の海底を掘り下げるといふ浚渫工事始まりましたけれども、これについては、沖合三百メートルまで、幅三十四メートルを水深三メートルになるように掘り下げる工事で、工期がですね、九か月程度というふうにして見込まれております。これまで市は安全性の観点などから、三月二十九日に工事を行うことに異存なしとして認めております。

しかし、防衛省はですね、そういった安全の観点というところから、私は外れているんじゃないかなと思うんですけれども、基地整備に漁港を使うため、地元要望に応えたというふうにしております。

基地建設に直結すると考えるこの葉山港浚渫を許可した理由、これをですね、手続論ではなくて、具体的な内容を市長に示していただきたいと思います。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

浚渫工事につきましては、漁協の要望があったことから、漁港管理者の立場で対応したものでございまして、管理用道路という防衛省の位置付けには関係なく、漁港管理者の立場で判断するというところで対応させていただいたところでございます。

現状では、現地において漁船の航行が増える中で、漁港区域内における事故を発生させてはならないということを第一に考え、判断対応したところでございます。

○四番（渡辺道大君） 市長、今のでよろしいですかね。今の課長の答弁でよろしいですかね。

○市長（八板俊輔君） ただいま課長が申し上げたとおり、防衛省が言っているのは、説明しているのは、管理用道路の一環ということとを言っておるわけですが、市としては、今課長が申し上げたような立場で、防衛省の位置付けとは関係なく対応しているということでございます。

○四番（渡辺道大君） やはりですね、先輩議員に頂きました、葉山港浚渫工事の同意撤回を求める、その申入れ文書なんですけども、六月十日付けで市長にも届いているかと思えます。四名の漁業者が

申立てを行っておりますけれども、葉山漁港浚渫工事の問題として、浚渫規模は極めて大きくて、現場の漁業者にとっては全く不要な工事であると。また、現場の漁業者の真意とかけ離れた多数意見で浚渫工事に同意した行為に対する怒りとかですね、現場の漁師の利益をないものにする。市長が浚渫工事に同意したということは、西之表市民の生活を守るべき職責を放棄したものであるというふうにして書かれております。

やはりですね、改めてこの浚渫工事に反対する訴えになっておりますけれども、市長、基地に直結すると思います葉山漁港の浚渫工事、さきにも述べました、工期がですね、九か月となっております。このことについて、やはり工期途中でですね、やめさせるべきだというふうにして思います。中止を求めるべきだと思えますけれども、市長の考えをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

漁業者の訴えというのは私のところに届いておりますし、その事情については理解できるところも多々ございます。一方で、先ほどから申し上げておりますように、漁協のほうからの要望に対応するということがあります。そうした中で、漁港管理者の立場で対応した。その処置については変更する状況にはないと思っております。

○四番（渡辺道大君） 分かりました。

じゃ、次の質問に入りたいと思います。四番目になりますね。市の確認事項で、漁業への影響に対して、漁業補償のみではなく、

漁業資源の再生や漁業振興策に積極的に取り組むことというふうにして質問をして、そのことについて防衛省の回答では、港湾施設の整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行うが、適切に補償を行う考えだ。また、港湾施設の整備によって消失する海域動植物の生息・生育場についても、創出を含めた措置を検討して、専門家等の指導・助言を得て適切な措置を講じるというふうにしております。

さらに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定施設の助成なども活用して、地元の皆様の御要望も伺いつつ、漁業振興策についても取り組んでいきたい。

その上で、馬毛島基地（仮称）の整備に伴い交付される可能性のある交付金は、公共の施設の整備といったハード事業のみならず、漁業の振興等のソフト事業にも活用することができるというふうにして回答しております。そういった回答あるんですけれども、やはり具体的なものというものは示されておりません。

先ほど述べたように、漁業者にとっては、なりわいの場所を失うという重大なものになるかと思えます。もし基地が整備されればですね。単年度補償ではなくて、やはり未来永劫、馬毛島周辺で漁ができないと。ずっと補償をしていくべき姿勢なのか、港湾ができた場合、漁業補償は国はどのように考えていると思うか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

確認事項における防衛省の回答は次のようになっております。

港湾施設の整備に伴い漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。また、港湾施設の整備により消失する海域動植物の生息・生育場について、創出も含めた措置を検討し、専門家等の指導・助言を得て適切な措置を講じてまいります。そういう考えを国としては示しているところであります。

○四番（渡辺道大君） 今の件で、今後も続くのではないかと思われる防衛省との協議ですけれども、市長としては、どういうふうにしてそういったことに突っ込んだ議論ができるのかというのは今現在考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 確認事項というものについての防衛省の回答は求めたところであります。その中に、この漁業補償とか地域振興、そういうものもテーマとして入っているわけですが、協議の場は今後も引き続き続けていくことをですね、防衛省とも一致しておりますので、その中で続けていくことになろうかと思えます。

○四番（渡辺道大君） じゃあ、次の質問に入りたいと思えます。

トーチカを含む岳之腰の景観、地形、遺構の保存については適切な措置を講じることということに市の質問に対して、防衛省からは、岳之腰は施設整備の計画範囲であるため、平たんに整地を行うとして、そのため、トーチカや岳之腰については記録保存を行うというふうにしております。

馬毛島のシンボルですかね、シンボルでもある岳之腰、そう言われているのがなくなるというふうにして思うんですけども、やはり改めてですね、基地整備となれば、岳之腰やトーチカ、なくなると防衛省説明しているんですけども、このことについて、今の市長の気持ちとかですね、そういった見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、基地整備により岳之腰が平たん化され、トーチカも撤去する旨の説明を受けております。

岳之腰は、渡り鳥が上昇気流を得て飛行したり、漁業者が葉山港に進入する際の目印であったり、馬毛島のシンボリックなものであります。そのほか、水源の涵養ですとか漁場への養分供給機能というものもあるかと思えます。その消失は西之表市民にとって大変胸の痛むものであります。

また、岳之腰に設置されているトーチカは、太平洋戦争時に建設され、馬毛島南部にある爆弾投下的、標的ですが、それを含めて、戦争遺構として後世に伝える価値のある遺産、資産と捉えています。したがって、防衛省に対しまして保存を要望しておりますが、防衛省としては記録保存することとしている、そのように説明を受けております。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

岳之腰とかトーチカに対する市民の思いですね、今市長語っていただいたんですけども、市長もですね、やはり馬毛島に対する思

い入れというものについては、この間の議会の質問のたびに答弁してきたかと思えます。どうかですね、その思いをこれからも継続していただきたいなというふうにして思います。

それでは、最後になります。

防衛省はですね、この間、市道は存在しないと一言しながら、市道の認定の取消しを求めてきており、矛盾するようなことをですね、市に迫っております。また、馬毛島小中学校跡地についても、馬毛島の安定的な運用を確保する観点から、学校跡地を含め、馬毛島全ての土地を取得したい。あわせて、葉山漁港周辺における西之表市民との交流の場については、市の考えも伺うと。その上で、自然や歴史、文化の保存、情報発信、児童や生徒の体験学習や種子島の住民と自衛隊との交流の拠点とするといったアイデアが考えられると。続けて、利活用も考えると回答しております。

市長、私はですね、やはりこの馬毛島の土地に関して市長の権限があるのは、市道と学校跡地がやはり重要だというふうにして思っております。

市道については、やはり道路管理者としての管理権限。したがって、市道の存廢の判断権限は市長固有の管理権限であるというふうにして考えます。つまりは、やはり市長が廃止をしない限りは、防衛省はですね、当該道路敷地に手を加えて滑走路を造ることができないと。これが道路法上の問題としてあるはずですよ。

また、学校跡地についても、これまで売る段階にないとの答弁も

あり、これからも売らないと。また交換についてもしないと。現況で学校跡地がですね、取得できなければ、計画されている航空機等への給油施設、管理棟、隊員の待機所など滑走路応援施設を整備することはできないと、やはり私は考えます。

また別のことになりましたけれども、学校用地が使えないと、行くことができないと、そして市が進めた利活用計画ですね、こういった計画ができないということは、まさにですね、やはり地方自治なものにする行為だと。あわせて、この問題は憲法上の財産権侵害にもつながるものだと、やはり防衛省に対しても強く迫るべきであります。

したがって、この問題をですね、解決しなければ、市長が認めなければ、基地建設工事は実行できないものだというふうにして私は考えますけれども、市長、改めてですね、防衛省に対して、市道は廃止をしないと、学校跡地は売却、土地交換をしないと明言して通告すべきだと考えますけれども、市長、今どのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の小中学校跡地、そして市道に対するお尋ねであります。それぞれ防衛省の求めがあり、追加議案の提出を検討して準備しているところがあります。

防衛省は、まず学校跡地につきましては、九月五日、協議の場で整理を行いました。学校跡地について、防衛省は、変更区域外に存

在し、本体工事に直結するものではない旨を説明しております。本市としましては、出郷者の愛着が極めて深く、現存する遺構・遺物についても、可能な限り葉山漁港周辺に予定される交流の場等への移転が可能であるという説明がございました。また、葉山漁港周辺の交流の場を拠点とした体験活動の延長として、学校跡地の活用が可能であること、また、仮に基地整備が進まなかった場合、本市の利用に関する意向が聴取される。平たく言えば、基地ができなければ返還するという意味合いであります。そうしたことを確認いたしました。以上のことから、学校跡地については売却を検討することになったところであります。

市道につきましては、調査や管理がままならず、実態、現状の把握が困難な状況にあります。また、市道の敷地の土地の大部分は、既に国が所有しております。タストン・エアポート社の土地の部分もあるようでございますので、その許可を経て、その所有地を通過した上で市道に入るといった必要もございません。市としては将来の利用を視野に入れて検討をしておりますけれども、国の全島取得の動きなどから、事実上、入ることが困難であるということで、タストン社及び防衛省から廃止の手続を取るよう求められておりました。そこで、これについても協議の場での五日の整理をしたところであります。ちよつと行ったり来たりしましたが、そういうことで、市道につきましても廃止の手続を準備しているところでございます。

○四番（渡辺道大君） 昨日答弁ありましたけれども、変更区域外

ですかね、基地とは直結するものではないというふうにして、また歴史的なものについても交流の場に移すというようなことを言っておりましたけども、これこそ現実的に見てですね、上空を戦闘機が飛んで訓練するような場所、また巨大な港湾、まさに軍港になるようなところですね、そういった危険なところに市民が行って憩えると思いますか。交流できるというふうにして思いますかね。もちろん訓練をやっていないというような時期になるかと思いますが、それもきつと不明ではないかというふうにして思います。

繰り返しになりますけれども、本当平行線になりますけれども、やはり最後、防衛省に対して対等に、市道は廃止をしないと、学校は売却をしないということをきっぱり言うことと、市長固有の権限をしっかりと行使する、そういうことを求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時十分頃より再開をいたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） おはようございます。日本共産党の橋口美幸でございます。

これから通告書に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず、コロナ対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染爆発が続いております。日本の新規感染者数が、七月下旬から三週連続で世界最多を記録したと報道されています。爆発的な感染拡大の主な原因は、国の水際対策の緩和、感染対策の緩み、感染力が強い新しい変異株に入れ替わった、この三点だと専門家は指摘しております。オミクロン株のBA・5は感染力が強いと言われながらも、国は六月初めから水際対策の検疫を緩めました。重症化はしないだろう、ワクチン接種をしたから広がらないだろうなど、楽観論による感染対策の緩みがあったと指摘をされております。行動制限がない中で、国民は重症化しにくいと思ってしまう、その結果、感染が広がり、発熱外来が逼迫して、全国で救急車を呼んでもすぐに来てくれない、入院先が見つからないなど、救える命が救えない状況も報道されました。

このように第七波は政府の予想を大きく超え、多くの感染者が出て医療体制も追いつかなくなり、一日の死者数も過去最悪の水準となっておりまして。第六波の新規感染者数、十万四千四百八十九万人でしたが、第七波では、七月二十三日で既に二十万九百三十七人と

二倍に達しています。政府がもっと早い時期に感染の広がりを抑える有効な対策を取るべきだったと専門家は指摘しております。政府にこの認識はあるでしょうか。

ちよつとごめんなさい。書画カメラをお願いします。

このようにですね、世界で第六波と第七波の影響がこんなに差があります。だから、本当、第六波のときに国が対策を講じなければいけなかったのではないかとこのことを指摘がされております。

そして、医療の逼迫の状況を見ますと、このように、イギリスが一番下です。イギリス、フランス、ドイツ、韓国、アメリカ、そして日本が圧倒的にこういう感染者数がね、高くなっている。世界でこういう状況が生まれているということを日本政府はもっと認識しなければいけないのではないかとこのようにふうに思います。

ありがとうございます。

種子島でも、オミクロン株のB A・5、感染爆発が続いております。医療の逼迫が起き、一般診療を控えなければならぬ、こういう異常な事態ともなっております。医療関係者の日夜分かたぬ御尽力に心から感謝を申し上げ、一日も早く終息する対策、これはやはり政治の責任ではないかと私は強く感じております。早く終息する対策、政治の力でやらなければいけないと求めています。

まず、第一点目の質問に参ります。

本市でも、連日、数十人規模で陽性者が確認されております。コロナ発症数、感染者数が多く、終息が見えない状況が続いている中

で、感染経路を含む発症の原因、感染拡大の原因、この根拠をどういうふうに分分析をしていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

「健康保険課長 中里千秋君」

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

全国的な感染拡大を受け、本市においても、夏休み以降、感染が拡大しました。発症の原因といたしましては、社会生活を送る中で様々な原因があると思われれます。また、第七波と言われる七月以降の感染拡大の原因としては、オミクロン株のB A・5の伝播性が高いことや、夏休みやお盆で人の流れが増えたことなどが大きな原因ではないかと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

本当に種子島での発症、大変な状況になっていると思えます。ほとんどの私たち市民はですね、十分に手洗い、消毒、マスクをつける、この三年目に入りまして、かなり緊張感を持って生活しております。防災無線でも市民に緊張感を持って対策を呼びかけております。

しかし、冒頭申し上げましたけれども、政府が行動制限しない、水際作戦の緩和など、国民には自己責任を強いる中で、今、種子島に工事関係者も大変多く入っております。・・・・・・。遡れば、在日米軍のオミクロン株、沖縄、在日米軍が多く滞

在している日本国中の米軍から、まずオミクロン株が拡大した。そういうことも思い出されます。現状は緊急事態の水準は超えているのに、政府の対策強化宣言は無策と言えるのではないのでしょうか。

さて、そういう中で、私たちの日常生活が本当に緊迫した状況となっておりません。島内の医療現場、管内保健所、ホテル療養者の実態がどうなっているか。医療現場では、スタッフ三十数人が退職した状況を認識しておりますでしょうか。まず、院内状況の認識をお尋ねしたいと思います。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症拡大により医療体制が逼迫した状況であったことから、医療の現場においては、八月の六日から二十八日までの外来診療について電話のみの対応とするともに、発熱外来を受診される場合は、三十七・五度以上の発熱のある方のみを受診対象とするなど、診療体制に一部制限をかけております。

また、西之表保健所においては、陽性者に対する日々の健康観察をはじめ、濃厚接触者の特定や療養施設の管理運営などにより、以前に比べ業務量が増大しているとのことでございます。

療養施設については、二十五部屋を確保しておりますが、特に八月に入ってから感染拡大時には、連日、満室状態となっておりますが、現在は幾分空きがあるようでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） そういう状況の中で、医療の現場ではで

すね、三十数人スタッフが辞めております。そういう中でも、さらに院内感染、患者やスタッフ共に感染が拡大しております。現場は残った人数でシフトを組む。そういう中で、高齢者の介護の皆さん、そして看護師も含めてですね、厳しい勤務状況が続いている。こういう実態をぜひ行政の皆さんも認識するべきだと思います。

そしてまた一方では、病院では一般患者の受診控えが多く、医療機関の経営も圧迫されている。これは私たちの地域のみならず、全国の実態だということも認識していただきたいと思います。

そういう中で、西之表でも患者さんが多くなっていくので、保健所ではですね、八月二十九日にフォローアップセンター鹿児島が開設されました。こういうことも、本市でもですね、市民の皆さんに周知をしていただきたいと思います。周知はできているかどうかをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

県のほうでは、新たに、八月二十九日、フォローアップセンターを開設したということがございます。これまでも県、国の動向を踏まえまして、様々な方針に伴い、いろいろな状況変わってまいりますので、その際には、ホームページであったり、お知らせ版であったり、周知しているところがございます。今回こちらの件についても、また改めて市民の皆様にも広く周知していきたいというふうに思っております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ医療、保健所の皆さんもですね、本当に疲弊しておられます。その上に、国は保健所の統廃合も進めております。この間、コロナの感染状況が広がった中で、公立病院の減少をもう一回思いとどまるという状況も生まれているようでありますので、やはり国民の命を守る、このコロナから本当に私たちの社会生活を正常に戻していく。政治の責任が大きく問われていると思いますので、自治体からもこの声を上げていただきたいというふうに思います。

このことを切にお願いをいたしまして、コロナ関連での、あ、もう一点ありました。すいません。

もう一点、コロナ感染の問題ですね、感染爆発が止まらない、医療が逼迫している状況の中で、どのような措置を講じるか。今、二期期がもう始まっておりますけれども、主に一点。

すいません、三番に戻ります。

感染爆発の状況の中で、国が方針転換をするということをおっしゃっております。事務負担軽減のため、医師が発生届を出す対象を、一番六十五歳以上、そして入院を要する人、そして重症化リスクがあり治療薬投与などが必要な人、妊婦に限定する仕組み。ただし、感染者の総数と年代別は報告することになっておりますが、住民に一番近く寄り添うべき自治体の課題としては何なのかをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

全国的な感染拡大を受けまして、政府においては、医療機関や保健所の負担軽減のため、B・A・5対策強化宣言の設置をはじめ、陽性者や濃厚接触者の療養期間の短縮、陽性者の全数把握の見直し、みなし陽性の導入、また、新型コロナウイルス感染症上の二類相当から五類への引下げなど、オミクロン株の特徴に合わせた対策の議論がなされております。

そうした政府の方針に対し、本県においては、八月三日にB・A・5の対策強化宣言を発令いたしました。また、陽性期間の短縮やみなし陽性については既に導入をしておりますけれども、陽性者の全数把握の見直しについては、実施時期は未定としながらも、政府の方針に沿って準備を進めているということでございます。

本市においても、そうした動きをしっかりと見極めながら対応していきたいと思っております。また、あわせて、市民の皆様への情報提供をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 今の国の方針転換、徐々に固まってくると思えますが、全国知事会のオンライン会議でもですね、全数把握を簡略化するということは、軽症者の切捨てにつながるのか、また誰かを置き去りにすることはないかなど、弱い人を置き去りにできない、そういう慎重な姿勢も出ています。今後の国の方針転換に留意するっていうことと含めて、住民に一番近い自治体の皆さん

の御努力、これからも続くと思いますが、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

四番に移ります。

感染予防策について、どういう策を今後講じるべきかということについてお伺いします。

まず、二学期が始まっております。主に子どもたちの感染が急速に広がっております。子どもたちが集団生活で感染をすることになれば、そのそれぞれ家庭の中でまた影響があり、そして、高齢者の皆さん、家族の皆さん、そういう人たちにつながる、感染していくということが当然あります。

そこで、私は、今県議会でも議論されていると思いますが、コロナウイルス感染防止対策、PCRなど検査の無料化事業も今県議会で議論され、私たち議会でも議論されると思いますけれども、この子どもたちへのPCR検査、検査キットなど、まず子どもたちが早期発見。そして、無症状者でも早期発見をして、そして、症状のある人は早期に治療をする。こういうことで感染を広げない対策、これが日本全国どこでも必要ではないかと、私たちは、日本共産党は一貫して訴えております。やっぱりPCR検査、無症状の人を発見して広げない、こういうことが大事ではないかと思えます。

今やっとうこういう、今こちらでは、市内ではですね、百合砂診療所でPCR検査など行っていると聞いております。さらに、高齢者施設、先ほど述べましたように、医療機関でも高齢者の皆さんが感

染してらるっていうことも聞きます。高齢者施設などでの検査体制の充実を求めたいと思います。この点についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○健康保険課長（中里千秋君） お答えいたします。

感染防止対策については、先般、八月十日付けで全戸配布しております、すこやかだよりにまとめてございます。具体的には、ワクチンの早期接種のお願いと、それから、症状がなく感染に不安のある方の無料のPCR検査等ですね、そちら分かりやすく御協力をお願いしております。

議員お尋ねの感染の早期発見、また広げないための検査体制の充実といった点については、現在、自覚症状のない方を対象として、百合砂診療所で検査体制を充実、整えているところでございますので、御活用いただければと思います。また、発熱等症状のある方については、医療機関を受診してくださるようお願いいたします。

なお、先ほど御答弁申し上げましたとおり、医療機関、また保健所の負担軽減のためのみなし陽性の制度、そちらのほうも本県において臨時的に導入をしている状況でございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 今回の答弁でもありましたが、やはりなぜこういうふうに感染拡大が起こったかという点、無症状者の人たちで、オミクロン株は感染拡大が強いと言いなながらも、そういう対策を取ってこなかった。こういうことも専門家が指摘をしております

ので、ぜひそこは市長もこのことをですね、議論していただきたいと思えます。

答弁は求めませんが、時間もありませんので、今後、やはりPCR検査の充実、このことが感染拡大を抑える唯一の対策じゃないかなど私は訴えて、次の質問に移りたいと思います。

次に、市営住宅建設の進捗状況についてであります。

鴨女町に市営住宅を建設するということが進んでおります。二〇二三年、二四年度事業計画や事業内容は、大体方向性が決まっているということも聞いておりますので、どのような状況になっているか。そしてまた、住民説明も行うということを一般質問の中で伺っております。この計画についてお伺いしたいと思います。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

鴨女町団地の集約建替事業は、現在、令和三年度末に策定をいたしました基本計画のスケジュールを基に、個別の業務対応を進めております。

事業の取組といたしましては、令和四年度をスケジュールの一年目といたしまして、測量調査、それから地質調査、第一工区の解体設計並びに全体の基本設計の各種業務委託を着手しているところでございます。

議員御質問の令和五年度につきましては、第一工区の現入居者仮移転を経て、同じく第一工区の解体工事と実施設計を計画していると

ところでございます。その後、令和六年度には、第一工区の新築工事と第二工区の解体設計を予定しております。

続きまして、入居者への説明対応につきましては、ただいま今年度の取組として説明いたしました事業スケジュールや家賃想定など対象者向けの情報を記載した資料を作成いたしまして、建替移転に関する説明を開始しているところでございます。

とりわけ対象者の皆様への説明につきましては、それぞれの生活状況に応じた対応が求められることから、所管課といたしましても、福祉事務所や高齢者支援課をはじめ、場合によっては御家族、御親戚の方や担当ケアマネジャーなどの関係者と情報共有を図りながら、連携を取って丁寧に進めてまいりたいと、そういうふうにご考えております。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。大変。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、先ほど、コロナ対策は五番目は抜けるように見えるんですが、よろしいですか。

○三番（橋口美幸さん） ごめんなさい。じゃあ、もう一回。じゃ、今のコロナ対策の五番目に帰ってよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

コロナによる地域経済。この地域経済については、コロナ対策であえなく店を閉めざるを得なかったとか、パートの皆さんが仕事を休まざるを得なくなった、こういう状況がたくさん見受けられました。そのことについて担当課がどのように認識しておられるのかを

お伺いしたいと思います。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

地域経済への影響の把握につきましては、会議等の意見交換の際や、毎年実施しております景気動向調査又は商工会や金融機関からの聞き取り等を通じて行ってまいっております。

景気動向調査は、例年二月頃に実施しているところですが、ここ数年、新型コロナウイルスの影響を把握するため、十一月に実施しており、今年度も同様に実施予定です。昨年十一月の調査では、前年と比較して経営状況が悪化した、非常に悪化したとする事業者が、回答のあった百四十八社のうち六四・一％と、大きくその影響が出ていると思われまます。

直近の商工会への聞き取りでは、飲食店、弁当販売店などについて、長引くコロナの影響が出ているとの話を聞いております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 大変、地域の商店街の皆さん、そして主

に女性のパートで働く皆さん、そして若い人たちもパートで働いている方が多いと思います。そうすると、本当に収入が減っておりますね、事業者も共に、そして労働者も生活が立ち行かなくなる状況もあります。ぜひそこはコロナ対策の経済支援をですね、強めていただきたい。このことも、今後私たちも求めていきたいと思えます。

失礼しました。ありがとうございました。

続きまして、先ほど、市営住宅の質問に移っていただいでよろしいでしょうか。

○議長（川村孝則君） はい。

○三番（橋口美幸さん） はい。では、先ほど計画を教えてくださいました。本当に鴨女町住宅、市営住宅三か所なんですけど、どこも独り住まいの方とか病気を持っておられる方とか、そういう個人の状況、生活状況に合わせた説明というのは、きめ細かな計画で本当にありがたいと思います。ぜひそういうきめ細かい説明、今後もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、二番なんですけど、移転を予定しております榕城中目の中谷団地、榕城団地一、二、下宮原団地、この跡地活用について、住民の皆さんがどういうふうになるんだろうかと、近所の皆さんもそういう心配をされております。計画があれば、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

御質問の三つの団地につきましては、いずれも鴨女町団地集約建替対象に含まれておりますけれども、現在のところ、建設予定地の城ヶ浜、現在の建替用地です、この土地を除く五団地の跡地につきましては、活用計画の検討はこれからというふうになってございます。

集約を対象とする全団地が耐用年数を超過し、劣化が著しい、危険箇所も多いことから、既存入居者の移転、退去後は、解体、取壊

しの必要性を対象者に御説明を現在しているところではございます。
今後の市営住宅跡地活用の検討は、普通財産化や民間活力活用などのあらゆる方向性から有効な手段を見いだすことができるよう、庁内の公共施設等管理運用検討委員会をはじめとし、また庁内外との連携を図りながら、考えを取りまとめしていきたいというふうに考えてございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

大切な中心地に近い土地ですので、有効な土地活用の議論を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、再生可能なエネルギーについてお伺いしたいと思います。質問します。

○議長（川村孝則君） 三番はよろしいんですか。政策空き家の件です。

○三番（橋口美幸さん） 慌てっており、ごめんなさい、すいません。三番目、鴨女町住宅の政策空き家について、以前の質問で、不衛生な状態や、そして台風時など危険な状態とならないよう、見回り点検など必要な対応を行うという答弁をいただいたことがあります。今、政策空き家、さらに多くなっております。管理責任について、現在がどうなっているか調査をし、そして、今後どういうふうな管理をしていくのかをお伺いしたいと思います。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

鴨女町団地建替予定地としている現在の城ヶ浜A団地は、八月末

時点の管理戸数六十五戸のうち、入居中の四十二戸を除く二十三戸を政策空き家として建設課で管理を行っております。当該団地の場合、老朽化が激しく、住宅としての提供には多大な費用が見込まれる住戸や、建替えに伴う解体予定時期での入居の可能な期間が限定される住戸など、これらを政策空き家と位置付けてきました。

この政策空き家は、原則、最終入居者が原状回復の上、明渡し済みというふうにしておりますけれども、その後の敷地内の管理は建設課が行うこととなっているため、担当職員の見回りの確認や、入居者からの連絡に基づく随時対応として、草払いや側溝の清掃などの管理作業を行っております。

今後も、建替えに伴う移転対象となる既存入居者の皆様には、計画や事業について説明を丁寧に行い、移転に対する御理解、御協力をいただくとともに、通常の住環境に係る要望と併せて、市が所管する箇所の環境整備についても適切に行ってまいりたいというふうに思っております。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

政策空き家については、この前、私もこの質問を出した後、鴨女町を歩き回ってもしましたら、早速、職員の皆さんが清掃作業、暑中してくれていました。本当にありがとうございます。なかなか大変な作業ではありますが、住んでいる皆さんが、隣が草ぼうぼうで屋根までカズラがはっている状況の中で、自分たちもこういう不衛生の中で暮らしていくことが非常に大変ですという訴え

も来ておりますので、ぜひ、大変ではありませんけれども、しばらくの間、よろしくお願いしたいと思えます。

それでは、三番に進みます。

持続可能な再生エネルギーについてお伺いしたいと思います。

今、気候危機が叫ばれる中、パキスタンでは、国土の三分の一が水没するという最悪の洪水に見舞われております。三千三百万人が被災し、およそ一兆四億円の被害をもたらしています。大洪水は、地球温暖化がもたらした氷河の融解、高い海水温、モンスーン期の気象の変化がもたらしたと現地の報道や専門家から出ております。

このような中で、日本政府もカーボンニュートラルを目指す、すなわち二〇五〇年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指す、菅義偉前総理が、二〇二〇年十一月十九日には衆議院で、そして二十日には参議院で、それぞれ気候非常事態宣言というものが決議されており、そのような流れの中で、鹿児島県は、地域エネルギー自給率ランクでは第三位、四八・三%となっております。

さて、本市でも、今年から電気自動車を運行しております。現在運行している電気自動車、EVどんがタクシーはどのような効果があるかをお伺いしたいと思います。今年に入ってからですので、短期間の運行ですが、実績をつかんでいる範囲でお知らせください。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

電気自動車につきましては、ガソリン車に比べますと、走行時に

二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化をはじめとする世界が抱えるエネルギー問題に大きく役立つものとして認識してございます。日本は、二〇三〇年までに新車販売に占める次世代自動車を五割から七割とする目標を掲げており、今後ますます電気自動車をはじめとする次世代自動車が普及していくものと考えております。

本市におきましては、令和四年二月から出光興産と連携いたしまして、地域公共交通のデマンドタクシーに電気自動車四台を導入し、離島における電気自動車の運行実証を開始してございます。実証間もなくデータが少ない部分もございしますが、経済性、燃費です、環境性、CO₂の削減量でございしますが、ともに五割から六割程度の削減が示されており、今後も効果が見込まれます。引き続き推移を注視していきたいと思えます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

ぜひ、これはずっと前の、いつ頃の新聞かな、十一月の新聞なんですけど、ガソリン車二〇四〇年までに停止という新聞記事も出ております。二十四か国が合意をしておりますが、日本、米国、中国、ドイツなどは参加しておりません。これは、やはり日本が大企業を抱えているゆえんでもあるかなというふうに思いますが、今のCO₂P 26でそういう、グラスゴーで会議がされておりますが、パキスタンのような、こういう非常事態宣言を出さないといけない、人命が奪われる、財産も奪われる、こういう状況の中で、本当に一国だけの営利を主張しているのだろうか。こういうことも思いますので、

ぜひ気候危機、地球全体で取り組まなきゃいけない課題だと思えます。

そこで、続きまして、種子島森林組合においては、木材チップの出荷を行っております。これは持続可能なエネルギーの観点から、地元のチップ材を活用する計画が必要と考えております。現在行われている産官学連携の取組状況について、どのようになっていくかの説明を求めたいと思います。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現在、東京大学を中心として連携、展開している研究課題において、食品生産と生態系保全を強化するGX、グリーンイノベーション技術の実証・社会実装を目指して進めてきております。この研究では、さとうきびバガスや間伐材等の植物由来資源を高温で焙煎することで、炭と熱分解油、油をつくる半炭化技術の検討を行っております。バイオマス炭は燃料や土壌改良剤として、植物の熱分解油は軽油代替燃料やバイオプラスチックのような植物由来化学品の原料としての利用が期待されております。世界的な脱炭素化の流れの中で、石油を代替する植物由来の燃料や製品の付加価値が向上しております。

現在、東京大学と島外の参画企業、島内の新光糖業や種子島森林組合とが連携・協力して、島内のバガスや間伐材を半炭化し高付加価値化することで、島内の脱炭素化、間伐による森林の健全化、製糖業や林業の経済面での強化、担い手不足の解消につなげていく検

討を開始しております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 森林組合では、今もチップの島外搬出をしております。そういうことが、私もこの前見たんですけども、すいません、書画カメラお願いします。

この森林組合と書いてありますこの中にですね、チップを三週間分ためておきます。そして、それをこのようにですね、このようにリフトで船に積み込みます。これは積み込むところの作業です。

これは台船に今チップが入っているとあります。こういう作業風景を私も本当に初めて見させていただいて、私たちの地元の大切な宝が外に排出されて、外で役に立っているということでは非常にいいと思うんですけども、やっぱり地産地消をどのように進めていくかっていうことは、私たちも本当に地元から、この気候危機のところで協力できる唯一のところじゃないかなというふうに思います。

ありがとうございます。

それですね、森林組合の理事の方と話す機会がありました。森林組合の十年後の夢、森林整備作業の依頼時、気軽に相談してもらえる存在、切ったら植える循環型林業を定着させる、そして労働災害・交通事故ゼロの職場を目指す、職員、現業作業職員、林業指導者が働き続けることのできる雇用内容の整備、そして、そのほかのところではですね、森林組合の未来、脱炭素事業などを幅広く展開していくことにより、島内森林面積の約八割を占める広葉樹の活用

により、これSDGsです、持続可能な計画目標のチップ製造設備と木質バイオマス発電を設置して、種子島地域におけるエネルギーの地産地消につなげる計画だということです。島内森林の健全な育成や種子島地域への貢献並びに地球温暖化防止に貢献するということを、令和四年三月、種子島森林組合ビジョン二〇三〇ってということが方針として出されておりました。

こういうことが、本当に地域を挙げてですね、努力を一緒にしていけば、いろんなことで貢献ができる。そして何よりもまず地産地消、私たちの宝を私たちのために使っていくということも大事な課題ではないかというふうに思います。

現在行われております、この持続可能なエネルギー、このチップの活用、ぜひとも今後議題に乗せて、まないたの上に乗せていくっていうことも大事だと思えますが、市長にお伺いします。こういう方針をどのようにお考えでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

再生可能エネルギー等の事業取組については、非常に大事なものだというふうに捉えております。関係課も複数で当たっているところでもありますので、取り組んでいる関係機関、大学、それから地元 の団体と企業等ございます。そうした取組がですね、将来の市の発展にもつながるように、行政としてもしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○三番（橋口美幸さん） この産官学連携の学習とか研究については、もう十年ほどになると思います。そういう中で積み上げてきたものを無駄にしないこと、そして、今、チップのことに戻りますけど、薩摩川内市に運び、そしてまた島間でも、それを補充して薩摩川内市に持っていくという状況があるということなので、やはりぜひともこの地域の中ですね、地産地消が進むような形をぜひとも行政としてですね、つくっていかないと、なかなか職員の皆さんは本当十年間頑張ってくれたと思います。そういう意味では、今、地球環境の大きな問題がクローズアップされている中で、これに実を結ぶということをぜひとも努力していただきたいというふうに思います。

それでは、馬毛島問題についてお伺いしたいと思います。

まず、私の質問の中ではですね、馬毛島問題については、防衛省が示した市への回答に対して、首長としての見解、この前、十六日から二十二日まで市民に対して説明をされました。そこで私も質問をしました。が、「それは防衛省がそう言ってるんですね」という受け止めです」ということで市長の答弁は終わっております。

じゃあ、それを防衛省がこういう回答をした。そして、その上で、市長自身、そして皆様、市民がどういうふうに思っているのか、かみ砕いているのか。そういう見解は、市長はどのタイミングで市民に説明をされるのか、お伺いしたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回、所信で申し上げたところでございますが、確認事項に対する回答をもってしても、安心・安全に関する諸課題は完全には解決されていないと捉えております。防衛省とも、今後とも引き続き協議を重ねていくということでは一致しておりますので、そういう中で進展を見ながら、また判断していくということになろうと思っております。

○三番（橋口美幸さん） 市長はその中で、四の十七なんですけど、馬毛島小中学校の遺構などの活用について、市の意向も踏まえ検討することという確認事項に対し、市民から質問がありました。この質問に対し、学校跡地は売らないと明言したと私は受け取っておりますが、このことについての説明をまず求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 学校跡地につきましては、将来の利用を視野に入れて検討していたところであります。そうした中で、防衛省は取得の希望を、考えを言っております。その協議が、五日の第九回の協議の場で突き合わせるというようなことになったわけです。その中でいろいろ検討した結果、払下げの申請が出されたことによりまして、適切に対応しなければならぬということがありましたので、今その検討をしているところで、売却を踏まえた検討をしているというところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 検討をした結果、売却をというふうになんか答弁されましたけれども、誰とどのようにつつ検討をされたんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 庁内に市の市有財産の処分については所定の会議体がございますので、そこで。土地処分委員会等ですね、あるいは公共施設等管理運営の会議体がありますので、そういうものを経て検討してきたということでもあります。

○三番（橋口美幸さん） 市民がわざわざ、市長が説明をするというので、貴重な時間を割いて出てきた。その説明会の中で、市長が述べましたよね、売りませんと。そういう市民に対して、市民の声は反映されないんですか。庁内で協議をしました。だから売ります。これでは市民置き去りじゃないですか。

○市長（八板俊輔君） 土地処分の検討をするところには、市民の代表の方も入れた委員会もございます。また、説明会の時点のことでもありますけれども、当初より本市としては、学校の将来の利用というのは念頭に置いて活用計画等もつくってきたわけです。そういう状況の中で説明会でありましたので、そのようにその時点での考えを述べていたところでもあります。その後、それについての突き合わせをする状況が生じてきて、その流れの中でのことを今御説明しているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 市民に説明した後、その後、状況が変化したら市長の答弁も変わったという捉え方でよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） 説明会の時点での考えは、その時点でのことをしっかりと答えましたし、その後の状況の変化がございますので、その現実的対応として、行政としてやるべきところで検討を

しているというところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 行政としてやるべきは、やっぱり市民を信頼し、相互に信頼し合うことですよ。一方的に市長が市民の声も聞かず、そして今、この前と今と、また気持ちが変わったからというところで市民が納得できるでしょうか。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、この質問をちよつともうこれ以上は、回数含めて答弁も同じような答弁だというふうに思いますので、別な質問に移っていただきたいと思えます。

○三番（橋口美幸さん） はい、行きます。

では、防衛省が示した市への回答をめぐりまして、二十二日までには終わりました。そういう、次に、説明会での、今までいろんな様々な三百人ぐらいの参加がありましたという報告を受けましたが、その首長としての意見を防衛省に伝えるというふうに思いますが、その防衛省に伝える市民との意見交換をするのかしないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） これ、橋口議員、一番目の中のまた別な質問ちゆうことですか。

○三番（橋口美幸さん） はい、そうです。

○議長（川村孝則君） それはちよつともうこれ以上は受け付けられないというふうに思います。二番目に移っていただけませんか。

○三番（橋口美幸さん） はい、分かりました。

それではですね、説明会の一の一、西之表上空を飛ばない対策に

ついて防衛省の回答があります。騒音問題を心配する多くの市民がこの質問をされましたけれども、この回答で到底納得できないとの市民が多かったと思えますが、この防衛省の回答で市長はよしとするのでしょうか。

○議長（川村孝則君） 今のは二番の。

○三番（橋口美幸さん） 二番です。はい。

○議長（川村孝則君） 内容がちよつと違うような気がしますが。

○三番（橋口美幸さん） では、じゃあ。

○議長（川村孝則君） ちよつと待ってくださいね。

ここで、議長からお願いをいたします。間もなく正午となりますが、このまま橋口美幸さんの質問を続行いたします。

二番目の質問事項に沿った質問をしていただきたいと思えます。

○三番（橋口美幸さん） じゃあ、もう一番は終わりということですね。

では、二番目の質問に移りたいと思えます。

そもそも日米合同委員会とはどのような組織と市長は認識しているか。また、当該委員会では馬毛島問題についてどのような議論がなされていると市長が認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

日米合同委員会は、一九六〇年に締結された日米地位協定の運用について協議する実務者会議であります。日米地位協定上、正式な協議機関として日米合同委員会が設立されています。主に在日米軍

関係のことを協議する機関で、政治家は参加せず、省庁から選ばれた日本の官僚と在日米軍の代表がメンバーとして、月二回協議を行うようです。安全保障に関する内容を把握することは難しいと判断しておりますが、ツー・プラス・ツー、日米安全保障協議委員会の共同発表において、これまで馬毛島に関する事項が発表されておられ、この発表された内容は、議員お尋ねの日米合同委員会においても協議されているのではないかと思います。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 書画カメラをお願いします。

このようにですね、日米合同委員会というのは、一握りの官僚や軍人で構成されております。日本代表が五名、そして米側代表が六名。これは当然もう日本側がいろいろな要求をしても、米側が最終決定権を持っているということが明らかですね。

日米地位協定二十五条では、協定の実施に関して、相互間の協議を必要とする全ての事項に関する協議を行います。そして特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定するとも規定しております。地位協定の実施規則や米軍への基地提供を決めるのが、この委員会の役割だということです。最近では、オスプレイに関する合意、環境補足協定、軍属の定義に関する補足協定などあります。このような取決めをするときに、やはり五名対六名、本当にここにまだいろいろ担当部局がありますけれども、そういう中で、最終

的に米側が多く配置されている。これが日米合同委員会というものです。故翁長知事がですね、日本は国会の上に日米合同委員会があるって、憲法の上に日米地位協定があると言ったゆえんです。まさにそのとおりではないでしょうか。

ありがとうございます。

市長はこのことをよく御存じのはずですが、基地も何もない真つさらな土地を市長の権限で、例えば、学校跡地を売る。こういうことについては、軍事基地にするということがもう決定的じゃないでしょうか。軍事基地にするために、私たちの馬毛島、種子島を差し出すことはやめていただきたい。一旦こんなことをしてしまったら、二度と後戻りできない。市長は小学校跡地のことを先ほど言いましたけれども、一回交換なり売ってしまうということは、二度とこの日米合同委員会の中でですね、先ほど申し上げましたように、合同委員会が決めれば、もう決まってしまうという危険な実態となっております。そういう意味でも二度と後戻りできませんので、市長にもう一回思いとどまっていたいただきたいことを訴えたいと思います。

それでですね、日米合同委員会、市長が先ほど述べましたけれども、合同委員会の根本になっている日米地位協定の問題に移りたいと思います。

そもそも日米地位協定はどのような協定と認識しているか。また、地位協定が地元にあげば影響を市長はどう認識しているかをお伺い

したいと思いません。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と、我が国における米軍の地位について規定した国会承認条約であります。安全保障のみならず、外交政策にも関係する重要な協定であると認識しています。議員も御承知のとおり、同協定は在日米軍の地位及びその使用する施設・区域に関する規定を含みますので、それだけに国民生活と直接に接触する局面が多いと考えられます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 先ほどの日米合同委員会の大本になっているのがこの日米地位協定なんですけれども、これが私たちの、市長が言うように、本当に大変な地位協定なんですよね。で、国内法は無視をして低空飛行が続いております。そして最近では、六名が死亡するオスプレイの事故もありました。騒音や飛行時間、訓練の種類など、もうありとあらゆるものがこの日米地位協定の下に実施されます。

書画カメラを少しお願いします。

すみません。こういう種類の訓練がですね、馬毛島で行われる。

これはあられましたの中の説明なんですけど、特にC130、私が赤い印をつけておりますが、不整地着陸訓練といって、今は伊江島でし

かしてない訓練なんだそうですね。なぜならば、すごい爆音が響いて、伊江島でしかできていない。このC130も馬毛島です。こういうことが平気で言われております。だから、賛成する皆さんが本当にこういう実態を知っておられるのかどうか。五十年、百年先の私たちの孫や子どもたちに、そういうことを強いることが本当に許されるのかっていうことを私はまず皆さんに訴えたいと思います。

それから、これ、飛行回数です。新聞では一万八千回という数字が出て、皆さんびっくりされたと思いますけれども、これがですね、深夜、夜間も五百六十三回。深夜といいますが、これでいきますとですね、夜間が夜中から午前七時及び午後十時から十二時ということ、夜間という項目に五百六十三回。次の朝の七時までこういう訓練が行われるっていうことを、もう堂々とこういうあらましの中で述べている。それなのに、いいんじゃないかと賛成をしていく。本当にこれでいいんだろうかと一回立ち止まって、皆さん、みんな、この種子島の平穏な静かな夜がですね、こういう五百六十三回、一晩に平均すると二回こういうことがありますよということを平然と云ってのける。こういう防衛省、国の在り方。私たちはここで暮らしているのです。そういう意味では、本当に市長がですね、市民の安心・安全を言うのであれば、今高齢者の皆さん、そして静かな夜を求めてよそからふるさとに帰ってきている皆さん、こういう気持ち pensando、とてもじゃないけど、どうぞふるさとに戻っていらっしやいっていうことは言えないのではないかとこのように思いま

す。

日米地位協定では、このように二条に基づいて馬毛島基地の建設が行われております。私たちはずっと以前からM S A協定というふうに言っております。みんな差し上げます、あなたにとというのが、この地位協定の大きな分かりやすい言葉だというふうに私たちは学んできました。だから、米国の言うとおりにどの土地でも差し出せ。そして、今度はツー・プラス・ツーで候補地から整備地になりました。硫黄島では施設が古くなりましたので、馬毛島を使わせる。そういうことでもう決まったから仕方がない。こういうことでは本当に住民の安心・安全は守れないということを強く市長には、再度立ち止まってですね、改めて学校跡地のこと、そして市道のこと、改めて考えていただきたいというふうに思います。

そしてですね、最後に、すいません、書画カメラをお願いします。今、報道でも盛んに第一列島線という言葉が普通に、ふだんに使われるようになりました。これはですね、中国を念頭に置いた、中国がそもそもつけた命名だというふうに私は認識しておりますが、今盛んに南西諸島で進む陸上自衛隊の部隊配備というのが着々と進んでおります。まず馬毛島を皮切りに、奄美大島、沖縄本島、宮古島、石垣島、与那国島、ここには地対空ミサイルや地対艦ミサイル、そして米軍と自衛隊の共同使用基地、これは私も何回も再三申し上げておりますが、ツー・プラス・ツーで、日本の自衛隊を米軍がどこでも使っていていいですよということがツー・プラス・ツーで明記さ

れました。だから、この地域では、自衛隊基地だったらいいのではないか、こういう声がかかなり多くありましたけれども、今度ツー・プラス・ツー、その以前にも言われておりましたけれども、しっかりと今度の一月七日のツー・プラス・ツーでは、自衛隊の基地も米軍が使っていていいですよということを差し出しました。本当に私たち馬毛島を今この地位協定に基づいて米軍が言うように差し出していいのか。行政の皆さんは本当に考えていただき、そして市民にも、もう一回問題を問いかけていただきたいと思えます。

市長は、立ち止まっていいんじゃないか、こういうことを再三様々な文書で、本でも述べておられます。このままだと種子島が基地の島になってしまう。そういう危機感を本当に持っていたかどうかと思います。今ならまだ基地はできません。市長が基地建設やめる最後のとりでである。それは、馬毛島小中学校跡地、市道三路線、市有地売らない、こういうことです。市有地を提案しない。そういうことです。市長には、いましばらく立ち止まって、五十年後、百年後の私たちの未来の子どもたちに恥じない選択をしていただきたいというふうに思います。

騒音問題をはじめとしまして、トーチカ、四番に移りたいと思えます。

騒音問題をはじめ、マゲシカやと岳之腰、トーチカ、オカヤドカリなど自然や景観、漁業への影響が大きく、失うものは計り知れないと考えます。市長の言う「馬毛島基地建設は失うものが大きく同

意できない」、こういうことはどういふことなのかを市長に改めてお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この馬毛島の問題は、二〇一九年暮れの防衛省による土地取得以降、加速してまいりました。翌年八月に、馬毛島における施設整備に対し、同意できないという所見を発表したところであります。その考えと申しますのは、基地や訓練が及ぼす影響として、騒音や事件・事故、治安、環境問題などの懸念があり、住民からは、将来的な軍事拠点化、有事の際の攻撃対象となること、漁場の喪失によりに生活の糧を失うこと、自然・文化・歴史的な資源をなくすことに不安を抱く市民の意見が寄せられていることが背景にございます。特に、騒音などにより静穏な日常が変化すること、睡眠への影響等体調の変化を危惧する訴えもあり、同意できないとの考えを述べたところでございます。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

本当に馬毛島は失うものが多いです。私も岳之腰のあの形が本当に心のふるさつです。だから、あれを本当に失うことは駄目ですよ、市長。だから、本当に最後の力を振り絞ってですね、馬毛島を守っていただきたい。このままだったら、南種子町から中種子町、そして西之表、全部基地の島になってしまいます。だから、私たちも、万が一馬毛島に基地ができれば、種子島に帰っておいで、そして、孫たちにも夏休みには遊びにおいてよということとは言えません。

交付金を当てにして経済活性化が生まれるとか、そういうことは到底あり得ません。説明会の中でも、基地交付金と地域の活性化は全く別物だという意見を述べられる市民の方がおりました。本当にそうだと思います。市長はそういう市民の考えをですね、真摯に受け止める、そういう姿勢をぜひ持っていたいただきたいというふうに思います。今ならまだ間に合いますので、よろしくお願いいたします。では、最後の質問に行きます。

五番、この公約を最後まで守るべき、そう思います。公約とは何なのかを一点お伺いし、そして、市長の公約に対する今の思いをお伺いしたいと思います。まず一つ、公約とは何なのかをお伺いし、そして思いをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） この馬毛島の問題につきましては、進行中の環境アセスについては、環境保全措置が十分になされるか、今後の注視が必要です。また、市民の不安についても解消に至っておらず、現時点では簡単に同意、不同意が言える状況にはございません。一方で、国の専管事項である我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増す中、行政の役割を果たすことも求められております。

公約ということでございますけれども、それに関して今最も優先すべき私の使命は、市民の安心・安全の確保と不安解消に全力を尽くすこと、かつまた、期待の声に応える最大限の努力を注ぐことであります。公約の実現のために目標を見失わないよう現実に即応していくという、そういう態度で今後も努力を続けてまいりたいと思

います。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

公約については、現実を見据えたつていうところが、非常にその認識の違いもあるのかなと思いますが、現実を見据えながら将来を見るつていうことが本当に欠けているんじゃないかなというふうに思います。

今、四年間この工事がある中で、工事関係者が多く、旅館業者もですね、四、五年どうなるんだろう、このまちは寂れていくんじゃないかという不安の声もあるように聞かれます。本当にそうだと思います。今だけです。交付金が幾らもらっても、人からもらったお金です。自分たちの気持ちで、どう地域を再生しようか、今までの先祖がつくってくれたこの地域をどう保全していこうか、そういうことにこそ皆さんの優秀な知恵が集まって、そしてそれを二代、三代先に残していく。軍事基地じゃなくてです。軍事基地じゃなくて、平和で豊かなこの種子島を未来の私たちのために残していく。それが私たち議員でもありますし、そして大人の役割、そして行政マンの皆さんだと思います。

これは本当に重要な岐路に立っております。市長が悩み苦しんでいるのは本当によく分かります。私たちでも、この問題を議会で議論するのさえ本当に胃が痛くなります。だから、本当にそういう苦悩を分かち合っておりますね、ぜひ未来の種子島、馬毛島の未来のために力を合わせていきたい、平和なこの地域を残していきたい、子ども

もたちに残しましょうということを訴えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時二十分頃より再開をいたします。

午後零時十九分休憩

午後一時二十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆さん、こんにちは。

季節は秋、九月に入り日差しも幾分弱まり、朝晩は涼しさも感じられるようになった今日この頃でございます。

今年の夏は観測史上二番目に高温だったことが気象庁から発表されております。地球温暖化による気候異変が、我が国をはじめ地球規模で起き、自然災害が世界各地から報告されております。先ほどの同僚議員も述べられておりましたが、パキスタンの水害、国土の三分の一が水につかったということもございます。カリフォルニアの山火事もありました。北極の永久凍土が溶け出しているというこ

とも報道されております。また、オーストラリアの山火事は五か月間燃え続けたそうです。そのオーストラリアで、コアラの生息地の八〇％の山林が焼失したということがニュースで流れておりました。専門家の話では、今から世界規模で温暖化対策をしていかなければ、将来この地球という星は灼熱の星になり、日本でも四十度を超える夏が常態化する可能性があるということが専門家より報告がなされております。

人類が命を、生命をつなげていくための食料生産も地球規模で不安定化し、食料自給率三八％の我が国は、食料需給について厳しい状況になっていくことが予想されます。私は、人間が生きていくための食料安全保障にこそ国家予算を増額確保していく必要だと考えております。

本市の産業は、一次産業、農業が基幹産業でございます。農業は自然相手の産業であり、食料生産も大変なところもあり、また、今年に入って生産資材の大幅な値上がりで、農家の経営環境も一段と厳しさが増しております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、第一番目の農業振興について、(一) 農業用生産資材高騰に対する国の支援策についてをお尋ねしたいと思います。

まず、ア、燃油価格高騰の影響を受けやすい施設園芸への対策について、具体的に説明を求めたいと思います。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長(岩下栄一君) 国の補助事業である施設園芸等燃油価格高騰対策について御説明いたします。

この事業は、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的としており、三年間で燃油使用量の一五％を削減する計画に取り組む施設園芸農家に対し、支援をするものでございます。

支援対象者は、施設園芸農家三戸以上又は農家従事者五名以上で構成する農業者団体等となっております。

事業内容といたしましては、国と農業者が一対一の割合で積立てを行い、燃油価格高騰等に農業者が積み立てた基準コースに応じた補填金が支払われることとなっております。

本市では、種子島茶生産組合が、本支援事業のうち、茶セーフティネット構築事業にて制度を利用しております。

以上でございます。

○一四番(橋口好文君) 私の理解するところでは、茶加工施設というよりも、施設園芸ですから、ビニールハウスとか温室で野菜、花き、果物、そういうのを生産するのが施設園芸だと思います。お茶は施設園芸に入らないと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長(岩下栄一君) 先ほど申し上げましたけれども、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業の事業の中に、茶セーフティネット構築事業というのが位置付けておりまして、この制度の中で、生産組合のほうで利用をしているというところの状況でございます。

○一四番(橋口好文君) 私も十五アールほどビニールハウスを持

っておりますが、今回の価格の値上がりで、相当な値上がりが見えています。おとしまで、私に二年に一回張替えしますので、天井被覆物をですね、それならですね、二年前は同じ品物が三万円だったのが、今鹿児島から見積り取ったんだけど、今年は四万八千八百九十円になってるんです。ものすごい上がり方なんです。それで、ハウスを建てようと思っても、間口六メートルで四十メートルのハウスは、今百六十万円かかるそうです。私がこれ造ったときはもう十何年前ですから、そのときは六十数万円でできたんです。現在、百六十万円だそうです。

ですから、国の施設園芸に対するこういうハウスとか、その骨材の補助とか、それから被覆に対するの補助というのはないということとで理解してよろしいですね。

○農林水産課長（岩下栄一君） こちらで把握してる中においては、直接的なところの支援というのは、今のところ把握しておりません。ただし、今般の情報等でですね、県のほうが生産資材等について支援すると、予算を今度の九月補正に計上してるとございますんで、そういったものの可決状況、また詳しい状況入りしましたら、また農家の皆様にお知らせ等してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） この本会議が始まって、一般質問が火曜日から始まったわけですが、初日の同僚議員のお話の中にも、ビニールに対する市独自の補助もできないかということもございました

が、市としてそういうことは今後考えてもらえますか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 先日もちよっと答弁をさせていただいたんですが、今回の農業生産資材等につきましては、様々なところで高騰に対する影響というのが出てきているというふうに認識しております。

その中で、まずは、農業者の方についても、全体的なところに影響を受けているところから支援していくということで、耕種農家であつたりとか、畜産農家であつたりとか、そういったところの支援というのを、今回の議会の中で支援の予算というのを計上させていただいたところでは、

今後につきましては、また状況を見ながら、こういったことができるかについては検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ぜひひとつよろしくお願いしておきたいと思えます。

質問イ、肥料価格高騰対策について具体的に説明を求めるといって、質問でございますが、政府が、今回、七月一日から肥料価格が上がって、上がった分の七割を補填するということが農林水産省より発表されております。その七割補填を交付してもらうためには交付要件があつて、十五項目の交付要件があり、そのうち二つ以上をクリアしないと、この交付金はいただけないというハードルがございます。この交付要件は、二つ以上というのは本市としてどうということ

で取り組んでまいりますか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、今回の制度について申請をする際に、化学肥料低減計画書というのを添付していただくことになっております。この中で、项目的に十五項目、化学肥料の低減というのに取り組む内容のものがありまして、この中で二つ以上に取り組むと。議員が今おっしゃったようなことなんですけど、具体的には、例えば、例を挙げますと、土壌診断による施肥の設計であったりとか、それから堆肥の利用、それから緑肥作物の利用とか、そういったところの項目の中で十五項目のうちから二つ以上、これについては令和五年度に取り組む予定の分も含まれるということ承知しております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 今、国もですね、化学肥料を節減するために、削減するために、土壌診断に基づく施肥設計をしていかんといかんちゅうことを言われております。今、土壌審査を課長言われましたが、一経営体で、この土壌審査は一筆分出せばいいんですか、あるいは耕作してる全筆を出す必要があるんでしょうか、どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、国のほうから今示されている内容で申し上げますと、土壌診断は必ずしも一筆ごとの実施は必要ないものとされているが、どの程度の密度で行えばいいのかというのに対する示されている説明を御紹介いたします

と、土壌診断の密度といいますのは、地域の作物や土壌の条件によって異なるため、一律の基準は設けていないということです。農業者や地域ごとに適正な施肥量を把握する上で必要な密度を確保してくださいということになっておりますので、こういった示されている内容を踏まえまして、どこまで生産農家のほうに求めるかについては、今後、県のほうとも協議をしながら詰めてまいりたいというふうに思っております。

○一四番（橋口好文君） 本来なら全筆土壌審査して、施肥設計を計算して整理するというのが一番効果的なやり方だと考えます。しかしながら、全筆といったのが、本市の農家が耕作畑の土壌全筆分を持つてきたら、とても対応できません。私は六年ぐらい前にも八板市長に市独自の土壌検査室設置を求めたんですけど、この農業振興に、八板市長は私の提案を拒否した事例がありました。ですから、やっぱり本市の農業振興を本当に考えるなら、本市独自の土壌審査室も必要じゃないかと考えております。これは質問とちよつとずれますのでやめときましょう。

それでですね、この肥料がですね、今のさとうきび、結構今年は生育がよろしいです。それで、さとうきびに使う、多くの生産農家がですね、熊毛きび一発八五二というのを使っている農家が結構多いんです。成分が窒素一八、リン酸一五、カリ一二％ですね。ですから、これがですね、この値上がりは七月から、六月三十日まで三千六百八円だったんです、二十キロ、一袋、一俵がですね。これが

ですね、七月以降、五千百四十八円に跳ね上がっているんですよ。これを見てですね、今さとうきび生産農家はもう本当驚いてるんですよ。これじゃもうさとうきびづくりはできないと。

西之表市でも、住吉の深川地区は、もう昔からモデル的なさとうきび生産地域でございます。その生産地域の農家が言うんですよ。私いつでしたか、お盆過ぎに深川に行って、友人がおりますので、深川のさとうきび畑全部案内してくれということで、友人の軽トラックに乗せてもらってずっと畑を見て回りました。

それで、はるのおうぎも結構植えられておりますが、去年は平均単収六トン七百ぐらいでしたけど、今年は私七トンいくんじやないかと、私はそう、自分の見た目ではそう考えておりますが、そうであつても、深川地区はもう八トン、九トン生産してる農家がほとんどです。でも、その農家が言うんですよ。もう来年からちよつと難しくないかなど。作付反別が減っていくんじやないかということを言われておりました。

ですから、国が七割補填すると言われますが、市もこの間、一般会計三号予算で耕種農家に出すと言われましたが、その内容です。さとうきびに幾ら、さつまいもには十アール当たり幾らと、それはできますか、言えますか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 今回の議会の中で、耕種農家経営緊急対策支援事業というところで、先日、先議の中で可決いただいた部分でございますけれども、これについては、品目を問わず、全

ての耕種農家、畑作農家のほうを対象にいたしますので、その中にさとうきび農家であったりとか、さつまいも生産農家のほうも含まれているところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） この耕種農家への補助は、たしか総額四千何百万円じゃなかったかと思えます。一戸当たり幾らもらえるんですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、その積算におきましては、令和三年度に使用しました肥料の実績を基に、その高騰分を約三割高騰したとみなしまして、その三分の一を支援していくこととなりますので、その生産農家一人一人の生産の規模によって変わってまいります。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 南種子町はですね、耕種農家に、これは向こうの場合は、さとうきびとでん粉用甘しょ、それから青果用甘しょについて全農家に一万円ずつ支給し、それで一反歩当たり千五百円を支給するということが、私向こうの農政課長とこ行って聞いてきたんです。そんなして南種子町はもうはつきりと農家に幾らやるちゆうことが出てるんですよ。西之表の場合、そこまでできないわけですかね。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、今回の様々な高騰により影響を受けました耕種農家の皆さんに、特に全体的に

影響が及んでいる肥料を使った費用というところがございしますので、実際その高騰分を積算の基にしまして支援していくというところの考えの下に、今回、事業の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、次の質問に移ってください。

○一四番（橋口好文君） はい、はい、分かりました。

次の質問、飼料価格高騰対策について具体的に説明を求めたいと思いますが、国はこれに対して、飼料価格の高騰対策はどういうこととやりますか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 飼料価格高騰として、国の配合飼料価格高騰緊急対策事業について御説明をいたします。

概要といたしましては、配合飼料価格が高騰し、平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を超える場合に、上回った額を限度として補填が発動し、さらに一一五%を超えた場合には異常補填も発動され、畜産農家に補填金が交付される制度となっております。

令和四年度第一四半期に係る補填金につきましては、通常価格差補填金が一トン当たり五千三十九円、異常差額補填金が一トン当たり四千七百六十一円、合計、一トン当たり九千八百円を基金から交付している状況でございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 西之表市においては、この補填というのは考えてないのでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、畜産農家への緊急対策の支援ということで、今回の議会のほうで予算の補正の計上をさせていただいたところです。この中で、畜産の飼料も含めまして様々な形で畜産農家が高騰等の影響を受けているということに關しまして、一頭当たりの単価を決めまして支援していく内容というふうにしております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） はい、分かりました。

それでは、(二)の農業用生産資材高騰に対する本市の支援を問うちゆうことで、今畜産のほうは、畜産もさとうきび、さつまいもも、今先ほど課長さんが説明がございましたので省かせていただいてもよろしいんですが、この畜産のほうですね、畜産は総額六千四百四十六万円予算化されております。それで、和牛と乳牛は補填額が違っております。和牛の場合は、繁殖育成は一万五千元、プラス加算額が五千元で、一頭当たり二万円ということでございます。乳牛の場合は、一頭当たり助成単価が二万五千元で、加算額が五千元、最大単価が三万円と一頭当たりとなっております。それで、和牛と乳牛は頭数が全然違うわけですが、和牛に支援する金額、乳牛に支援する金額を教えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） まず、肉用牛についてでございますけれども、肉用牛につきましては、繁殖牛、これは育成牛も含めまして、一頭当たり助成単価が、基本単価のほうが一万五千元、こ

れに加算額は五千円つきまして、一頭当たり最大で二万円という単価で支援をさせていただきます。

乳用牛につきましては、搾乳牛が一頭当たり基本単価のほうが一萬五千円、これに加算額のほうが一萬五千円ということで、最大一頭当たり三万円となっております。

それから、乳用牛につきましては、育成牛と未經産牛がございませので、これにつきましては、助成の基本単価が一万円に対して加算額は五千円ということで、最大一頭当たり一萬五千円となっております。

それから、牛以外に養鶏をされているとございますので、養鶏につきましては、一羽当たりですけれども、助成の基本単価が百五十円に加算額は五十円ということで、一羽当たり最大単価は二百円というところで今回積算してございます。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 課長、質問に答えてください。私は先ほど、今、和牛には幾ら、乳用牛には幾ら、総額幾ら支援するのかというその総額を聞いたんです。それを答えてください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

肉用牛につきましては、予算については、約ですけども、五千百万円、乳用牛については一千二百万円という予算になっております。

○一四番（橋口好文君） はい、ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、ちょっと待ってください。

○一四番（橋口好文君） 反対やったか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 肉用牛につきましては、予算の配分のほうが、千円単位までいきますと、五千百三十六万円の配分、乳用牛につきましては、一千二百五十四万円の予算の配分となっております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

特に酪農はですね、ものすごく経営環境が悪くなっていて、北海道の釧路で酪農されている方も新聞に出ていましたが、もう今ね、生まれたばかりの子牛が、今まで七万円から八万円していたんだと、一頭が。それがですね、もう一万円切って九千円とか、それぐらい落ちていくそうです。それで、飼料は上がってるし、子牛価格は下がってるし、乳価は上がらんしちゅうことで、経営がですね、維持できないという、北海道の農家はそういう危機的な状態に、状況に陥っているということが新聞報道でなされておりました。

私も昨日、国上に友人が酪農してる方おられますので、私の先輩ですけど、その方にもお電話をしてみましたね、伺ったら、かなり厳しいと。ものすごく厳しいということでありましたので、私は、こういう市の助成もありますからということをその酪農家の友人にはお伝えしたところでございました。

次の質問に入ります。

あ、それから、（二）のお茶ですね。お茶についてです。市の支

援。お茶についてですね、燃油の補填をするということで、荒茶加工についてですけど、重油に対して補填をするというのを伺っております。で、個人経営の茶工場さんではLPガスを使っている経営体もあるんです。そこにはどういう補填を、やっぱり重油と同じ考えでやるんでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

これにつきましては、各荒茶加工施設を持っている生産農家の方が、主に重油を使うということでしたので、今回につきましては、重油の燃料を市として支援させていただくということで考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） じゃ、プロパンガス、LPガス使ってる農家には、その補填はないちゅうことで理解してよろしいですか。そう農家に伝えてよろしいですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 今回につきましては、基本的には重油を想定した形での予算の積算となっておりますので、基本的にそういったところを中心として支援をしていくということで考えております。

○一四番（橋口好文君） 何ですか、商工会には、ガス、電気、水道等が値上がりして二割減収になった商店には、法人は三十万円、個人経営には十万円支給するというところでやっておりますが、食堂とか弁当屋さんとか、プロパンガスを使うんですよ。どうして茶農

家が使ってるプロパンガスにはその補填がないんですか。全く平等性がないじゃないですか。どうですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 事前にこちらのほうで把握できたところが、重油を中心として施設では使うということだったものから、そのLPガスについては、今議員から御指摘ございましたので、今後また検討のほうははしてまいりたいと思っております。

ただ、今回の予算の積算上、重油の使用の見込みというのを各生産農家、お茶農家様のほうに把握した上で、大体その積算のほうをしたものですから、そのLPガスのほうは今回の積算のほうに入っておりますので、こういった答弁をさせていただきました。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 行政として農家の実態を日頃から把握していないから、そういうことになるんだと私は考えます。ぜひLPガス使ってるお茶農家さんにも平等に支援していただきたいと思えますので、そのことは強く要求しておきます。

続きまして、(三)の質問に入ります。

甘味資源作物（さとうきび・でん粉用原料さつまいも）の生産者交付金の引上げ要求を求める。市長の考えを問うという質問になっておりますが、これ私もう六年前から、このさとうきびの生産者交付金の引上げは、市長にも頑張っ中央にも要求してくれということを書いてまいりましたが、ほとんど上がってないと。

先ほど、今朝方、課長からいただいた生産者交付金、さとうきびですけど、五年前、平成二十九年、トン当たり一万六千四百二十円、それで、令和二年、一万六千八百六十円、令和三年、昨年も値上がりなく一万六千八百六十円なんです。それで、五年前から、これは一トン当たり四百四十円しか上がってないんですよ、生産者交付金。先ほど申しましたが、さとうきびのこの熊毛きび一発は千五百四十円上がってるんですよ、一俵が。それで、耕種基準によれば五俵は入れるということですよ。五俵入れたら七千七百円値上がりするわけですよ、一反歩。交付金は四百四十円しか上がってないのに、肥料は七千七百円。五俵、六俵、七俵入れる農家さんもいるんですよ。八俵入れる農家さんもいるんですよ。

そういうことを考えたとき、八板市長、この生産者交付金はいつ上げる。大幅な引上げ。前も、私は何年前か前も言いましたが、農家の声として、一トン当たり一万円は上げてもらわんと生活がでけんやと。そういうこと農家は言っておりましたので。今でしょう。これを強く要求するのはいつですか。今じゃないですか。農家はもう瀕死の状態ですよ。

幸いにして、野村農林大臣が誕生しております。野村農林大臣は、鹿児島県中央会から出てる参議院議員でございます。農林水産省に行つて、野村議員にこの実情をしっかりと伝え、一万円は上げてもらわんと種子島のきび作農家は生活ができないんだと。そのことを、八板市長、強く言ってきてください。

あのですね、住吉のきび作農家も、オーギ、からいもの、さとうきび、さつまいもの農家には後継者はいないと。畜産にはいると。

和牛は三年、四年前から価格がものすごくよくてですね、やっぱり農家もうかるから、畜産農家は利益が出るから後継者も生まれてるんだと。さとうきび農家、さつまいも農家には後継者も出てこない。また、若い人がこういうさとうきびづくりをする人もおらんようになると。そうなったら、本市の基幹産業、農業の基幹作物のさとうきびが衰退していくわけですから、八板市長の考えを求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

種子島、西之表市におきましては、さつまいもと同様に、さとうきびは本市の基幹作物であります。今後もしっかりと振興策に取り組んでまいりたいと考えております。

これまでも、国や地元選出国會議員を訪問した際に、議員の御指摘の生産者交付金も含めまして、一万円、あるいは二万円ものそういう大幅な値上げがなければいけないんだという農家の声があるんだということを含めてですね、生産者の声を私なりに伝えております。

野村議員が、今回、農林水産大臣になりました。先般、県の全国和牛能力共進会の予選大会でもお会いしました。そういうときにもですね、本市の農政、さとうきび農家だけではありませんけども、畜産もあります。そういうことへの御支援等を常日頃申し上げてお

りますし、そういう機会を捉えて申し上げているところです。

今後ともですね、その産地の厳しい状況、農家の苦しい状況をお伝えしながらですね、いろいろな生産資材のこともあります。そういうことを交付金単価に反映していただくようにということですね、今後とも要望、努力を続けていきたいと思えます。ありがとうございます。

○一四番（橋口好文君） 八板市長には、ぜひ実のある要求をしてきていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

（四）の子牛価格の下落についての原因をどう捉え、今後の畜産振興をどう考えていくかということですが、質問の前に、去る八月二十八、二十九日、鹿児島県和牛能力共進会が行われ、本市から熊毛郡代表として勝ち抜いた安納校区の中園省吾さんのこの号が、県の共進会に出場しました。出発式に当たって私も参加し、中園さんに「県共出場おめでとうございます。どうか頑張ってください」という激励のメッセージを送って送り出しました。県共進会に出場することは大変な名誉なことだと考えております。また、本市の畜産農家も口をそろえてそういうふうに言われております。

その前に、八月五日、郡の共進会、県予選ですね、郡の共進会がございましたが、その共進会の閉会式、表彰式、閉会式の席上に、来賓席に中種子町は田淵川町長が座られ、南種子町は小園町長が公務で忙しかったかもしれませんが、代理で総務課長が座られたそう

です。西之表は行政関係者誰も座ってなかったそうです。本市の中園さんが優勝して選ばれたのに、その当の西之表市の行政担当者は、市長以下誰もいなかったと。この状況を見た中種子町の生産農家から、あれでは中園省吾さんがあまりにもかわいそうだと。どうして西之表市のあれは、そこにおつておめでどうの一言も言うあれができなかったのかと。あれじゃかわいそうだということで、私の耳に入ったときには、もう既に西之表の農家からも私に、八板市長に対する、西之表市の農業政策に対する苦情が私に来ました。このことを私はもう非常に残念に思っています。西之表市の農家も非常に残念だと、憤りを感じると、そう私に何軒もの農家さんが言ってきました。今後このようなことがないように、しっかりと農家に寄り添ったことをやっていただきたい。それをまずお願いしときます。

それでですね、この質問に戻りますが、この価格下落の原因はどう考えておられますか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

子牛価格の下落につきましては、新型コロナウイルス感染症による外食産業の落ち込みや、社会情勢の変化による原油や飼料価格の高騰が大きく影響し、さらに購買者の購買意欲に影響を与え、それが飼料価格に表れているものと捉えております。

種子島家畜市場で行われました和牛子牛競りの動向については、今年度に入り、五月の競りで前月よりも平均価格は十万円以上も値下がりし、八月の競りではさらに大幅な下落となりました。これに

については、当日の天候等の理由で来島される購買者の数が少なかったことも影響したものと市場関係者からは伺っております。

今後の対策につきましては、世界情勢等の動向を注視していく必要があるかと思いますが、一方で、これまで取り組んでいる牛の飼養管理の徹底を図ることで、購買者が求める子牛の生産に努めることが重要であると考えております。

これに加えまして、購買者に対しましては、熊本地区で子牛の購買推進等を目的とした子牛購買者対策協議会があり、市も協議会の一員でございますので、一人でも多くの購買者に競りに参加いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

詳しく説明していただきましたが、もう一つですね、この下落の原因に、輸出肉です。輸出。アメリカ向け、中国向け。アメリカはですね、輸入牛肉の関税を低関税率4%というのを設定していたんだそうです。そしたらですね、ブラジルがですね、大量にアメリカ向けに輸出して、その4%枠がなくなって、もういっぱいになって、もうそれから今度は二六%の高関税をかけられておるそうです。ですから、もう関税が高いもんだから、なかなか枝肉がアメリカ向けが伸び悩んでいるというのも一つの原因。

それからもう一つ、中国向けです。中国も人口は多いわけですから、消費量がものすごく多いんです。これもですね、中国はコロナ

対策で、それが原因一つ。それからもう一つは安全保障問題で、今アメリカと非常に冷戦関係で、それに一緒になってる日本、台湾を含めですね、そういう政治問題が絡んで、中国向けも伸び悩んでいるという状況です。

ですから、軍事力を増強したり、馬毛島に軍事基地を何千億円かけて造っても、農家のためにはほとんど何にもなりません。中国とも仲よくしてやれば、中国も日本の国内の黒毛和牛の肉も買うはずですよ。そういうことをやっぱり政府はですね、外交努力でやっていたきたいと。ただもう敵視政策ばかり取っとつたら、畜産農家は浮かばれません。それ私の考えですけど。

次の質問に入ります。

五番、サツマイモ基腐病についてでございます。

私、大字のですね、伊関、安納、現和、安城、それから下西、住吉、それから国上をバイクでずっと回りましたが、それでですね、写真をお願いします。

今年はですね、皆さんも御承知と思いますが、これはですね、安城校区の農家のさつまいもです。これ、安納こがねです。皮は白いけど、中は紫のさつまいもです。なかなかつくりにくい品種だそうですね、見てのとおりですね、今年は丸々太ったさつまいもがですね、入ってるんです。この農家さんはですね、私が行ったときは、もう一回に三トン八百出荷したと。それでまた、その次のここに、倉庫に持ってきて調整を四人でやっていたんですけど、それで、そ

ういうことですね、もう非常に農家さんの声も元気でした。

それから、これがですね、安納校区で栽培されてる圃場なんですけど、見てください。もうさつまいものつるが青々としてですね、元気がいいんですよ。これ、今月末に恐らく二トン五百ぐらいの収量が見込まれると思います。そういうことで、農家さんです、ちよど畑におりましたので、いろいろお話を聞いたんですが、とにかく農家さんの声が弾んでるんです。農家さん、元気なんです、今年は。それさつまいもが元気だから、当然生産者も元気になります。

これはですね、昨年九月十二日に撮影した写真です。これ榕城の圃場ですけど、もう基腐れですね、昨年こういう状態。それで、その前の年、これ安納の圃場なんですけど、もう全滅。もうこの年から、昨年もね、農家はもう畑で泣いたんですよ。

でも、今年はですね、やっぱりこうしてしっかりと農家さんが対策をして、経費も使って、しっかりと生産を、栽培をしたおかげで、こういう立派な、これ安納校区ね、こういう圃場がいっぱいあります。それでもですね、やっぱり相中に発病した株があつて、それとところどころ引き抜いた跡もありましたけど、農家さん、そんなして、もう一生懸命頑張っております。

それで、質問に戻りますが、生育状況を問うちゅうことですけど、よろしいでしょうか。

「副市長 大平和男君」

○副市長（大平和男君） 誠に申し訳ありませんが、ただいまの御質問の回答に入る前に、少し補足をさせていただきたいと思えます。

先ほどの共進会の件でありますけれども、当地の予選会ときは、市長が日程がつかみませんでしたので、私が代わって応援をさせていただきますました。牛舎でお二人の方とお話をさせていただいて、そして審査の様子も応援をしたわけでありまして、ちよどその真剣さが、中園さんの場合ちよど違うという感じですね、牛の引き出しからですね、応援しておりました。

ところが、間に合うかなと思つてぎりぎりまで待ったんですけど、でも、午後の会議の時間が迫つておりまして、残念ながら、その発表のところまでいることができませんでした、課長も私も。それで、中園さんにはお断りした上で、頑張つてくれるように願つてますというところで中座をさせていただきました。

その後、後日また出発式がございました。この日もあいにくと市長がスケジュールがつかみませんでしたので、私のほうで参加をさせていただいて、激励の言葉を述べさせていただきました。

そして、県の大会のときに、強行軍ではありましたが、日帰りという形で市長が応援に駆けつけて、応援をしたという経緯がございます。どうか御了承いただきたいと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） 本年度のさつまいもの生育状況につきましては、五月から六月の長雨による植付けの遅れ、それから、低温による生育の遅れが見られましたけれども、その後、回復し

ております。

また、基腐病の発生が市内全域で確認されてはおりますが、今のところ、昨年度と比較して被害程度が小さいことから、おおむね順調に生育しているものと考えております。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。もう今も、先ほど写真も提供してありますので。

（六）地産地消の推進についてでございます。

本市は、長期振興計画の中にも地産地消の推進をうたっていると思います。この地産地消、アの質問に入る前に、本市の地産地消の状況ですね、現在までの、どういうことをやってきたか、それを簡単にいいですから説明を求めたいと思います。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、ちょっとそれは通告外だと思います。

○一四番（橋口好文君） それでは、質問に入ります。

現和物産館が、本年今月、九月をもって立ち退きになることが決まっております。これで市の対応を問うという質問なんですけど、行政として、この件について今まで、この立ち退きをいつ知ったのか。それで、その後、どういう行政としての行動は実施されたのか。そこら辺を教えてください。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現和物産館は、平成二十一年度から、国のふるさと雇用促進事業を活用し、町なかの空き店舗解消と商店街集客対策として三年間実施後、安定した運営体制の確立のため、平成二十四年度から三年間、市単独補助金で家賃補助を行うことにより、人・物の流れをつくり出し、地域全体の活性化を図り、消費者へ安心・安全、新鮮な農作物及び加工品を直接販売することにより、地産地消の推進と高齢者を中心とした交流拠点施設づくりを行ってまいりました。

また、多種多様な出品物が集まり、その大半は高齢者の方々の出品が多く、つくる楽しみ、収穫する喜びを醸成し、貴重な収入減、あるいは生きがい対策ともなっているところなんです。

現在は生産者を中心に独立した運営を行っており、年間六万人の利用者を確保するなど、重要な施設となっていると認識しております。

市では、現和物産館が現施設から退去しなければならぬと一報を受けた直後から、その対応について庁内関係課で協議を進めてきており、現在、次の移転先店舗への入居について積極的に支援しているところです。九月末での退去が予定されていることもあり、十分な対応ができないところでもありますが、引き続き存続に向けて支援してまいりたいと思います。

以上です。
○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

あのですね、私はJAの本市の理事三名の方に電話をしてくださね、天神町の今現在使っているJAの野菜集荷センター、あれをできないかということをお願いするに問うたわけですよ。そしたらですね、もう向こうは家賃も、土地は市のもので、毎年百万円以上の家賃をJAは払っていると。それで、冬場の豆類を主に向こうで集荷しているが、もう石堂本立の集荷センターがあるから向こうでやっていいし、市が引き受けてくれるならば、あの建物を無償で西之表市に提供する用意はあるんだということを言われました。

今後ですね、もう時間がないんですよ。現和物産館はもう今月立ち退きですから。そういうこともですね、JAさんと話し合いをしてくださね、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、そのことはよろしく、八板市長もよろしくお願いしときます。

次の質問に入ります。

都市公園の管理についてです。

この都市公園は、もう六年前から、私も取り上げてきた案件でございますが、もう写真をお願いします。

これは中央墓園。いや、これは、あ、そうだ、中央墓園。ああ、そうですね。これは中央墓園。中央墓園、中央墓園。名称碑があると。こんなですね、中央墓園、植え込みの剪定もされてなく、カズラがほうであるとか。この中央墓園の名称碑の回りも、去年おとし、ガザニアを植えたんですけど、花を、もう手入れもせずに枯れて、カヤがおって、もうここに穂が出て、カヤの花が咲い

てる。

それから、これ、わかさ公園。松林の状況。松林の中。これは道向かいの土手の点字ブロックの上の状況。全然草払い、本年になって四月以降してない。

これは嘉永山公園。これもケダの植栽してるんだけど、剪定も放任。

そういうことですね、八板市長は、私の令和二年第四回市議会定例会十二月議会で、平成二十九年第三回定例会で、公園管理について市長は、「市民からも指摘を受けたことがある。今後しっかりと指導していきたい」と答弁しております。その中で市長は、「担当課へは、市民の皆様の声に応えられるよう、管理に努めるよう指示をしております。具体的な管理の状況については、指定管理者やまちづくり公社との打合せや協議の上で管理をしているものと思っておりますし、業務報告書で確認をしているところでございます」と述べられております。「とは申しまして、常に最適な状態を維持するのは難しいところがありますので、特に市が主催する行事や、その他イベント等市民の利用が予定される状況を把握して管理に当たるよう、担当課やまちづくり公社へ指示をしているところでございます」とあります。市長が言われた、「常に最適な状態を維持するのは難しいところがある」と市長は言われました。

しかしですね、写真をお願いします。

何年前もこの写真提供したんですけど、これは中種子町の太陽

の里運動公園の写真です。市長は、常に最適な状態を維持するのは難しいところがあると言われますが、中種子町は常にきれいにしているんです。どうですか、八板市長。市長がこういういいかげんなことを言うから、部下はしっかりとやらないんじゃないですか。恥ずかしいですよ。

それからね、写真ないですけど、市営グラウンドの元避病舎のあったあの法面、信号待ちです、ちょうど交差点で信号待ちしたらずね、商工会の看板と、もう一つ何か看板があるんだけど、もう看板はカヤに隠れて見えない状態。中種子町の方がそこを通過して信号待ちるとき、何で西之表はああいうのを放置してるのかと、町なかで何でだろうと、中種子町の住民が、向こうを通った住民が言うんですよ。恥ずかしいと思いません。今後どうするんですか。

〔建設課長 奥村裕昭君〕

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

まず、議員御質問の公園管理のあの部分ですけれども、公園管理における現地の確認につきましては、管理業務を依頼しているまちづくり公社から毎月提出される管理業務報告書を基に、必要に応じて私たちも現場を確認してるところでございます。そのほか、まちづくり公社や公園利用者からの公園施設の不具合情報の提供などがあつた場合には、早急に職員による現場確認を行い、修繕を実施するなど、早期に不具合の解消を図るよう努めているところでございます。

また、ただいま御説明したとおりなんでございますけれども、そのほかにも、週に一回は職員のほうで、特に市街地付近になりますけれども、公園の巡視をするようにしているところでございます。

議員がこれまでずっと御指摘をされておりますけれども、再三にわたり御指摘を受けてるところ申し訳なく思っておりますが、私も四月着任以降、私自身も巡視をさせていただきました。で、八月以降、議員の写真もそうではないかなと一瞬思つたんですけども、市営住宅の事故がございまして、議会のほうには御報告申し上げます。その後、市営住宅の全巡視を私自身行っております。その際に、係員を連れて公園を回りました。で、その中で、これが本当に都市公園として市民に提供する場であろうかというところを課内でも協議をさせていただきました。

で、まず、後ほど申し上げますけれども、諸事情があつてこれまでやれてないということは承知しておりますが、だから現状そのままでいいというふうには感じてございません。そこで、体制が整うまで待つと、予算がつくまで待つというのではなくて、できれば巡視の際に、もうこれでは限界だろうというのを係員が判断をすれば、課内で業務を調整して、当面の間はそれでも対応するところをもつて、市民の皆様にも最低でもきれいな状況で公園を御利用いただけるような環境づくりをしていこうというところを今課内で検討してるところでございます。

○一四番（橋口好文君） 今の課長の答弁で、職員も巡回してると

いう答弁がございましたが、巡回して職員が見て、こういう。

写真をお願いします。

先ほども見せましたが、こういうですね、荒れた状態。本年度四月以降、松林の中、草払いしてないんですよ。

ここにですね、平成二十年度、都市公園、指定管理業者の作業日報がございます。この業者はですね、四月、五月とありますが、四月一日、二日、三日、八日、二十八日、三十日、五月八日、十二日、十三日、五月二十一日、このわかさ公園の松林の中の草払いをしてるんですよ。この業者、事業者と二人か、忙しいときは一人雇用をして、少人数で一生懸命やって、担当課の職員が、公園係が来て、指導の下、しっかりと市民から苦情が上がらないような仕事をしてるんです。

現在のまちづくり公社は・・・・・・・・・・・・・・・・。今後こういうのをどうするか。もう少し、どう対応していきますか。二度とこういう状態を生まないようにお願いしたいんですが、できますか。大平副市長、お願いします。

○副市長（大平和男君） まちづくり公社の理事長は私でございますので、お答えさせていただきます。

契約等については誠実に履行してるとは考えておりますけれども、いろいろと御指摘を受けておりますので、今後さらに努力して、環境がさらに整うようにですね、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○一四番（橋口好文君） 今、去年の春からもでしたけど、市役所正面玄関の前は、すばらしい花が、色とりどりの花が植えられて、来庁者は、今年でしたか、三月、四月、写真に納めてる光景を何回も見ました。おかげさまで庁舎前の景観は、私が議員になった年からしたら、もう天と地の差、雲泥の差だ。もうすばらしいまちづくり公社のスタッフの努力のおかげで、毎回最近はもうきれいな花をめでさせていただいております。

花は心の栄養でございます。野菜は体の栄養と言われております。来庁者、市民にですね、心の栄養を与えていただきたい。今後ですね、また今後とも、心の栄養を与えていただきたいと思っております。都市公園についても同じことですので、市民に心の栄養を与えていただくよう切にお願いしておきます。これ私、やらなかつたら、やるまで言い続けますから、その覚悟でいてください。

次の質問に入ります。

最後の馬毛島問題でございますが、私、もう本会議、一般質問が始まってから、九名の同僚議員の方がこの馬毛島問題を取り上げております。もういろんな角度から詳細について質問がなされ、市長はそれに対して答弁をされておりましたが、私はそういう具体的なことは言わずにですね、この問題がせっぱ詰まってきたということで、昨日でしたか、同僚議員の質問の中で、八板市長は公約違反だと思っただけという答弁がございました。とんでもない話だと私は思いました。これね、ユーチューブとかあれで見た市民もです

ね、あれ何言ってるんだと、そう言うんですよ。八板市長、公約違反じゃないと言われましたよ、市長は。

写真お願いします。

ここに、昨年一月三十一日執行された市長選の選挙公報、西之表市選挙管理委員会が出した選挙公報でございます。その中に、馬毛島は豊かな自然を生かし、基地経済に頼らない持続可能な社会を目指します。故郷を第二の沖縄にしません。将来にわたって平穏な地域を子孫に残しましょう。八板俊輔は信念を曲げません。そう言ってるんです。八板市長、百八十度曲げたんじゃないですか。どうですか。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

私の考える馬毛島の問題に対応する際の心構えというものは、議員御指摘のとおりでございます。その公約を掲げて当選し、そして、この問題に対応する中で様々な動きがございました。国の動きが、昨年の暮れ以降、急速に展開して、新たな局面と捉え、それまで市の意向について関係のないところで進んでいるかのような状況もございました。そういう中で、市民の不安を解消するために協議の場を設け、なお、市民の幸福の実現のためにやるべきことが何があるのかということを探るために、これまで続けてきたところであります。

現在も、私は馬毛島の自然を愛するという気持ちは変わりませんし、公約の理念を基に、目標を達成するために努力をしております。

その中で国の具体的な動きが出てきており、それにも対応せざるを得ない面がございます。ということでもありますので、公約を実現する形の中で、現実に即応もしなくてはならないということがございます。

そういうことで、今、例えば、今回の今議会の最中です、第九回の協議の場があつて、その中で改めて協議をし、国と市との考え等のぶつけ合いの中で、こちらの要求を述べ、要望を述べ、そういう中で出してきたぎりぎりのところで、今、宿舍用地と、それから学校跡地、それから市道についての防衛省の要望に対して、今その具体的な対応として、今検討している。それが土地処分のことであるので、その検討を続けていると、検討を今しているというところでございます。

以上であります。

○一四番（橋口好文君） もう一つ質問します。

馬毛島の学校跡地、市道の問題もあります。売買の。それともう一つ、川迎の自衛隊隊舎建設予定地、向こうは二千五百平米ぐらいの農地、登記簿謄本、農地になっております。あれを手放すということになれば、防衛省に渡すということになれば、農業委員会に転用申請をしなければいけないと思います。転用申請はもうしてるんですか。してるかしてないか答えてください。時間がないです。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

九月五日の日に農業委員会のほうへ申請してると考えております。

○一四番（橋口好文君） もう一度はつきり、はきはきと行ってください。

○企画課長（森 真樹君） 九月五日付けで農業委員会のほうへ申請を行っております。

○一四番（橋口好文君） 申請をしたということですね。これ、農業委員会は定例会は恐らく月末にあるんだろうと思いますが、委員会、予算委員会や決算委員会が入っていて、なかなか日程がつけられないじゃないですか。今月中にできるんですかね。農業委員会局長、どうでしょうか。定例会、いつ計画されてますか。

〔農委事務局長 中野賢二君〕

○農委事務局長（中野賢二君） 農業委員会の定例総会は、毎月二十五日前後で計画しておるんですけども、今回、議会の日程調整とかもありましたので、今回二十三日、秋分の日、休みなんですけれども、ちょっとそこで行いたいと今計画しておるところでございます。

○一四番（橋口好文君） そういうふうにしてですね、八板市長はもう陰で着々と推進の、容認の段取りをしていってるんですよ。

私のところに八十になろうとする高齢者男性ですけど、私は、橋口議員、昨年の選挙では、八板市長は馬毛島反対だと、同意できないということをやったから、八板市長に投票したんだと。でも、私も八十近くになって初めて裏切られたと。こういう屈辱はないと。私

は、もう今後、生きてる間に選挙があれば、もう行かないと。もう行政に対する不信感が私に訴えてくるんですよ。市長の責任ですよ。どう考えます。誰のため、誰のおかげでその市長席に座っておられるんですか。反対派が総力を挙げて八板俊輔候補を応援したからじゃないですか。その方たちの思いを裏切るようなことは、まさかしないですね。これ人間としてですよ、どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私を支持してくださった市民のために、また現在も応援して下さっている市民の方のために、市民の幸福を追求するという努力をする中で、この問題についての対応もしっかりと責任を果たしていく、そういう思いで臨んでおります。

○一四番（橋口好文君） 最後に、私、市長が所信表明演説の中で、ずっと聞いていたんですけど、ベッドの上で、ちょうどコロナで出れませんでしたので、スマホで見てたんですけど、新聞にも私と同じこと書いてあるんですが、市長が言ったこと、私はですね、所信表明では、計画を推進する地元選出国会議員への感謝や、反対派だけでなく賛成派にも寄り添う言葉が並んだと。まさにそうでした。

あのね、市長、私は前回、状況が変わったからということでも市長は説明されましたので、市長は風見鶏じゃないかということを私は言いました。今回ですね、この記事もありますけど、市長は、賛成派にも反対派にも、また中間の市民に対しても、当たり障りのないようにいいこと言うんですよ。そういうのを八方美人だと言うんです、

市長。そのことを申し上げ、私の質問とさせていただきます。終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時四十五分頃より再開をいたします。

午後二時二十九分休憩

午後二時四十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言取消しの申出

○議長（川村孝則君） ここで、橋口議員にお伝えします。

先ほどの一般質問の中の発言は、「・・・・・・・・・・」
「・・・・・・・・・・」という発言がございましたけれども、不穏当と認めますので発言を取り消すべきだと考えます。いかがですか。

○一四番（橋口好文君） 発言を取り消します。

○議長（川村孝則君） ただいま、一四番、橋口好文議員よりの一般質問の中で「・・・・・・・・・・」の発言が不穏当であるため、取り消したい旨の申出がありました。

西之表市議会会議規則第六十五条の規定により、発言取消しの許可をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、一四番、橋口好文議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

△一般質問

○議長（川村孝則君） 一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 一二番議員、竹下秀樹です。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

最初に、大きくくりで原油・物価高高騰対策に係る支援金についてお伺いします。

一 番 目、市長の所信表明の中でも触れていましたけれども、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている市内事業所等の経営支援のため、当該支援金の受付が八月一日から開始されています。現在の申請状況はどうなっているのか説明を求めます。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

原油・物価等高騰に係る支援金につきましては、本年第二回定例会にて議決いただき、支援対象者へ速やかに支援できるよう準備を

進めているところです。

申請状況につきましては、八月一日から受付を開始しておりますが、八月三十日現在で申請件数三十五件、支援金・支援額合計は四百二十三万七千円となっております。

以上です。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今の申請件数はどのように受け止めているのか、御見解をお伺いいたします。

〇経済観光課長（高石心平君） こちらの想定としておりました件数、法人九十事業所、個人九十事業所、合わせて百八十事業所を予算計上させております。この想定からしますと、若干少ないのかなというふうな感じでは受けておりますけれども、ただ、まだ締切りまで一か月ほど期間がございますので、後半になるほどまた増えてくるのではないかと思っております。ただ、そう言いますが、予想よりは少ないのかなというふうに思っております。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

次の質問です。

当該支援金は広く事業全般に使えるものであり、経営を下支えするものとして、事業者にも大変喜ばれてる事業になっているものとの承知しています。

この支援金額ですけれども、今年一月から六月の間の任意の一月

を選択し、かかった経費のうち、電気代、ガス代、燃料費の合計額掛ける六か月掛ける二〇％で算出するようになっていきます。

飲食業等におきましては、本来なら最も光熱費がかかる一月から二月にかけては、県内全域に発出されていたまん延防止等重点措置による時短要請を受けての営業であり、結果として経費的には抑えられていたのかと思いますが、ここに来て、夏場の七月、八月の光熱費負担が重くのしかかっている現状があるかと思えます。事実、総務省が七月に出しています二〇二〇年基準消費者物価指数におけるエネルギー構成品目を見ましても、全国ベースではありますけれども、七月の電気代は、前年同月比一九・六％増となっております。

もちろん当該事業が上半期分の支援金で、下半期分として二の矢三の矢の事業が打てるのであれば、六月締めも一定の区切りになると思えますけれども、そうでないのであれば、申請期限は十月三日ですので、選択する任意の月を八月までとしたほうが、より事業者支援につながったのではないかと考えるところでもあります。

当該支援金の制度設計は事業者の実情に応えるものになっていると捉えているのか、見解をお願いいたします。

〇経済観光課長（高石心平君） 本支援金につきましては、コロナ禍において、原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰を受け、事業の持続に困っている市内の中小企業及び小規模事業者を救済するためのもので、支援の内容としましては、議員からも御案内ありましたように、電気代、ガス代、燃料費の支援となっております。

この支援金自体は事業の負担軽減につながっているものと考えておりますが、価格の高騰は燃料価格にとどまらず、資材や仕入れ品など影響が拡大している状況でもあります。また、コロナの状況、各種資材の高騰、引き続き今後も続いていく見込みとなっておりますので、今後の支援についても検討が必要であると考えております。以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

六月頃には、この秋口には円安も一服するのではないかとという専門家予想も多かったと思いますが、昨日の為替はドルに対し百四十四円をつけ、むしろ円安に歯止めがかからないこと、あるいは長期化するウクライナ情勢を見ますと、今課長おっしゃられたように、更なる物価上昇、エネルギー価格の上昇も避けられないかと思えます。引き続き市内事業者への影響の把握に努めていただき、次なる支援につなげていただきたいと思います。

そこで、次の質問ですけれども、このような情勢を受け、この八月に行われました第三回物価・賃金・生活総合対策本部において、岸田首相は一兆円の地方創生臨時交付金増額を指示したとの報道がありました。財源については、コロナ物価予備費を機動的に活用し、国民に迅速に届くよう取り組む旨の報道もされています。本市にも近々当該交付金の交付があると思えますけれども、市中経済、市民生活の状況を踏まえ、その使途、充当事業について何かしらの方向性が協議されているのか、現時点であれば説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市におきましても、これまで地方創生臨時交付金を活用いたしまして、生活支援や幅広い業種への支援に取り組んできたところがございます。引き続き地域の実情の把握に努めるとともに、他地域の事例等も調査の上、市民の負担軽減、地域経済の活性化につながる事業構築に努めてまいりたいと考えております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

交付金がまだ確定していない現段階では、充当先について具体的な協議がなかなか進まない現状もあるかもしれませんが、今課長がおっしゃったように、市中経済、市民生活の影響に目配りする中で、その方向性については各課で早めに案を温めていただき、迅速な対策につなげていただくようお願いをします。

ちなみに、充当可能な当該交付金の事業メニューとして、生活困窮者支援、子育て世帯支援、電気料金等公共料金の負担軽減、生活者支援や消費喚起を目的とした支援、小規模事業者支援、農林水産業者支援、地方公共交通の維持等、観光業支援等々があるようですが、これも、この九月議会で補正が組まれている事業も含めて、本市では全てほとんどが既に事業化した中で、次はどこに充当するのか。優先順位が高く、きめ細かい対策になるように、しっかりと庁内調整をお願いしたいと思います。

その上で、次の質問です。

今回の原油・物価高騰対策に係る支援金の対象にも、福祉関係事務所等も含まれることは承知していただけますけれども、今般の食材等の高騰も踏まえ、高齢者入居施設・通所施設等に対しましては、また事業規模に応じた給付金も今後の充当事業の一つとして検討すべきと考えますが、見解をお願いいたします。

「高齢者支援課長 柳田さゆりさん」

○高齢者支援課長（柳田さゆりさん） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、経済観光課が実施しております原油・物価等高騰に係る支援金に福祉関係事業所等も含まれておりますが、本市においては、支援金についての申請が現時点ではございません。

御指摘の給付金につきましては、現在、県内で実施しているところはありませんが、全国的には実施しているところもありますので、本市としても検討していきたいと思っております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

高齢者施設・通所施設等は、これまで利用者やその家族の日常生活に欠かせないサービスを提供していただけてすけれども、コロナ禍で、その感染防止対策にも大変御苦労をされてる業態の一つでもあります。そういう中の今般の光熱費を含む物価高騰は、入りは限定した中で経費だけが積み上がっていくわけですので、その運営・経営に与える影響は大きいものと考えますので、福祉サービスの提供継続を支援するためにも、御検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、大きくくりで港町再生についてお伺いします。

市長の一期目からの公約である港町再生につきまして、そもそも市長はどのようなビジョン、構想を持っていたのか、改めて説明をお願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

港町再生のビジョンというお尋ねでございます。種子島の玄関口であります西之表港は、古くは赤尾木港と呼ばれた時代から、交易の中継地として港町が形成されてきました。その港町には商店街が形成され、種子島の商工業の中心として機能してきましたが、周辺部への大型商業施設の進出や人口減少等により人の流れが変化し、かつての町の機能が変容しつつあります。

そのため、一期目から港町再生という公約を掲げました。農産品など一次産品、あるいは生活資材の輸出入、それから、一部でありますがロケット関係資材の搬入ということは、本市だけでなく島内全体の物流の拠点でもあります。

西之表港の耐震強化岸壁の位置付けを基に、整備計画も今進んでおります。近年はクルーズ船の寄港も可能になっております。今の中央埠頭には、過去にはターミナルビルの建設の未来図の描かれたこともございます。そうした観光産業の発展の中心となるべく、この西之表港は期待されているところであります。

この港町の可能性を最大限に生かし、魅力ある港町をつくること

を目指して、未来に向けた港湾都市として、歴史や国際色豊かな活気ある港町への再生を図りたい。そういうビジョンを持って、これまで取り組んできたところでございます。これをさらに発展させるために、市民の皆さんの、あるいは議会の皆さんの知恵をお借りし取り組んでまいりたいと、そう考えております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

市長の一期目のときに、議会で同様な一般質問を受けまして、西之表市は海の玄関として発展してきた歴史を踏まえ、中種子町は空の玄関、南種子町は宇宙の玄関という位置付けの中で、本市は、西之表港の待合所から市街地に向け、岸岐など現存する歴史的建造物も生かしながら一体的な整備をしていきたいと。また、そういった範囲の中に、人や物が集まる機能も備えた施設、それも含めた港湾都市としての活気ある港町を再生していきたいというお答えもされているかと思えます。

次の質問ですけれども、現在、就任から六年目になるわけですが、その進捗をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

港町再生につきましては、平成三十年度に、商店街に関わる方だけでなく、若い世代や女性など幅広い層の市民の方々が参加して、未来へのまちづくりビジョンとなる港町再生基本構想を策定しております。この基本構想においては、ハード面の整備は市において進め、ソフト面は市民の主体的な取組により進めていくこととしてい

ます。これまで、まちかどインフォメーションセンターの設置や一方通行の社会実験、交通量調査、あるいは旧榕城分団跡地の整備等、様々な取組を実施しているところです。

加えまして、港町再生に取り組んでから、民間の力によつて、歴史的な建物のリノベーションによる活用や、コロナ禍ではありませんが、まちかどインフォメーションセンターでのマルシェ等の開催など、市民や団体による主体的な取組も増えつつあると考えております。

行政の進めるべきハード面については、拠点の整備等、想定よりも進捗が遅れているものもございますが、今後も実施計画に基づきまして、市商工会や通り会、また商店街を利用する市民の声をしっかりと聞きながら、地域の方々と行政が共に主体的に地域のために取り組んでいく港町再生を進めていきたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

市長の公約であります港町再生は、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地の活性化を目指す重要なテーマとして位置付けられ、今お話ありましたように、港町再生基本構想を策定した後、平成三十一年度には、第一期港町再生基本計画実施計画が策定されています。

当該計画は、港町再生基本構想のビジョンを具現化するために、市民、地域、関係団体、有識者、行政が一体となって取り組むため

のロードマップであり、今市長おっしゃられたように、この中で中核施設の位置付けについても検討するとなっております。

また、当該計画では、基本構想において三つの戦略を進めるための事業を展開している。平成三十一年度から向こう五年間を計画期間として策定し、長期振興計画実施計画との整合性及び国、市の財政状況に応じて事業を進めていくため、毎年ローリング方式により見直しを行うとともに、進捗状況を示すこととなっております。

これが西之表市港町再生基本構想実施計画になりますけれども、この中で、例えば中核施設ですけれども、もう令和二年度、設計、建設、令和三年度、備品等々購入、令和四年度、運営と、このような実施計画になっているところでもあります。また、例えば、築島、岸岐の整備ですけれども、令和四年度には、いわゆる遊歩道も整備されるような計画になっているところでもあります。もちろんできてる事業もあるわけですが、これを一例としまして、果たしてこの実施計画は毎年見直されて、進捗状況は示されているのでしょうか。

誤解がないように申し上げれば、担当課に対しては、広く協議体の意見を集約し、当該計画に沿う事業実施に取り組んできたものと高く評価してるところです。特に先ほど市長おっしゃられた、国道五十八号線で行われた道路空間デザインの社会実験の実現は、これまで商店街で検討されつつもなかなかできなかった事業をやり遂げたわけですので、一つの大きな成果だと認識しています。

しかし、進捗状況を見ますと、以前も申し上げましたように、自分の公約であるこの港町再生の実現に向けて、市長がどれだけコミットし取り組んできたのか、非常に疑問なところでもあります。以前より市長は、本市の持つ各種ポテンシャルを最大生かしながら、基地経済に依存しないまちづくりを進めていくと言われてきたものと承知しています。しかし、この港町再生も、そのためのまちづくりの一環と考えますけれども、就任から六年たってもこの現状にあるわけです。

そこで、次の質問ですけれども、ここ数年で中心市街地は大きく変容し、今回、現和物産館が入居してる建物も解体されると聞いています。中心市街地の再構築が進む中、今後どのようなビジョンと予算をもって港町再生構想を進めようとしているのか、お伺いをいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

港町再生を今後どのように進めていくかということでありまけれども、基本的には、議員おっしゃいましたように、港町再生基本構想及び実施計画に基づいて取り組んでいくようにしております。実施計画は、毎年度ローリング方式により見直し作業を行っているところであり、実施計画の着実な実行が重要だと考えております。御指摘のように、なかなかかはかどらないというところもございませう。また、中心街の再構築が進んでいる状況もございませう。そのほかにも、計画して予定しているものの中に、都市下水路の改修です

とか、進行中の西之表港への耐震強化岸壁の設置に伴う周辺整備等、そうした動いているものも含めてですね、今後しっかりと組み合わせせてやっていかなければならないと思います。

例えば、実際に地元の経済界の中で、宿泊施設の強化というような取組ですね、最近計画がなされて、それが国の支援も受けながら立ち上がるようになっているプロジェクト等もございます。そうしたものを踏まえて、市民の皆さんの知恵もお借りしながらですね、財源としては、基本的に市税収入、そして国、県の各種交付金等を財源にして、意欲的な取組も取り入れて、民間の取組も取り入れながらですね、ぜひこの港町再生を皆さんと共にですね、実現してまいりたいと、そういうふうに思います。

○一二番（竹下秀樹君） 実施計画は、平成三十一年度から令和五年度まで、来年度までの実施計画になってます。本当にこの計画を実施するに当たっては、今現状非常に遅れているという認識を持っていただいて、担当課、あるいは関係者とコミュニケーションをよく取っていただいて、そのビジョン、構想を共有していただきたいと切にお願いをするところでです。

昨日の同僚議員の一般質問に対する市長答弁の中で、農業振興が商工業の振興につながる旨の発言があったかと思えます。言葉尻を捉えるようで誠に恐縮なんですけれども、それはそれで一面の事実だとしても、農業振興の波及効果として商工業振興があるかのような発言ではなく、この港町再生事業が商工業振興策であるなら、し

っかりと一つの柱として掲げていただきましたと残念に思ったところでもありました。

さて、この港町再生実施計画の中にある拠点施設構想ですけれども、その機能につきましては、主要三機能として、観光交流、地域交流、情報発信、さらに補完機能として、交通の拠点機能、中継機能、休憩機能等が検討されたものと承知してます。

今現在、分散拠点の一つとして、インフォメーションセンターがその機能の一部を担っているわけですけども、先日より話が出てます現和物産館は、この地域間交流や商店街のにぎわい創出という面では、これまで果たしてきた役割も大きかったものと認識してるところです。また、同館がこれまで果たしてきた公益に資する役割については、担当課よりもるる説明があったところでもあります。

港町再生は、にぎわい創出のために分散拠点を線でつなげて回遊性を持たせながら、その特性に応じたゾーニングに向けての整備を進めていくことも取組の一つとなっているわけですけども、そもそも年間延べ六万人の利用がある同館は、分散拠点の一つにふさわしい機能を既に持っているわけですので、それがなくなることは港町再生事業にとっても大きな痛手になるものと考えます。民間の組織体とはいえ、公益的役割と高いにぎわい創出力を持つ現和物産館の事業継続につきましては、行政も最大限の寄り添い方をぜひお願いをしたいと思えます。

この質問を掲げましたのも、港町再生事業につきましては非常に

期待もしてるところでもあります。ぜひ検討をどんどん前に進めていただき、実施計画の中で実施のほうにつなげていただければと期待するものですので、質問をさせていただいたところです。そういうふううに受け止めていただければと思います。

次に、AEDの電極パッドについて伺います。

来る九月九日は救命救急の日であります。以前は、その日に合わせて、すこやかで市民向けにAEDの使い方の講習等も組まれていましたけれども、残念ながらコロナ禍において、ここ数年中止になっているところですので、これまで市民の命を幾例も救ってきた実績のあるAEDの周知を兼ねての質問とさせていただきます。

この自動体外式除細動器、いわゆるAEDですが、その電極パッドは、これまでそれぞれ小児及び成人という呼称が用いられており、小学校に上がる前の子どもには小児用パッドを使用する旨、救急蘇生法の指針等で周知されてきました。今回、市民が小学生の心肺停止事案に接する際、小児用電極パッドと成人用電極パッドのどちらを使用すべきかより明確に即時判断ができるよう、市民用のテキストトとして取りまとめられた救急蘇生法の指針二〇二〇において、これまで使用されてきた名称が、それぞれ未就学児及び小学生から大人という呼称に改められました。

これを踏まえ、厚生労働省医政局は、AEDの製造販売業者に向けて、設置者に対し呼称の変更についての情報提供を行うこと、また電極パッド及びモードの適切な選択方法を容易に確認すること

ができるラベル、シール等を提供し、視認性に配慮した位置に取り付けるよう促すことを依頼してるところです。

本市が設置しているAEDの電極パッドについては、そのような形で表記変更が進められているのか説明をお願いいたします。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

本市が保有しているAEDは、本庁舎や小中学校、社会教育施設、消防分団詰所などに設置しております。三十四施設の三十六基。

御指摘の電極パッドの表示変更の対応については、電極パッドの使用期限が近いものについては交換し、パッド期限に余裕のあるもの、またAED本体に表示のあるものについては、ラベル等の貼付け等に対応することとしております。なお、総務課管理の消防分団詰所のAEDについては、速やかにラベルを貼り付けることとしております。

今後とも、AEDを管理する各課において、AEDの適正使用に関する情報、国からも製造販売者について、電極パッドの呼称変更についての適切に対応するよう求められているようですので、このような情報等を確認するなどして、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

また、周知については、先ほど議員からありました消防署との連携をしながらですね、講習とかが今後開かれる場があれば、このようなパッドの変更の説明についても連携をして検討していきたいと

思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

一刻を争う緊急事態において、パッドの種類の判断に迷いロスタイムが生じないようにするための今回の表記変更ということですので、課長おっしゃられたように、管理者をはじめ、関係者に周知を図っていたきながら、表記変更を段階的に進めていただければと思います。ありがとうございます。

次に、大きなくくりで、コロナ禍における避難所運営について伺いたします。

令和三年八月に、県は避難所管理運営マニュアルモデル、新型コロナウイルス感染症対策指針を改訂しています。県は、避難所における運営上の基本的な対応につきましては、避難所管理運営マニュアルモデルで示していただくわけですが、当該指針では、この内容を踏まえつつ、避難所での感染リスクを下げるために必要な対策等について参考にすべく策定されており、市町村が開設する避難所での新型コロナウイルス感染症対策を事前準備と災害時の対応に分け、必要事項を整理してまとめています。

本市におきましても、感染者数は一時期ほどではありませんけれども、依然高止まりで推移している現状にありますけれども、災害時には当該指針に沿う対応が取れる準備がなされているのか説明を

お願いいたします。

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

避難所運営については、県が改訂した感染症対策指針において、避難所の事前準備や災害時の対応の項目など全般的に見直されており、市においても関係各課と協議を重ねて西之表市災害避難所管理マニュアル等を改正をし、避難所の運営については、校区防災会や、今回から避難所の運営を手伝っていただく消防分団、また市役所職員のほうにも説明会を事前に実施をして避難所の運営を行うように体制を取っております。

また、感染症に対応する備品、備蓄品については、消毒液や非接触体温計、扇風機や発電機など県の指針に示されている物資について、国の交付金を活用して指定緊急避難場所や校区の防災倉庫に配備しております。ただ配備するだけではなく、この資機材の取扱いについても、地域防災支援員により、先ほど説明をいたしました校区防災会や消防分団での説明時に、この取扱いについても講習等を行うよう周知に努めてまいっております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

今後、避難所に配置される職員数は、市民会館が四名、それ以外は原則一か所一名になるものと承知しています。それが消防団員とかが配置されるわけですが、指定緊急避難所十五か所に対

し職員十八名、大規模災害に対応する避難所二十四か所に対し職員二十七名となるわけですが、それぞれがコロナ禍における現場対応につきまして、例えば、受付フローとレイアウトの工夫など、もろもろの避難所運営実務につきまして共通した情報が共有できているのか、これも平時にしっかりと確認していただきながら、災害時の円滑な対応につなげていただければと思います。

次の質問です。

濃厚接触者の定義と特性につきましては、国立感染症研究所による新型コロナウイルス感染症患者に対する積極疫学実施要領で定められているところですが、オミクロン株につきましては、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化リスクが低いなどの特徴が明らかになってきたことを踏まえ、現在は、保健所業務の重点化や社会経済活動の推進の観点から、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む疫学調査ではなく、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院している医療機関や高齢者施設等を対象に、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施するようになっていくものと認識しています。

そのような状況の中で、新型コロナウイルス感染症対策指針におきましては、事前の対応として、濃厚接触者の災害時発生時の避難に関する手順、濃厚接触者の避難場所、移動手段がない濃厚接触者の避難方法を市と保健所が事前に協議しておくことになっていすけれども、どのように協議がなされているのか説明をお願いいたし

ます。

「福祉事務所長 下川昭代さん」

○福祉事務所長（下川昭代さん） お答えいたします。

今議員がおっしゃられたように、これまで濃厚接触者の特定を保健所が行ってまいりましたが、今回の爆発的感染拡大を受けて、特定範囲の見直しが行われております。今後、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限は、同一世帯内や医療機関及び高齢者、障害者等が入所するハイリスク施設に特化して行われることとなっております。そのため、それ以外の感染経路による濃厚接触者の把握が難しく、不特定多数の方が集まる避難所につきましては、これまで以上にきめ細かな感染防止対策を取る必要があります。

御質問のありました濃厚接触者の避難の手順と避難場所についてはありますが、濃厚接触者や発熱等の症状がある方で避難を希望する場合は、避難前に市役所に連絡をもらうよう事前に広報を行い、避難場所としましては市民会館を想定しております。また、濃厚接触者等で移動手段がなく自力で避難ができない方については、避難所の職員が送迎に対応することとしています。

また、一般の各避難所におきましては、受付時に検温や健康状態のチェックリストを用いて体調確認を行い、発熱等何らかの症状がある方は、簡易検査キットによる検査を行った上で市民会館へ移動してもらふこと、また、避難所においても、症状等に応じて部屋を分散したり、パーティションで区切るなどして十分な間隔を保って

避難スペースを確保するなど、様々なケースを想定した対応を検討しております。

こうした対応につきましては、随時、保健所と情報を共有し、必要な助言や協力もいただきながら、円滑な対応が取れるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

濃厚接触者の特定がなかなか難しい状況になってきている中ではありますが、体調不良の方や濃厚接触者等を受け入れる市民会館に配置されます職員は、非常に感染リスクが高い場所での職務従事ということで本当に大変かと思えますけれども、所管課におきまして職員の感染防止対策を十分に講じていただきますようお願いを申し上げます。

次に、馬毛島への自衛隊施設整備関連について伺いいたします。

市民の中には、防衛省は法を無視して一連の馬毛島への施設整備を進めていると言われる方もいらっしゃいます。防衛省のどの行為がどの法に抵触していると言われるのかは承知していませんので、非常にざっくりとした質問になりますけれども、これまでの防衛省による施設整備に係る一連の手続において、法令に抵触したと思われる事案はあったのか、市側の認識をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省に対しまして、これまで丁寧な説明や対応を求めてきたところですが、法令違反があったという認識はございません。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。そのような事実はなかったと確認できました。

先日の同僚議員の一般質問の中で、憲法学者の木村草太氏のお話もありました。弁護士でもある橋下徹氏と木村氏の対談集に『憲法問答』という書籍があり、その中に辺野古移設問題と憲法という章があります。そこで、木村氏の法解釈として一部抜粋になりますけれども、憲法九十二条に、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとあると。

米軍基地が設置されると、地方自治体の自治権が制限されるので、地方公共団体の運営に関する事項として法律を定める必要がある。米軍基地のような特殊な施設について、内閣を十分拘束できるような具体的な設置基準を法律で定めようとするなら、辺野古基地設置法のような個別の法律にならざるを得ないと述べられています。

この後も、憲法九十二条の解釈についてお二人の議論は続くわけですが、あくまでも基本的に自治権が及ばない米軍基地設置については前提としての法解釈の展開となっています。馬毛島にできるのは、御承知のとおり、自衛隊施設です。日米地位協定第二条四項bで規定する米軍一時使用施設ではありませんけれども、排他的基地管理権を持つ米軍基地でないことは、いまだ誤解されている市民の方もいらっしゃいますので、ここで改めて共有したいと思えます。

次の質問です。

研究代表者を千葉大学の倉阪秀史教授が務める研究プロジェクト「オポッサム」の成果物に未来カルテがあります。本市が包括連携協定を結んでいます東京大学未来ビジョン研究センターと共に、そのオープンプラットフォームにも倉阪研究室も参画しており、本市とも御縁があるわけですが、このカルテは、社会保障・人口問題研究所の人口予測をベースとして、現在の傾向が継続した場合に、二〇五〇年に産業、保育、教育、医療、介護はどのような状況になるのかについて自治体別にシミュレーションした結果が示されており、その中には西之表市未来カルテ二〇五〇もあります。

このカルテの将来予測において、現在の傾向が継続した場合、本市は二〇二五年以降、財政赤字が累積していく財政構想が示されています。もちろんこれは総務省の市町村別決算状況調をベースに、歳入歳出項目を一定の条件の中で連動させたシミュレーションであり、実際の予算編成においては歳入に応じた歳出構造の最適化を図る以上、予備費がそのまま黒字と残り、決算上は赤字にならないものとは承知しています。しかし、今現在の、あるいはこれからの財政需要に継続して応じようにも歳入が担保できない本市の行く末をこのシミュレーションは示してるとも言えます。事実、第六次長期振興計画後期計画の健全な財政運営の推進の欄には、近年の当初予算編成において、「歳入超過を基金からの繰入れで予算を調定している状況です」との記載もあります。

一般論として、市町村において歳入が伴わず、年々予算規模を縮小していくことになった場合、市民サービス、行政需要への対応への影響はどのようなものがあるのか説明をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

過去に、本市におきましては大変厳しい財政状況の時期があり、その際には、市民の皆様にも御負担を強いるなど多大な御心配や御不安を与えた時期がございます。当然のことながら、財政状況が悪化すれば、これまで行っていた事業ができなくなるなど住民サービスへ影響が出ることが想定されます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

ここ数年は、地方創生臨時交付金を充当したプレミアム付商品券事業が行われていますけれども、消費を喚起し、地域経済の活性化を図りながら市民の生活支援にもつなげる。この事業は、市民、事業者双方に喜ばれる事業だと認識しています。

先日の同僚議員の質問の中でも、所管課よりプレミアム付商品券の費用対効果の説明がありました。以前、平成二十年から十年間、この事業は行われてきました。その十年間の累積実計で、補助金額約六千三百万円に対し、発行総額約四億六千五百万円と費用対効果が七倍以上になっており、その発行総額の八割は島内資本の店で消費され、循環されるので、経済波及効果も高いものであると。そういう事業評価を当時の所管課からも説明を受けたところです。

しかしながら、平成三十年に、市長はプレミアム付商品券事業が

消費喚起の意味では大きな役割を果たしているという認識は示されたものの、事業継続十年を一つの節目として取りやめました。その際、市長は、それに代わる商工政策の具体的なビジョンを今後示して実現を目指していくとの説明をされております。

もちろんあらゆる事業は、一定のスパンの中でその効果を多角的に検証し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルドしていくことが、予算の適正な執行と管理上、求められているものは承知しています。しかし、市長の言われてきた新たな商工政策の具体的なビジョンがその後提示されたのか、どの施策がビルドに相当する事業だったのか見えてこないところもあります。つまるところ、単に財政難から十年目を節目として当該事業の見直しがなされたものと解釈をするところでもあります。

この事例を一例とするのが妥当かどうかは分かりませんが、一般論として、財政が逼迫していくことは、歳出構造の最適化の名の下に、いろいろな効果的な事業すらも見直しを図っていかざるを得ない事態になり得るものと私も考えるところです。

そこで、最後の質問です。

本市がこれまで同様、あるいはこれまで以上の住民サービスやインフラ整備を進めようとするなら、基地交付金、再編交付金の活用以外に財源を確保できる見通しがあったのか、見解をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

大変厳しい財政状況の中で努力してまいってきております。既存の交付金やふるさと納税など様々な財源の確保に努めてきていところでございまして、引き続き最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

やっぱり基本的にはいいですね。あれば毎年の予算編成に苦労はないわけなんです。

で、昨日の一般質問でも、基地関連交付金を活用しての市道補修の要望も出てましたけれども、第六次長期後期計画の道路整備の充実ににおける具体的な手段や活動では、社会資本整備事業交付金を活用し、道路改良、道路舗装整備を行いますとあります。

西之表市水道ビジョンにおいては、将来的には収益と支出のバランスが取れなくなり、必要とする財源確保のための水道料金の見直しをする必要があること、また、老朽化する排水施設、管路施設の更新については、耐震化事業の国庫補助金事業を活用しながら進めたいかなければならないとの記載もあります。

本市は、これまでもインフラ整備等は各種交付金を用い行われてきましたし、これからもそうであります。しかしながら、これからますます本市の財政需要は増大する一方ですけれども、国の財政状況を鑑みますと、コロナ終息後は、交付金等はむしろ減じていくものと想定されます。そういう中、基金を積むことにより事業の継続性が担保できる再編交付金や安定財源になる基地交付金は、本市の

貴重な財源になっていくものと思います。

その充当事業や基金の検討を始める段階に近づいてることは、昨日の市長答弁の中で十分酌み取れましたので、防衛省との建設的な協議を重ねていただきながら、市民の不安解消につながる対策については要望を引き続き求めていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村孝則君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

ただいまの竹下秀樹君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後三時三十三分散会

本会議第五号（九月九日）

本会議第五号（九月九日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年九月九日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

△発言取消しの申出

○議長（川村孝則君） 初めに、発言の取消しについてお諮りいたします。

これは、お手元に配付いたしました申出書のとおり、三番、橋口美幸議員より発言の一部を取り消したい旨の申出がありました。

西之表市議会会議規則第六十五条には、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すことができることあります。議事から、議会にお諮りするものであります。

それでは、お諮りいたします。

三番、橋口美幸議員の九月九日の本会議における一般質問の発言の一部について、失礼しました、九月八日の本会議における一般質問の発言の一部について、申出書のとおり、これを取り消すことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、三番、橋口美幸議員からの発言取消しの申出については、これを許可することに決しました。

それでは、これより議事日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 一般質問

一番 長野 広美 議員

日程第二 議案第四八号 財産の処分について

日程第三 議案第四九号 財産の処分について

日程第四 議案第五〇号 西之表市道路線の廃止について

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 皆さん、おはようございます。今九月議会最後の一般質問となりました。私、二十二年もの長い議員生活の中で初めてこのような、たった一人の一般質問となります。

また、この二十二年間の長い期間の中で、一番厳しい質問を市長に問わなければならないと考えております。よろしくお願いいたします。

通告書に従って進めたいと思います。

一番最初の質問は、健康な子どもたちの育成のための食育施策について伺います。

児童生徒の家庭における食事状況の把握は行われているのか、現状認識を含めてお伺いいたします。

以下の質問は、一般者席より行います。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） 食事の状況については、毎年六月に栄養教諭が行っている各学校での朝食に関するアンケートにより実態を把握しています。

それによると、小学生の六・六％、中学生の一〇・五％の子どもが、週に一、二回食べないことがあるとしており、毎日食べないと回答した子どもが、小学生で〇・四％、中学生で一・二％います。その理由としては、起きるのが遅く食事をする時間がない、食べたくないからという回答が多くを占めています。

こうしたことから、全ての小中学校で栄養教諭による食育指導や、

保護者が参加する各学校の学校保健委員会などの機会を捉えて、朝昼晩の三食を必ず取る生活習慣の確立、特に朝食を取ることの重要性や、栄養バランスや適切な食事量の確保などについて指導を続け、食事の大切さを中心とした食育の充実に努めております。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

年に一回の調査ということと、あとそれから、朝食を非常に限定した形での実態の把握という御紹介いただきました。例えば、誰と食事をしていますかとか、一日の全体のバランスは大丈夫だろうかとか、大変気になるところです。

現在、学校の教育の現場では食育というふうに位置づけられて、そしてまた、栄養教諭の配置といったことを取り組まれていらっしゃると思いますので、いわゆるその食育の取組、また、学校教育の現場で食材を例えばどのように工夫されているのか、食育といった部分での課題もしくは取組の内容等について、もう少し御説明いただければと思います。

○学校教育課長（山崎省一君） 食育の取組についてお答えします。

本市では、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけた児童生徒の育成を目的に、食育の充実に努めています。

学校では、担任や栄養教諭による郷土の食材を使った料理の仕方、栄養バランスの取れた献立の作成などの授業も行っています。また、野菜などの農産物を栽培したり、種子島高校の生物生産科の協力を得て、農産物の生産、加工の一連の過程を学ぶ体験活動を行ったり

している学校もあります。

課題としては、野菜の栽培等に関する知識や技術などにより、専門性の高い地域の人材を活用することが上げられます。このことは、教育委員会が実施している地域に根差した人材活用事業等を活用することで、より地域の特色を生かした食育を推進できるものと考えます。

また、さつまいもをはじめとする種子島の特産である野菜などの生産体験を多くの学校で行うことも、地域の特色を生かした食育につながるものと考えています。

○一番（長野広美さん） ちなみに、今現在配置されている栄養教諭の人数を教えてください。

○学校教育課長（山崎省一君） 栄養教諭は二名配置されております。

○一番（長野広美さん） 子どもたちの健やかな成長に、食事もしくは食育が重要であるということについては、今も昔も変わらないと思います。しかし、現在の子どもの食事の環境、食育の環境という部分は、非常に大きな変化があるのではないのでしょうか。

西之表市においても今回回答いただきましたように栄養教諭の配置がされております。

国がですね、実は平成十七年度から食育基本法を制定し、翌平成十八年には食育推進基本計画が作成されております。また、本市におかれましても、西之表市食育地産地消推進計画といった部分が作

成されて、今現在もそれに取り組まれているというふうに理解しております。

そこで、少しこの食育推進基本計画というものを御紹介したいと思います。書画カメラをお願いします。

これはですね、国が定めている基本計画の食育推進基本計画、令和三年から令和七年度の概要になっております。非常に体系立ってよく分かりやすくまとめられております。

主な点としましては、家庭とか学校、地域、それから生産者と消費者、それからさらに食文化と、非常に体系的に取り組まれている。

また、具体的にこれらのそれぞれに数値目標も掲げられております。そこで、本市においてはいかがでしょうか。私たち西之表市はまさに農業生産現場を持っております。子どもたちが作物に関心を持つ、それから栽培の苦労、また同時に収穫の喜びをしっかり学ぶ、そこから持続可能な、この国が定めているこの食育基本計画の要となる持続可能な食といったものを国民が広く考えるところのものにつながると思います。

農林水産課及び教育委員会の連携といった部分が密接に求められると思うんですが、今現在これについてはどのような状況になっているのか、御説明をお願いいたします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

現在本市におきましては、議員がおっしゃりますように市の食育

地産地消推進計画の第二次ということで、令和二年七月にこちらのほう作成いたしました、それぞれ取組をしているところがございます。

まず、食育に関しますと、国の食育基本法及び第四次食育推進基本計画等を踏まえまして、多様な主体の参加と協力を得て国民運動として全国に展開していくことが重要としております。

そして、本市におきましては毎年六月十九日が食育の日としておりますので、併せて六月を食育月間として定められていることから、同期間内にチラシの配布、これは食育の月間ポスターとか食事バランスガイドなんですけれども、こういったものの班回覧を行いながら啓発活動に取り組んでいるところでございます。

一方、地産地消につきましては、これにつきましては、農林水産課内で市の地産地消の推進協議会のほうを持っておりまして、その中で行政及び農協、漁協など関係機関と連携を図りながら推進を図っております。

具体的には農林水産課におきましては、こういった各課、各関係団体との連携や調整という役割、また、農業自体で言いますとK・GAP等、食の安全・安心な生産システム構築の推進に取り組んでいるところでございます。

また、食育の分野におきましては教育委員会などと連携しましたり、あと、健康保険課の保健センターでの料理教室や食育啓発活動といったところも行っている状況でございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） いま一度書画カメラをお願いいたします。今回はですね、この食育のテーマが、生涯を通じてというふうに大きく国の方針は掲げられてはいますが、一番大事な子どもたちへのアプローチといった部分の連携が、今の課長の御説明では具体的にはよく分かりませんでした。

各学校が体系立って、ちゃんと全ての市内の小学生たちが生産農家の現場に行き体験をする、例えばそれはとても具体的な体験になってまいります。そして、それは決して教育委員会だけではできないことではございませんので、そういった部分ですね、この推進計画、本市の推進計画の具体的な取組と、それについての目標設定といった部分を、いま一度御確認いただきたいと思っております。

改めまして、この推進計画の中でですね、本市の特徴だろうと思えますが、生産から食卓まで、まさに私たち西之表市の強みなんです。子どもたちがこの現場をしっかりと体験することによって、将来の担い手にも育っていきます。そこに対する郷土愛も育まれます。せっかくこのようにですね、国が食育を育む、私たちが育む食と未来というふうなところまでですね、このように設定されておりますので、ぜひ、いま一度この推進計画の中身も、それから具体的な取組、評価を改めてお願いしたいと思います。はい、よろしくお願いたします。

続きまして、次の質問に参ります。

農業資材の高騰等についてです。

すいません、これちょっとこのままさせていただきます。

六月議会以降の取組について問うというふうな質問を出しました。実際、同僚議員の質問でも繰り返されておりますが、私たちの今の生活環境は非常に短期間に大きく変わっていると感じております。

そのために農業支援につきましては、この九月二日の本会議で緊急支援といったための事業予算が既に可決されております。これらを含めて農業資材の対策の進めを求めたいと思いますが、その前に少しこちらの状況を御確認ください。

これは、企業物価指数の推移と言われているものですが、出所は日本銀行調査統計局から出されているものです。特に右側ですね、このグラフが表しているものは、輸入物価指数と言われているものです。これは、二〇二〇年を百としたときに、もう既に一八〇を超えて、さらに一九〇、二〇〇%に届こうかと言われているような情勢にあります。

つまり、書画カメラありがとうございますと、この情勢を考えるとですね、私たちのこの生活環境は、もちろん農業だけでは限りませんけれども、少なくとも本市の基幹産業である農業環境においては大きな影響を及ぼすであろうと考えております。

そういったことも踏まえて、この農業資材高騰対策について、改めて説明をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

農業資材等の高騰対策につきましては、議員がおっしゃるとおり大変大きな影響が農家さんのほうに及んでいると思います。このため本議会におきまして、全耕種農家を対象に飼料等に対する支援策を、また、荒茶加工場を持つ茶生産組合及び生産農家においては苗木等に対する支援策を補正予算に計上し、今後取り組むこととしております。

なお、本議会の補正予算におきましては、畜産農家に対する飼料等の支援や、林業事業者に対する苗木等の支援策も併せて計上し取り組むこととしております。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 先ほどのグラフでも御紹介したとおりですね、今や私たちの生活は非常にグローバルな仕組みの中に組み込まれております。改めて申し上げるまでもなく、コロナ感染はまさにその最たるものです。

さらに、私たちの食料自給率が三七・一七%、過去最低と言われています。これ、何を裏返すかというと、私たちの生活に必要な資材がですね、グローバルに分散されているということの裏返しでしょうかありません。

そういったものを考えますと、これから先もですね、種子島の農家の収入がですね、そのまま替レートだったりとか、ガソリン価格ですとか、様々な私たちがふだん独自に対応することが不可能な要因が非常に大きくなるということだろうと思います。

改めてですね、円高、失礼しました、円安、百四十四円といった水準にですね、非常に強い危機感を持っております。こちら、もう既にこの数か月で四〇％強と、それだけでもですね、言えているわけで、今後、ではこの環境が改善が見込まれるでしょうか。

その点について今後の見通しはどのように、市長でも結構です、お答えいただければと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今後につきましては、海外情勢がまだまだ先行きが見通せない状況もございます。また、為替につきましても、近年の報道等によりますように、なかなか日本において金利を上げていく、そういったところはなかなか、こういったコロナ禍において厳しいという状況もございますので、この円安についてはまだしばらく高い状態が続いていくのではないかなということを考えています。

こういったことを含めると、やはり農業につきましても、大変資材の高騰というのが今後も懸念されていくというような状況の認識でいるところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 今回ですね、緊急にこの九月の冒頭の議会で可決して、準備を進めていただいている価格高騰に対する緊急支援と言われているものは、一つの目安としてですね、市内の資材関係の高騰部分に対するおよそ一〇％が補助の対象ではないかとい

う一つの目安をいただきました。御説明いただきました。

果たして一〇％で大丈夫なんでしょうか、高騰ですね。残り九〇％は農家さんが様々な対策を講じなければならないということになります。

全国的にもですね、実に様々な各自治体の取組も今や紹介されるようになりました。そこで、本市のこれからについてお伺いしたいと思います。

私が六月議会でこの価格高騰に対する対策といった部分で質問させていただきました。その趣旨は、今まで申し上げたとおり、短期的な変化ではなく、今後長期的に厳しい環境に対抗するためにはどのような対策が必要かという趣旨でございました。

そこで、コストを下げる、抑制するといった部分をですね、考えるにおいては、どうしても地域資源の活用といった部分を戦略的に立てていく必要があると。その点について非常に強く感じております。地元のものであれば、国内外の情勢に左右されないと。これもう既に様々な産地で、そのような方向で取組が紹介されております。そういった部分ですね、この西之表市の今後の取組について御紹介いただければと思います。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、次の質問、地域資源活用の実現化というところでよろしいでしょうか。

○一番（長野広美さん） それです、はい、すみません。

○農林水産課長（岩下栄一君） はい、お答えいたします。

本市には森林資源も含め、地域資源は様々ございますけれども、島内で一定量が確保できる資源といたしましてはさとうきびのバガスがあるかと思えます。バガスにつきましては、各畜産農家の敷料利用や、法人等の堆肥施設での堆肥化を通じて圃場に還元され、循環型の農業として成り立っております。

先般、別の質問の中で答弁させていただきましたように、今年度は市の畜産経営確立対策協議会におきまして、耕畜連携に関する検討協議のほうを進めていくこととしております。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 事実ですね、さきの同僚の提案もありましたように、例えばバガスを利用するに当たって、これまで以上に、より効率的に利用していただいて還元するにはどうすればいいかと、それから、バガス以外でもたくさんの資源としてですね、さつまいもの残渣もありますでしょうし、それから、先日一例として可能性があるんじゃないかと御紹介した竹林ですね。そういったものも含めて、トータルで、もっと積極的な資源開発という方針は誰が持つんでしょうか。

これは本市がですね、市の政策として掲げなければ、どこも具体的にですね、動き出さないのではないかと危惧するんです。それぐらいの方針をしっかり掲げていただきたいと思います。市長、御答弁いただけますか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 地域資源の有効活用、それを稼ぐもとにしていくという努力は、生産者の皆さんは常日頃から考えておられて、私も直接お話しする機会に、そういう話を伺うこともございます。おっしゃった中でもバガスですとかさつまいもの残渣、それから竹林、竹林はシナチクの原料になったりして、それを試みられた方もいらっしやいます。

そういうものはですね、行政と生産者、あるいは流通、いろんな各分野での皆さんの知恵を集めながらやっていくことだと思います。おっしゃるように地域資源の活用というのは非常に大事だと思います。

それからまた、先ほどの離島のコストのお話ございましたけれども、これはやはり輸送コストの、出すにしても入れるにしても宿命的なものがあります。この輸送コストの問題の解決というようなものもですね、地域資源とは負の関係にありますけれども、そういうものも常に考えてやっていかなければならないと、そういうふうなことを考えております。

○一番（長野広美さん） 輸送コストのことを市長が問題だということに御認識されているのは了解いたしましたけれども、私は今現在、今地域資源をどのように活用するのか、具体的に市の政策はどうするのかといったことをお伺いしました。ですので、今の回答ではまだまだ不十分ですので、ぜひこの方針については具体的な対策というところで検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

通信環境の維持、失礼しました、維持改善に向けてというふうに掲げてあります。

これはですね、今現在私たち、全国で、全ての自治体がですね、様々な形でIT活用を進めています。例えばですね、そのような中でこんなデータがございました。総務省の昨年度の調査ですけれども、スマホ保有率は、六十代が七九%、七十代が五三%、八十代以上は何%だと思われませんか、皆さん。一九%となっています。想像以上にですね、ITの活用については、世代ごとの利用状況が非常に異なるというのが、この実態であるというふうに受け止めます。

そこで、台風、強風、落雷などで固定電話が故障した際、今現在はNTT西日本さんが、一三ダイヤルといった特定の番号で故障の修理を依頼するという仕組みになっております。しかし、この一三ダイヤルに幾ら電話しても通じない。一日かかってやっと故障の訴えをすることができたと。このような事例を私たち身近で聞いております。

少なくともですね、市民の困り事っていった部分で、市の対応を検討していただきたいんですが、今現在どのようになっているのでしょうか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

申し訳ございません、その一三ダイヤルの件につきまして、私

のほうで把握はしてございません。

○一番（長野広美さん） それでは質問を変えます。課長、私が聞いたのは、固定電話を含めた通信環境の困り事について、市はどのように把握しているのでしょうか。

固定電話もスマートフォンも全てですね、これ、明らかに世代間の格差があります。まして、同時に、本市の情報提供の在り方についても、今やIT、ホームページだけではなく、防災無線、様々なテレビを使ったりとか、いろんな多様化してきてまいっております。本日に市民全体に行き渡っているのかどうかといったことも踏まえて、いま一度、市がですね、市民アンケートを含めて、このような実態把握について調査するべきではないかというふうに提案申し上げますが、いかがですか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市におけますインターネット、あるいは携帯電話の利用状況等のアンケートにつきましては、例年実施をしてございます市民アンケートの項目におきまして、平成二十七年まで実施をしております。ただ、市民アンケートの質問項目数が多いという声を受けまして、全体的に見直しの中で、インターネットに関する項目を削除してきている経緯がございます。

今現在では、最も利用するSNSの種類であったりとか、キャッシュレスサービスの利用状況とかを確認してございます。従前は、携帯電話を持っているかどうか、利用状況はどうか、利用していない

い理由はどうかであったりとか、インターネットの接続回線はどんなものであるとか、利用状況がどうか、あるいは利用していない理由はどうかというようなことをお尋ねしてございました。

今御指摘がありましたとおり、今後の情報化社会、そういったものを見据える中では、アンケート、市内の実態をつかむ必要というのは当然出てくると考えておりますので、御指摘のとおり、その把握のほうに努めてまいりたいと考えております。

○一番（長野広美さん） 私たちは、高齢者支援課を有しておりますし、今の状況から考えましてもですね、全市同じような市民に対するアンケートではなく、きめ細かな情報収集といった部分の工夫もあるかと思えます。ぜひ御検討いただきたいと思えます。

またあわせて、昨日、NTT西日本ではないんですが、地元の関係業者の方からお話を伺いましたが、一三ダイヤルが通じなくても、一度電話されれば相手のほうから電話をかけ直してくれるというふうになっているんだそうです。例えばそのような仕組みについてもですね、どこに尋ねていいか分からないというお困り事はいらつしやいます。ですので、せめてですね、世代間を併せたきめ細かな対応については御検討いただきたいと思えます。

あわせて、次の質問として、私、光網のサービスについてはですね、まずこの光網を本市でサービスを受けたいとすると、西之表市の窓口で光網のサービスの申込みをしなければならぬこととなります。

そこで、現在、年間申込み数はどうなっているのか。あと、その説明がですね、分かりづらいのではないかと感じるかというふうに感じておりました、これは必ずホームページで紹介されるだけではなく、紙媒体でしっかり受付をされた時点で、すぐにそれをこのような手続をお願いしますという説明等もお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市では平成二十三年六月から光ファイバー回線を利用してのインターネットが可能となっております。年間申込み数の前段の話といたしまして、本市における光ファイバー回線の利用方法について御説明いたします。

光ファイバー回線を利用してのインターネット通信及び光電話を利用する場合は、まず建物へ光ファイバーの引込みがなされて。

○一番（長野広美さん） すみません、課長、申し訳ないですが、ちよつといいですか。申し訳ありません。私は件数を伺っただけですので、すいません、そこは割愛して結構です。申し訳ありません。

○企画課長（森 真樹君） 分かりました。

令和三年度の実績で申しますと、年間で百五十件でございます。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

このサービスの申込みについて少し分かりづらかったというふうな事例も伺っておりましたので、ぜひ何らかの形でもう少しでも分かりやすく、スムーズに、また、この利用者がですね、増えて快適

に使っていただけるような心がけを担当部署ではこれからもお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、これは馬毛島問題になります。

まず、市長の選挙公約及び令和三年度の防衛省への市長からの申入れ内容等についてですね、ありますが、それに対して、その後、一体何が変わったのか。市長は情勢が変化したと言っている部分があります。具体的に変わったと言われている部分の説明を市長からお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

昨年末に政府において、馬毛島関連予算の閣議決定がありました。その翌年の日米安全保障協議委員会の共同発表もありました。そこで馬毛島への基地整備の決定と考えるというようなことがございました。それを新しい局面と捉えまして、市民の相当な動揺がございましたので、これを、市民の不安を解消するために課題を整理する防衛省との協議の場を設定したところでありました。その後も、予算の可決ですとか、そういう動きがありました。

また、今回の九回目の協議の場では、御承知のように市有物件の払下げの申請が行われて、ポイント、ポイントでいうとそういうようなことが続々と起きてきているわけです。

そういう中で、局面はまた厳しさを加えているというふうな認識。何が変わっているかというのは、そのような状況で変わっているということでもあります。

○一番（長野広美さん） 選挙公約については、昨日同僚議員の質問が出されたので割愛しますが、その次にですね、公約の次に市長は、二〇二〇年十月七日、馬毛島問題の所見といった形で市民に配布されております。その中です。

その内容は、一つ、心配されることとして日米地位協定、特に、基地周辺住民による騒音訴訟に違法判断が出ていると述べられました。また、未来への責任として、政府も地方自治体も対等に補い合う関係であり、基地経済は他の地元による資源、失礼しました、地元のほかの資源利用を妨げ、一度踏み入れたら引き返せない。訓練施設の設置によって失うものが大きい。さらに地元首長として同意できないとの判断に至った。これ、二〇二〇年七月十日です。

では、このようなこれまでの市長の発言に対して、防衛大臣による整備地決定発言、なぜこのように防衛大臣が整備地が決定された、つまり、市長が立ち止まって考えてもらいたいかですと、様々な要求をされているんですが、それが国においては、この一方的に見える整備地決定というふうには、なぜ市長の意見が通らなかったのか、その点について市長の見解を伺います。

○市長（八板俊輔君） 変える必要がないからだと思います。

○一番（長野広美さん） すみません、もう一度お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） なぜ変わらないのかというお尋ねですので、変える必要がないということです。

○一番（長野広美さん） すいません、もう一度確認します。

私は、市長は同意できないと二〇二〇年十月の七日に明確に出しているんです。その後も市長は、立ち止まってほしいと、住民は納得できないということ、再三、国に対して申入れをされていたにもかかわらず、一方的に防衛大臣が整備地に決定しました、理由はこれとこれと。それは先ほど市長が言われたとおりです。

なぜ市長の要請が防衛省側には伝わらなかったのかということについて御説明をいただきたいんです。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私は機会を捉えて、立ち止まってほしいとか、そういうことを申し上げておるわけで、それに応えない理由については防衛省に問うていただきたいと思います。

○一番（長野広美さん） 私は、防衛省ではなく市長の見解を伺っているんです。

○市長（八板俊輔君） 不本意であるなど思います。

○一番（長野広美さん） ちょっと堂々巡りの会話になりますので次に一旦行きますが、ここに至るまで、日米地位協定の問題を先ほども御紹介したとおり、市長も再三にわたって言うていらつしやいます。ですけれども、日米地位協定の問題点というのは、私が市長に御説明するまでもなく、沖縄県を含め、全国の基地がある自治体でどれほど苦しんでいるのか、悩んでおられるのか、その実態を十分に知っておられるはずで、私たちが反対している、もしくは心配している住民の多くの一番大きな理由の一つがこの日米

地位協定です。

つまり、政府も防衛省も私たちに、種子島に米軍は来ませんか、種子島の上空を米軍は飛びませんか、一切保証がないということですね、日米地位協定は。最善の努力をしますというのが防衛省側の御説明でした。

それでは、そのような実態を十分に把握された市長が、これまで防衛省との交渉以外に、具体的にこの日米地位協定の問題について、どのように取り組んでこられたんでしょうか。問題だというふうに指摘されていらつしやるので御説明お願いします。

○議長（川村孝則君） 長野議員、どこを今言ってるの。これ質問してるんですか。

○一番（長野広美さん） これは、その後になんか変わったのかという質問の中です。

○市長（八板俊輔君） 日米地位協定についてのお尋ねであります。日米地位協定といっても、一口に言っても、様々なことがございます。米軍の施設に関するものであれば、それに関する地域との間で生じる課題についての問題点という、例えば刑法上の問題ですとか、あるいは航空上の問題ですとか、その他たくさんありますけれども、そういうことについての改善ということを私がどういうふうに対応したかというお尋ねであれば、それが今回の確認事項二十一項目としておりますけれども、その中に日米地位協定で取り上げられるような各課題について上げて、その点について、知事会で

とか市長会ですとか、全国が問題にしていることが繰り返してあります。それも意識しながら、この確認事項で取り上げて、それを防衛省にただして、その答えを求めて、なおかつ、その改善というものはないかということ、協議の場を持って今後も引き続き続けていくということを取り組んでいるところでもあります。そう解釈していただきたいと思います。

○一番（長野広美さん） 市長、市長は再三にわたって防衛省に、立ち止まってください、日米地位協定が問題ですと市民に説明していながらですね、もう今年の一月には防衛大臣が整備地ですって来られたんです。それまでの間に、この日米地位協定について具体的に市民に理解を求めるようなことをされましたか。ほかの自治体に対して、もしくは国会議員に対して、国会の場でこの問題を西之表市から提案されましたか。

私はそうじゃないと思います。全く不足していると思います。その点を申し上げます。

ですから、市長がもう情勢が変わったんだと。変わるということ、は想定されていることなんです。それに対して市長は、この日米地位協定の問題も含めて、西之表市の安全安心のためにどうするのかっていったことを、この地位協定……。ですから、市長は環境が変わりましたということしかおっしゃらないんです。どう市民と共にこの問題に今後対応していくのかといった部分について、これからまたさらに伺いたいと思います。

次の質問です。

今、市長がおっしゃったように、二十一項目の質問事項、確認事項とおっしゃいました。しかし、それを受け取った防衛大臣は、あ、要望ですねと。要望として受け止められたと。これはマスクミで私も確認いたしました。その点について、市長はどのような見解ですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御案内の自衛隊馬毛基地の設置に伴う市民の不安と期待に関する確認事項につきましては、これまでの本市と防衛省による協議の場で協議がなされた、基地建設に伴う市民の不安や期待について論点を整理し、課題を解消するため、防衛省に対し、改めて確認をしたところであります。

また、確認事項として示した内容については、基地と無縁であった本市に馬毛島の基地が設置された場合、極めて大きな変化となることから、市民の不安と期待に応えるための措置を積極的に講じるよう、具体的に講じるよう、確認事項について真摯な対応を求めたものであります。

防衛大臣の受け取り方、要望というふうなことで受け取っているという御指摘がありますが、そのことにつきましては、防衛大臣の受け取り方がありますので、私から申し上げることではないと思います。

○一番（長野広美さん） この二十一項目については多々問題がご

ございます。私たち議会に対しても、もう防衛省に提出する前日に説明があったのみで、一言一句変えませんという内容の説明でした。

二十一項目についてですね、例えば内容がですね、課題で、飛ばない対策を求めているのに、実際飛行した場合はとかなですね、配慮を求めるとか、環境、騒音状況の把握に努めることとか、こと具体的な確認事項ではありません。私はそう思います。それはあくまでも要望事項です。

つまり、何を申し上げたいかと言ったらですね、この内容自体を提出して、市民に説明することが、市民側の不理解、分断、そういうことにつながるのではないかと私は申し上げます。

特にですね、この説明会において、私たち市民が、やっと市長から直接話が聞けると出席した市民に対して、この説明会の冒頭で当局側はこういうふうに伝えられました。この今回の説明会においては、この二十一項目に限定すると、そのことについてのみ回答すると、そのような説明会でした。市長がふだんからおっしゃっている市民の不安、期待、全て様々なものがこの二十一項目では、私たちは参加していません。それは市長が、市長部局で防衛省と交渉した段階で、しかもそれ、報告のみでした。十分に市民が納得できる説明でもなければ、しかもその二十一項目以外は受け付けませんという設定でした。ですから、このように様々な報道で、市長は二十一項目、確認ですよと市民に説明しても、多くの市民は、あ、市長は要望事項を提出したんだと受け止められても仕方がないようなこ

とであると、これは申し伝えたいと思います。

次の質問です。

騒音問題についてです。大変深刻な問題です。たくさん課題がありますが、三点に絞って、私は今回市長の見解を伺いたいと思います。

まず、全国では、この基地周辺の住民によって爆音訴訟が行われています。これも昨日今日の話じゃありません。厚木基地をはじめ、全国では昭和四十年代から長きにわたって住民が訴えてきていると思います。

この現状について市長は御存じでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 爆音訴訟についてのお尋ねであります。

その前に先ほどの説明会の中で少し事実誤認というか、補足しておきますが、二十一項目に質問限るというふうに確かに申し上げますが、それは時間の関係で、ルールとして、そういうことではお願いますというのを申し上げます。なおかつ、実際にはそれ以外の質問もございました。それに対してもきちんと答えるようにいたしましたので、あくまでも時間節約のために、そういうこの説明会でのルールを申し上げたことでもありますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、爆音訴訟は、沖縄、例えば嘉手納、普天間、それから厚木、そして横田、岩国もそうです。各地で訴訟があります。それは、基地があることによる、特に騒音についての被害が大きいこと

から、地域の住民による裁判所への訴えとして起きている。それだけでなく、様々な問題が生じているというふうに受け止めております。

また、その訴訟を通じて、被害については認定がされても、飛行の差止め等の要求は受け入れられていないと、判決としてはですね。そういう状況にあつて、なお、住民と基地との間で問題の解決が進んでいるかという点、必ずしもそうは言えないというような状況にあると、そういうふうに考えております。

○一番（長野広美さん） 書画カメラをお願いいたします。

これは、二〇二〇年の一月、朝日新聞等で報道された内容になります。米軍関連だけの訴訟の損害額です。嘉手納基地周辺だけで四百三十三億円、普天間が四十三億円、厚木基地、神奈川県が百五十億円、横田基地で六十二億円、そして、岩国で十億円。これの総トータルの損害賠償額は二〇二一年の四月十九日時点とあります。

なぜこのように、国は巨額の賠償金を払わなければならないのでしょうか。それは、先日、私、厚木基地の爆音訴訟の事務所のほうに伺ってお話を伺ってきました。今現在国が認めている騒音ですねと、これは対策が必要ですねというふうに防衛省が言っているのは、七十デシベル以上かつ五秒以上となっているからです。

こちらのグラフを見ていただきたいと思います。これは、様々な、厚木基地の皆さんが苦勞しながら蓄積されている騒音訴訟に係る資料の一部です。これ何を示しているかという点、実際の自治体の調

査及び防衛省の調査がグレーとオレンジの下のグラフです。そして、住民の皆さんが、これほど騒音だなどと自覚された数のグラフが上になります。

不思議なことに、住民の皆さんが全く、いつでも気がついたら騒音だと指摘するわけではなく、明らかに、防衛省もしくは自治体の調査と連動しています。ただし、三倍から五倍の差があります。だから、国は、防衛省は、巨額の損害賠償を払わなければいけないですね。

さらに、環境基本法では、人の健康の保護を資する上で維持することが望ましい航空機騒音のレベルは五十七デシベルとしていますが、国が損害賠償を認めなければならないわけですね。

一旦これで書画を終わります。

さらに、横浜国立大学の名誉教授が、騒音問題の専門家として、裁判の証人尋問で最近このように説明しています。道路、鉄道、新幹線騒音など交通騒音については、高度の不快感を訴える事実、これ科学的に調査された結果です。それは、およそ三〇%だと。しかし、同じレベルのものに対して、航空機の騒音だと四七%が超不快だつて訴えていると言っているんです。

今、国が私たち地元この馬毛島基地のまさに環境アセスが行われている時点で、説明されているのはですね、問題ありませんと。問題ありませんというのは、七十デシベル以上、五秒以上だからです。

全国で、先ほど申し上げた、今現在も七つの爆音訴訟が行われていると聞いております。多くの住民の皆さんが苦勞して苦しんでいらっしゃるこの実態を、それでは、市長に伺います、誰が説明しますか、住民に対して。それは、私たち議会でも防衛省に申し上げました。防衛省の回答はこうでした。もう厚木基地の騒音のデータはございませんという回答でした。でも、この実態は誰が説明する必要があるですか。市長にお伺いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

その知識を有する者が求めのあるところで適宜その事情を知らせることが必要だと感じたものが、その対象となるべき人のところに行くと。抽象的ですが、それは行政でもありましょうし、議員でもありましょうし、地域のリーダーが市民に向けて、いろんな形でやる方法はあると思います。

○一番（長野広美さん） それでは、市長は私たちですね、最も優先すべき私の使命は、市民の安心、安全の確保である、不安解消に全力を尽くすとおっしゃっています。このような事実について説明されていますか。

○市長（八板俊輔君） 部分的にはそういう説明をした事例もございます。

○一番（長野広美さん） 私はこのような情報は、とても大事なことであり、本来、市長が自ら音頭を取って、情報がありますと、このような実態も事実としてありますということは、私は市民にお伝

えすべきだと思いますし、積極的に情報を集めるべきだと思います。次の、真夜中三時までの訓練計画について、市長は、これ見解をお伺いしたいと思います。

今現在日本国内で真夜中三時まで運航規程を持っている、そのような空港がございますか。

市長に見解を求めています。単純な質問です。

○議長（川村孝則君） 答えられますか、八板市長。

○市長（八板俊輔君） 真夜中三時までの離発着のことですか。それは聞いておりません。

○一番（長野広美さん） 聞いていないというのは市長が聞いたことがあるということですか、それは防衛省に確認されましたか。夜中の三時までということがどれほど尋常なことではないと、私たちの市民生活に大きな影響を及ぼすことだというふうな見解を持っていらっしゃるということですか。

○市長（八板俊輔君） 非常に市民の生活に影響を与えているという認識がございますので、その認識を持って、騒音問題では防衛省とのやり取りでは対応しているところです。

○一番（長野広美さん） 一つだけ皆さんに御紹介したいと思えます。

書画カメラをお願いします。

今現在、真夜中三時まで訓練している飛行場というのは、日本国内においてはこのようにですね、様々な基地が、特に青森の三沢基

地から沖縄まであります。そのような中で、夜中の三時まで通航、運用するという規程を持っている飛行場、基地はございません。唯一あるのが小笠原諸島の硫黄島です。

本来であれば、防衛省交渉においても環境アセスにおいても、この夜中の三時がいかに非人道的であり、人間の生活環境に及ぼす影響が甚大なので、ほかのこのようですね、大きな基地が持っている夜中、最低でも米軍は夜中の十一時までと、そういう基準を求めるときではありませんか。市長、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

真夜中、しかも通常であれば就寝中のことでございますので、市民には非常に影響が大きいというふうに考えております。でありますので、このことについての見解等をですね、改善といいますが、そのことについての具体的な改善策等をですね、構築するよう求めているところであります。

○一番（長野広美さん） もう一点、環境問題、環境アセスの中の騒音問題に対する問題認識です。

こちら書画をお願いします。

この図が何を示すかというですね、馬毛島における環境アセス準備書の中に示されている最大の騒音値が示されています。これはあの膨大なアセスの資料の中の僅か一ページにしかすぎません。地元に住民や漁師さんたちにこのことは知らされていません。

この図が何を示しているかという、馬毛島のこの滑走路に沿っ

てですね、最大で百三十デシベルです。この周辺海域でも優に百デシベルを超えと言っています。

これ、数字ではですね、六十、七十、八十というわけですから、私たちは何となく近い騒音のように感じますが、例えば百デシベルと百二十デシベルの違いはどういうことかという、六十デシベルに対して百デシベルは百倍です。これ、百二十デシベルになると一千倍なんです。

通常の漁師さんたちがここで漁業ができると思いますが。このような事実を誰が説明するんですか、市長。もう一度伺います。そして、この点について市長は意見書の中で述べられていますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員お示しのその騒音の最大値についてのデータはですね、本市のほうから要求を出してもらったものだというふうに承知しております。そのことは、その中で公開のされる、入っている資料の中にも、どなたでも閲覧できる形で示されているものであります。ですから、そういう問題意識があったからこそ、このデータを防衛省が示したんだということですね、この際しっかり認識していただきたいと思えます。

○一番（長野広美さん） そういう情報こそ、市長は市民に説明すべきではありませんか。この二十一項目の中に一つも入っていませんでした。これは住民、私たち市民にとつてとても大事な情報じゃないんですか。その経緯をなぜ説明していただけないんでしょう

か。

次の質問に移ります。

馬毛島の漁業への影響についてです。

これですね、もうあまりにも深刻なので、本当にかいつまんで御紹介したいと思います。

もちろん、これはもう皆さんよく御存じの図面なので、あえて大きく説明する必要はございませんが、この施設がどういう施設であるかという内容についてです。

ちよつとですね、私が資料を準備したんですけど、これも環境アセスの準備書の中に出てきてありました。私は港湾整備の全く素人であります。このような、これ港湾と言わず、防衛省は係留施設と言つていらつしやるんだそうです。それがですね、少なくともこの横瀬の一番の漁場にあるところですね、北防波堤が五百メートル、基地接岸施設五百メートル、南係留岸壁四百五十メートル、一般棧橋五百メートル、南防波堤五百メートル、涙が出そうですよ。東防波堤六百メートル、東沖防波堤四百五十メートル、消波防波堤五百五十メートル。単純にこれ足してもですね、四千メートルを超えるんです。

これに対して市長は、二十一項目の中で漁業補償のことを聞かれました。

私ですね、漁業補償の前に、漁業権放棄はどうなっているのか、漁業権との調整はどうなっているのか、そしてこの港湾アセス、港

湾計画そのものについての正確なアセスメントはどうなっているのか。そもそもその部分については、一切まだ触れられていません。市長はどのように考えていらつしやいますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

防衛省が示している港湾施設の計画につきましては、漁場の消滅を伴う、必ず伴うという認識に立っております。そのことから、環境アセスの準備書でもそのことを触れております。そのこともあり、まず、確認事項でもその関連で指摘をしたところがございます。

議員のおっしゃいますそういう認識があるからこそ、この環境アセスないしは確認事項の中で、総合的に防衛省にただしていくという意図しているところでありますので、その辺を御理解いただきたいと思ひます。

○一番（長野広美さん） 書画カメラありがとうございます。

市長の漁業権消滅の部分についてですね、具体的にそれは漁業権を持っている、有していらつしやる市民とそれについて議論されていますか。少なくとも議会に対しても、そのような形で漁業権消滅であるというふうなことで、この取扱いについて懸念材料であるという説明されましたか。私は一度も聞いておりません。

市長が防衛省と交渉されている内容がですね、公開されないからです。私たちは市長がどのように具体的に話をされているのか全く分かりません。議会でも分かりません。それは申し述べたいと思ひます。

そして、漁業権の扱いについてはですね、漁業権消滅であれば、今のように具体的な計画を立てる前に、本来であれば漁協なり組合としてのしかるべき手続をちゃんとスタートするべきです。

私は先日、防衛省に申し上げました。漁業権放棄が成り立たなければ皆さん馬毛島の基地は、港を造らないで基地を造るんですかというふうにお尋ねしたぐらいです。そういった部分も検討していたきたいと思います。

次の質問はですね、マゲシカ及び自然生態系への影響についてなんですが、これは先に申し上げますと、日本哺乳類学会の理事長のお名前、今回の環境アセスの準備書に関わる部分について要望が出されております。その点について市長の見解を伺います。

○議長（川村孝則君） 五番目です。

○市長（八板俊輔君） 先ほどの騒音レベルの最大騒音レベルのところ、これを市民に広く説明すべきだという御指摘もございましたので、貴重な御意見として今後の検討にさせていただきますと思います。

マゲシカ及び自然生態系への影響についてのお尋ねであります。基地整備による自然生態系への影響については、環境アセスメントの準備書においても意見を述べたところですが、環境問題は、基地建設計画に賛成する人であれ、反対する人であれ、共通して重大な関心事であり、最も不安を抱えている事柄であります。

馬毛島の貴重な自然、歴史文化遺産及び住民生活に係る環境保全

のためには、徹底した現況調査と影響の予測評価により、実効ある措置及び対策を取るよう求めたところです。

哺乳類学会等の意見も参考にしながら、その他の専門家の御意見も参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

○一番（長野広美さん） この点については、今後も県知事の意見書等もございますので、何としてもですね、自然生態系は一度失われたら元に戻りません。先日も市長が市政の窓で、岳之腰の上昇気流のお話をされていましたけれども、大変貴重な情報をですね、もっと市民に積極的に発信していただきたいと思っております。

最後の質問です。

これはですね、今後のことについてです。今後の対応についてです。

まず、先日の市民説明会の結果についてですね、私はいまだに、一体最終的に何人が出てきて、出てきた方たちがどのような意見だったのか。本来はそれはきちっと、誰もが分かるように、インターネットが見れる人たちだけではなく、全ての意見をまず一覧で公開するべきだと思います。それが一点です。

それから二点目は、この参加されていない残りの市民に対して、市長はどのような形で皆さんの意見を聴取されるのか、その点について伺います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市民説明会の結果についてでございますが、内容については

今後、適宜ですね、市民にお示しするようにしてまいりたいと思います。

安全安心に関する諸課題は完全には解決されておらず、市民の不安解消には至っていないというふうの説明会で感じたところであり、引き続き協議を重ね、市民の安心安全の確保と不安の解消に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 今後の方向性についてです。

九月二日の所信表明を市長が行われました。さらに、五日には防衛省との第九回の協議を行いました。市有地の売却案を含めた三点セットが議論されているという報道でした。

ここはですね、全くこの所信表明から九回目の協議の防衛省との協議について、市民は意見を市長に申し述べる機会がありましたか。相談されましたか。この内容についてどのような交渉があったのか説明されていますか。私は議会でも聞いておりません。

そこで伺います。市長は、土地の価格の表示がなかったというふうに御説明いただきました。さらに、市民に課題を提供し、市民に検討してもらいたいんだと、そういうことも述べられました。また、特に馬毛島の土地売却というのは行政処分でありませんが、行政手続でもありません。これは政治課題です。

そこで、これまで防衛省とは具体的にどのような交渉されたんですか。特に、同僚議員の質問で課長は答弁されましたが、基地交付

金について金額の提示がなかったと。私たちが伺いたいのはこの基地交付金についての議論が今まで全くなかったんですか。どのような議論をされてきたんですか。その点についてまず御説明お願いいたします。

いや、これまでの経緯からです。確認してください。どうぞ。

○議長（川村孝則君） 長野議員、今ほどの質問は……。

○一番（長野広美さん） 分かりました。じゃ結構です。はい。

本日に市民が全く今回のこの議論の展開に参加していないということ、これを市長に申し述べます。市長の決定が独断です。市民のために材料を整理し、課題を最大限市民の不安を取り除く、それから、そのメリットも最大限におっしゃいます。私たちには全くそれが情報提供されていません。

このような形で市長が何かをするのであれば、賛成派の市民の方も、反対派な市民の方も、市長にはついていけません。

そのことを申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時二十五分頃より再開をいたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議事を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま市長から、議案第四八号、財産の処分について、議案第四九号、財産の処分について、議案第五〇号、西之表市道路線の廃止について、以上、議案三件が提出されました。

この際、議案第四八号から議案第五〇号、議案三件を追加上程し、直ちに議題したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第四八号 財産の処分について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第四八号、財産の処分についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

追加議案書一ページをお開きください。

本案は、議案第四十八号、財産の処分についてであります。

川迎旧たばこ育苗ハウス跡地の一部を下記のとおり処分したいので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めます。

一、処分する財産の表示について。種別は土地であります。

次に、所在地、地目及び地積について順に読み上げます。なお、二筆目以降は字名までを省略し、地番のみを読み上げますので御了承ください。

西之表市西之表字上ノ田一四九三九番、畑二百五十八・八七平方メートル。一四九四〇番、畑八百三十四・八九平方メートル、失礼しました。一四九四〇番乙、原野百二十九・八八平方メートル。一四九四一番、畑四百五十一・九七平方メートル。一四九四二番、畑五百八十一・六六平方メートル。一四九四三番一、原野千六百十六・六八平方メートル。一四九四三番二、原野二百八十六・五九平方メートル、一四九四三番三、原野三百四十六・八一平方メートル。一四九四四番、畑五百三十六・八四平方メートル。一四九五〇番一〇、原野千二百七十五・四二平方メートル。一四九六二番、原野七百九・六七平方メートル、以上十一筆、計七千二十九・二八平方メートルであります。

二、売却予定価格について。二千五百三十万五千四百円でありま

す。

三、契約の相手方について。熊本県熊本市東区東町一の一の一、熊本防衛支局長、小森達也。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 杉 為昭君〕

○六番（杉 為昭君） すいません。ただいま、この広さと金額を提示していただきましたけれども、この金額の根拠についてちょっと伺いをしたいと思います。

この金額は、市のほうが提示、先にしたのか防衛省が先にしてこられたのか。また、防衛省が提示されたことについて市のほうが上乘せをしたのか。その根拠も含めてお願いします。

○財産監理課長（下川法男君） お答えいたします。

この金額については、防衛省から示された売払予定価格となっております。

示された売払予定価格は二千五百三十五万四千四百円でございまして、一平方メートル当たり約三千六百円です。なお、この価格には建物に係る補償も含まれております。

これに対して、本市が行った評価について御説明をいたします。

土地については固定資産台帳に基づき算出し、建物につきましては建物再調達価格基準建設単価表を基に評価額を算出をいたしております。

その結果、土地と建物を合わせた最大の評価額が、千七百七十六万八千六百五十八円となり、一平方メートル当たり約二千五百二十八円で、売払予定価格が約四二％上回っております。このことから、示された売払予定価格は、適当であると判断をしたところでございます。

〔一番 長野広美さん〕

○一番（長野広美さん） それでは伺います。

この提案理由がですね、財産の要するに処分ということだけです。通常、市の市有地、公有財産については、一般的には例えば競争入札ですとか、価格の妥当性について今課長からお答えいただきましたけれども、それでもそれは相手側の提案された価格に対する評価であって、市中価格、また将来の利用価値といった部分もございまして。

ですので、今回、特に契約相手に対して、このような形で売り払うという主たる目的が何なのか、市民に対して明確な説明が必要だと思っておりますので、御説明をお願いします。

○財産監理課長（下川法男君） お答えをいたします。

財産管理規則におきましては、公正な手段をもって、これを処分、処理しなければならぬというふうな規定をしております。処分の相手方を決定するに当たりましては、様々な諸手続を経ることが望ましいかと思われまして。

当該土地につきましては、これまで農業振興に寄与する形での活

用が模索されておりましたが、農地としては向かないとの状況もあり、農業振興以外の活用を検討する段階になっておりました。その点で普通財産へ移管したところでございます。

普通財産の活用を図るに当たりましては、まず、他の行政目的に活用できないかを検討し、それに当たらない場合、その後、民間も含めて広く利活用策を検討することになるかと思えます。

自衛隊宿舎につきましては、国家公務員の受入れにもつながり、公益性、公共性が高いと判断されたことから、処分が適当であるとの方針を決定をしたところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） 農用地の部分がまだ、いまだにここは残されておりまして。ここは以前もですね、地元の農家さんから活用したいという申出を再三受けていた土地であり、農林水産課のほうもですね、育苗ハウスの計画とも聞いたことがあります。今、課長の御説明では、農地に向かないと。

それでは、いつ一般財産の処分をされたんでしょうか。

○財産監理課長（下川法男君） 九月五日付け公共施設等管理運用検討委員会において検討し、行政目的財産から普通財産へ移管したところでございます。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

「一四番 橋口好文君」

○一四番（橋口好文君） この農地の分についてでございますが、

私、昨日の一般質問の中で、転用申請は出したとか、農業委員会に對して出したとかという質問をしましたが、これ国が購入する場合は、転用申請は、法改正がありまして、転用申請の必要なということがございました。ということは、もうこれ承認されたら、もう農業委員会通さんでもいいということになると思えますが、そこはどうでしょうか。

「農委事務局長 中野賢二君」

○農委事務局長（中野賢二君） はい、お答えします。

今の議員のお尋ねの件なんですけれども、確かに九月五日に転用申請を受け付けております。

内容を精査したところでですね、国又は県、都道府県の公共転用ににつきましては、農地法第五条第四項において、学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舍については法定協議が必要とされております。ただ、県と協議をした結果、農地法施行規則第二十五条第五項に、宿舍においては職務上常駐を必要とする職員のためには除くとなっておることから、これは許可不要として判断したところでございます。

よって、この件に関しましては、会長と協議の上、この件の転用のための議題を、農業委員会定例総会では協議議題としないことといたしております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

以上で質疑を終結いたします。
本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四九号 財産の処分について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第四九号、財産の処分についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

追加議案書三ページをお開きください。

本案は、議案第四九号、財産の処分についてであります。

旧馬毛島小中学校跡地を下記のとおり処分したので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一、処分する財産の表示については、種別は土地であります。

次に、所在地、地目及び地積については、種別は土地であります。なお、二筆目は字名までを省略し、地番のみを読み上げますので御了承ください。

西之表市馬毛島字八重石九番一九五、原野四千九百九十二平方メートル。九番二一八、学校用地四千六百六十一平方メートル。以上、二筆、計八千八百五十三平方メートル。

二、売払予定価格について。三千三百七十万六千三百三十六円であります。

三、契約の相手方について、熊本県熊本市東区東町一の一の一、熊本防衛支局長、小森達也。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 杉 為昭君〕

○六番（杉 為昭君） それでは、先ほど議案四八号に出てきました土地のとおり、議案第四九号、この土地の評価について、先ほどと同等の根拠をお示しいただけますようお願いいたします。

○財産監理課長（下川法男君） 御説明いたします。

先ほどと同等、こちらも防衛省から示された売払予定価格となっております。

売払予定価格は三千三百七十万六千三百三十六円でございます。一平方メートル当たり約三千八百七円でございます。なお、この価格には、建物に係る補償も含まれております。

これに対して、本市が行った評価について御説明をいたします。

土地については、学校跡地を宅地と原野に分け、固定資産台帳に基づき算出し、建物については建物再調達価格基準建築単価表を基に評価額を算出いたしました。

その結果、土地と建物を合わせた最大の評価額が、三千二百二十六万五千七百七十一円となり、一平方メートル当たり三千六百四十

五円で、売払予定価格が約5%上回っておりまして。このことから示された売払予定価格は適当であると判断をしたところでございます。

以上です。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 幾つか質問がございます。

まず最初に、この5%ということで了解したという説明をいただきました。

市長に伺います。この馬毛島の土地は、市長はよく御存じだと思いますが、例えば、松寿院様が結婚した若かりし頃、馬毛島に行かれたと。つまり、私たち種子島の歴史の中で、馬毛島の土地の所有権については、この5%で市長は評価できるという判断で受け止めてよろしいですか。評価していることについてです。それ、市長御自身の御判断をお願いします。

○議長（川村孝則君） 今の、長野議員、差額の件ですか。

○一番（長野広美さん） そうです。すいません。じゃもう一言います。

これ、市が持っている評価額の5%を上回ったから売却は適切だという御判断だという説明いただきましたので、僅か5%、評価額にですね、上乘せしたというところで、市長は、これまでの長い種子島の歴史、本市の歴史の中で、これまでこだわっていた市史編さんも含めて、この本市ですね、有する馬毛島の土地の所有権を、

僅かこの5%というところで判断されたんですかと伺います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

価格の算定につきましては、今議員御指摘の基準等は参考にしていないと考えております。

○一番（長野広美さん） それでは、この価格以外に本市が今急ぎ防衛省の、これ防衛省の要請、要望に対応するというところで、一般競争入札も何もされておりませんから。しかも、僅か5%上乘せした価格で売却するという部分については、市長は、市民にとってどのようなメリットがあるとお考えですか。

○市長（八板俊輔君） この件につきましては、行政手続の定めへのつとつて処置したものと捉えております。

○一番（長野広美さん） 申し訳ありません。私の回答になっておりませんのでもう一度伺います。

西之表市の市長として、これまで、つい先頃です、この間の八月です。市民に対しても、この馬毛島の跡地利用についても、議論になりました。今ここで市長が、もう既に議案として私たちにどうかという提案もなのまま、売却するという決定で、提案されています。ですので、市長はこれまで私たち市民に対しても、議会に対しても、市長の使命として、得るもの失うもの、その情報を勘案してしっかり判断するとおっしゃっているんであれば、この僅か5%の評価額上乘せの部分について、馬毛島の土地を売却することのメリッ

トというのを明確にお答えください。

答えてください。答えられるだけで。これで最後です。

○市長（八板俊輔君） この件の処分に関しては、先ほどお答えしたとおりであります。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

「九番 濱島明人君」

○九番（濱島明人君） この馬毛島の小中学校跡地の件なんですけど、これを売却する代わりに市として何か条件を提示したものはありますか、防衛省に対して。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

防衛省との協議の場でこの件について扱っておりますので、その件について、条件ということではありませんが、こちらから申し上げたことはございます。

○六番（杉 為昭君） すいません。多分濱島議員はこれが言いたかったんだろうと思いますが、どこの小中学校にもですよ、卒業生がおられて、地元の方も深く交流をしたということで、卒業生の記念樹とか記念碑とか、それから思い出深い入り口の校門、正門の馬毛島小学校と書いた、そういう石碑もあるかと思えます。この取扱いについては、売却した後どうしようというふうに思っているのかお伺いしたい。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今議員がおっしゃったようなことについて、先ほどのお答えした

ように、協議の場でこちらからの考えを申し上げております。詳細についてはここでは控えさせていただきます。別の場でお答えする機会もあるかと思えます。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五〇号 西之表市道路線の廃止について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第五〇号、西之表市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「建設課長 奥村裕昭君」

○建設課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

追加議案書の四ページをお開きください。

議案第五〇号、西之表市道路線の廃止についてでございます。

道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定により、市道の路線を次のように廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

廃止しようとする路線は三路線で、まず、馬毛島一号線。起点は馬毛島九番地先、終点は馬毛島一二番地先となっております。

次に、馬毛島二号線。起点は馬毛島九番一一九地先、終点は馬毛

島九番一六九地先となっております。

最後に、馬毛島三号線。起点は馬毛島九番二一八地先、終点は馬毛島一二番一九三地先となっております。

提案理由についてでございますけれども、昭和五十五年、馬毛島が無人島になって以来、本路線は一般の交通利用が激減し、その後、島の九〇%以上は国及び民間企業の所有になったことにより、現在では市道としての機能を有していないのが実情である。このような経緯を踏まえ、今回、将来においても一般の交通に供される見通しが立たなくなったことから、本路線を廃止しようとするものであります。

説明は以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔三番 橋口美幸さん〕

○三番（橋口美幸さん） 道路廃止を提案するに当たって、この提案理由といたしまして、一般の交通利用が激減、その後、島の九〇%以上が民間企業の所有となった。現在では、市道としての機能を有していないという実情についてですが、道路法第四条がどのように入論され、そして、一般の人たちが、私たちが、どうしてこの入れなく、今活用できない状況になっているのか、これがどのように議論されたのかをお伺いしたいと思います。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

まず、法令根拠関係ですけれども、まず、道路法第十六条では、

市町村道の道路は、その道路の存する市町村が行うと規定をされております。つまり、維持管理をしなければならぬという責任があるということの規定がございます。

なお、道路の管理とは改良や修繕などを言いますが、具体的には、路面や側溝、付随施設などの整備を指してございます。

また、市道管理規程では、第三条におきまして、路線の認定については多数の住民が一般交通の用に利用し、または利用が予定される道路でなければならないと規定をされてございます。

先般、防衛省との協議の場において、島の国有化について変更はない旨、改めて考えが示されております。これを受け、主管課としては、未来にわたり一般の交通の用に供する見通しが立たないと、管理することができないという判断に至っております。そのため対応の必要があり、今回判断したものでございます。

また、議員が御質問されましたこれまでの形についてですけれども、これにつきましては、議案書が形式な記載となっておりますので、提案理由につきましても、補足も併せて御説明させていただきます。

昭和五十五年に無人島となり、現実には多くの人が経済活動として道路を利用する状況はなくなっております。しかし、その後も、島の活用については様々取り沙汰されておりましたし、一般の土地所有者もおりましたので、すぐに廃道ということは考えていない状況でございました。また、その時点では、不定期ではありましたが

れども、市は道路の管理もしていたわけでございます。

しかし、島の所有に異動があったから、所有される方のお考えもあり、何度も申入れをいたしましたけれども入島を拒まれてきた経緯がございます。この間説明してきておりますが、失礼しました、この間説明してきておりますけれども、市は管理責任を果たさうというところですけども、維持管理ができない状況があったということになります。

そのほか、島には市の学校や民有地もあったこと、本市としましては、利活用方法について検討していたことなどから、島に再び人が入る可能性がありましたので、主管課としても廃道の手続を取らなかったというものでございます。

繰り返しになりますけれども、このたび防衛省の要請に対し、御判断をいただきたいという旨、令達ありましたので、検討の結果、法令や規則に照らし、人が暮らし、多くの者が生活のために道路を利用するということが現時点では想定できない状況であると判断したところでございます。

少々長くなりました。以上です。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

〔五番 宇野裕未さん〕

○五番（宇野裕未さん） 今ですね、提案理由の説明ありましたが、これ後半の部分でもですね、まさに今回、将来においても一般の交通に供される見通しが立たなくなったというふうに当局のほうから

説明ありました。

しかしですね、市長はこの間、この施設に対して、同意、不同意をまだ言っていないと申されております。この間の一般質問でも繰り返しですね、そのことは、賛否は自分は今言える立場ではない、今そのタイミングではないということをおっしゃっているのに、なぜ、このですね、将来において一般の交通に供される見通しが立たないというふうにはここでは言えるのか、それを教えてください。

○建設課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

ただいま議員から御質問のございました市長の長としての判断というものは当然御理解いたしますけれども、これは事務方といたしましての判断という部分もありますので、そこについてちよつと御説明いたしますけれども、省庁違いではございますけれども、国が所管する事業方針を定め、これを示したわけであります。このことを受け、法令に照らし、関係する他の省庁、どのような考えを取るかは想像していただけるといふふうに私は考えます。

市側が示してきた考え方が法に照らして受け入れられないというようなこと、事態に陥らないためには、判断をせざるを得ないと、主管課ではそのように考えてございます。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） 申し訳ございません。重ねての答弁となりますけれども、市道に關しましては、道路法に照らしまして市道として維持することが困難であるとの判断に至ったところでござ

いまして、あくまでも法的解釈によるものでございまして、基地の容認とは無関係であるということを申し添えたいと思います。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございますか。

「六番 杉 為昭君」

○六番（杉 為昭君） すいませぬ。勉強不足で申し訳ない。

この市道が廃止された場合ですよ、この市道の跡というのは、どうなるんですか、この道は。どういう形で行くんですか。

○建設課長（奥村裕昭君） これの答弁が、それに合致しているかというところは正直、議員が求めるものというのがちよつと今ぱつと想像できませんけれども、手続上ですけれども、いわゆるほかの箱物が建っているような土地とは違いますので、道路法に基づいて道路というのは設定をさせていただきます。必ずしも、これまでも議論がありましたけれども、所有権があるとかそういうことではないので、いわゆる物的財産というのがない場合もございませぬ。

そういった意味では、道路の地上権というようなものと考えは少し似ているかと思うんですが、市道の認定という意味合い、認定をしていることを取り消すわけでございますので、これは廃道と言いますけれども、そのような状態になるということで、その市道という認定がただ解かれるということですよ。

議会の皆さんも御存じのように、馬毛島の土地、市道については市は所有権は持っておりませんので、名義が変えられたところはございませぬので。ただ、道路法によって管理をしてきたということと

ろになりますので、そのように御理解ください。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございませんね。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日から二十九日までは、本会議は休会となりますが、付託案件審査などのため、十三日は総務文教委員会、十四日は産業厚生委員会、十五日から十六日は予算特別委員会、二十日から二十二日、二十六日は決算特別委員会、二十七日は各委員会、二十八日は議会運営委員会及び各特別委員会並びに全員協議会、三十日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前十一時五十分散会

本会議第六号（九月三十日）

本会議第六号（九月三十日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	大平 和男 君
教 育 長	佐藤 秀正 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	平 石 栄夫 君
財産監理課長	下 川 法男 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	長 野 望 君
健康保険課長	中 里 千秋 君
高齢者支援課長	柳 田 さゆり さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	奥村裕昭君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川昭代さん
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	川畑利昭君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	山崎省一君
社会教育課長	古市善哉君
局長	園田博己君
次長	山田正次君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和四年九月三十日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第六号のとおりであります。

日程第七	議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）	日程第七	議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）
日程第八	議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	日程第八	議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）
日程第九	議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	日程第九	議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）
日程第一〇	議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	日程第一〇	議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）
日程第一一	認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	日程第一一	認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について
日程一二	認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程一二	認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程一三	認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程一三	認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程一四	認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	日程一四	認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
日程一五	認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程一五	認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程一六	認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程一六	認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程一七	認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について	日程一七	認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について
議事日程（第六号）			
日程第一	諸般の報告		
日程第二	議案第三九号 西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第三	議案第四〇号 西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第四	議案第四一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）		
日程第五	議案第四二号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）		
日程第六	議案第四三号 令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）		

日程第一八 議案第五〇号 西之表市道路路線の廃止について

日程第一九 請願第九号 馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書

日程第二〇 請願第一〇号 安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書

日程第二一 議案第五一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）

日程第二二 議案第五二号 自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出について

日程第二三 議員派遣の件

日程第二四 閉会中の継続審査

日程第二五 総務文教委員会に付託の議案第四八号及び議案第四九号につき審査期限を付ける件

日程第二六 議案第四八号 財産の処分について

日程第二七 議案第四九号 財産の処分について

日程第二八 議案第五三号 八板俊輔西之表市長に対する問責決議について

△諸般の報告

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、諸般の報告を行います。

令和三年度決算における健全化判断比率、資本不足比率及び令和

三年度西之表市水道事業会計資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二條第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第三九号 西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第三十九号、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、本委員会が付託を受けました議案第三十九号、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として、職員の育児休業等の取得要件の緩和を

行うことに伴い、本市においても国家公務員の措置に準じて同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正の主な内容につきましては、第二条第三号の改正は、非常勤職員が育児休業を取得する際に、その養育する子が一歳六か月に達する日以降も同一の任命権者から任用される可能性がある場合に限り、期間の要件を短縮できるようにするものです。

第二条の四の改正は、非常勤の子が一歳六か月または二歳に達するまで、育児休業を取得することができる場合として、配偶者が育児休業をしている場合であって、育児休業の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする場合を追加するものなどに伴うものです。

第三条五項を削る改正は、職員が再度の育児休業をすることができるときの特別の事情として、育児休業等計画書により申し出た場合で、育児休業の終了後、三月以上の期間を経過したこととの事情としていた要件を削除するものです。

附則として、施行期日を令和四年十月一日からとしています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四〇号 西之表市企業等立地促進条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第四〇号、西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） おはようございます。本委員会が付託を受けました議案第四〇号、西之表市企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、第六次長期振興計画後期基本計画が作成されたことに伴い条例の一部を改正するものです。

西之表市企業等立地促進条例は、市内で事業所を新設・増設しようとする事業者に対し奨励措置を講ずることにより、企業の育成、誘致を促進し、本市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的として、平成十九年度に設置をされております。

主な改正内容は、奨励措置の対象となる事業者の要件について業種を定めていなかったものを、今回、対象となる業種を規則で定めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和四年十一月一日から施行し、附則二で、施行日以前の申請については従前により取り扱うことと規定をしております。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決

しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 委員長報告は終わりました。質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

△議案第四二号 令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

△議案第四三号 令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

△議案第四四号 令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）

△議案第四五号 令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

△議案第四六号 令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

△議案第四七号 令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第四一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、日程第五、議案第四二号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、日程第六、議案第四三号、令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）、日程第七、議案第四四号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）、日程第八、議案

第四五号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）、日程第九、議案第四六号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）、日程第一〇、議案第四七号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

以上議案七件について、一括して議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 長野広美さん登壇〕

○予算特別委員長（長野広美さん） それでは、本委員会が付託を受けました議案第四一号から議案四七号まで、審査報告をいたします。

まず、議案第四一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第四号）からの報告といたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億三千七百九十一万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十五億二千三百六十一万八千円と定めるものです。

債務負担行為は、スクールバス運行業務三年分一件を追加し、地方債補正は臨時財政対策債及び緊急自然災害防止対策事業の二件が減額されています。

それでは、委員会でも明らかになったことや委員から出された主な質疑などを中心に、歳出から御報告いたします。

二款、一項、十目財産管理費では、財政調整基金を財政調整のた

め増額し、三款、一項、六目介護保険事業費、十八節負担金、補助及び交付金では、認知症高齢者グループホーム増設に係る補助金を計上しています。

五款、一項、四目農業経営合理化対策事業費では、十八節負担金、補助及び交付金に、経営発展支援事業として、今年度認定新規就農者への畜舎整備の一部助成を計上し、五年後には二十五頭規模となる計画との説明でした。

また、同款、同項、五目畜産業費、二十節貸付金は、肉用牛の畜産振興基金として、今年度の貸付け頭数を四十頭と見込み、増額しています。

六款、一項、二目商工振興費、十八節負担金、補助及び交付金で、国の交付金を活用した雇用を生み出すモデル構築を行う事業者への補助金に対し、本市負担金も計上しております。

また、同款、同項、四目観光費、十四節工事請負費で、浦田シーサイドハウス改良工事に伴う資材高騰分などを増額し、同款、同項、五目、十八節負担金、補助及び交付金で、特定地域づくり事業協同組合運営に伴う設立及び運営に係る補助金を計上しています。

同款、同項、同目、二十二節償還金利子及び割引料には、県支出金返還金として、雇用拡充事業の事業者返還金が計上されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業者が事業継続困難となり、中止とされたため返還するものです。

九款、三項、一目学校管理費、十二節スクールバス運行業務委託

は、今年十二月に契約が満了することに伴い、来年の一月から三月までの運行経費を計上しています。

同款、四項、五目、開発総合センター管理費には、故下野敏見氏所有の全ての書籍、資料等が本市に寄贈されることに伴い、貯蔵量の現状把握及び相当量の搬送が見込まれることによる経費が計上されています。寄贈される蔵書や資料の活用等については、今後検討されるとの説明でした。

十款、一項、一目現年度単独耕地災害復旧費には、六月豪雨による小規模災害十八件に対応する重機借上料が、また、同款、同項、三目現年度補助災害復旧費で、農道二件の災害復旧のための費用が計上されています。

次に、歳入について御報告いたします。

歳入の主なものは、一款、二項、一目固定資産税が県担当が増額となり、十款、一目、一項地方交付税が、見直し調整分として減額されています。

十七款、一項、一目寄附金には、一般寄附金及び指定寄附金が計上されていますが、それぞれ教育関連に配分されています。

十九款、一項、一目繰越金は前年度分確定に伴い増額し、二十款、三項、一目畜産振興資金貸付金収入に、肉用牛分として種子屋久農協から返済金が計上されています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第四二号、令和四年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千二百九十三万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千八百五十二万一千円とするものです。

歳出の主なものですが、六款、一項、一目の準備積立金の増額については、令和三年度決算確定に伴い実質収支額の二分の一相当額を補正しています。

七款、一項、七目の償還金の増額は、令和三年度の決算確定により、国庫支出金の返還金が生じたものです。

次に、歳入ですが、一款、一項の国民健康保険税の減額は、保険税の本算定及び令和三年度の未収額が少なかったことによるものです。

七款、一項、一目の前年度繰越金の増額は、令和三年度決算確定によるものです。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第四三号、令和四年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十九万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九十九万六千円とするものです。

今回の補正は、前年度決算確定に伴う繰越金を歳入で増額し、歳出で交通災害共済見舞金を増額するものです。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

議案第四四号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九万二千円とするものです。

今回の補正は、歳出で地方卸売市場基金及び一般会計繰出金を、また、歳入で前年度決算確定に伴い繰越金を、それぞれ増額するものです。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第四五号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千六百六十六万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五百八十四万円と定めるものです。

歳出の主なものは、二款、二項、七目地域密着型介護予防サービス給付費で、グループホーム利用者数の増加を見越して増額しています。

四款、一項、基金積立金は、前年度繰越金確定に伴う二分の一を積み立てるものです。

六款、一項、一目予備費は、財源調整によるもので、七款、一項、二目償還金の減額及び同款、二項、一目他会計繰入金の減額は、それぞれ前年度実績によるものです。

歳入では、一款、一項、一目第一号被保険者保険料を本算定及び収納率による再算定による増額及び三款から七款の国・県支出金及び支払基金交付金、一般会計繰入金のそれぞれ歳出分の介護給付費補正に伴う計上を、また、過年度分は前年度決算に伴う補正を、それぞれ計上しています。

また、八款、一項繰越金は、前年度分確定に伴う増額分を計上しています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

次に、議案第四六号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千七百七十九万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億六千二百四十七万九千円とするものです。

歳出の主なものは、二款、一項、一目、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料の本算定及び前年度精算額確定に伴い増額しています。

次に、歳入ですが、主なものは、一款、一項後期高齢者医療保険料の本算定による補正です。特別徴収保険料を現年度分一〇〇％、普通徴収保険料で現年度分九九・五九％、滞納繰越分四一・六一％とそれぞれ見込んでいるとの説明でした。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

最後に、議案第四七号です。

令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について報告いたします。

条文の第二条は、資本的収入及び支出の補正で、第一款、第二項負担金を増額し、また、資本的支出の第一款、第一項建設改良費を増額しています。

資本的収入及び支出の執行計画書では、支出の一款、一項建設改良費で、阿曾浄水場及び西京浄水場の空調機の老朽化に伴う更新と、二目営業設備費で、軽貨物用車両の購入費が計上されています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

議案第四一号から議案第四七号の七件は、議案ごとの採決をいたします。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており
ますので、質疑は省略をいたします。

初めに、議案第四一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算
(第四号)の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成
のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた
します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(川村孝則君) 次は、日程第五、議案第四二号、令和四年
度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といた

します。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成
のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(川村孝則君) 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた
します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(川村孝則君) 次は、日程第六、議案第四三号、令和四年
度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)を議題と
いたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第四四号、令和四年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、議案第四五号、令和四年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第四六号、令和四年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第四七号、令和四年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定
について

△認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入
歳出決算認定について

△認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計
歳入歳出決算認定について

△認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入
歳出決算認定について

△認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について

△認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会
計歳入歳出決算認定について

△認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定につ
いて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、認定第一号、令和三年
度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、日程第一二、認定
第二号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について、日程第一三、認定第三号、令和三年度西之表市交通災
害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第一四、認定
第四号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認
定について、日程第一五、認定第五号、令和三年度西之表市介護保
険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第一六、認定第六号、
令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定
について、日程第一七、認定第七号、令和三年度西之表市水道事業
会計決算認定について、以上認定七件について、一括して議題とい
たします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 田添辰郎君登壇〕

○決算特別委員長（田添辰郎君） おはようございます。

まずもって監査委員並びに決算委員会のメンバーの皆様、そして
説明いただいた各所管課の担当者の方に深く感謝するものでありま
す。

では、報告のほうに移らせていただきます。

本委員会に付託されました認定第一号、令和三年度西之表市一般
会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

一般会計について、歳入、百二十一億二千六百四十八万八千八百

三円、対前年度比七・四％減、歳出、百十八億七千五十二万五千七百六十四円、対前年度比六・二％減となりました。

その主な要因は、歳入については、特別定額給付金を含む国庫支出金の減、歳出については、歳入と同様に、特別定額給付金事業を含む補助金等の減のほか、新型コロナウイルスのウイルス感染症拡大による事業中止や縮小などによるものです。

実質収支は、二億四千三百一万六千三十九円、黒字となっております。

令和三年度財政状況について、財政力指数は〇・二七となっております、前年度より〇・〇一ポイント減少しました。

経常収支比率は八六・九％、対前年度比二・三ポイント減となっておりますが、依然として財政の硬直化が見られています。

歳入について、調定に対する収入率は九八・三％でした。不納欠損額は、四百四十四万八千九百七十七円、収入未済額は、二億一千二百二十五万九千三百三十五円となりました。

収入未済額の主なものは、市税三千九百三十五万七千九百六十六円、使用料及び手数料のうち、住宅使用料七百万四千五百円、国庫支出金のうち国庫補助金一億四千五百二十七万三千円、県支出金のうち県補助金二十一万七千円及び諸収入のうち奨学資金貸付金収入一千九百九十五万六千六百二十五円、民生雑入六百三十万七千四百十六円となっております。

収納率については、市税全区分の収納状況が、現年度課税分九

九・三％、対前年度比〇・一ポイント増、滞納繰越分一九・五％、対前年度比一・〇ポイント増、合計九七・〇％、対前年度比〇・三ポイント増であり、改善が見られる状況であるとのことです。

一般会計における当該年度公債費残高は、九十四億五千五百三十二万二千九百四十四円となりました。

実質公債費比率は九・七％と、対前年度比〇・三ポイント減少しています。

今後は、少子高齢化により社会保障経費の増大が見込まれるほか、令和四年度から防災行政無線（デジタル化）設置事業費など新たな公債費や、老朽化した公共施設の維持補修等、長寿命化に係る経費の増加が見込まれることから、新行財政改革大綱の下、定員管理や事務事業の見直しなど経常経費の圧縮に努め、健全財政への取組が望まれます。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

ここで、審査の過程で委員から出された意見等がありましたので、御報告いたします。

まず、職員採用についてであります。

近年、職員採用の募集に対し、応募者が少なく、昨年度についても、技術職の採用がかなわなかったことの説明を受けました。採用の年齢条件の引上げや試験会場の増設など、様々な工夫をされているとのことです。少ない応募者からの採用では、将来の行政運営に

影響を与えることが懸念されます。引き続き、リクルート活動の徹底を含め、あらゆる角度から職員採用の在り方を検討し、人材確保に一層努めていただきますよう求めます。

一方、職員の採用が芳しくない中であっても、業務量は変わらない、もしくは、市民のニーズによって増えている業務もあることから、業務のデジタル化等、その効率化も図るべきとの意見もありました。

あわせまして、職員に対するメンタルケアについても、実態に即した現実的な対応をされるようお願いいたします。

次に、航路・航空路の交通機関を利用する際の離島割引カードの運用についてです。ここにいらっしゃる家族の介護のために帰省する方に対しても適用の範囲を拡大し、経済的負担の軽減が図られるべきとの意見が出されました。

今後、各要望活動等の機会において、介護帰省者についても、その適用がなされるよう努めることを求めます。

次に、ふるさと納税についてです。令和三年度は、令和二年度をさらに上回り、過去最高の受入件数、受入額であったとの説明を受けました。このことに対し、尽力された担当職員の努力を評価いたします。

増加した理由としては、安納いもをはじめとした特産品に加え、その他の地域の特色を生かした新たな返礼品を採用し、寄附募集・受付を行うなどの取組がなされたとのことでした。

今後も、本市の魅力をさらにPRするためにも、返礼品の種類拡充に向けて、職員が知恵を出し合いながら、ふるさと納税の一層の推進に取り組まれることを求めます。

続いて、農作物の被害軽減を図るため、鹿侵入防止柵、金網柵の整備についてです。

昨年度から、金網策の厚さが二・五ミリから二ミリへと薄くなったことに対し、苦情等の受付実績はないということであるものの、腐食が進みやすくなり、耐用年数が短くなるのではないかとの懸念があります。

県の仕様書に準じているようですが、農家にとっての使い勝手のよさをより重要視されるよう要望いたします。

最後に、全体を通じて申し上げます。税等の収納については、令和三年度は、市税・国民健康保険税の収納率が過去最高であったとの説明を受けました。これは納税者である市民の皆様の公平な税負担への理解が一層進んだことによるものであるとともに、担当職員の献身的な取組の成果であると高く評価いたしております。

今後も、効果的な収納推進のため努力をされますよう強く求めます。

以上で報告を終わります。

続きまして、本委員会に付託されました認定第二号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

まず、歳入については、二十二億八千三十一万千百三十二円となりました。中でも、全体の一四・九%を占める国民健康保険税は、調定額に対する収入率が八七・九%、不納欠損額が四百八十七万六千四百五十五円、収入未済額が四千九百九十二万八千八百八十一円で、それぞれ対前年度比で、収入済額は七・一%減、収入未済額は二二・九%減、不納欠損額は五五・九%の減となっています。

歳入合計では、前年度と比較して千三十九万二千二百二十五円の増率にして〇・五%増加しています。

増加の主なものは、県支出金が前年度比較で七千八百六十万九千三百七十円、率にして四・九%と大幅に増加したことによるものであります。

なお、国民健康保険税は、世帯数や被保険者数の減少などの要因により、前年度比較で二千六百六万六千三百二十五円、率にして七・一%減となっています。

そのほか、繰越金の減については、前年度の形式収支額が次年度の繰越金収入額となるので、令和二年度の形式収支額の令和元年度より四千二百二十二万六千八百二十三円減少したことによるものです。

歳出については、対前年度比千百四十二万八千六百五十六円増の二十二億六千五百二十五万五千七百二十五円で、率にして〇・五%の増となっております。

増加の主なものは、保険給付費八千六百七十二万七千四百九十六

円、率にして五・七%増加したことによるものです。また、減少の主なものは、国民健康保険事業費納付金七千四百八十五万九百八十三円、率にして一二・四%の減となっています。

基金には八百四万七千円を積み立て、年度末現在高は一億五千九百七十万二千円となりました。

実質収支額は、一千五百五万五千四百七円で、前年度と比較して百三万七千四百三十一円減少となっております。

本委員会では、国民健康保険運営に係る国庫負担分の減により住民負担が増えることを懸念する意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

続きまして、本委員会に付託されました認定第三号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果等御報告いたします。

歳入については、百六十二万五千七百七十円、対前年度比一・七%減、歳出については、百二十二万五千九百五十円、対前年度比一四・二%減となっています。

実質収支額は、三十九万九千二百二十円であり、これは全額翌年度に繰越しています。

会員数は、前年より三百四十四名減少し、六千百十八名で、加入率四二・五五%、対前年度比一・六四ポイントの減となりました。

共済見舞金の支給額は、昨年度と比較して、二・六%増の十四万

三千五百円となっています。

基金には五十万円を積み立て、年度末基金残高は三千五百万円となりました。

本委員会では慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

では、続いて行わせていただきます。

本委員会に付託されました認定第四号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入について、五十一万四千七百二十四円、対前年度比一〇・〇％増、歳出について、三十七万九千七百七十八円、対前年度比六・一％減となりました。

実質収支額は、十三万四千九百四十六円であり、これは全額翌年度へ繰越しています。

基金には十三万円を積み立て、年度末基金残高は三百七十四万三千円となりました。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

では、続きまして、本委員会に付託されました認定第五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査

の結果を報告いたします。

歳入について、二十二億一千六百六十九万二千三百三十七円、対前年度比〇・三％減、歳出については、二十二億九百八十三万五千九百二十八円、対前年度比一・二％増で、実質収支額は六百八十五万六千二百九円となっております。

歳入では、収入未済額が三百三十一万四千二百六円、前年度より三〇・五％減少しております。

不納欠損額は、百三十七件分、百四十二万四千百円については、介護保険法第二百条の規定により徴収権が消滅したことによるものです。

歳出の主なもの、総務費が一億六千四百十八万、対前年度比〇・一％減、保険給付費、十九億九百五十四万三千七百十五円、対前年度比一・五％増、地域支援事業費一億三千五百九十二万八千八百四十四円、対前年度比四・四％増となっております。

基金には千九百六十二万四千円を積み立て、年度末基金残高は一億一千七百七十一万三千円となりました。

なお、令和三年度の第一号被保険者数は五千六百七十七人、そのうち要介護認定者は千七十六人で、認定率一八・五％、昨年度と比較して〇・三六ポイントの増で、九百五十五人が介護サービスを受けたとの説明がありました。

また、主な給付について、要介護認定者を対象にした介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費七億一千四百四十九万一千

五百七十六円、地域密着型介護サービス給付費が三億八千三百六十六万七千六百三円、施設介護サービス給付費が五億二千五百二十六万八千九百七十七円との執行実績となっています。介護予防サービス給付費について一千四百七十五万七千八百二十四円の支出です。

全体的に前年度より増加傾向にあります。特に地域密着型介護サービス給付費は、令和三年度報酬改定の影響もあり、給付額が増加しています。

本委員会は、介護保険制度の運用について、自治体負担分に影響が出ていることや、認知症を抱える方々等へ寄り添うような制度設計になっていないことに対し指摘する意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。
では、続いて行います。

本委員会に付託されました認定第六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入については、二億四千八百八十四万九千三百八十三円、歳出については、二億四千八百八十八万五千五百三十五円で、実質収支額は七十六万八千四百四十八円となっております。

歳入の主なものは後期高齢者医療保険料で、収入未済額は二十三万六千八百六十四円となっており、前年度と比較しても五・一％増加となっています。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金で、二億二千九百八十九万五千六百六十六円で、前年度と比較して一・四％増加しております。

なお、被保険者数は二千九百六十七人で、平成二十年四月の制度施行当初に比べ四・三二％増加しています。

本委員会では、七十五歳以上の健康リスクを抱えている人だけを囲むような保険制度設計を問題視する意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。
続けて報告させていただきます。

本委員会に付託されました認定第七号、令和三年度西之表市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

令和三年度給水件数は八千八百四件、対前年度比〇・〇三％減、総給水量は百九十二万二千六百四立方メートル、対前年度比二・四四％減、給水人口は二百三十四人減少し、一万四千三百二十八人、対前年度比一・六一％減となっております。

有収率は七八・五四％で、昨年度と比較して〇・〇四ポイント減少しています。

資本的収入は四千三百七万二千七百二十八円、対前年度比、三・二八％増加しております。これは負担金が二百三十万七千五百六十六円増加したことによるものです。

損益については、四億三千六百六十五万六千二百二十円の総収益に対

し、総費用四億百三十一万六千四百六十五円で、差引き三千三十三万九千六百五十五円の利益となっております。

当年度未処理欠損金は一億六千六百十三万一千八百五十八円となりました。

また、年度末企業債残高は十五億千六百八十五万四千六円となっております。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で認定するものと決しました。

以上で報告を終わります。

審査のほうよろしくお願いします。

○議長（川村孝則君） ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時十分頃より再開をいたします。

午前十時五十二分休憩

午前十一時十分再開

△議案審議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△認定第一号 令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定
について

○議長（川村孝則君） 決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

た。

認定第一号から認定第七号の七件は、議案ごとに採決を行います。初めに、日程第一一、認定第一号、令和三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

〔四番 渡辺道大君〕

○四番（渡辺道大君） 職員研修についてお尋ねをいたします。

会計年度任用職員を対象にした研修がどうだったのか、また、専門職等へのレベル向上、資格取得に向けた研修の実施について、委員会ではどのような審査がされたかをお答えいただきたいと思ます。

○決算特別委員長（田添辰郎君） お答えいたします。

まずもって、その前に少し御説明をさせていただきます。思ます。

今回の決算特別委員会のほうでは、各委員のほうに一回は資料のほう目を通していただきますように、そして、議員として当然承知しているような制度的な問題、基本的な問題は、議員の研修の場ではありませんから、なるべくなら控えていただくように要望させていただきます。

ですので、かなり、今回、十四項目の質疑が出ております。三、四回、決算の委員長をやらせていただいておりますが、一回目、数個でありましたが、十個以上というのは初めての経験でございます。

決算のほうに関心を持っていただいたことに、深く感謝するものがあります。

では、先ほどの渡辺議員の質問につきまして、職員研修についてであります。お手持ちの資料のほうにございます重要施策の成果のほうなんです。こちら一ページから数ページにわたって資料があるわけですが、渡辺委員がおっしゃった会計年度任用職員については説明を受けたような記憶はございません。ですから、審議の対象になっておりません。

また、専門職のレベル向上の資格取得に向けては、こちらの資料のほうのページを見ていただきますと御覧いただけるかと思いますが、新任課長補佐研修とか様々なものがあるということを説明を受けております。

以上であります。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「一四番 橋口好文君」

○一四番（橋口好文君） 農業振興についてでございます。

事項別明細書八七ページにも記載されておりますが、六十五万強の委託料が上がっておりますが、園芸・花卉優良品種育苗供給運営についてでございます。

この事業は新規事業と伺っておりますが、その成果はどうだったのか、具体的に、参加の対象農家は何戸だったのか。対象本数は、数量はどうだったのか。実際に農家の増収につながったのか。そう

いう審議はなされたんでしょうか、お尋ねします。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 質疑のほうありがとうございます。

これは、八七ページになりますかね。もともとこちらのほう、我々の委員会の審査の方法といたしましては、重要施策の成果の説明を受け、そして施策マネジメントシートの説明を受ける、これは担当課のみなので、施策マネジメントシートは、審査の対象ではございませんので、参考程度に確認させていただいたということです。

審査の対象となる歳入歳出事項別明細書のほうは款項が対象であります。その中で事業費の大きい事業、一千万円以上や、新規事業、前年度と大きく変わったものを中心に説明を受けております。

ですから、先ほど質疑を受けました花卉優良品種育苗供給事業のほうにつきましては、簡単に説明は受けましたが、前年度と比較することができないということもありまして、それ以上の審議はいたしておりません。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 質疑の前に、今、決算特別委員長からお話があつて驚いたんですが、本市の決算審査、議会に対しては、大変重要な、市民の、全体の、一年間を通してですね、私たち議会が本当に市民の利益に即して適切な予算の執行がされているかという

大変重要な確認の、議会に課せられた責務であります。

なるべくなら質疑をやめてとか、審議時間についても、金額が一定規模だからというような判断というのは、これまでそのようなですね、委員会審査ということをお伺ったことはありませんでしたので、ぜひいま一度その部分については検討していただきたいと思いが、改めまして、私の一般会計についての質疑は、経済観光課についてです。

ウエルネスツーリズムという事業は、本市にとっても、観光振興の中で大変重要な位置づけであるかと思えます。昨年度の中で、体験メニューを構築するというふうな御説明がございました。

実際に委員会の中では、具体的にどのようなメニューだったのか、そしてまた、ヨガ及びウエルネスツーリズムといった部分で、実際に、厳しいと思いますが、集客の実績があったのか、委員会での審査の内容を御説明お願いいたします。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 申し訳ありません、付箋をしておいたんですが、探すのに時間がかかりました。

先ほどの質問でございますウエルネスツーリズム推進事業について、体験内容と具体的にどのようなことがあったのか。実際にヨガとウエルネスツーリズムというところの実績はあるかということでございます。

これも大変委員の皆さんの関心のある問題でありまして、質疑が行われた上で、質疑が行われた上で、審議をさせていただきます。

御存じのとおり、ヨガの聖地ということで、三か所にモニュメントを設置しております。そういうことも含めて議員の方関心があるわけですが、確認させていただいたところでは、インストラクターの資格者が一名おりました、その方は、今、種子島にはいらっしゃるらないということを確認させていただきました。

そして指導ができる方というのは数名、三名、四名いらっしゃるということでございます。

そして、このヨガによる効果のほうは、月三名から四名ということでありました。経済効果は、三名から四名ですから、五十名近くになるのかなということでもあります。

以上であります。

○議長（川村孝則君） ほか、質疑。

○四番（渡辺道大君） 防災対策の充実についてお尋ねをいたしましたと思います。

災害時避難行動要支援者の対策については、令和三年度五月の防災対策基本法の改正を踏まえというものがありますが、この主な点というものはどのようなものだったのか、特に、実施要綱の主な改正点とは何であったかというのを審査されたかどうかをお答えいただきたいと思えます。

○議長（川村孝則君） 渡辺議員、ほかありますか。一括してお願いします。

○四番（渡辺道大君） じゃあすいません、もう一点、お願いしま

す。

高等教育機関等活用事業及び種子高魅力化支援事業について、お尋ねをいたします。

公立の高等教育機関等活用について、令和三年度に行った具体的な取組については、委員会でのような審査をされたかお答えをいただきたいと思います。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 質疑のほうありがとうございます。

すいません、消防のほうで確認できたんですが、令和三年度五月の防災対策基本法改正の主な点ということ、また、実施要綱と主な改正点ということは、私の記憶の限り、審査はしてなかったかと思えます。

それと、高等教育機関のほうは、ちょっと資料を探すと時間かかりますので、記憶の範囲でお答えさせていただきます。

公立高等教育機関等の活用について、令和三年度、どのようなことを行ったかということですが、高等教育機関、特に講師とか指導者の部分がありまして、そこは山となりまして、なかなかうまくいかないということで、今後検討するということでありました。そしてまた、種子高のほうが新規入学が少ないということがあって、そのほうを盛り上げていこうということを詳しく説明をいただいたところであります。

以上です。

○議長（川村孝則君） 田添委員長、もう一度、いいですか。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 説明させていただきます。

渡辺議員のほうから質疑を受けました令和三年度五月防災対策基本法改正、主な点と、実施要綱の主な改正とはについて、この内容につきましては、私どもの審査の中では、審議がなされなかったものと記憶しております。

続きまして、高等教育機関等活用事業等、種子高の魅力化支援事業についてであります。高等教育機関のほうについては、これは看護を対象としているんですが、講師の皆さんとか指導する方のほうの人材の確保が難しいということを説明いたしまして、それを課題として捉えているようなことを受けました。

今後も検討を重ねていくということで説明を受けております。

そのほか種子高の魅力化事業につきましては、様々な工夫を、バイクの通学とか様々なことをやって、種子高のほうに、地元の高校生も、よそからも来ていただくような努力をしているという説明を受けさせていただいております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

○一四番（橋口好文君） 議長、二番と三番まとめて質疑してよろしいでしょうか。

○議長（川村孝則君） お願いします。

○一四番（橋口好文君） 経済観光課所管の港町再生についてで

ございます。

昨年度実施した交通流動調査、一方通行の結果及び関係団体や地域の方々との意見交換にどう反映させるのかच्छゆうことですが、この内容を、審査資料に、港町再生の目指す未来像の一つである、歩きたくなるおさんぼみなとまちを実現するための一方通行による社会実験で把握した課題の解決に向けとあります。課題の解決とありますが、この課題はどういうことがあったのでしょうか。そういうことを委員会では、審査が行われたのでしょうか。お願いします。ちよつと待つて。もう一つ、もう一つ。

それから、三番目、建設課所管です。

都市公園の管理委託について、予算執行がどうだったかというところでございますが、この問題は、私が議員になってから六年間、毎回、毎年、市民からの苦情を受け、質疑、質問させていただきましたが、今日現在に至るまで、改善がなされていないということで、この予算執行についての執行率を求めたいと思います。

以上です。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 橋口議員の質疑のほうを一括していただいて、ありがとうございます。

港町再生についてであります。資料のほうを御覧いただければ分かるかと思いますが、調査の結果などについても、地元の町内会、商工会のほうと話合いのほうが行われているということでございます。

港町再生という目標に向けて、今後も協議を進めながら、よりよい方向で進めたいというふうな説明を受けております。

また、都市公園の管理委託費についてであります。予算の執行率はどうだったか、こちらのほう簡単に説明を受けましたが、執行率のほうまでは確認させていただいておりません。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はありませんか。

○一番（長野広美さん） それでは、質疑をいたします。

新型コロナ対策についてです。

ワクチン接種の機会が、何回も行われましたけれども、これによって著しい体調不良等の悪影響がなかったのか。

また、ワクチン接種業務というのが、多重に職員の皆さん、苦勞されたんじゃないかと思いますが、職員への業務量の増加、時間外勤務の増加など、働く環境はどうだったのか。

最後に、このワクチン関係では、市民の苦情の状況がどうだったのか簡単に、年間を通してですね、まとめた議論が委員会ではされたのかについてお伺いしたいと思います。

あともう一点、施策マネジメントシートの中で、新規就業者数が令和三年度は前年よりも大幅に増えています。その年代がどうだったのか、新規就業者への補助実績等についても、審査がなされたのか、すいません、この二点お願いいたします。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 二問でございますね。質疑につ

いて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス対策についてでございますが、いわゆるワクチン後遺症の問題について、また、職員の業務量の拡大・増加、時間外勤務など、働く環境はどのように変化が起きたのか、こちらのほう、苦情のほうはなかったように聞いております。

ちよつと昨日、二、三時間調べましたが、なかなか議論したものがメモができませんでしたので、このようにしか申し上げられませんが、それと、市民からの苦情問合せのほうも、なかった。

はつきり申し上げまして、この問題のほうは、各委員それぞれ、コロナ禍において職員の負担が、過重になっている、当たり前なことでもあります。そして、市民の方にもかなり大きな声があるんだらうということは聞いておりますし、各常任委員会のほうでも確認をさせていただいておりますので、当然だということで、あまり審議がなされなかったと思っております。

以上です。

○議長（川村孝則君） 田添委員長、もう一点は。

○決算特別委員長（田添辰郎君） すいません、施策マネジメントシートのほうですね、新規就業者のほう、こちらのほうを質疑者のほうが提示をしていたら聞いておりますように、こちらのほうで少し説明はいただきました。

こちらのほうは、水産業、漁業関係のほうは増えているということとでありましたが、農業関係も商工関係のほうもそれぞれあるとい

うことは、議員の皆さん全ての方が存じておるわけでありますが、これはマネジメントシートの資料ということで、担当課の説明を受け、それ以上の審査はなされなかったところであります。

以上です。

○一番（長野広美さん） 各議員が、市民の生活、もしくは健康といった部分で、ふだんから特にコロナ関係の情報収集ですとか目を配るといのは、委員長の御指摘のとおりですが、私たちは決算特別委員会という特別な機会を与えられております。

そこで議長にお願いしたいんですが、今の委員長のワクチン接種の、いわゆる後遺症とか、それからその業務に関連すること、市民からの苦情等ワクチン接種に関わる部分です。これは大変重要なことですので、できましたら担当部署、課のほうからの御説明を求めたいと思います。

〔健康保険課長 中里千秋君〕

○健康保険課長（中里千秋君） 御説明いたします。

今ほど御質問ありました体調不良等、悪影響がなかったかといった点については、全身的なアレルギー反応を引き起こされたとかアナフィラキシーショックですかね、そういった部分の事例はあるようでございます。

それから時間外業務等、働く環境はどうなったかということですが、やはり新型コロナウイルスの発生後ということで、感染対策、それからワクチンの接種対応、そういったことでやはり業務量は増大を

したというところで、令和三年の四月から新型コロナウイルスの感染症の担当職員、一名配置をいたしております。

また、新たな予約システムですかね、ワクチン接種の。そちらのほうも導入して、作業を行ったところでございます。

それから、市民からの苦情ということですけども、苦情といひますか、相談といったようなことで、そのワクチン接種に関するもの、PCR検査、それから、市内の陽性者に関すること、接種証明に関すること、それから発熱外来等々、そちらに関する事等の相談が寄せられたところでございます。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ありませんか。

○一四番（橋口好文君） 先ほどの都市公園の管理委託費についての委員長の答弁では、予算執行率は確認しておりませんというお答えがございました。

私は予算執行率を求めて、通告書も出しておりますので、所管課のきたら回答をお願いしたいんですが、よろしくお願いします。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） 補助金の執行のことですので、総務課のほうから御回答させていただきます。

議員御指摘の都市公園の管理業務については西之表市まちづくり公社に補助金として支出をしています。その中で御質問の都市公園管理のみについで、令和三年度当初予算額というのが、一千七十

四万六千二百五十七円でございます。

実績に基づく交付確定額というのが、八百九十九万六千三百六十五円というところで、執行率につきましては、八三・七%というところになっているところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 課長、私の問うているのは、都市公園というのは、わかさ公園、中央墓園、嘉永山公園、それから、あと小さいのがあつて七つぐらいありますよね。その公園管理に対して、建設課が多分、たしか七百三十万ぐらい予算出しているんですよ。その執行率を伺っているんですけど、分かりますか。

○総務課長（松下成悟君） うちが今言ったのは、建設課からのじやなくて、まちづくり公社のほうに市のほうが補助金を出している額ですので、全体として、土木費全体として、まちづくり公社にやっている額というのが、一千三百三十二万二千元、当初、令和三年度。実績に基づく確定額というのが、一千二百六十三万三千三百八十八円ですので、この場合ですと、全体でいきますと、九四・八%の執行率になっているところでございます。最初私が言いましたのは、都市公園管理のみについでの執行率でございますので、よろしいでしょうか。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対討論ありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 一般会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

私は先ほども申し上げましたが、建設課所管の都市公園の管理についてでございます。

先ほども述べましたとおり、私が議員になってからもう六年になります。毎年、毎年、この問題は市民から苦情が、そのたびに私は一般質問させていただいてきております。

本年も、今、九月議会で、私、この案件について一般質問し、当局の答弁も求めましたが、私が一般質問してからももう二十日を過ぎています。しかしながら、残念なことに、都市公園の管理は一向に改善されておりません。

わかさ公園の松林の下は草ぼうぼう、中央墓園には花はなく、わかさ公園にも花はなく、嘉永山公園にも花はなく、まちづくり公社と本市が結んでいる仕様書どおりの管理が全く、全くじゃないですけど、ほとんどなされてない。そういう状況にあつて、私は、都市公園の管理について、あまりにもずさんだということを訴え、反対討論いたします。

終わります。

○議長（川村孝則君） 賛成討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よつて、本案は原案のとおり認定されました。

△認定第二号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、認定第二号、令和三年

度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題

といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 二点ございますので、質疑をいたします。

医療費の状況についてです。

令和三年度は前年度に比べ五・八％医療費が増加しているという内容になっております。

コロナ禍で病院等の受診を控えているという状況にあったかと思えます。この増加の要因、また、コロナ感染症の拡大といった部分が影響があったのかも含めて、委員会の中ではどのように審査されたのか御説明をお願いいたします。

また、二点目です。これは国保税の納税率についてです。

現年度分及び滞納繰越分がそれぞれ前年度よりも向上しており、全体で、前年度三・〇六％と増えていると。先ほどの一般会計で委員長が報告されたとおり、このような納税率の向上というのは本来に近年なかなか行わなかったことであります。

特にコロナによる経営の悪化、もしくは基腐病等農業面での被保険者の所得状況等勘案してもですね、納税率の増加というのは、い部分と市民の皆さんの負担がどうだったのかという両面があるかと思えますので、この医療費の状況、国保税の状況について、委員会での審査の状況を御説明お願いいたします。

○決算特別委員長（田添辰郎君） 国民健康保険特別会計について

であります。決算委員長をやらせていただいて、こんなに質疑いただくことはありがたいんですが、また、副議長であられる方の質疑を受けるのは今回初めてあります。そのことについては感謝をさせていただきますと思います。

まず、一点目の医療費の状況についてであります。こちらのほう説明をいただいたところでございます。

質疑者のほうがおっしゃるように、コロナ禍もありまして、受診者が減ったのではないかとということでしたが、当局としては、やはり一人一人、一人当たりの療養給付費のほうが増加している、それが大きいのではないかと、また、コロナ禍であったんですが、令和三年度の場合は少し和らいでいたのではないかとこの話でございます。

そして、二点目でございます。

納税率が、滞納繰越分、現年度分を含め前年より向上したということですが、こちらのほうも、やはり税務課のほうとしては、納税の義務を果たすように市民への周知をふだんから努力されているということ、また、所得が厳しい状況にあったんですが、そのことに対しても、国をはじめ市のほうも対策を打ってきたこと、こういったことが影響して、今回の納税率が上がったことに、過去最高になったことにつながっているのではないかとこのように思っております。

以上であります。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑。

○一番（長野広美さん） それでは、委員長が今お答えいただきました医療費の状況について、これ一人当たりの医療費の増加といった部分もお答えいただいたかと思うんですが、具体的に一体何が起こっているのかといった部分で担当課のほうから御説明いただきたいのと、国保税も同様です。

確かに、国とかが対策を投じられたことを委員会では議論されたというふうにお答えいただきましたけれども、今回の大幅な増加というのが、これまでになかったかと思えますので、特筆すべき状況がどうだったのかといった部分は、ぜひ担当部署のほうから改めて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） 長野議員、今の質疑は、先ほどと違う点があります。先ほどは委員会では議論されていない部分について担当課に少し補足説明を求めましたが、今の二点については、委員会では、一応審議をしていますので、それ以上のことは、議長としては担当課に説明を求めるといふことはしないということで考えておりますので。

○一番（長野広美さん） 分かりました。後で聞きます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

「反対討論はありませんか。」

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 認定第二号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の立場で、討論を行います。

国民健康保険制度は、県が運営を担う広域の制度となっています。一人当たりの療養給付費は、令和三年度、四十六万六千四百一十円となり、前年度との比較をすると、令和二年度、三十七万七千八百三十円と、二万八千五百八十一円の増となっています。

これは、県、広域化により、自治体の自助努力が納付金にどのように反映されるかが今後の課題となるのではないのでしょうか。

あわせて、市民へのきめ細かな健康増進事業など、市民が生き生きと生活する市独自の取組と、県全体での健康推進事業の取組が必要で。

令和三年度の平均被保険者数は、四千四百八十五人で、前年度比七十人減少しています。

歳入での不納欠損額については、四百八十七万六千四百五十五円、収入未済額は四千九十二万八千八百八十一円です。

不納欠損の主な処分状況を見ると、行政不信が一人、意識の欠如と区分されている人数が主に二十一人とあります。そのほかにも、経営困難、そして生活困難という方もおられます。

税額は四千六百円の人が一人、そして意識の欠如、二百十一万九千三百二十七円と報告されています。

一方では、税の不正を根拠に、短期証や資格証の発行は続いて
おります。いずれのケースについても、住民と行政とのコミュニケ
ーション力を生かして対応していくことを求めます。

以上、広域化による住民への負担増を懸念することから、私たち
は一貫して国への国庫負担増を求めることが必要だということの主
張しております。

以上、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成
のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

△認定第三号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、認定第三号、令和三年
度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを
議題といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成
のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

△認定第四号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、認定第四号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

△認定第五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、認定第五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 認定第五号、西之表市介護保険特別会計

歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

二〇〇〇年に介護保険制度が始まって二十一年になります。

この制度は、高齢化を社会で支えるとスタートしましたが、この間、自民党・公明党政権により介護報酬を繰り返し引き下げ、サービス内容も次々改悪されています。

一回二時間のサービス提供が、制度の改悪で、一回一時間となり、移動や待機の時間が増え、その時間は無給となり、収入が減少するなど、ホームヘルパーの処遇は、改善されるどころか、時給もほとんど上がらず、介護現場の人材不足はますます深刻な状況となっています。

さらに、要支援の認定者を介護保険から外し、自治体独自の総合事業に移していることから、自治体の役割が重視され、地域で介護を支える地域力が大変問われています。

予防行政の重要視も指摘されていますが、本市でも、在宅介護での認知症は把握ができていません。

自民、公明政権は、様々な制度改悪を進め、自治体の負担増となっており。特に医療・介護などの社会保障費の削減を続けています。そのような中でも、本市独自の施策である紙おむつ支給制度は、在宅介護の支援策として大変助かっております。

以上、国は、この制度は高齢化を社会で支えるとスタートしたにもかかわらず、制度改悪で施設入所を困難にして、在宅で介護せざ

るを得ない状況に追いやっております。

国がやるべきは、介護制度の充実で、介護現場で働く介護従事者の労働環境の充実です。

保険料は当初、二千円台からスタートしましたが、保険料が上がり、高い保険料を払い続けても、いざ介護が必要になっても要支援では使えません。高齢化社会を迎え、安心できる介護保険制度の充実を強く求められていると思います。

以上、理由、根拠として、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

△認定第六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計予算

○議長（川村孝則君） 次は日程第一六、認定第六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 認定第六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、二〇〇七年三月に設立され、十四年を経過しています。

この制度の問題点は、第一に、健康にリスクを抱え、複数の病気を患っている人も少なくない七十五歳以上の高齢者だけを別枠に囲

うことです。収入は年金だけという高齢者だけを別枠にしたら、医療費負担が増え続けるのは火を見るより明らかです。

まさにこの制度の負担増が懸念されていた中で、令和四年十月から窓口負担割合を二割にすることが、令和二年閣議決定され、令和三年の通常国会で、多くの国民が反対する中、成立してしまいました。

今回の二割負担の導入は、自民、公明、維新、国民、民主の各党が、令和三年国会で成立させた改悪法に基づき、中低所得者を狙い撃ちにしたものです。

収入は年金だけで、さらに、医療・介護のリスクを抱えながら暮らす高齢者にとって、窓口での二倍は負担の限界を超えるのではないのでしょうか。

さらに懸念されるのは、窓口負担二割となる所得要件は、国会審議の必要がない政令で定めているため、今後、二割負担の対象拡大が狙われるのは必至です。

本年十月からの窓口負担は、全国約三百七十万人の単身世帯、年収二百万円以上の高齢者が対象です。今後、年収二百万円、そしてさらに百五十万円と、下げられる懸念もあります。

本市の二〇二一年度保険料の未納額二十六万九千三百六十四円、不納欠損額三万二千五百円となっています。

市民の苦しい実情がうかがわれ、高齢者の安心な暮らしも、脅かされていることが危惧されます。

本市では、後期高齢者医療保険制度に加入する保険者が、二〇一四年度、三千六百六十五人、二〇二〇年二月では、三千五十一人、二〇二二年四月、二千九百六十七人と減少傾向です。

精神的にも身体的にも健康にリスクを抱える七十五歳以上の人たちだけを別枠に囲うこの制度はやめるべきと、私たちは、発足以来ずっと主張しております。

私たちの税金は、軍事費よりも、社会を支えてきた高齢者や、これから社会を担っていく若者、子供たちの教育、福祉にこそ使われなければいけません。今、盛んに、軍事費、GDP比二%にすると、政府の姿勢も報じられています。軍事費に十兆円など、とんでもありません。

最後に、高齢者の声を紹介します。

国は、全世代型の社会保障にと言いますが、若い元気なときに保険料を支払い、高齢者を支えてきた私たちを今になって切り離すというやり方を見て、今の若者は、この日本に希望を持てるのでしょうか。この言葉は、人生を生き抜いてきた高齢者の矜持です。

以上、後期高齢者医療保険制度に対して反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（川村孝則君） 間もなく正午を迎えますが、このまま会議を続行いたします。

△認定第七号 令和三年度西之表市水道事業会計決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は日程第一七、認定第七号、令和三年度

西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午後零時休憩

午後一時再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第五〇号 西之表市道路線の廃止について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議案第五〇号、西之表

市道路線の廃止についてを議題といたします。

産業厚生委員会委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第五〇号、西之表市道路線の廃止について、審査の結果を報告いたします。

本案は、馬毛島が昭和五十五年に無人島となって以来、市道三路線の一般の交通利用が激減し、現在では島の九〇%以上が国及び民間企業の所有であり、市道としての機能を有しておらず、将来においても一般の交通に供される見通しが立たなくなったことから、路線を廃止するものであります。

廃止しようとする市道路線は、馬毛島一号線、馬毛島二号線、馬毛島三号線の三路線です。

本委員会では、馬毛島の市道廃止については、市の馬毛島活用計画も含めて再度協議が必要であり、本議案を取り下げべきとの意見も出されましたが、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと

して決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 産業厚生委員会の委員長報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

〔三番 橋口美幸さん〕

○三番（橋口美幸さん） 質疑をいたします。

市道認定を今まで一号、二号、三号されておりました。市道認定されているということは、一般的に見れば、馬毛島一号、二号、三号路線も地方交付税措置がされていたのではないかと思われませんが、この点についてどのような議論がされたかを説明を求めます。説明ができれば、担当課の方にお話ししたいと思います。

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 橋口議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

今ほどありました交付税措置についての審査については、本委員会の中ではされなかったと認識をしております。

以上です。

○議長（川村孝則君） 担当課長、説明できますか。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） お答えをいたします。

大変恐縮ですが、今、手元に資料がございませんが、確かに三路線については交付税措置の算定に入っているというふうには認識して

おります。

○議長（川村孝則君） ほか、質疑ございますか。

〔五番 宇野裕未さん〕

○五番（宇野裕未さん） 昨年十二月議会の答弁の中で、馬毛島の島内にはまだ個人の所有地も残っていることから、市道の廃止に関してはかなり慎重に扱っているという当局からの説明があったかと思えます。

この件に関して、今回、馬毛島一号線、二号線、三号線を廃止しようとするこの一番不利益を講じると考えられますが、そういった方への説明、もしくは、何か協議といったものがどのように審議されたのか御説明をお願いします。

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 宇野議員の質疑にお答えをしたと思います。

今し方ありましたそういった所有者からの意見等あるというふうにして伝え聞いてはありましたけれども、そういったことに関しては産業厚生委員会の中では審査をされなかったと認識をしております。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） 議案第五〇号、西之表市道路線の廃止について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

馬毛島が昭和五十五年に無人島になったとはいえ、私たち西之表市民にとっては今でも住民が暮らしていた頃と全く変わらない愛着のある島です。住吉生まれの私にとって、馬毛島のゆったりとした島影は心の安らぐ風景として大事にそのまま残しておきたい風景です。とてもあの島の上の空で軍用機が爆音をとどろかせて戦場に向かい、他国の幼い子どもたちの命を奪う訓練を許すことなどできません。

馬毛島を訓練場として差し出してもよしとする議員の皆さんは、ほんの一時期のお金のためにこの豊かな土地を未来永劫手放してもいいと思うのでしょうか。子どもや孫たちに豊かな土地や海ではなく、爆音とどろく町を残して喜ぶのでしょうか。それとも、日本の安全保障のためには私たちの未来を背負う子どもたちや孫たちはその犠牲になるのは当たり前だとも思っているのでしょうか。

市長、そして、推進しようとしている議員の皆さん。いま一度、立ち止まって一緒に考えませんか。金は一代、自然は万代。こういう言葉があります。私は平和は話し合いでつくれると思います。話し合いをしないから争いが起こるのです。争いがなければ、軍事施設など必要ありません。

馬毛島にはマゲシカがいて当たり前。豊かな漁場が目の前に広が

っていて当たり前。いつものように夕日が岳之腰の向こうに沈んでいくのを眺める暮らしは当たり前と、毎日のように馬毛島を眺めて暮らしてきました。私の心のふるさとです。今回提案されている市道一号線、二号線、三号線の廃止の提案を知って、胸が張り裂ける思いです。

市の重要な財産である市道には交付税措置がなされていると答弁がありました。私が担当課に把握した額はといいますと、令和三年需要額で二百八十六万六千円と算出されていると答弁をいただきました。この交付金は市の貴重な財源となってきました。これまでずっとです。そしてまた、これからもあるはずのこの市道を手放してしまつたら、貴重な交付金が入らず、市に不利益をもたらすことは大きな損失ではないでしょうか。

皆さん、いま一度、市民みんなが立ち止まって、この馬毛島基地建设、私たちの暮らしに本当に必要なのでしょうか。

馬毛島にはかつて五百二十八人が暮らしていました。その馬毛島の小学校に九月十三日、現地調査で市道一号線を歩いて学校跡地まで行きました。この校門に入って、学校に通う暮らしがあったことを忘れてはいけなさと胸に刻んできました。

市長、そして、推進する議員の皆さん。今からでも遅くありません。基地建设を止めましょう。そして、市道一号線、二号線、三号線を復元して、私たちの未来永劫豊かな生活のために馬毛島を活用していこうではありませんか。そこに生きた人たちの歴史をないが

しろにするような軍事基地建設、絶対許されません。

馬毛島の基地建設は日本を守るためでもありません。ましてや種子島が活性化するなどありません。基地で潤った町などありません。ただただ馬毛島基地建設は米国が千四百キロと遠い硫黄島より、そして施設が傷んだ硫黄島より四百キロと近い馬毛島を差し出せという米国の要求どおりに日本政府は馬毛島を差し出しました。そして、私たちの地域の分断をこのように行われています。

さらに、国は市議会で本日の審査中にも関わらず、九月二十九日、種子島三市町に交付金をちらつかせ、八板市長容認の既成事実をつくり、地元無視で強引に進めようとしています。

地方自治体と国は対等です。国に強く抗議することを含めて、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 議案第五〇号、西之表市道路線の廃止について、委員長報告に賛成という立場で賛成討論をさせていただきます。

令和四年九月五日、西之表市と防衛省との協議の場におきまして、馬毛島の市道については、現実の問題として道路の形態、機能はもう既に失われていると。現状を踏まえれば、事実上、道路の整備や管理は不可能である。仮に整備を行うとすれば、多額の市費を投じる必要があると考えている。

防衛省としては、タストン・エアポート社との土地取得交渉で同社から市による市道の維持管理は長らくなされておらず、同社が土地を取得する前に既に市道としての形態機能は失われており、通行できる状態ではなかった。また、現在、通行可能な道は同社が土地取得後、整備したものであり、市道とは異なるとの説明を受けております。

また、学校跡地と葉山漁港との間にはタストン・エアポート社が所有する土地が存在しており、現実の問題として当該所有者の了解が得られなければ立ち入ることは困難であります。

さらに、旧市道の敷地は西之表市が国から譲受を受けていたが、昭和五十五年頃以降、馬毛島が無人島となって荒廃が進み、昭和六十一年には市が道路としての用途廃止を理由に、敷地が市から国に返還されました。その後、市が道路としての再生利用を断念した経緯があり、道路としての用途が廃止されたことが明らかであるとの認識をしております。

なお、馬毛島島内に土地を所有されている方で防衛省の土地を通らないと所有地に行けない場合には、防衛省としても通用上の所用等も勘案することになるが、できる限り通行の確保に協力していきたいというふうに申しております。

以上のことを鑑みまして、様々な要因、現状を踏まえた上で、私は西之表市道路線の廃止について、議案第五〇号については委員長報告に賛成という立場で賛成討論をさせていただきます。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 議案第五〇号、西之表市道路線の廃止について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず第一に、この市道路線廃止についての提案理由である将来においても一般の交通に供される見通しが立たなくなったことについてですが、昨年、令和三年十二月議会の一般質問答弁の中で、市の保有する学校跡地ですとか、あるいは個人の市民の所有地もございませう。そういうことから廃止できる段階にはないというふうを考えっておりますと答えておりました。

市としては小学校跡地について様々な利活用を検討してきたものと認識しておりますし、市長は所信表明でもまだ基地建设に賛否の言える段階にはないと述べております。

なぜそのような状況にあるにも関わらず、将来においても一般の交通に供される見通しが立たないと言えるのか、提案理由への疑義を指摘いたします。

また、同じ昨年十二月議会の一般質問では、市長は入島に係る本市の見解を申し上げますと、馬毛島には市道が敷設されており、国の許可を得るまでもなく、市の当然の権利として市道を通して、市有地、西之表市の市有地ですね、それから、私有地、私のほうの私有地に行くことは可能と判断しております。

しかしながら、防衛省側が国有地に立ち入る際は立入申請を必要

としております。そうしたことから、本市としましては立入申請をするまでもないと判断しているものの、無用なトラブルを回避するために、やむを得ず防衛省の意向に沿って入島申請をしているわけでありませうと答えております。

あわせて、企画課長からは法的な解釈、道路法で言えば第四条で私権の制限というものがございませう。これは所有権が移転したとしても、道路があればそこは私権の制限が適用される。結局、本人が所有者、所有権であったとしても、道路としての使用が認められるという最高裁判決が出てございませう。

一方で、国有財産法とかもございませう。国は国として財産を守っていく必要がございませうので、そこら辺の主張というのが最終的にはやっぱり法定の闘争とか、そういったところまで行く可能性はあるのかなと考えるはおりますけれども、本市としましては、そこまですでに現在考えているというところではなく、先ほど申しましたとおり、三者でしっかり協議を続けていく必要があるのかなと考えていると述べておりました。

そう述べておりましたこの十二月議会の後に防衛省との協議の場が設けられ、そして協議が重ねられた結果、今回のこの議案の提出という結論に至ったということがこれまでの提案の過程として、私、理解はしております。このことが市長が所信表明で述べられました法的な手続には応じていくとした内容だと捉えております。

まだ、市側も把握しているとおあり、個人の市民の所有地も残って

いるわけでありませぬ。この所有地を持つている個人からも市道を廃止しないでほしいという要望が出ていると聞いており、やはり引き続き市道として維持管理に努めていく必要があるのではないかと考えております。

最後に、先日、別議案の小中学校跡地処分についての現地視察のために、この市道一号線を防衛省職員の同行にて通行することができました。初めて降り立ったこの市道の脇のほうをよく見ますと、馬毛島がまだ無人島になる前に造られたであろう石を積み上げました道路脇の壁ですとか、そして、鬱蒼と生い茂る夾竹桃など、低木常緑樹が大変連なっております、とても印象深い景観、そして、独特の雰囲気ございました。

圧倒的に豊かな緑と、そしてこの馬毛島独特の土の色。それを表したこの土の道という世界であります。そんな道路はきつとこれまでに無人島体験キャンプなどに参加した子どもたちは大変わくわくしてこの道を進み、先人たちの文化や歴史に触れながら、馬毛島の持つ特異な自然に様々な刺激を受けたことと思えます。

馬毛島が単なる無人島ではないと訴えているように、この道路も単なる道路ではありません。馬毛島小中学校に通っていた市民、馬毛島にかつてあった製糖工場や牧場で働いていた方々、そして、季節ごとに移り住んでいた漁師たちにとって、大変思い入れのある道路であり、本来であれば、その道の先には先人が残した文化資産があり、そして、その時代、生活と不可分であった自然の世界もまだ

残されております。

この道を守るのか。単なる行政手続として廃止するのかという選択はまさに西之表市がこれからどこに向かうのかという岐路であります。もちろん私は前者の道を選択したいと訴え、委員長報告に反対の立場で反対討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第九号 馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求め

る請願書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、請願第九号、馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書を議題といたします。

馬毛島対策特別委員会委員長の報告を求めます。

〔馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 本委員会が付託を受けました請願第九号、馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願は、市内在住の中原勇氏から杉為昭議員を紹介議員として提出されたものです。

請願の趣旨は、現在、南西諸島北部地域における夜間や悪天候時の緊急患者空輸は海自鹿屋基地内の第二十二航空隊鹿屋航空分遣隊が担任しているが、同分遣隊は二〇二二年度末に廃止される予定となっているという報道があった。同分遣隊の廃止後、その任務は空自新田原基地の新田原救難隊に引き継がれるものと思料され、新田原基地から西之表までの所要時間は約四十分となり、一分一秒を争う緊急患者空輸において、従来よりも約二十二分の到着遅れとなることは、南西諸島北部地域の島民にとっての影響は極めて大きいものと明白である。

この問題点を解決するため、新田原救難隊を馬毛島基地（仮称）へ移転させ、「馬毛島救難隊」として南西諸島北部地域の緊急患者空輸任務を担任してもらうことを要望し、市議会において、馬毛島基地（仮称）の施設整備が本格的に開始される前に新田原救難隊を馬毛島基地（仮称）へ移転・配置するよう県及び防衛省に対して要請していただくことを強く要望するものであります。

審査の過程において、具体的にいつ基地ができるかといった点が見通せない中で時期尚早であり、基地とは別で対応を求めていくことが大事であるということから反対という意見が出た一方、県内の基地からであれば輸送時間も短縮され、また、馬毛島は離島の中心にあり、離島の救急体制を整える点からも相当理にかなっているという意見も出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成六、反対六で可否同数となったため、西之表市議会委員会条例第十七条第一項の規定により、委員長裁決の結果、可決すべきものと決しましたので、本請願は採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会委員長の報告は終わりました。

馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、質疑は省略をいたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） 請願第九号、馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本請願は、新田原救難隊を馬毛島基地（仮称）へ移転させ、馬毛島救難隊として南西諸島北部地域の緊急患者空輸任務を担当してもらうことを要望。また、馬毛島基地（仮称）の施設整備が本格的に開始される前に移転配置を県及び防衛省に対して要請するものとなっております。

請願趣旨の中のこの問題については、令和三年十月に鹿児島県議会が自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書が提出されており、その対応や結果などを求めていくことが重要だと考えます。

よって、馬毛島への基地整備がまだ決まっていな中での要望ではなく、基地とは別のほかの方法での対応を求めていくべきと判断をし、本請願書に対して反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔一〇番 下川和博君登壇〕

○一〇番（下川和博君） 請願第九号、馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める請願書について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在、鹿屋基地にある救難隊が二十二年の四月からですか、二十三年の四月ですね、から新田原のほうに引き継がれるということがありました。そうになると、種子島まで来るのに約四十分かかると。そういうことになる、一分一秒を争う患者の命が、亡くなる方が出てくるのではないかというふうなこともありますので、そういうことではないかということで、今回、馬毛島に基地を整備をされますけれども、そこで馬毛島にヘリの救難隊を置いてくださいということでもあります。そうすると、ほとんどヘリの時間もかかりません。そうすることによって、一人でも急病の患者の皆さん方の命が助かるものと思います。

よって、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は採択と決しました。

△請願第一〇号 安心できる暮らしのために真夜中のデモフラ

イト実施を防衛省に求める請願書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二〇、請願第一〇号、安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書を議題といたします。

馬毛島対策特別委員会委員長の報告を求めます。

〔馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 本委員会が付託を受けました請願第一〇号、安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願は、馬毛島基地計画のデモフライトを求める女性たちの会、鎌倉久美子氏外七名から橋口美幸議員と宇野裕未議員を紹介議員として提出されたものです。

請願の趣旨は、二〇一九年に防衛省による馬毛島の一部買収となつて以降、自衛隊馬毛島基地（仮称）計画については当初より大き

く変更されてきていることもあり、住民が十分理解できている状況にはない。

特に、米軍及び自衛隊による年間飛行回数は二万八千回以上、戦闘機訓練回数は米軍FCLPだけの当初計画をはるかに超えることと、また、午前三時までには及ぶことなどが示され、私たちは騒音問題を最も懸念している。

二〇二一年五月に自衛隊のF15戦闘機によるデモフライトが行われたが、運行計画とかけ離れたデモ飛行であった。現在進行中の環境アセスメント準備書面においても、最大騒音が深夜に及ぶのかなど詳細な説明もなく、安心を得られる内容とは言えない。

ついでには、F35等最新鋭を備える航空自衛隊の能力をフルに發揮し、実施計画に示された機体を使用し、計画で示された真夜中の時間帯におけるデモフライトの実施について、防衛省に強く要望していただくようお願いするものであります。

審査の過程において、防衛省は最大限の配慮をしてデモフライトを実施し、その結果を住民にも示しており、危険を伴う夜間のデモフライトを敢えて行わなければならない理由はなく反対という意見が出た一方、安全を確保した上で実施できる範囲内での夜間飛行を求めるべきであり、住民がどのような騒音になるか不安を持っている中でできる限りのことをお願いしたいとの意見も出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成六、反対六で可否同数となったため、西之表市議会委員会条例第十七条第一項の規定により、委員長

裁決の結果、否決すべきものと決しましたので、本請願は不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会委員長の報告は終わりました。

馬毛島対策特別委員会は、議長を除く一三名の議員で構成されており、質疑は省略いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

それでは、討論に入ります。

賛成討論はありませんか。本案に賛成の方の討論はありませんか。

「「原案に対してですか」と呼ぶ声あり」

○議長（川村孝則君） 原案です。原案に賛成の方です。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 請願第一〇号、安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書に、委員長報告に対し反対、原請願に賛成討論を行います。

この請願は西之表市民から馬毛島基地建设に伴う騒音被害に不安を抱く女性たちが中心になって、今年五月から七月末までに署名活動をを行ったことが背景にあります。

そもそも昨年五月、防衛省が実施したデモフライトは、防衛省の説明によると、計画されている米軍FCILPのフライトに比べ、速度も高度も大きくかけ離れたものでした。

この請願者の皆さんが求めるものは、危険な離着陸訓練を望むのではなく、昨年のデモフライトの時間帯を夜間ではどうなるのかを再度確認したいという当たり前の要請です。

実際に環境アセスや騒音規制の基準においては、夜間飛行の際は昼間の騒音に比べ、午後七時から午後十時までの時間帯、さらには午後十時以降から翌朝七時までをそれぞれ区分した係数を掛けることになっており、夜間飛行の騒音のうるさは明らかに昼間と異なります。

一方、有事の際には瞬時に対応する訓練とその優れた最高技術を誇る自衛隊パイロット及び戦闘機が夜間飛行ができないのであれば、防衛省は具体的にその理由を国民に明らかにするべきだとさえ申し上げます。

私たち女性は、子育て、家族の健康管理、高齢者のサポートなど、家族が穏やかに暮らすことが何より大切であると実感しております。日本全国の基地周辺住民の方々の中には真夜中に、もしくはいつ起こるか分からない騒音におびえ、ストレスを感じながら生活されている実態があります。

加えて、短期間の募集にも関わらず、西之表市民だけでも一千二十六人もの方々がこの真夜中のデモフライト実施を希望していること。これが今回の本請願提出に至った背景になっております。

また、今回の請願書は決して基地建设の賛否を問うものではないことも申し上げて、請願に賛成討論といたします。

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 請願第一〇号、安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書について、原案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会の中ではパイロットの安全を軽んじるような発言も実際見られました。また、現在ではパイロットの安全が保障ができない中で、また、そのような現状の中での真夜中のフライトは私は適当ではないと思います。やはり今後しっかりと安全が確保ができるような状態になったときであれば可能かもしれませんが、今の状況では私は真夜中のデモフライトを実施する状況にはないと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 請願第一〇号、安心できる暮らしのために真夜中のデモフライト実施を防衛省に求める請願書について、委員長報告に対して反対の立場で答弁をいたします。

今し方、賛成派の議員が夜間飛行は、デモフライトは隊員の危険が伴うという御意見がございましたが、その委員会でも危険を伴う

夜間のデモフライトをあえて行わなければならない理由はなく、反対という意見が出たということが書かれておりますが、
．．．．．。空軍が、陸軍が、海軍兵士が危険は常につきものだということを私は訴えたいと思います。先ほどの意見を申し上げた議員に対して、そのことを強く申し上げたいと思います。軍隊というのは危険がつきものです。現在、外国の、日本の自衛隊でも、航空自衛隊でも外国の空軍でも夜間飛行はしてないでしょうか。してるではないですか。そういうことを考えたとき、そういう理由は成り立ちません。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、好文議員。軍隊という発言は撤回してください。自衛隊ですので。

○一四番（橋口好文君） 外国の軍隊ということでございます。私は先ほども陸海空自衛隊と言ったつもりです。

外国のつて言いました。陸海空。

○議長（川村孝則君） はい、はい、それでよろしいです。

○一四番（橋口好文君） いいですか。

○議長（川村孝則君） はい。

○一四番（橋口好文君） そういうことで、委員長報告に対し反対といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結いたします。本案に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

この採決は電子表決により行います。

原案を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

委員長報告に対してではありません。原案に対しての採決です。よろしいですか。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま市長から、議案第五一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）が提出されました。

また、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により、馬毛島対策特別委員会から、議案第五二号、自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出についてと、同条第一項の規定により、宇野裕未さん、橋口好文君から、議案第五三号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議について、二件が提出されました。

この際、議案第五一号、議案第五二号、議案第五三号、議案三件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第五一号 令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）

○議長（川村孝則君） 次は日程第二一、議案第五一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） 御説明をいたします。

本案は、議案第五一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算

(第五号)でございます。

別冊、九月追加補正予算書条文を御覧ください。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億五千三百五十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十六億七千七百八十五万五千円とするものであります。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について御説明をいたします。

六ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費に一億五千三百五十六万七千円増額しております。こちらはエネルギーや食料等の価格高騰を受けて家計支援を強化するため、住民税非課税世帯等に対し、一世帯当たり五万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するため、関係する経費を計上しております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金に一億五千三百五十六万七千円増額しております。こちらは先ほど説明しました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く一三名の議員で構成されております。

すので、質疑は省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

ここで委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

予算特別委員会は直ちに委員会を開催し、本案の付託審査をお願いいたします。

本会議再開時刻については、庁内放送等でお知らせをいたします。

午後一時四十七分休憩

午後二時四十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第五一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）の審議を続行いたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 長野広美さん登壇〕

○予算特別委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました議案第五一号、令和四年度西之表市一般会計補正予算（第五号）について、審査報告をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億五千三百五十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十六億七千七百八十五万五千円と定めるものです。

まず、歳出から御報告いたします。

三款、一項、一目社会福祉総務費に、新規事業、電力・ガス・食

料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る経費一億五千三百五十六万七千円を計上しています。これは原油価格や物価高騰等に対する国の政策です。

本市では住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象に家計支援を行うため、一世帯当たり五万円を給付するもので、十一月上旬には支給開始するとの説明でした。

次に歳入ですが、十四款、二項、一目民生費国庫補助金に支出の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に対応する一億五千三百五十六万七千円が計上されています。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五二号 自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配

置を求める意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二二、議案第五二号、自衛隊

馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

馬毛島対策特別委員会委員長の議案説明を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇」

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 議案第五二号、自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出について。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。
提出者、馬毛島対策特別委員会委員長、濱島明人。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書
（案）

鹿児島県においては、離島における緊急患者について、特に悪天候や夜間等の理由により鹿児島県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合、鹿児島県知事からの災害派遣要請に基づき自衛隊により搬送されており、自衛隊による離島からの急患搬送は西之表市民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきたところである。

このような中、離島からの急患搬送に貢献してきた海上自衛隊鹿屋航空基地内の第二十二航空隊鹿屋航空分遣隊が令和四年度末で廃止され、同分遣隊において急患搬送に使用されている救難ヘリUH-60Jについても令和四年度内に除籍されることが明らかとなった。

鹿屋救難ヘリ除籍後の搬送体制については、現在、防衛省と鹿児島県とにおいて協議・検討がなされているところではあるが、航空自衛隊新田原基地の新田原救難隊に引き継がれることも想定される。その場合、航空自衛隊新田原基地から本市までの所要時間はおよそ四十分程度となり、これまでの所要時間の二倍を超える時間を要することとなり、一分一秒を争う急患搬送において、離島の住民にと

つての影響は極めて大きなものとなる。

この影響を回避するためには、現在、防衛省において整備が進められている自衛隊馬毛島基地（仮称）を活用し、新田原救難隊を自衛隊馬毛島基地（仮称）に移転させ、「馬毛島救難隊」として、南西諸島北部地域の急患搬送の任務を担任してもらうことも有効な手段の一つと考える。

このことにより、現状より急患搬送に要する時間の短縮が図られ、より多くの離島住民の命を救うことが可能となるとともに、自衛隊航空機の事故発生時における搭乗員の捜索・救助活動にもより効果的に遂行が可能と考える。

よって、本市議会は、現在、防衛省において整備が進められている自衛隊馬毛島基地（仮称）を活用し、新田原救難隊を自衛隊馬毛島基地（仮称）に移転させ、馬毛島救難隊として南西諸島北部地域の急患搬送の任務を担任してもらうことを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年九月三十日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、防衛大臣及び鹿児島県知事であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会委員長の議案説明は終わりました。

馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、質疑は省略をいたします。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 議案第五二号、自衛隊馬毛島基地（仮称）に空自救難隊の配置を求める意見書の提出について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず、そもそもこの空自救援隊の配置を求めている場所が自衛隊馬毛島基地となっており、この施設はまだ整備についても防衛省と協議を続けている段階であります。また、整備に当たっては、反対、中立、容認と市民の意見も分かれており、防衛省がかねてから述べている地元の理解を得られていると判断されるような段階ではございません。

そのような状況にある施設を前提に、夜間や悪天候時の緊急患者を空輸という、種子島のみならず、周辺の島々に住む人々にも関係してくる重要な案件を要求するべきではないと考えます。

まずは令和三年十月に鹿児島県議会から提出されている自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持を求める意見書の内容に沿って、ほか関係市町村とも連携を図りながら国に要望していく内容であると考えます。

実際、今年度末には現在の第二十二航空隊鹿屋航空分遣隊が廃止されることとなっておりますので、事態は急を要するものであります。

昨年、県議会からの提出された意見書に対して、現在どのような対応を検討しているのか進捗を確認するべきであり、関係自治体とも連携を密にして、必要であれば再度要望を上げていく必要があるでしょう。代替案を協議する必要もあるかと思われまます。

確実に令和四年度末の廃止から切れ目なく離島からの急患搬送体制を維持されるような具体的な体制整備の実現を再度要望するべきであり、その必要性、重要性については賛同できるものであります。

しかし、仮に今後、自衛隊馬毛島基地（仮称）の整備運用が開始されることとなったとして、それは何年後のことでしょうか。防衛省からの説明によると、五、六年後ということではあります。工事関係者によると、実際の工期はもつとかかるのではないかというふうに予測されております。

また、仮にこの馬毛島自衛隊基地（仮称）が運用されることとなったとして、この基地では米軍によるFCLP訓練が実施されると説明を受けております。この訓練実施期間中は米軍による制空権が発動されることから、何もない馬毛島の上空を飛ぶような最短距離での航路は取られないことが考えられるでしょう。

このような不確定要素が多い施設への配置を求めるのではなく、重ねて申し上げますが、確実に令和四年度末の廃止から切れ目なく離島からの急患搬送体制を維持されるような具体的な体制整備の実現を再度要望するべきであり、そのための協議を重ねることを強く訴えるべきであると考えます。

一分一秒を争う急患搬送に対する対策が五年も六年も先の施設の完成を待ってからの実現になりますとされるのは、現段階でできる有効な手段の一つと考えるには無理があり、不適切だということを指摘し、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 意見書提出について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

この中で馬毛島基地建设を前提にしたこの提案は、地元無視で、国が米国の要求に応じて強引に進めている基地建设です。いつこの建設の目的が立つかも分からない施設をあたかも今すぐにでもできるかのような意見書を出すことなど理解できません。

皆さんが述べておられるように、一分一秒を争う住民の命だからこそ、離島からの救急搬送について、住民から関連市町村が国に対して求めております関連市町村との連携を強めてこそ、住民の命を真に守る対策だと私は考えます。

以上、このような様々な不備なことを指摘をいたしまして、意見書提出に反対の討論といたしたいと思います。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書一件については、それらの字句、数字、その他の整理を要することにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

△議員派遣の件

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二三、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二四、閉会中の継続審査を議題といたします。

総務文教委員会において、審査、調査中の議案第四八号及び議案第四九号につき、西之表市議会会議規則第一百一条の規定に基づき、総務文教委員長から継続審査の申出がありました。

委員長申出のとおり、継続審査に付することに御異議ありませんか。

「異議あり」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

異議ありの方は起立方お願いをいたします。

「反対者起立」

○議長（川村孝則君） 確認いたしました。結構です。
起立多数であります。

ちよつとしばらく休憩いたします。そのまま。

午後三時二分休憩

午後三時四分再開

○議長（川村孝則君） それでは、すいません、休憩前に引き続き会議を開きます。

御異議がありましたので、起立により採決をいたします。

委員長申出のとおり、継続審査に付することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（川村孝則君） 起立少数であります。
よって、本件は継続審査に付さないと決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） この際、日程の変更及び追加についてお諮りいたします。

本日の日程第二五を日程第二六に、日程第二六を日程第二七に、日程第二七を日程第二八に順次繰り下げ、本日の日程第二五に総務文教委員会に付託の議案第四八号及び議案第四九号につき審査期限を付ける件を追加したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、総務文教委員会に付託の議案第四八号及び議案第四九号につき審査期限を付ける件を本日の日程第二五に追加することに決意いたしました。

△総務文教委員会に付託の議案第四八号及び議案第四九号につ

き審査期限を付ける件

○議長（川村孝則君） それでは、日程第二五、総務文教委員会に付託の議案第四八号及び議案第四九号につき審査期限を付ける件を議題といたします。

お諮りいたします。

九月九日の本会議において総務文教委員会に付託し、審査中の議案第四八号、財産の処分について及び議案第四九号、財産の処分については、西之表市議会会議規則第四十四条第一項の規定により、本日、午後十七時十分までに審査を終わるよう期限を付けることにいたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしましたと思ひます。

よつて、総務文教委員会に付託し、審査中の議案第四八号、財産の処分について及び議案第四九号、財産の処分については、本日午後五時十分までに審査を終わるよう期限を付けることに決しました。ここで、委員会開催のため、暫時休憩をいたしたいと思ひます。

総務文教委員会は直ちに委員会を開催し、議案第四八号、財産の処分について及び議案第四九号、財産の処分についての付託審査をお願いいたします。

本会議再開時刻については、庁内放送等でお知らせいたします。

午後三時八分休憩

午後五時三十分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

△発言取消しの申出

○議長（川村孝則君） ここで発言の取消しについてお諮りいたします。

これはお手元に配付いたしました申出書のとおり、一四番、橋口好文議員より発言の一部を取り消したい旨の申出がありました。西

之表市議会会議規則第六十五条には発言した議員はその会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すことができることありますことから、議会にお諮りするものであります。

それでは、お諮りいたします。

一四番、橋口好文議員の本日の議案審議中の討論における発言の一部について、申出書のとおり、これを取り消すことに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、一四番、橋口好文議員からの発言の取消しの申出については、これを許可することに決しました。

△議案第四八号 財産の処分について

○議長（川村孝則君） それでは、議案審議を続行いたします。

次は、日程第二六、議案第四八号、財産の処分についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 本委員会が付託を受けました議案第四八号、財産の処分について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、川迎旧たばこ育苗ハウス跡地の一部を処分したので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めものです。

まず、処分する財産の表示について、種別は土地であります。

次に、所在地、地目及び地積について順に読み上げます。なお、二筆目以降は字名までを省略し、地番のみを読み上げさせていただきます。

西之表市西之表字上ノ田一万四千九百三十九番、畑、二百五十八・八七平方メートル。

一万四千九百四十番、畑、八百三十四・八九平方メートル。

一万四千九百四十番乙、原野、百二十九・八八平方メートル。

一万四千九百四十一番、畑、四百五十一・九七平方メートル。

一万四千九百四十二番、畑、五百八十一・六六平方メートル。

一万四千九百四十三番一、原野、千六百十六・六八平方メートル。

一万四千九百四十三番二、原野、二百八十六・五九平方メートル。

一万四千九百四十三番三、原野、三百四十六・八一平方メートル。

一万四千九百四十四番、畑、五百三十六・八四平方メートル。

一万四千九百五十番、千二百七十五・四二平方メートル。

一万四千九百六十二番、原野、七百九・六七平方メートル。

以上、十一筆、計七千二十九・二八平方メートルです。

売却予定価格は二千五百三十万五千四十円。

契約の相手は、熊本県熊本市東区東町一の一の十一、熊本防衛支局長、小森達也であります。

本委員会では九月十三日に川迎旧たばこ育苗ハウス跡地の一部について、所管課の説明の下、現地視察を行いました。その上で審査に資するため、なお引き続き調査を要するとし、同日付で議長に対し継続審査を申し出たところ、本日の本会議におきましてその議決が否決となったことにより、再度委員会で結論を出すために精力的に審査を行いました。

本日、再度の慎重審査の結果、本委員会におきましては、賛成少数で原案を否決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） まず、担当、今回の財産管理の扱いは財産監理課が所管なので、財産監理課のほうに回答を求めたいと思います。

○議長（川村孝則君） 長野議員、それは委員長報告に対する質疑です。

○一番（長野広美さん） では、委員長報告にまずもって最初に質疑をいたします。

今回の委員長報告には、その議論の内容について全く説明がございませんでした。委員会の中の主な議論がどこにあったのかという説明をいただきたいのと、あと、それからもう一点は、今回の土地の処分の手続については、頂いた資料によりますと、九月五日に

公共施設等管理運用検討委員会というのがあって、そのとき既にもうこの財産の用途廃止及び市有地の払下げは決定と、決定というふうにこの時点ではされておりました。

翌九月六日に第一回目の西之表市土地処分委員会というところ初めて庁外の委員ということで下西校区の区長さん、それから、失礼しました、その他民間の方が二人入られた委員会ということになってるんですが、これもまた、職員、副市長以下、課長のレベルの皆さんが六人、で、民間のほうから二人の委員で、既に庁内で決定した案件の再検討ということでした。

これ、何か結論ありきのような委員会ではなかったのかと危惧されるんですが、この二点、説明をお願いいたします。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） それではお答えをいたします。

まず、本委員会におきましてどういう議論がなされたかということとでありますけれども、質疑がありました。そして、その後、指摘要望、自由討論、賛成討論、反対討論ありましたけれども、この議案第四八号にしましてはその議論はなかったと。だから、質疑の中においてどういう議論があったかということにつきまして、御報告をさせていただきます。

まず、防衛省への売却価格が安いので、市としてももう少し交渉すべきだという市民の声がある。よって、その交渉時間を確保するためにも本議会で結論を出さずに、もう少し審査をすべきではないか。九月五日に市有地の払下げ申請があり、九日の上程というのは市

民への説明、周知もならず、あまりにも拙速で、庁内の協議内容も不明確であると。よって、広く市民へ説明する機会を設け、十分な議論を尽くす必要があるのではないかというような質疑があったものと承知しています。

大まかいろんな各委員から質疑ありましたけれども、この二点に集約されるのではないかというふうに私としては理解しているところです。

二点目、私の範囲で答えられるところではありませんけれども、九月五日開催された公共施設等管理運用検討委員会、これは御案内のとおり、庁内の課長等が委員でありますけれども、協議内容としては、行政財産の用途廃止。

そのときは、一点目、川迎旧たばこ育苗ハウスの行政目的から普通財産への移管、旧馬毛島小中学校跡地の緊急避難防災施設から普通財産への移管、所管の係長からそれぞれ説明を受けて、各委員が同意した旨を報告、説明を受けております。

また、二点目、市有地の払下げ申請が二件提出されたことを受け、申請書の内容に不備がないかの確認もしたとの説明も受けております。

九月六日の土地処分委員会につきましては、庁内の課長職あるいは県の宅建協会委員、地域の代表で構成されておりますけれども、審査した結果、外部の専門的な知識を持った宅建協会会員の方を含め、金額等妥当であり、払下げ案については適当であるとの判断を

された旨の報告を受けてます。

次の日、九月七日、第三回公共施設等管理運用検討委員会が開催され、土地処分委員会での処分内容について適当であるという判断をした二件について、払下げの手續、また、その条件がこの財産の処分としては適当かどうかを協議して、結果、申請を受理し、この条件で処分するという方向性が確認されたと。

御案内の予定調和的であるということに関しては、私として答える立場にありませんので、以上で報告いたします。

○一番（長野広美さん） 御説明ありがとうございました。

改めて議事会議録の前身で非常に腑に落ちないんですが、九月五日に初めて防衛省は払下げ申請書というふうにしてきたと伺っております。それも午後三時から四時半でしたというふうに向っておるんですが、庁内の検討委員会は四時半からすぐにスタートしております。

その部分について二つ疑義があつて、一つは、その時点で農業用ハウスとか当該売却予定地が初めてそこで普通財産に用途変更となぜこのタイミングだったのか。もともと担当課のほうからの説明では、農業に適さないのではないかというような御説明ありましたけど、令和三年の当初では育苗ハウス等の計画はそもそも議会で説明があつたわけですね。ですので、なぜこれが九月五日だったのかという点が一点と、それから先ほど申し上げたとおり、あたかも防衛省の払下げ申請がもう既に予定されていて、なので、この九月五

日に、終わり次第すぐにこの検討委員会が開催できたというものではないかという懸念があるわけですけど、この二点について、どのように議論されたか御説明をお願いいたします。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） ただいまの二件について、本日の委員会において審議したという認識は私のほうにはございません。

以上です。

○一番（長野広美さん） これは大変重要な内容でありますし、もともと委員会では継続してたものをこの時点で審議するという経緯になっておりますので、ぜひ当局側に今の二つの質問について回答をお願いいたします。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） お答えをいたします。

まず、一点目の行政財産から普通財産への用途廃止についてのタスキミングでございますけども、先ほど議員からも御案内があったとおり、令和三年第一回定例会の一般質問の中において、育苗事業について検討をした結果、育苗事業はフラワーセンターのほうで行うというような議事が残っております。また、農地として活用するには不向きな土壌分析の結果が出ているということも答弁をさせていただいているようです。

これらを受けて、所管課としては、令和三年の第一回定例会の後、引き続き農業振興に活用できるかどうか、また、農業振興が難しい

ということであれば、そのほかの活用はないかどうかということを引き続き検討していたというふうに向っております。

ただ、農業振興についてはなかなか難しいということで、この九月五日に行政財産から普通財産への移管の届出があり、それを審議させていただいたということでございます。

また、この九月五日の日には、委員長からも報告がありましたとおり、二点、協議を行っております。

一点が行政財産の用途の廃止について。これは四八号と四九号に係るものです。

もう一点は、市有地の払下げの申請の申請書について不備がないかどうか。受理をされるかどうかというような内容でございます。申請書に不備がなければ受理をせざるを得ませんので、その確認を行ったということでございます。

これについては、防衛省からの払下げ申請を受けて、庁内の委員でございましたので、この日に日程調整を行って参集をいただき、会議を開かせていただいたというような経緯でございます。

○一番（長野広美さん） 最後の質問です。

今、お答えいただきましたけれども、下西地区は本当に近郊型の農業の盛んな地域でした。それが急速に農家さん戸数が減っていく中で、この農業用地としての活用方法や農業振興に資するものといった方針だとこちらは受け止めていましたので、あえて担当、農林水産課長になぜ。失礼しました。なぜではなく、もう一回戻ります。

私の伺いたかったのは、大変厳しい状況だということの後に、具体的に地元の農家さん、もしくは関係者の皆さんとどのような協議を重ねてこられて用途廃止という手続になったのかというのが一点です。

あと、それからもう一点は財産監理課長にお答えいただきましたんですが、私の質問は、九月五日の四時半にスタートしてるというこのタイミングは、もともと九月五日にこの委員会を開く予定があったのかという質問でした。その答えをいただきましたんですが、その中で、今、課長の答弁では、払下げ申請が提出された以上は受理しなければならぬというふうな、何かそういう発言をされたんですが、それは何らかの法的根拠があるんでしょうか。

「すいませんが、この二点、二点というか、お答えいただきたいと思えます。」

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） こちらの旧川迎の育苗ハウスにつきましては、ハウス及びかん水施設等はかなり老朽化をしているというところで、当初、市のほうで寄附採納、たばこ耕作組合のほうからいただいたときにはまだハウスがありましたので、そのハウスの利活用を中心として、農林水産課のほうが行行政財産として活用して、その後にハウスのほうで農業用ということで行っていただくところでございます。

これが今申し上げましたとおり、ハウスと、それからかん水施設

等がかなり老朽化をされていて、そのまま利用していくことがかなり困難な状況になってきましたので、そういったことを利用されている農家の方に御説明して、最終的にはそのハウスなりを撤去するということになりました。

その後も農業振興として活用できないかということがありまして、この間、例えば、花卉振興のための育苗等に使えないかということもあつたんですけれども、これについては先ほど財産監理課長が申し上げたとおり、フラワーセンターのほうのある既存のハウスを利用することによって決まりました。その後も活用を考えたんなんですけども、なかなかその活用が見いだせないということで、令和三年三月の議会におきまして、農業振興以外の利活用というところの方針を述べさせていただいたところです。

以上でございます。

○財産監理課長（下川法男君） 二点についてお答えをいたします。

まず一点目です。この日の会議については、払下げの申請書が出てくれば会議を行うように準備をしていたということでございます。二点目ですけども、この日に払下げ申請について、申請書の中身について、受理をすべきかどうかということなのですが、申請書の中身に瑕疵がなければ受理をしない理由がないということになるかと思えます。その際は受理を一旦行って、その結果、申請どおりに決定をするかどうかということをお判断を後にしていくということになるかと思えます。

まずは受理をどうかということ、申請書の中身に瑕疵があったかどうかということ、この会議の中で判断をさせていただいたということでございます。

○一番（長野広美さん） 意味が分かりません。私の質問に答えていないです。私が質疑をしたのは、法的根拠はどこにあるかということ、です。

○財産監理課長（下川法男君） 行政手続でありますので、様式に基づいた申請が出れば、準じた申請が出れば、申請が出てきて、その中身に瑕疵がなければ、それは一旦受理をして、今度は行政としてそれを判断していくということだと思います。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する委員長報告は否決であります。

原案について、賛成討論はありませんか。

「九番 濱島明人君登壇」

○九番（濱島明人君） 議案第四八号の土地、財産の処分についての原案に対して、賛成討論をしたいと思っております。

今、農林水産課の課長又は財産監理課の説明がありましたように、もう農地としても向かないし、このまましても有効活用は見いだせないということは明白であります。

となると、もうここは防衛省から提示されている金額でこの財産を処分して、自衛隊官舎を造る。で、そこに住む。全国津々浦々から、多分、自衛隊員は来ると思います。その方たちにやっぱり種子島のいい野菜、魚等売って、地元の経済の活性化を考えていくのが一番有効かなと思います。

また、人が多く住むということで、下西校区の人たち、西之表全体でもいいんですけど、地元民との交流をする。そうして地域の活性化を図っていく。

さらに、最近、台風十四号が来ましたが、ああいう自然災害があつたときに、今ですと警察、消防だけですけれど、ここにまた自衛隊員が加わることで三者が一体となる。そこでまた行政も一緒になるということで、かなりな市民に対しての心強いものとなっていくんじゃないかと思っております。

そういうことに対して、私はもうこのままこの土地に関して何もしない、活用を見いだせないというのであれば、財産を処分して、防衛省に対して宿舎を造ってもらうということが一番いいのではないかと思つて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） それでは、議案第四八号、財産の処分について、原案に反対、委員長に賛成の立場で討論をいたします。

そもそも下西地区は、市街地、市内に住んでいらっしゃる、いわ

ゆる近郊型の農業ができる地域でした。しかし、近年は急速に農家戸数が減少してきている現状があります。だからこそ、この地域にかんがい施設がほかの地域よりも遅れている、この状況に対して、当該地区のこの土地の売却については大変残念であります。

農業振興に資するためというふうにかれまで私自身は説明を受けてきたと思っておりますし、地元の農家さんから十分に政策的にこの地域の農業を含めてどうするのかという協議が全く伝えられませんでした。そういった部分で普通財産として取扱いましたという説明に大変残念な思いであります。

また、議会に対しても、今回、反対の理由とさせていただくのは、あまりにも唐突な議案提案と言わざるを得ないというふうに思っております。議案の提案の在り方について疑義がございます。

九月五日、防衛省との協議でしたが、今、担当課長のほうから答弁いただいたとおり、事前に予定をしていたという回答でございます。農業用地としての政策的な判断はあったとしても、九月五日のこの公共施設等管理運用検討委員会において普通財産への手続が議論されたわけです。明らかに防衛省に資するための今回の議論でした。

また、そのような手続について、十分な私たち議会への情報提供はございませんでした。本日この場の直前において議事録が公開されました。まさに議会軽視甚だしいと思います。

今回の議案の提案につきましては、十分な議論が尽くせない行政

手続の一環であるという説明でしたけれども、到底納得できるものではありませんでした。

また併せて、この委員会の第二回、九月五日、四〇三会議室に召集された公共施設等管理運用検討委員会の出席の職員の方々に申し上げたいと思います。

これ、防衛省に資するというところでございまして、全委員の賛同を得た結果だということになっておられます。市長はもとより馬毛島の基地建設に対する慎重な態度でいらつしやいました。一切この議事録の中にはそれが記録されておりません。この後の財産処分の議論でも出てまいります。非常に政治判断を伴う大変難しい議論です。

今、担当課長のほうから申されました。払下げ申請書が届いたら、行政手続として受理するんです。もしそういう手続が明らかであるのであれば、一体、西之表市長はこれまで西之表市民に対して、議会に対して、何を説明してきたんでしょうか。基地問題に対して同意できないという発言の立場でいらつしやる市長に対して、市長の政策を皆さん、職員の皆さんがまず第一義に考えて、そのための検討した形跡すらこの議事録の中にありませんでした。

私は今回のこの提案につきまして、議会への提案の在り方、大変不十分であり、西之表市民に対しての説明の在り方、全く不十分であり、その在り方について反対であり、そういう趣旨で反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 議案第四八号、財産の処分について、原案に反対、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

本案は、市有地である川迎旧たばこ育苗ハウスの跡地の一部を処分する議案であり、防衛省にその土地を二千五百三十万五千四百円で売却するものであります。防衛省の説明では、この土地に自衛隊員の宿舎を建設すると予定をしております。

市有地の売却については、市と市民の財産として市民の福祉向上のために有効的に活用することが望ましいと考え、その用途についても市民的な議論と市議会における大多数の賛同が本来は必要であると考えます。

しかし、そのようなことにもかかわらず、このような行動は事実上、市民と市議会の議論の一致を見ていない中で防衛省の計画に市有地を提供することを決めることであることに厳しく指摘をいたします。これは重要な市有財産の長期にわたる管理や処分について、特に慎重な手続を必要とした地方自治の趣旨に反する上、住民などからも少なからず売却価格が安過ぎるとの声もあり、市に重大な損害を与えるものだと思います。

また、隊員宿舎建設の計画は自衛隊馬毛島基地（仮称）計画と十分に関係性があるものだと判断をし、改めて基地建設計画に反対の立場を表明するものであります。

本議案の提案については、いま一度、市有財産として市民の意見を聴くことや市民全体で議論をすべき重要な案件であるとし、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 議案第四八号、財産の処分について、原案について反対の立場、委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、この処分対象となっている川迎旧たばこ育苗ハウス跡地について、防衛省からの払下げ申請理由は、自衛隊馬毛島基地（仮称）に恒常的に勤務する自衛隊員、及びその家族が居住する宿舎を種子島に整備する必要があるためとされています。このことは基地整備への賛否とは関係ないとする市長の説明と実態が大変異なっており、多くの市民が混乱しております。

先ほども再度この委員会が開催されましたが、改めてその答弁について伺いました。やはりその内容について、説明について、全く

もって理解しがたい、そのような回答しか得られませんでした。

また、この当該地域を抱える下西校区内でも、七月二十日の防衛省からの官舎決定、こちらは寝耳に水であり、その後、具体的な内容についての住民への説明も開催されることもありませんでした。

この官舎建設についての候補地については、今年三月、防衛省からの照会に対して、あくまでも事務的に対応したとし、その内容については周辺の土地所有者などへ混乱を招くおそれがあるとして公表されませんでした。

そして、その後は引き続き市民にはどの場所が実際候補地に挙がっているのか、それさえも説明がないまま、照会した中から、今回、防衛省が希望された土地を単なる行政手続として払い下げるという処理を行おうとしています。

先ほどの委員会審議の中でも指摘させていただきましたが、そもそも、現在、市民の意見は分かれております。その分かれている馬毛島自衛隊基地（仮称）の整備を前提としている官舎用地に対して、単なる行政手続として対応して済むような内容ではないということ、これは多くの方が認識されていることと思います。

先ほども公共事業に対するこの処分の対応だというふうに説明がございました。まるで市民生活に何の影響もないような、そのような公共事業と同じ扱いをする。これはこれまでこの市議会でもそうですし、多くの市民たちが幾度にわたってそうではないと、もっと慎重に審査をしてくれ、審議を重ねてくれと繰り返し要望してきた

いることでございます。それを、もうよくどこにでもあるような公共事業の実施要綱と同じような行政手続として処分するということが、今回どれほど大きなインパクトを与えるか。そのことを再度考えていただきたい。

あわせて、先日二十八日に開催された馬毛島対策特別委員会内で、九月五日の防衛省との協議の場の議事録について説明を受けました。その中で防衛省から隊員宿舎の整備について言及されております。宿舎が整備され、隊員及びその家族が入居することになれば、彼らも住民として地域の一員となる。様々な機会に地元の皆様の宿舎の設置による地域人口の増加、経済の活性化、地域活動への貢献などの効果に期待しているという声も耳にする。宿舎の設置を通じ、地域に様々な貢献ができるものと考えている。西之表市からは宿舎については市民の期待も高いものである。防衛省から説明のあった馬毛島自衛隊基地（仮称）の円滑な運営の確保という観点も踏まえ、検討していきたいと発言されています。

一度に百名前後の隊員が住むことになったことを喜ぶ住民がいることも事実です。一方、地域コミュニティへのインパクトを心配する声、そして、この場所周辺が小学校への通学路であるため、多くの通勤者が行き交うことへの不安などに対して、どのような協議がなされたのでしょうか。

先ほどの審議委員会での内容を確認したところ、公共施設等総合管理計画の中で活用していない土地については貸付け、売却を検討

して、土地の有効活用を図るという規定があると。そして、今回、自衛隊の宿舍の建設という取得の目的に照らし、一つは公共性が高く、地域活性化に資するという点。もう一つは処分にあたつての課題が整理されている点。それと、地元住民の希望があるという点。この三つの点を基本とし、それに加えて、長期にわたつて建物が建設されるということと契約の相手方が売却を希望しているということとを総合的に勘案し、売却処分がふさわしいという結論に至つたと議事録に残っております。

また、そもそもこの前提となる馬毛島自衛隊基地（仮称）の整備が協議中であります。そのような状況の中で様々な意見がございます。この官舎の建設が本当に地域の活性化に資するのか。また、希望する住民もいれば、希望していない住民もいる。そういった部分もつとしっかりと慎重に議論を重ねていくべきであるのに、もう僅か、本当にこの部分だけです、その審議について触れているところが。このような、もう私からすると簡単な審議の内容で今回決定していいような案件ではございません。そのことを再度強調したいと思います。

また一方、この土地について現地も確認いたしました。そうしたところ、現在、バイオディーゼルの地域密着型バイオ燃料生産システムのの実証実験を行っている施設もございました。こちらは東北大学大学院の北川教授が開発した世界初となるイオン交換樹脂を触媒とした新たなバイオディーゼル燃料製造技術の導入により、高品質

の燃料が製造できるようになっているそうです。

こういった取組をこれまででも西之表市は予算と、そして、人的資本を投入して、こういった活動を地道に進めてきているわけであり、ます。やつとその成果が今回ここに建設されております。大変規模的には大きな施設ではございません。それでもこちらにその施設について、この官舎ができる前提となれば移転させるということですが、本来であればこの場所からこれらの取組をより実装できるように、民間企業やNPOとの協働を図り、種子島の強みである農林畜産物を活用したエネルギー開発の拠点として発展させていくなど、様々な活用案を検討することもできたはずですが。活用していない土地についての有効活用について、この一回の審議で全くこういった今までの実績を反映させているとは到底言い難いと思います。このような市街地における貴重な市有地としての活用案についての慎重な審議と、宿舍として防衛省に払い下げることによるメリットだけでなく、将来にわたつてこの地域コミュニティに与えるインパクト、そして、生活圏内への影響をしっかりと検討した上で、地域住民への理解を得ながら、その上で行政手続に入るといふ本来必要とされている過程が抜け落ちていくところを再度強調して、反対の討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） ほかに、原案について賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 原案について、反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

この採決は電子表決により行います。

原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

△議案第四九号 財産の処分について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二七、議案第四九号、財産の処分についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 本委員会が付託を受けました議

案第四九号、財産の処分について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、旧馬毛島小中学校跡地を下記のとおり処分したいので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めます。

まず、処分する財産の表示については、種別は土地です。

次に、所在地、地目及び地積について順に読み上げます。なお、二筆目は字名までを省略し、地番のみを読み上げます。

西之表市馬毛島字八重石九番百九十五、原野、四千百九十二平方メートル。

九番二百十八、学校用地、四千六百六十一平方メートル。

以上、二筆、計八千八百五十三平方メートルです。

売払予定価格は三千三百七十万六千三百三十六円、契約の相手方は熊本県熊本市東区東町一の一の十一、熊本防衛支局長、小森達也であります。

本委員会では九月十三日に旧馬毛島小中学校跡地について、所管課等の説明の下、現地視察を行いました。その上で審査に資するため、なお引き続き調査を要するとし、同日付で議長に対し継続審査を申し出たところ、本日の本会議において、その議決が否決になったことにより、再度委員会で結論を出すために精力的に審査を行いました。

審査においては、建物の老朽化により危険が伴い、今後有効な使

い道はないと考えられることから、売払いをすることにより市の収入にすべきであり、また、売払価格についても一定の評価に基づいた適正な金額であるとする賛成意見が出される一方、馬毛島の利活用については、これまでも子どもたちの体験活動を実施してきており、市史編さんについても継続して推進したい市側の意向や関係する研究者の上陸希望があるという事実を踏まえ、議案内容は到底認められないとする反対意見も出されました。

また、地方自治体と国は対等な関係にあり、市有地に入ることでも防衛省が認めないというやり方は関係性を損なうものであるとして、これは到底議会が受け入れるべきものではないとする反対意見も出されています。

以上の慎重審査の結果、本委員会では賛成少数で原案を否決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） それでは、委員会の審査内容について委員長に確認いたします。

頂いた九月七日の公共施設等管理運用検討委員会の議事録によりますと、馬毛島の土地売却については、その理由として、一つ目に

公共性が高く、地域の活性化に資する。この地域の活性化に資するということは具体的に何を指しているのかをお伺いしたいのが一点あります。

三つ目に、地元の住民の希望があるということでした。これ、誰が何を希望しているのかという、この内容についても御説明をいただきたいと思います。

もう一点、やはり同じ議事録の中で、委員の中から市有地払下げ申請書の申請理由等についても説明があり、建物等についても可能な限りの保存や再使用等を行うことなどが協議されているということと、跡地が例えば基地施設の用地として直接的に整備されることではないという認識という説明がありました。これ、誰が、具体的に用地の直接整備ということは何を指しているのか、この内容についての説明を委員会ではどのようなになったのか、説明をお願いいたします。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） お答えをいたします。

一点目は、地域の活性化に資するという記載があると。それに関連しましては、議案、多分、四八号のことではないかというふうに考えるとあります。

続きまして、二つ目の質問は何でしたか。

○一番（長野広美さん） 地元の住民の希望がある。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） それも議案第四八号ではないかと思えますけれども。

○一番（長野広美さん） 馬毛島についての内容です。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） もう一度、御確認をいただけま
すでしょうか。

○一番（長野広美さん） 六ページです。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 六ページ。どの六ページ。

○議長（川村孝則君） ここでちよつと暫時休憩をいたします。

委員長、ちよつと確認をしてください。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） はい。

午後六時二十一分休憩

午後六時二十四分再開

○議長（川村孝則君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○一番（長野広美さん） 質疑を再度やり直しをいたします。

議事録の書き方で、ちよつと間違えて読み違えたところがありま
したので、改めて委員長に二点確認をいたします。

この同じ公共施設等管理運用検討委員会の議事録、九月七日です。
この中で、馬毛島の売却については総合的に勘案して、公益性また
公益性が高いと判断したというんですね。これ、公益性、公共性が
高いといった部分について、具体的な指標と分かりやすい根拠と
かといった部分について説明をいただきたいのが一点。

それから先ほど言いましたが、委員の中から馬毛島のこの学校跡

地が例えば基地施設の用途として直接的に整備されることはない
と認識しているというふうに記載されています。具体的にこれ、施設
の用地というのは何を指していて、直接整備されることはないとい
うふうに防衛省から言われてこのように明言されているのか、どこ
にそれが文言として書いてあるのか、説明いただきたいと思いま
す。

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 審査のあった内容についてのみ
をこちらのほうからお答えさせていただきます。

恐らく二点目になるかと思えますけれども、防衛省がこの用地を
取得して何に使うか説明があったかと。そういう点も今の質疑の中
にございましたよね。

お答えとしては、防衛省としては基地の安定的な運用を図るため
に当該用地を売却してもらいたいとの要望があったのはあった。た
だ、現在の小中学跡地については改変区域外であり、できる限り自
然に配慮する形で後利用を図りたい旨の申出があったことを受け、
市としても検討したとの説明を受けたところであります。

なお、構造物を造るなどの具体的な説明はなかったとも聞いてお
ります。

また、市のほうで確認した事項としましては、学校跡地について
は改変区域外であり、現状を維持していくこと。将来的な基地拡大
には供しないこと。現存する遺構、遺物については現状保存も含め、
可能な限り移転等々もできること。仮に基地整備が進まなかった場
合、本市の利用に関する意向が聴取されること。この四点が確認で

きたことを受けまして、今回の議案上程になったというような説明を受けたところであります。

委員会からは以上です。

○一番（長野広美さん） 改めて当局側に追加的に今のお話を説明いただきましたんですが、公共性とか公益性とかって言う部分がありました。具体的に、防衛省だから公共性って言うてらるんでしょうか。その判断の具体的な根拠といったものが比較のしようがございませんで、ちょっと具体的に説明いただきましたんですが、公共性が高いということとは、これに同意される委員の皆さんは、要するに基地整備に同意されると、それを公共性が高いというふうに判断したということと受けて止めていいのかどうかということが一点あります。

あと、それから、直接的に整備されることはないという今の委員長からの説明でありましたけれども、いま一度、防衛省の払下げ申請書には、今後、各種の活動を支援するため、また恒久的に施設整備をするため、整備をするというようなことが、目的が書かれてありますので、基地施設の用地として直接に整備されることはないという評価がですね。基地整備に関連してこの土地は利用されるんですね。そういう判断にも取れるかと思うんですが、この基地施設の用地というのは、具体的に建物とか人工物とか構造物がつけられないという判断でよろしいのか。ちょっとそこの、直接的に整備されることはないということの判断というのの説明をお願いしたいと思います。

○議長（川村孝則君） それは委員長は説明いただきましたことですね。

○一番（長野広美さん） もう委員長は説明いただきましたので。

○議長（川村孝則君） 補足説明がありますか。

〔財産監理課長 下川法男君〕

○財産監理課長（下川法男君） お答えをいたします。

まず最初の公用、公共用、また、公益性の部分のところでございます。若干表現が足りなかったようですけれども、具体的に申し上げますと、この場合、契約の形態が随意契約となります。その根拠としては、地方自治法施行令第六十七条の二第二号の規定によりまして、その性質又は目的が競争入札に適さないものという項目がございませす。この例示の中に、国又は地方公共団体が相手方になる場合には随意契約ができるということがございますので、相手方が国ということと、公用、公共用又は公益性があるという判断を説明をさせていただきます。

また、直接的に整備されることはないと認識しているという部分のこととございますけど、これは先ほど委員長報告からもあったとおり、改変区域外ということであり、この学校の跡地に何か建物が建つとか、そういうことがないということを確認させていただいた部分であるということとございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十八時四十五分頃より再開をいたします。

午後六時三十一分休憩

午後六時四十五分再開

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第四九号、財産の処分について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は否決であります。原案について賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 原案について反対討論はありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 議案第四九号、財産の処分について、原案に対し反対し、委員長報告に対し賛成の立場で討論いたします。

本議案は、四八号のときも同僚議員が述べておりましたが、市民に対し、あまりにも説明が足りないということでありました。私も、やはり市民に対し広く説明することもなく、防衛省の要望に沿い、性急に提案された議案でございます。

八板市長は、昨年の市長選挙において、馬毛島軍事基地反対を公約として当選しております。この財産処分案を提案すること自体が市長の公約違反であり、私は、こういう公約違反になる議案に対し

ては反対する立場でございます。

以上で終わります。

○議長（川村孝則君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「九番 濱島明人君登壇」

○九番（濱島明人君） 議案第四九号、財産の処分についての原案

について賛成、委員長報告について反対の討論をしたいと思っております。まずは、九月十三日に、総務文教委員会でも馬毛島に視察に行かせていただきました。防衛省の計らいということで視察をさせていただきました。

初めて馬毛島に行ったんですけども、小中学校跡地、見ました。もうかなり壁はぼろぼろで、体育館棟の屋根も飛んでて空が見える状態。校舎の中も、見ますと、割れたガラスの中から見たんですけど、黒板に、令和四年四月何日、何とかという魚を釣ったというのを書いてありました。間違いなく誰かが入ってるんです。もしそういうところに市が管理しているこの校舎が崩れてきてけがでもした日には、誰が責任取るんでしょうか。市はそれを管理する予算も多分ないと思います。そういう予算をつけるのであれば、西之表市民につけたほうがいいと私は思っています。

で、防衛省に關しても、土地を、馬毛島小中学校跡地を取得したとしても、代替案として、葉山漁港周辺に交流の場を設けるという提案もできてきます。葉山漁港の周辺ですと自由に入れますし、今

の土地だと袋路になって、なかなか入ることは難しいと思います。なぜかという、国の土地ですから。もしそこに入って何かあったとき、国責任取れるかということで、国も今は許可を取って入るようになっているところであります。

また、昨年の四月、市長が提案した三百九十一万円をつけた馬毛島活用に関しても、結局、何もできなかったんです。ほかに、じゃあ、案があるかという、もう一年半以上たつて、具体的な案も何もない。となると、もうそういう土地に関しては処分をして、その金額は市に入ってくるわけです。

先ほど言いましたように、防衛省も代替案を見つけ、提案してますから、そこに交流の場ということで市民が自由に行けるような場を設けられるので、そのほうがいいかなと思って、賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 原案について反対討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 議案第四九号、財産の処分について、原案に反対、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

本案は、旧馬毛島小中学校跡地を処分する議案となっております。学校跡地については、馬毛島への軍事基地建設を認めない、市が所

有していれば基地はできないと、市長権限が及ぶ抵抗手段だと考えられていました。しかし、本議案の提案は、市道認定廃止と同様、そのことを簡単に手放すものだ、市長に対して厳しく批判をすべきものであります。

そもそも市長は八月に行われた市民説明会において、市民からの質問に対し、学校跡地は売却していないなどと答えております。それが約二週間ほどで売却を提案。そのことについて市民に対し何の説明もないまま態度を変え、本議案を提出したことは、市民を欺く行為にならないのか、このことも厳しく私は指摘をいたします。

また、馬毛島の学校跡地については、今後の利活用計画を主要施策に掲げています。宇宙関連事業の展開、自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置、そして市がこれまで何度か行ってきた馬毛島体験学習活動も行ってきました。

本議案が可決され、売却されることになれば、これら掲げた主要施策を全てほごにするものであり、市民に対して一切の説明もないうまま基地整備のための用地売却を行うことは、住民自治と地方自治の本来の趣旨に反するものだと言えます。

加えて、馬毛島の歴史が本市にとって重要であることから、市史編さんの一部として位置付け、文化財としてのソテツ群落など、これまで市史編さんにおいて大きな関わりを持ってきています。

しかし、その最重要拠点である学校跡地を売却することは、未来永劫、本市と馬毛島との関わりを断つものになりかねず、その損失

は計り知れないものだと考えます。

これらの市の財産を最大限活用するには、どのような活用方法が市の財産に最も資するものか、ひいては市の生活に資するか否か、何ら検討されないまま市有地を売却するのは、裁量権の行使に当たって考慮すべき事項が何ら考慮されておらず、違法な裁量権だと私は言わざるを得ません。

馬毛島への自衛隊基地の整備と米軍機訓練移転計画は、西之表市民はもとより近隣自治体の住民からも、生態系や漁業の影響、軍事行動そのものの場所にあることの危険性などについては強い懸念の声が上がっていること、そして到底地元の同意が得れていない状況を市長は改めて認識すべきであります。

本議案は、馬毛島への基地建設計画に協力するようなものとなっており、廃案にすべきとの立場で反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 議案第四九号、財産の処分について、原案に対して反対、委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、この追加議案の上程までの過程について、これまでも同僚議員が指摘しているとおり、大変拙速であることはもちろんのこと、

議案の提案説明の際に、基地整備への賛否は関係ない行政手続ということでしたが、情報開示請求によって防衛省からの申請書を確認したところ、申請理由そのものに、南西地域における防衛体制の充実の観点から、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機着陸訓練の恒久的な施設として使用される施設等を整備するため、当該用地を取得する必要があるためと、明確に記載されておりました。防衛省がこのように基地整備のために取得する必要があると申請している小中学校跡地について、基地整備への賛否は関係ないとする説明、こちらは全く理解できず、多くの市民が混乱しております。

その混乱を表すように、住民監査請求が既に四百七名の市民から提出されています。その住民からの指摘内容を一部紹介いたします。本年八月二十日開催の市民説明会において、市民の質問に対し、八板市長は、以上の市有地の売却の意思はないと回答しました。そうであるにもかかわらず、一か月もたたないうちに、市民に対し何の説明もないまま、市が態度を変え、同学校跡地を売却することを表明したのは、市民を欺く不当な行為にほかならず、十分に市民に説明責任を果たすべきです。このように記載されております。

繰り返しになりますが、市の財産を最大限活用するののかについては、この馬毛島に関して指摘すると、市長もかねてから述べているとおり、単なる無人島ではないのです。少なくとも、様々な動植物

の南限や北限になっているため、その生態系は大変珍しく、特に私が初めてこの議場で一般質問させていただいた際に取り上げましたマゲシカについては、馬毛島固有の種であることから、専門家や哺乳類学会からも慎重な対応を求められています。

今年三月にお亡くなりになられた民俗学者の下野敏見先生は、『馬毛島、宝の島』という書籍の中で、馬毛島、それは種子島の人々の心の中に咲く美しい花である。もしその花がしぼめば、人々は気づかないうちに力を失うであろう。心の中に咲く一輪の花、種子島の人々は、朝な夕な、その姿を見て清められ、力が湧いてきたのである。馬毛島とはそんな島であると述べられています。

かつて、島の表土の大半がむき出しにされるような乱開発が行われる前の馬毛島は、島全体を緑が覆い、真水が湧き、その水が海に流れ込んでいました。そこにはプランクトンが発生して、様々な魚たちが集まってきて、さらに黒潮が島を洗うすばらしい環境で、島自体が魚群が集まる瀬であったといい、トビウオの漁獲高では日本一を記録した時代もありました。魚類に加え、島の周辺ではアワビ、トコブシ、イセエビ類、アサヒガニも豊富に捕れたため、壱泊、洲之崎、住吉、池田、能野、さらに浦田、浜津脇といった種子島の各集落の人々が、夏を中心に数か月間、季節移住して漁業を営んでいました。このときの記憶をしつかりと持っている漁師さんたち、まだまだいらっしやいます。自分たちが馬毛島に渡っていた頃、こんなことができたんだ、あんな経験をしたんだ、そんな話をですね、

もう生き生きと話してくださいませ。

この生活の糧を豊富にもたらす馬毛島は、先人の方々にしたら、ごく自然に信仰の対象になったのでしょう。住吉形之山の八幡宮を招いたとされる葉山神社として祭るところやえびす様を祭るほこら、自然石を立てて祈るところなど、各所に信仰の場があり、何百年にも続いた信仰遺跡の調査も種子島の歴史と文化の解明に必要なと下野先生は指摘しています。

これは宗教の話をしているわけではありません。種子島の島民が、生活の糧を豊富にもたらしてくれる馬毛島へ季節移住して、そこで生活するうちに、馬毛島へ感謝する祈りの気持ちで湧き、ほこらが建ち、島自体が信仰の対象になる。それを朝な夕な、その姿を見て清められ、力が湧いてくると、情感が湧いてくるという文化の話をしているのです。

好条件の漁場として、売上げを上げるための漁場として馬毛島があるなら、魚が捕れなくなったら、ほかに魚が捕れる漁場へ移動することになります。この場合は、馬毛島はその漁場としての機能しか評価として他人に見られていないので、その代わりを探すことができます。

しかし、今話している種子島の先人が関わってきた文化としての馬毛島は、生活と信仰が場を介して結びついています。単なる漁場としての馬毛島ではなく、種子島の島民の生活と不可分な土地であって、ほかの場所と交換することはできないのです。

馬毛島に季節移住して漁労に励んでいた時代に戻れと言っているわけではありません。そうではなくて、私たちはどこから来てどこへ行くのかというルーツ、そして未来の話なのです。郷土の歴史や文化をたどることによって、自分はどの文脈を生きてきて、今後、どのように生きていくのか、もっとシンプルに言えば、私たちの生き方の話なのです。

『世界でいちばん貧しい大統領』という絵本があります。南米ウルグアイのホセ・ムヒカ元大統領が、二〇一二年のブラジルのリオデジャネイロで行われた国連持続可能な開発会議で世界から称賛を受けたスピーチを扱った絵本です。

私の娘が最近何度も読んでいる絵本なのですが、この本でムヒカ大統領が言っているのが、持続可能な世界にしていくには、皆さんの生き方を見直す必要があるということです。人間は、安心・安全な生活を目指して文明を発展させて、便利で快適なものを多く作り出しました。そして、さらにそれらを合理的に増やして広げていくために、生産や流通、市場といったシステムをつくり出してきました。しかし、それらシステムが合理的に振る舞うほど、人間はそのシステムを回し続けることに追われるとムヒカ大統領は言うのです。

ムヒカ大統領の例えでは、ウルグアイでは、かつて長時間労働が問題となり、国や企業との大変な交渉の末、正規の就労時間を六時間にしました。にもかかわらず、国民の労働時間はそのときより増えていくというのです。国民は車やバイク、家や洋服、様々な品物

をローンで買うことになり、その支払いのために、今ではかつてより長く働くことになったというのです。

ですから、ムヒカ大統領は、発展とは人の幸福を損なうものであってはならないと強調します。物質的に豊かになるのが発展ではなくて、人間が生きる上で最低の土台、家族や友人をもって人と人が幸せな関係を築けるようにすることが発展と言います。

私の娘は絵本の中に描かれるシステムが覆う世界の絵を見て、子どもながらに不安を感じたのか、聞かれた親が不安になるような鋭い質問がしばらく続きました。

少々話が飛躍したので、馬毛島の魚の話をしめます。今の時代、魚を手に入れようと思ったら、お店でお金を支払えば、魚は手に入ります。ですから、その魚を誰がどんな場所で、どんな思いで捕ってきたか、かつてのように、私が、生きる糧をもたらす馬毛島に感謝の祈りをささげなければなどと考える必要はありません。手に入れたものは、持っていた貨幣と等価交換した魚という商品があるだけです。これは、馬毛島へ季節移住をして、集団で漁労生活を営み、みんなで祈りをささげていた時代に先人が手にしていた魚と、たとえ同じ魚、例えばトビウオだとしても、大分違います。

社会が大規模・複雑化する上では、流通などのシステムは必要不可欠ですが、注意しないといけないのが、便利だからシステムを利用していたはずが、気がつくくと、システムに自分が使われるようになるというムヒカ大統領の指摘です。

魚を手に入れるという行為でいえば、魚はお金で買うだけなので、その背景にある人々の働きや魚や漁場への思いを考える必要はないと言いましたが、その場合、魚を売る側にとつても、魚を買う人には興味がないのです。ただお金を払ってくれば、それでいいのですから。つまり、魚を手にする人は誰でもいい。売手にとって、買手は交換可能な人なのです。

馬毛島に話を戻します。漁業基地と呼ばれるかやぶきの小屋群を建てて、何か月も集団生活しながら漁業生活を営み、社会を形成した時代は、お金で解決する、つまりシステムを頼る時代ではありません。みんながお互いさま、お互い協力し合って夏の馬毛島移住の準備をして、小屋を建てたり直したりして、手を取り合いながら漁労生活を送り、感謝と祈りをささげ、ようやく一年を無事に過ごしていたのです。この営みに関わりながら魚を手にする人は、地域社会の顔の見える住人であつて、交換は不可能なのです。つまり、これがかつての地域社会だったのです。

昭和四十年に下野敏見先生と共に島を訪れた民俗学者の宮本常一先生は、馬毛島で、この営みは我が国の居住の成立を考える上で非常に貴重な資料だと語っております。

民俗学の創始者という柳田國男先生ですが、その弟子でもある宮本常一先生は、柳田先生の特に後期の特徴である、大きく一くくりに語る日本人像とは一線を画し、そこからこぼれ落ちる小さな日本人像をも細かく記録し、日本各地をその足で歩き回った方です。

この宮本常一先生が記録した日本各地の土地や風土に根差した文化や歴史、そして日本人の多様な暮らし方は、働き方改革やダイバーシティ、まさに多様なことですが、それが議論される今の時代にあつて大変参考になるものです。その貴重な一つの資料が、種子島と馬毛島の歴史的な関わりに残されているのです。

○議長（川村孝則君） 宇野議員、少し取りまとめてもらえませんか。

○五番（宇野裕未さん） 昭和四十年に、引き続き、すみません、話させてください。

昭和四十年に、宮本常一先生の馬毛島訪問の際、島を案内した下野敏見先生は今年の三月に亡くなられたと先ほど申しました。先生が長年研究されてきた書類や資料等の全てが本市に寄贈されることになり、その関連予算を含めた補正予算が先ほど採択されたところです。

その一方で、この九月議会で、下野先生や宮本先生が歩いていたであろう馬毛島の道が、ただただ行政手続として、そしてそれ以上の説明もなく、廃止が決定されようとしています。私は、下野先生が西之表市の市民にどうか立ち止まって考えてほしいと語っているようではありません。

私たちは、先人たちから受け継がれてきた文化や歴史を含めて馬毛島の土地を守り、後世に語り継いでいかないといけないのです。この島の文化、歴史の継承、伝承がなくなってしまう、先人が暮ら

してきた形跡までもが重機が削り取り埋め立てられてしまったとき、私たち島民はただ行政的な管理の対象となり、人間が人口というただの数字になってしまわないか心配でなりません。地域社会とは何でしょうか。ただのシステムに没してしまつたら、人の顔はなくなります。馬毛島と種子島の先人たちの関わり方が、私たちの人間らしい未来への道も示しているように感じます。まさに今、この議場が、私たちの生き方、未来が問われる岐路となっておりますので、もう少しお付き合いください。

基地問題に賛成、容認、反対、たとえ立場は違つていても、島で暮らす私たちの姿を失わないために、先人との対話を今後も続けていくためにも、同僚議員の皆さんには、本議案に反対を表明していただきたくお願い申し上げます。

そして市長、市長は、新たな局面を迎えたとして、今年の二月以降、失うものが多く、同意できないという信念に蓋をし、現実的な行政手続への対応については、市民の安心・安全や幸福の追求に対して責務があるので、その時点で取り得る最大限の対処をしてきているという説明も受けました。しかし、誰にとつての幸福の追求なのでしょうか。

これまでの一般質問でも再三指摘させていただいているように、国防に関することは国家の専管事項だとしても、地方自治体の権利の制限がなされ得る事態に対しては、地方自治法においても憲法においても、地方自治体の意見を尊重し法整備をすることと市長自身

もおつしやつていました。一般の一般質問で、私も馬毛島基地整備関連法を整備すべき、それを国や国会へ求めるべきと提言させていただきました。同僚議員からは、米軍基地は自治権を制限するが、馬毛島にできるのは自衛隊基地だから当たらないとの指摘もありましたが、であるならば、なぜ、今回、米軍再編交付金が下りてくるという指定の決定がなされたのでしょうか。

防衛省も、明確に米軍空母艦載機の訓練を行うと言っているのです。仮に自衛隊基地だとしても、米軍も使用すると説明しております。アメリカ本国でも地域住民の負担から実施が困難な空母艦載機の夜間離発着訓練が行われようとしているのです。これに関し、市長は基地整備への賛否は関係ない行政手続とおつしやいます。しかし、防衛省は基地用地と言っております。

先ほど、これまでも馬毛島学校跡地や市道の文化・歴史的価値を申し上げました。市長の市史編さんや馬毛島利活用案はどこへ行ったのでしょうか。再度元の主張に戻り、この議案に対しても廃案にしてほしい、そのことを強く要望して反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 議案第四九号、財産の処分について、原案に対して賛成、委員長報告に反対として討論を行いたいと思います。まず、議案第四九号の財産の処分、馬毛島小中学校跡地について

は、馬毛島小中学校は、先ほども同僚議員が申し上げましたけれども、経年劣化により損傷が著しいなど、そのままの状態にしておくことは非常に危険であるという現状でございます。

それを踏まえれば、馬毛島の自然環境、歴史、文化的な資産を後世に残すべき貴重な財産として捉え、旧馬毛島小中学校を拠点として実施をしていた体験学習などの馬毛島の利活用については、防衛省が提案する葉山漁港周辺の交流の場の活用について、よく相談をしながら検討を進めていくことが現実的な対応ではないかというふうに思っております。

また、九月五日に、西之表市と防衛省との協議の場において、防衛省としても、市が馬毛島小中学校のあかし、看板や机、椅子など、それから写真などの記録を葉山漁港周辺の新しい交流施設に展示したいとお考えであれば、今後、市から具体的なお話を伺った上で調整をしてみたいとも申しております。

一方、学校跡地の価格につきましても、市が評価した価格より、防衛省が提示した価格が上回っているのが事実でございます。安いといった指摘は当たらない。

また、防衛省は、協議の場を通じて、しっかりと市に対して説明をしてきたというふうに思います。急な申出にも限りませず防衛省は対応し、十三日の馬毛島への立入りも実現されました。委員会は現状を把握されてきたものと私は承知をしております。その中で、防衛省としても現実的な対応をしているものと把握しており、利益

を守ることもつなげる努力をしておるということを思っております。

以上の観点から、私は原案に対して賛成、委員長報告に対して反対ということで討論をさせていただきます。

○議長（川村孝則君） 原案について反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第四九号、財産の処分について、原案に反対、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今、馬毛島問題をめぐって日々変わっていく情勢に、多くの住民がとても不安な気持ちを抱いております。

岸田政権が狙う戦争する国造りと馬毛島問題と直結している案件であると指摘をいたします。第二次安倍政権で強行採決された安保法制の下、戦争する国造りに向けた日米軍事同盟強化が図られています。今、米国と中国の覇権争いが激しくなる中で、台湾有事を想定した日米合同訓練が相次ぎ、それと一体に共同作戦づくりも進んでおります。中国が定める第一列島線に対応する形で、沖縄から鹿児島にかけて南西諸島に自衛隊のミサイル部隊が配備されています。馬毛島は、その中で重要な位置を占めることになっていきます。

防衛省は、馬毛島基地（仮称）は自衛隊が訓練場として使用し、その中で、米軍FCLPに使用することを検討と説明しておりますが、これは米軍FCLP基地計画を過小に覆い隠すものであり、あくまでも中心は米軍FCLP基地である。米軍のために自衛隊基地

が造られ、米軍に提供される。これが馬毛島基地建設の本質であり
ます。

この馬毛島で行うとされるFCLPは、日本の防衛とは全く無縁
の訓練です。暗闇に紛れて海上の空母から敵地に出撃し戻ってくる
任務を遂行する空母艦載機の訓練は、夜間が中心となります。同訓
練が集中した厚木基地では、住民が静かな夜を返せと米軍機の飛行
差止めや爆音被害への補償を求める裁判闘争を行い、受忍限度を超
えており違法という判決が何度も出されてきました。この厚
木基地ですら午後十時までの訓練であるのに対し、馬毛島では深夜
三時まで米軍によるFCLP訓練が行われるということを防衛省は
言ってはばかりません。

もし住民被害がもたらされたとしても、在日米軍に特権を与える
日米地位協定によって、米軍の横暴な訓練を日本政府が止めること
はできない現状にあります。

さらに、米軍FCLPに加えて、陸海空の自衛隊の訓練について、
防衛省の説明では、殴り込み部隊である米海兵隊が沖縄で行ってい
る訓練と同様のものが示されております。

馬毛島への基地建設は、施行から七年となった安保法制の下で、
真つさらな土地に大規模な自衛隊施設を建設しアメリカに提供する、
いまだかつてない計画であります。アメリカの世界戦略に従い、戦
争する自衛隊を具体化するものであります。これは安保法制の下、
今後、馬毛島が米軍の出撃基地となり、その反撃の的となってしま

う、こういう可能性を持つことを意味しています。

それでは、馬毛島基地建設計画の問題点は何かといいますと、第
一には、アメリカ言いなりに、民意無視と住民分断の計画です。二
〇二一年一月の市長選挙で、基地建設に反対を表明していた八坂市
長が当選し、基地計画反対の民意が示されたにもかかわらず、防衛
省は強引にボーリング調査を行いました。環境アセスにも着手しま
した。そして、基地建設を容認、黙認すれば莫大な金を落とし、反
対すれば減額やゼロにするという基地再編交付金をぶら下げ、あめ
とむちで、過疎化と地域の衰退に苦しむ住民を分断しようとしてい
ます。あめは米軍再編交付金、自衛隊官舎などと言われます。交付
金はあめと同じ、いずれなくなります。しかし、皆さん、むちはど
うでしょうか。今は、むちの実感は、私たち住民は持っていない人
が多いのだと思います。むちは、皆さん、未来永劫、この地位協定の
下、私たちの地元が続きます。事件、事故がきつとたくさん増えて
いくと思います。

皆さん、本来、国が行うべきは何でしょうか。私たちのような地
理的不利益を抱える離島において、地域の小規模家庭経営の農業を
支える農産物の価格保障や農家の所得補償ではありませんか。豊か
な漁場を守り、漁業者のなりわいを支えること、それこそ国の役割
だと思えます。そして、地域の特性と自然を生かした観光の振興、
医療、福祉や教育の充実で、安心して暮らし続けられる仕組みをつ
くることです。国はその責任を放棄しておいて、その地方の混乱に

乗じて、基地再編交付金で自治体と住民を懐柔することは、断じて許されません。

住民にとって馬毛島は宝の島、心のふるさと、同胞の島といわれる馬毛島を、アメリカに要求されるがままに、各地で嫌われてきたFCLP訓練場として恒久的な訓練基地を建設する政府は、一体、どこの国の政府なのでしょうか。誰のための政府なのでしょうか。

これがこの馬毛島問題でも大きく問われます。

第二に、環境破壊を前提にした計画です。馬毛島への基地建設は、貴重で多様な生物たちの生息地を奪う、自然環境を破壊する計画です。環境省のレッドリストに登録されているマゲシカや天然記念物のオカヤドカリが生息し、ウミガメの産卵地でもあります。

また、弥生時代の人骨が見つかった椎ノ木遺跡、室町時代から江戸時代の人骨なども見つかった葉山王籠遺跡など、島や地域の歴史を知る貴重な文化財も壊してしまう計画になっているのではないのでしょうか。

第三に、この計画が税金の無駄遣いであることも指摘しなければなりません。馬毛島の買収額は、土地鑑定額の四倍もの、百六十億円もの額となっています。これは地権者が行った違法な乱開発を経費として税金で賄ったことになります。また、この買収費用は、辺野古新基地建設の予算を流用していたことも国会で既に明らかになっております。馬毛島新基地建設の総工費はまだ明らかになっておりません。一体どこまで巨額な税金が投入されていくのか不明で

す。

沖縄の辺野古新基地建設を大争点として戦われた沖縄県知事選挙では、一ミリもぶれていないと、新基地建設反対を主張してきた玉城デニー知事が再選を果たしました。沖縄では四回も民意が表れているにもかかわらず、辺野古のきれいな海に土砂を投入し続けています。国は、選挙で勝っても、こういうことをやってきます。

皆さん、私たちは、さきの市長選挙、この馬毛島の基地建設が大争点となりました。この大争点となった選挙で、政権が全権力をかけて、この種子島に、この選挙に挑んだと思います。それにもかかわらず、私たち住民は、基地建設を容認しない八板市長を選びました。これは私たち基地建設反対の民意が強く、強固なものだったのではないかと、私は反対側の勝利だと今でも思います。

ですから、一年前のあの教訓に私たちは戻るべきだと思います。市長もぜひ一年前の教訓に戻ってください。私たちは基地建設反対だ、その原点に戻ってください。

私たちは、この間、ロシアによるウクライナ侵略で明らかになったように、軍事対軍事では平和はつくれないこと、岸田政権が進めようとしている軍事費二倍化を目指す軍拡競争では、日本の平和も国民の暮らしも壊されてしまうこと、馬毛島への基地建設は、住民の安心・安全な日常と豊かな自然環境、それによるなりわいを壊すものであることを広く市民に訴え、皆さんと一緒に、馬毛島の基地建設を中止するために全力を尽くしてまいります。基地に頼らない

島の振興策を提案しながら、基地は要らない、この世論を広げに広げ、基地に頼らない平和で安心な、自然豊かな種子島の未来と憲法を暮らしに生かした平和な日本を築くために、声を上げて頑張ってください。

市長そして基地推進をする議員の皆さん、これから負の遺産に対してどのように責任を取るのでしょうか。これから爆音が予想されます。そしてまた、もし万が一、基地ができてしまえば、日米地位協定の下で今のようなのんびりとした平穏な暮らしはできません。今から引き返すことはできません。市長、学校跡地財産処分を取下げ、この場でおおかつ求めたいと思います。そして、私たちの心のふるさと、この種子島を軍事基地にしない、馬毛島も軍事基地にしない、そういうことを強く強く求めまして討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 原案について反対討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） それでは、議案第四九号に反対、委員長報告に賛成の討論を行いたいと思います。

今回の馬毛島の市有地及び市有財産の売却について、そもそも市長は、行政手続にすぎない、政治判断ではないかのような発言をされていますが、これまで市長が述べられている馬毛島基地問題には

同意、不同意を示すことは現状ではできないという、まさに市長の政治姿勢を自らほごにするものです。

九月二日金曜日に始まりました九月議会での所信表明、そして翌月曜日です。週末を挟んだ翌月曜日、九月五日には、何と防衛省からの払下げ申請書を受理しています。特にこの市有地売却についての議会への提案については、全く市民不在で進められています。

最初に申し上げます。市民に課題を提供し、市民に決定してもらいたい、こう言われたのは市長自らの発言です。誠に残念であり、今後長く本市の歴史に汚点を示しているのではないかと考えます。それでは、その他反対の理由を述べます。

防衛省による馬毛島の全島取得は、現時点では実現していないと認識しております。市長の馬毛島活用計画はどこに行ったのでしょうか。今後も、葉山漁港近くの交流施設の整備についても、いまだ場所も含めて具体的な提案も、土地の確認すらできていません。

まして、今回の土地の売却について、このような具体的な葉山漁港の交流関係の施設等についての契約も成立していません。土地の売却は急ぎ、一体、西之表市は何を得るのでしょうか。この点について市長からの説明は一切ありません。一度売却契約が成立すると、ふだんから市長が述べられている市民の安全・安心最優先の政策はどこでどう担保するのでしょうか。市民の利益を少しでも多く得たいと、これもまた市長が述べられています。しかし、市有地売却ということになれば、交渉力は喪失して、まさに防衛省からの提案

をそのまま受け入れるしか選択肢がなくなります。

これまで市長は、米軍が直接利用する馬毛島基地計画に対しては、日米地位協定の問題点を繰り返し述べられてきました。種子島上空を飛ばないという防衛省の説明に対し、具体的に法的拘束力を得ることはできないと、これもまた市長が述べられています。先は見通せません。住民の基地による不安解消は実に困難な交渉です。だからこそ、市長がたった一人でこの問題に対処することはできません。今回の馬毛島市有地売却をこの唐突に、説明不足の中、議会に提案し、市民に同意を求めようとするのは、これまで市長を後押ししてきた市民たちには、私たちには到底受け入れられません。九月二日から本日まで市長にいま一度の慎重な対応を求め、お願いしてきた市民の声に、また願いに応えられない市長は、どうこれから釈明するのでしょうか。

いま一度申し上げます。九月五日、熊本防衛支局から西之表八板市長宛てに提案されている払下げ申請書にはこう書かれてあります。南西地域における防衛体制の充実の観点から、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練のために使用され、併せて米軍の空母艦載機着陸訓練の恒久的な施設として使用される施設等を整備するため、当該用地を取得する必要があるためと明確に書いてあります。事務手続と説明がありました。基地整備に直結しているんです。

改めて、この九月五日から九月九日の議会への議案提案に至った

経緯を振り返りますと、本日最終本会議に、ようやくと私たちはこの公共施設等管理運用検討委員会の議論の会議録を手にすることができました。大変驚きました。私たちは、議員それぞれ、そして市長も含め職員の皆さんは、一般の市民の皆さんよりもより多くの情報を得る、早く得たり、そしてまた日常生活よりも一歩も二歩も先を考えて様々な行政手続の判断を求められています。

先ほどの検討委員会の議事録で、跡地が例えば基地施設の用地として直接的に整備されることはないと認識していると、あたかも言い訳のように書かれてありますが、直接的な利用がどうであるかということではありません。なぜ防衛省が、西之表市が馬毛島の利活用計画をしたい、市長が再三にわたってあの土地の利用を大事だと言っているにもかかわらず、なぜ防衛省が土地を求めているんですか。基地整備計画なんです。

私は、先ほども申し上げたとおり、一般市民の方々のために、行政手続というものが大変気になります。この庁内検討会で、会議録を見ますと、改めて職員の皆さんに申し上げますが、市長が常日頃言っているこの基地整備の問題点、また市民がつい先頃まで真夜中のデモフライトを求めている、そのようなやり取りも十分に認知されているここにいらっしやる職員の皆さんが、今回の馬毛島の市有地の売却について、一言もその基地ができることによるデメリット、もちろんメリットについてもあまり具体的に書かれてありませんが、議論されておりません。私は強く、副市長をはじめとするこの委員

会の中で、市長が常日頃、基地に同意できないというために政策を掲げて当選されているにもかかわらず、この大事な案件で、その内容が一切、一顧だに議論もされていないということについて大変憤りを感じます。

加えて申し上げます。馬毛島の土地は、普通の一般、普通財産ではありません。学校用地です。先ほど来同僚議員が述べられているように、馬毛島と種子島の歴史だけではなく、あの土地で暮らしてきた皆さんの思い出であり、歴史的遺産であり、その土地の売却については、市民に広く十分な説明と判断の時間を求めるべきではありませんか。

今回の提案がですね、行政手続です、瑕疵がなければ受理します。大変驚きました。市長は再三、市民に対して、馬毛島の土地は売りにたくないんです、馬毛島を活用したいんですというふうに述べられてきたんです。つい先頃の八月二日、非常に機会が少ない、市長自らが市民に対する対話の中で、八月二十日です。利活用計画の中で、学校跡地については重要な拠点として使うという考えを持っており、防衛省は取得したいと言っており、考えが異なっているのです、売るといふことは考えていない、市民にこのように回答されているんです。職員の皆さん全員知っていらつしやるはずです。副市長は当然御存じです。であるのであれば、先ほど財産監理課長が、事務手続があれば受けざるを得ないんです、瑕疵がなければ受けざるを得ないんですという回答は甚だ遺憾であります。そういう手続であ

るんであれば、当初から十分に庁内で協議をし、その旨、議会にも報告すべきであります。

もう一点、今回の提案について反対の理由がございます。誠に残念ながら、私たちは、この後、問責決議案も提案をしなければなりません。その理由の一つは議会軽視です。

先ほどから申し上げているとおり、今回の議案の提案は、つい先頃まで、土地の売却はしたくないという市長の説明にあったにもかかわらず、急転直下、九月の二日の所信表明、九月五日の防衛省の協議、そして九月九日の議案提案でした。

ずっと尋ねてきたんですね。一体、何を西之表市は得るんですか。西之表市のメリット、市民にとってのメリットは何なんですか。答えは、行政手続ですと。

ところが、九月二十八日、防衛省から米軍再編関連の特定周辺市町村に西之表市も指定されました。米軍再編交付金の在り方については、再三、私たちも馬毛島対策特別委員会ですとか、説明を求めました。私たちはそもそも市長と同じ、市民の負託を受けた議員であります。議会であります。今回も、西之表市の将来の右と左に分かれるような大変重要な決断を私たち議会も求められています。にもかかわらず、この米軍再編交付金の指定については全く説明がありません。これまでどういう協議が行われ、どのような手続なされるのか。

先日、企画課長のほうからですね、九月二十日になって防衛省か

らの来庁があり説明があったと。レクチャーも受けましたと。私たちはその内容も事後報告であり、しかもここに至るまでの経過は一切説明がないんです。これほど議会軽視であるんでしょうか。

市長がふだんから言ってるっしやる市民のメリット、それもあります。デメリットもあります。ずっとこの議会は再三にわたり基地問題として取り上げてきたんです。なぜ職員の皆さんが、経験豊かな職員の皆様が、この土地の売却について、十分に時間をかけ議論しなければならぬというときにですね、こういうように至ったのか、深い疑念が残ります。皆さんは本当に今後将来にわたって様々な基地問題が発生するときに責任を取れるんでしょうか。

大変残念な思いであり、最後までですね、この議案に関しては、市長があくまでも事務手続であり基地問題と切り離すというふうな発言をされていらっしやることですね、あたかも市民を誤解するような意図が含まれているのではないかとすら考えられるような、深刻な瑕疵がある議案であると指摘して、到底賛同できるものではありませんので、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

この採決は電子表決により行います。

原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

△議案第五三号 八板俊輔西之表市長に対する問責決議について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二八、議案第五三号、八板俊

輔西之表市長に対する問責決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 議案第五三号、八板俊輔西之表市長に対する問責決議について。

西之表市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

提出者、西之表市議会議員、宇野裕未、橋口好文。
読み上げて説明に代えさせていただきます。

八板俊輔西之表市長に対する問責決議

八板市長は、二〇一七年及び二〇二一年の二度の市長選挙において、馬毛島への軍事施設建設に反対することを公約に掲げて当選し、市民の負託を受けている。

しかし、二〇二二年一月以降、新たな局面を迎えたとし、基地計画に対する賛否について明言を避け、基地計画に反対の立場の市民はもちろんのこと、賛成又は容認の立場の市民にまでも混乱を招き、市長がかねてから懸念していた市民の分断をより加速させた。

二〇二二年三月二日開会の令和三年第一回市議会定例会の施政方針においては、選択の岐路に立つ市民の道しるべとなるべく、責任の重さを改めてかみしめたところでありますと述べていた決意とは大きく異なっている事態や以下のような八板市長の対応に対して、多くの市民が不安を覚えている。

一、市民への十分な説明や対話不足。

(一) 二〇二二年一月に行われた市民からの意見聴取の在り方は、一方的に市長から選別された業界団体関係者が主であって、僅か百六十人足らずからの意見聴取をもって市民の不安と期待と捉えており、広く市民が意見を述べる機会とは言い難い、偏ったものであった。議会においては、その後も再三、幅広い市民からの意見聴取を求めたにもかかわらず、そのような機会は開かれなかった。

(二) 二〇二二年八月十六日から二十二日までの市民への説明会については、自ら作成した防衛省への確認事項二十一項目についての回答書の内容に限定した説明会を呼びかけたが、周知期間が短かったこともあり、参加者数から判断しても、市民全体が幅広く参加できたとは言えない。さらに二十日の説明会においては、市長は馬毛島市有地売却の考えはないと明言していたにもかかわらず、九月九日には追加議案として売却案を議会に提案し、市民を深く混乱させている。

二、二元代表制の一翼を担う議会を著しく軽視した行動。

(一) 馬毛島葉山漁港浚渫工事については、議会で議論がなされていたにもかかわらず、議会に対して明確な説明もなく、防衛省との経過説明もないまま、令和四年第一回市議会定例会閉会日である二〇二二年三月二十九日に同意した。このことは二元代表制の一翼を担う議会を著しく軽視したものと云わざるを得ない。

(二) 二〇二二年七月、防衛省に提出した確認事項二十一項目については、提出日の前日に報告、説明があり、内容に対して議会の意見を盛り込めない一方的なものであった。

(三) 二〇二二年九月二日開会の令和四年第三回市議会定例会の所信表明以降、九月五日の防衛省との協議を経て、九月九日には馬毛島の市有地売却を含めた三つの議案が追加提案された。この行為はこれまでの市長方針とは全く異なっており、加えて防衛省との交渉内容の説明や議事録、庁内会議等の記録など十分な情報提供がな

されておらず、議案提案の在り方が拙速であり、議会軽視は看過できない。

以上のような対応は、基地計画に賛成、反対にかかわらず、市民の期待や不安の解消に応えるものとはなっていない。

よって、本市議会は八板俊輔西之表市長の責任をここに強く問い、猛省を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和四年九月三十日、鹿児島県西之表市議会。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 説明に対し、御質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、討論に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 問責決議案に賛成の討論をいたします。

誠に残念でなりません。基地、軍事施設整備には賛同できない、反対すると公約に掲げた市長に対し、これまでの行動や発言を厳しくその責任を問うものです。

二〇二〇年十月七日、馬毛島問題の所見の中で、心配されることとして、日米地位協定、例えば、米軍機の飛行ルートを決め、絶対に騒音の影響が出ないように約束したとします。約束を守らなくても、日本政府はやめさせる権限のない実態がある。施設整備案で、将来、米軍、自衛隊双方の訓練が集中する可能性があり、騒音、環境汚染などの各種被害の拡大が懸念されます。

また、未来への責任というタイトルで、国も地方自治体も国民の幸福を求めています。上下関係ではなく対等な、補い合う関係です。理解不十分のまま、なし崩し的に進められる懸念が残ります。かかる状況から、国の計画に地元首長として同意できないとの判断に至っています。私はこの考えを国に伝えようと思います。

そして、令和二年二月二十日です。二月十八日、土地取得前の設計作業、またその経費の在日米軍等駐留関連諸費を流用していることに対し、施設整備については、まだ決定がなされていない段階での国の対応は、甚だ遺憾である。

令和三年一月八日、抗議文。詳細検討及び外周道路の整備に係る入札公告の実施は、地元軽視と言わざるを得ず、強引に計画を進め

ていく姿勢は到底容認できるものではない。遺憾の意を伝え、強く抗議するとともに、入札行為を撤回するよう求める。

令和三年二月二日、要請文。西之表市のまちづくりを託された市長として、以下を強く要請します。詳細検討及び外周道路の整備に係る入札行為を撤回すること。海上ボーリング調査を中止すること。環境影響評価を実施しないこと。

さらに、令和三年四月二十日、デモフライトについて、その方法等、地元相談もなく、一方的に決められたものです。実際の訓練には程遠く、正確性に欠け、住民間で混乱が生じないか懸念しています。計画推進に向けたデモフライトを実施することは、大変遺憾であります。

そもそも、二〇二一年三月二十三日、市長の馬毛島問題の基本的な政策方針については馬毛島対策特別委員会で述べられています。馬毛島問題への決意と対応というところです。日米安全保障条約とそれに基づく日米地位協定、ここでもまた問題を提起されています。私の考えは、失うものが大きく、同意できないというものであり、このことを市民に、県民に、そして日本国民に理解してもらおうまで粘り強く交渉したい。

先ほどの日米安全保障条約と日米地位協定等については、このようにも述べられています。米軍機はもともと高度も安全も何も守らず日本全国の空を飛んでいいと、日本の法律を変え、七十年間もそのままになっています。現状の法体系では、国民の安全・安心が守

られる環境にはないのです。

そして、馬毛島問題については、国と地方の関係において、あまりにもここに暮らす住民を置き去りにしていると感じています。航空法特例法が許されているから、米軍機が市内上空を低空飛行するのは当たり前という、占領下の世界が目前に迫っているわけです。

これ、市長、このときに、二〇二一年にもう既にこういうふうに述べられているんです。先頃の、今年七月、防衛省に再提出した二十項目、何と触れられていますか。再三、西之表市の上空は飛びませんという防衛省の回答に対して、何ら具体的に市長はこの点を追及していないんです。既にこの時点で、市長の認識は、米軍はどこでも飛べると、そういうことをちゃんとしっかり受け止められていらつしやるんです。

このような問題意識がある中で、粘り強く最後まで交渉したいとおっしゃっていただいたんですが、では、実際にこの間、市長は、先ほど申し上げたとおり、抗議文等を出されているんですが、実際に具体的にどう国民にこの問題を、馬毛島問題を提起したでしょうか。確かに月刊誌等で寄稿して、馬毛島問題等も提案されました。残念ながら、私の理解不足かもしれませんけれども、地元選出の、いわゆる与党系の国会議員の先生方には再三陳情に上がっているというふうに向っておりますが、この基地問題は明らかに国家戦略であり、国会の問題であり、国民の幅広い議論が必要であるのに対して、一体、十分に市長は働きかけていただいたんでしょうか。

さらに、市長はこう述べられています。国の意向に左右され、地元住民に諦めが広がり、地域社会の未来を自分たちの意思と行動でつくり上げていく意欲が失われ、住民から主体性を剥ぎ取るうとする地域社会構造をつくることは、これまでの事例等も参考に、避けなければならぬ大きな課題だと捉えています。

さらに、この年はですね、四月から新たな組織を設け、問題対処に対して専任体制をききたいということまで述べられております。結果、いかがでしょうか。この間、ボーリング調査も行われ、馬毛島の浚渫工事は行われ、ついには馬毛島の市有財産も、市民の幅広い理解を得ることなく、議会に提案されてしまいました。

先ほど、私は、職員の皆さんにも副市長に対しても大変厳しい評価をいたしました。実際、職員の皆さんに対する信頼ですとか期待ですとかといった部分については、大幅に落ちてしまったことは否めないと思います。

しかし、あえて申し上げます。全ての責任は市長にあります。このような職員の認識ですとか問題の共有ですとか、本当に十分だったんでしょいか。ましてや、議会に対して、私たちは明らかに情報が不足していると訴えます。九月二日、市長の所信表明、九月五日、防衛省訪問、その他防衛省との協議の場等についても事後報告のみであり、交付金についても説明がありませんでした。先ほどの担当課長の説明でも、払下げは申請があれば事務手続ですと。全く混乱いたします。

市長自らがですね、議会を分断し、市民を分断していると、誠に残念な状況であるということを訴えて、この問責決議案に賛成の討論いたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成少数であります。

よって、本案は否決されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） 令和四年第三回市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議長をはじめ議員の皆様には、感染防止対策に取り組みながら議会運営に御苦労されましたことに対して心より敬意を表し、感謝申し上げます。

九月二日に開会いたしました九月議会は、本日三十日までの十六日間、追加議案も含めて提出議案について熱心に御審議を賜りました。特に本日は長時間での御審議、誠にありがとうございました。いただきました御意見や御指摘事項については真摯に受け止め、市政運営に努めていきます。

さて、今定例会は、馬毛島の問題で厳しい局面を迎えた議会でありました。九月二日の所信表明で、私は、現時点で同意、不同意が言える状況にはないと申し上げました。その直後の防衛省とのやり取りを通じて行政手続を進める形となり、今回、追加議案として議会に提出し、御審議をいただきました。一般質問、委員会審議等の中で議員の皆様からいただいた御意見や御指摘を真摯に受け止め、これからも引き続き国と向き合い、課題解決に向けて粘り強く取組を続けてまいります。

九月十七日から十九日にかけての猛烈な台風十四号は、本市にお

いては、避難指示の最上位、緊急安全確保の発令を行うほどの、かつて経験したことのない危険な台風でありました。急遽、高潮の危険情報もあり、通常よりも避難所の数も増やしました。また、今回から各消防分団員が市職員と共に各避難所の運営に携わっていただいたことに対し、感謝申し上げます。被害等の状況については、大小含めてかなりの数がありました。復旧は進んでおり、現在も完全復旧に向けて全力で対応しているところであります。

新型コロナウイルス感染症については、感染者数も減少傾向にありますが、今後も感染症に対する強い警戒感を維持しつつ、一日も早く、安心して通常の生活に戻れるように、市民の皆様と一丸となった感染防止に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、まだまだ暑い日が続きますが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、市政発展のために御活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

九月定例会市議会は九月二日開会され、二十九日間という長きにわたる会期でしたが、本日、最終本会議も時間延長を行い、議員、理事者各位、真摯に御議論いただき、無事閉会の運びとなりましたこ

とに感謝を申し上げます。

本定例会に上程された議案及び請願書等、一部を除き、全て可決採択されました。また、本定例会では、会期中に令和三年度の一般会計及び特別会計の決算審査も行い、田添委員長はじめ決算委員の皆様さん、大変御苦労さまでございました。当局におかれては、補正予算審査及び決算審査における指摘、要望等については真摯に受け止めていただき、適宜適切な対応をお願いいたします。

今般の国内情勢は、新型コロナウイルス感染症対策やドル高円安等による物価高騰対策等、国も地方自治体もその対応に追われている現況であります。そうした課題に対する補正予算も計上されてきたと考えております。

本定例会も、馬毛島問題に対して、多くの議員から一般質問が集中しました。また、追加上程された議案三件も馬毛島関連であり、委員会審査でも賛否両論、活発な意見が出ております。こうした中で、本日の最終本会議は、これまでもない時間を費やし、時間延長を行い、無事閉会をすることができました。そういう意味では、この馬毛島問題が本場に重要な時期に差しかかっていると云えます。今後も議論を重ねながら、本市にとってよりよい方向に市政が進むことを願ってやみません。

最後に、あしたから十月です。秋も深まりつつありますが、議員及び理事者各位、御自愛の上、御活躍されることを祈念して、閉会の挨拶いたします。

△閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和四年第三回西之表市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後八時十六分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

六 番 議 員

八 番 議 員